

阿見町議会会議録

平成25年第1回定例会

(平成25年3月5日～3月21日)

阿見町議会

平成25年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(3月5日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	10
・会議録署名議員の指名	10
・会期の決定	10
・諸般の報告	11
・常任委員会所管事務調査報告	12
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙	17
・議案第1号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	18
・議案第2号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	21
・議案第3号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	23
・議案第4号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	24
・議案第5号から議案第7号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	27
・議案第8号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	28
・議案第9号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	29
・議案第10号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	31
・議案第11号から議案第15号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	31
・議案第16号から議案第28号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	37
・議案第29号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	46
・議案第30号から議案第36号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	48
・議案第37号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	52
・議案第38号から議案第44号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	77
・議案第45号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	93
・議案第46号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	95
・議案第47号から議案第52号(上程, 説明, 採決)	96
・請願第1号(上程, 委員会付託)	97

・議案第46号（委員長報告，討論，採決）	394
・請願第1号（委員長報告，討論，採決）	395
・請願第2号（委員長報告，討論，採決）	396
・意見書案第1号（上程，説明，討論，採決）	398
・阿見町農業委員会委員の推薦（上程，説明，採決）	400
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査	400
○閉 会	400

第 1 回 定例会

阿見町告示第20号

平成25年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月26日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成25年3月5日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成25年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	3月5日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	3月6日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	3月7日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第4日	3月8日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第5日	3月9日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	3月10日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	3月11日	(月)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
第8日	3月12日	(火)	休	会	・議案調査
第9日	3月13日	(水)	午前10時	委員会	・民生教育（議案審査）
第10日	3月14日	(木)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第11日	3月15日	(金)	休	会	・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第12日	3月16日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	3月17日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	3月18日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	3月19日	(火)	休	会	・議案調査
第16日	3月20日	(水)	休	会	・議案調査
第17日	3月21日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[3 月 5 日]

平成25年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成25年3月5日（第1日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
17番	佐藤幸明君

○欠席議員

16番	吉田憲市君
18番	諏訪原実君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	坪田匡弘君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	横田健一君

生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
児童福祉課長	岡田 稔君
障害福祉課長	柴山義一君
健康づくり課長	篠山勝弘君
農業振興課長	村松利一君
環境政策課長	岡野 栄君
廃棄物対策課長	櫛田友治君
都市施設管理課長	柳生典昭君
下水道課長	菊池 彰君
水道課長	坪田 博君
学校教育課長	黒井 寛君
農業委員会事務局長	大塚康夫君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹 久

平成25年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成25年3月5日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について
- 日程第6 議案第1号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第2号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 阿見町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 阿見町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について
- 議案第6号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 議案第7号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 阿見町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 阿見町ふれあいの森条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 議案第12号 阿見町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 議案第13号 阿見町移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準に関する条例の制定について

- 議案第 1 4 号 阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 阿見町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第 1 6 号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 7 号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 8 号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 9 号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 0 号 阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 1 号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 2 号 阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第 2 3 号 阿見町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 2 4 号 阿見町都市公園条例の一部改正について
- 議案第 2 5 号 阿見町下水道条例の一部改正について
- 議案第 2 6 号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 2 7 号 阿見町地域振興基金条例の廃止について
- 議案第 2 8 号 阿見町農山漁村ふるさと事業基金条例の廃止について
- 日程第16 議案第 2 9 号 阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の一部改正について
- 日程第17 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度阿見町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第18 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度阿見町一般会計予算
- 日程第19 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度阿見町国民健康保険特別会計予算

- 議案第39号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第40号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第41号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第42号 平成25年度阿見町介護保険特別会計予算
- 議案第43号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第44号 平成25年度阿見町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第45号 町の区域の設定について
- 日程第21 議案第46号 町道路線の認定について
- 日程第22 議案第47号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 議案第48号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 議案第49号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 議案第50号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 議案第51号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 議案第52号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 日程第23 請願第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願
- 日程第24 請願第2号 阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願
- 日程第25 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（倉持松雄君） 大変長らくお待たせをいたしました。改めまして、おはようございます。ようやく定刻になりましたので、ただいまから平成25年第1回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（倉持松雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 野口雅弘君

4番 永井義一君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る2月26日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。それでは、会期の決定について御報告申し上げます。

平成25年第1回定例会につきましては、去る2月26日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から3月21日までの17日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、3月6日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

3日目、3月7日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

4日目、3月8日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、3月11日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。

8日目は休会で議案調査。

9日目、3月13日は委員会で、午前10時から民生教育常任委員会。

10日目、3月14日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

11日目から16日目までは休会で議案調査。

17日目、3月21日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いしまして、報告いたします。

○議長（倉持松雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月21日までの17日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの17日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第1号から議案第52号のほか、「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願、阿見の子どもたちを放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願、以上54件であります。

次に、監査委員から平成24年11月分から平成25年1月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明委員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成24年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、3月4日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務常任委員会及び民生教育常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、命によりまして、総務常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会は、1月25日、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部を視察研修してまいりました。出席議員は5名で、議会事務局から青山局長、執行部から川村消防長の出席をいただきました。

初めに、ひたちなか・東海広域事務組合の川崎次長さんから挨拶をいただきました。その中で、昭和57年に那珂湊、勝田、東海、2市1村の時代に組合が設立されたこと。その後、平成6年に那珂湊、勝田が行政合併をし、平成21年にひたちなか・東海ごみ処理及び消防広域化検討委員会が設置されたこと。消防本部は、ひたちなか市消防本部があった位置で、指令室の位置も本部と同じ位置にあり、人口は19万余になったこと。2市町村にまたがるひたちなか地区があり、常陸那珂港、火力発電所、東海の原子力発電所があり、広域化を進めなければならない事情があったことなどを話してくださいました。

質疑応答に入り、広域化によって安全安心面の向上はどのようになったのかという質疑があり、地域の特性として、国際流通拠点である茨城常陸那珂港、また港のひたちなか地区を共有しており、日立製作所を初めとする大規模工場、原子力関連施設が点在しており、有事の際に備えた万全の消防体制が求められている。広域化により複数の部隊を運用することができ、諸事の初動体制が強化されました。また、重複災害の場合にも活動範囲が行政地区にとどまることなく、横断的な対応が可能になり、被害を軽減することになりました。また、職員の教育や人事管理の強化を図ることができましたとの答弁がありました。

次に、消防車、救急車への通報後何分以内で作業を開始しているのかとの質疑があり、消防のほうで、放水開始までは6分30秒を超えると急激に延焼率が高まるため、消防隊は出動後6

分30秒以内に放水を開始しなければならない。消防隊が火災現場に到着後、放水を開始するまでの放水準備期間は平均2分です。よって、走行時間に与えられる時間は4分30秒であり、これを目安としています。また、救急車については、1秒でも早く現場に到着することが予後の経過を大きく左右しますので、消防車のような具体的な時間は設定していません。広域化前後の比較では、最も近くにいる救急車に出動体制をかけるシステムになっているため、市町村の行政界付近では、今までよりも早く到着できる地区があります。

次に、人事の体制や活動の変化について質疑があり、広域化を見据え、平成20年から人事交流を実施していましたので、広域化後の円滑な消防業務に大いに寄与しました。人事交流については、初年度の24年度は、災害現場に直接従事しない日勤者である総務課、警防課、防災指導課を中心にバランスよく人事配置を行いました。今後は市村間の隔たりを薄めながら交流を深めていきたい。各課日勤者の業務は、課員の増加を実施しないで移行したため、消防職員の増加、管轄面積の増加、防火対象物の増加、市村長部局から切り離すための事務量の増加など、広域前と比べて大幅に業務多忙になっていますとの答弁でした。

財政面での負担はどのようなになったかの質疑に対しましては、基本的に消防本部運営に要する経費については、当該年度の基準財政需要額50%プラス当該年度の各消防署に配置した人員数50%となっています。ただし、20万以上の施設修理費及び耐震補強工事を含んだ整備工事については、市村の単独負担となっていますとの答弁でした。

次に、消防団の管轄と連携について質疑があり、消防本部は1つに合併されましたが、消防団は変わることなく市と村に存続するため、管轄する市役所または村役場の担当部局で消防団事務をとることになりました。主な担当事務は、消防団車庫の管理、消防団車両の管理、消防出初め式の実施、その他関連事務の処理となっています。ただし、災害等に関する出動指令の伝達及び現場活動の指揮、火災予防に係る広報活動などについては、消防本部と市村の消防団担当部局において綿密な連携体制を構築することになっていますとの答弁でした。

自主防災組織につきましては、ひたちなか地区では81行政区があり80地区で設置されているが、東海地区では40行政区で現時点では10地区ぐらいなので、今後、村のほうで積極的に進めていくとのことでした。

また、ひたちなかでは、以前から、出初め式に自主防災組織が参加するというをやっています。約半分の400人が出初め式に参加をされていて、市民参加型の出初め式に一役買っているとの話がありました。これからの課題としては、給料の格差があるので、職員の士気が落ちないように、どのような形で落ちつかせていくべきなのか、そんな話もしてくださいました。

これで質疑を終わります。その後、指令センターを見学させていただき、実際に住民の安

全安心を守ることの大変さを実感してまいりました。

最後になりますが、大変お忙しい中、時間を割いて私たちに懇切丁寧な説明をしてくださいましたひたちなか・東海広域事務組合の横須賀事務長様、柳橋消防長様初め、関係の皆様には感謝を申し上げまして総務常任委員会の所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会副委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会副委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会副委員長（紙井和美君） 皆様、おはようございます。諏訪原実委員長が欠席のために、私からかわりに報告させていただきます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会は、去る1月28日から29日の2日間、大阪府箕面市に視察研修してまいりました。出席議員は6名で、議会事務局より1名、執行部より吉田障害福祉課長補佐の出席をいただきました。

今回の視察は、障害者就労支援制度をテーマとして先進的に行っているのはどこかと事前に調査いたしましたところ、大阪府箕面市が全国で先進的な施策を行っていることがわかり、研修してまいりました。

1日目は、まず箕面市役所におきまして、中山議会事務局総務課主査、執行部より長谷川障害福祉課長、下村障害福祉課長補佐、箕面市障害者事業団より栗原常務理事事務局長の御出席をいただき、約1時間にわたり研修を行いました。

箕面市は大阪の北部に位置し、面積は47.84平方キロメートル、人口13万2,000人の都市で、明治の森箕面国定公園を持つ自然豊かなベッドタウンです。また、財政規模は、当初予算約1,298億円であり、大阪市内にある住之江競艇場で競艇事業を実施しております。

では、ここで、委員から出た質問に答えさせていただく形の研修内容を報告させていただきます。

まず最初に、障害者事業団は今までどのような問題に取り組み、どのように改善してこられたのかという質問に対して、障害者事業団には3つの役割があり、1つは、直接事業団自身が障害者を雇う。2つ目は、一般企業への就労支援をする。3つ目は、社会的雇用の事業所への支援をするというものであります。

まず、直接雇用の部分については、どのように一緒に働けば仕事がうまくいくのかを常に積み重ねてきており、本人の了解を得た上で、直接雇用や実習受け入れの様子を事例としてホームページに公表しております。

一般企業への就労支援については、就労支援は国や県レベルの仕事であり、人口12万の市では無理だという国や大阪府の考え方に対して、少なくとも福祉事務所の所管する地域の中でし

ていくべきだと、市と事業団で強く訴えてまいりました。その結果、平成8年に、全国で6番目、人口10万規模では初めて認められ、雇用支援センターを設立した経緯がございます。このとき、一般就労支援を国の制度として行ったので、どれだけ企業を開拓できるか、また就職後の支援や企業の開拓——例えばパート募集のチラシが入れば、障害のある人の実習や作業をさせてくれるようお願いをして、修了者の集いを毎月設け、自発的に就職後の支援にも取り組んでまいりました。

障害者雇用については、今でこそ環境改善、職場を働きやすくする環境との関係ということが言われておりますが、当時は、障害者への訓練が重視されていた最後の時代でありました。もちろん、それを否定はいたしません、自閉症の人が職場で働く上で一番重要なのは、自閉症を理解する従業員をいかに増やすかが重要であります。そのために、今後も、企業に私たちがどんどん果敢に入り込んでいくべきであると考えておりますとお答えがありました。

次に、箕面市の障害者の就労施設において、これまで取り組んできたことはどのようなことかという質問に対しては、豊能障害者労働センターでは、飲食店の経営や、パン・クッキーづくりをやっており、それと同時に、市民啓発ということで、バザーやいろいろな啓発のコンサートなどを通じて障害者問題を理解してもらい、このまちで障害のある人が当たり前のように生きている姿を普通に接してもらおうということに取り組んでいますとありました。

3つ目の質問として、事業団及び各施設と地域住民とのコミュニケーションはどのようにしてきたのかについて、平成2年に障害者事業団ができました。その背景について説明がありました。この財団法人をつくるに当たり、約5年間、箕面市と手をつなぐ親の会や豊能障害者労働センターなどの市内の障害者団体が、障害者が働く場づくりを一緒にやっていくことで、昭和60年代より市と協議を重ねてまいりました。財団法人なので、社団と違って構成員とか構成団体という概念はありませんが、財団の理事等に、例えば親の会や労働センターからも入られているので、予算決算や何か大きなことについては協議と議論が進められてきているという仕組みでございます。

地域とのかかわりについては、地域でバザーをするなどの役割は各労働センターなどが中心で、事業団は喫茶店の経営等を通して、気軽に市民の方が、障害者が働く現場も見えていただくという形であります。この気軽に市民の方に現場を見ていただくことは、大変に重要なことでございます。

4つ目の質問としまして、障害者の就労支援に対して行政はどのような支援を今まで行ってきたのかについて、大きく障害者事業団をつくり、法的には自立支援法関係全般を行ってきた障害福祉行政、もう1つは、自立支援法になる前の雇用支援センターは商工観光課の労働対策係が窓口の商工観光行政であります。障害者を雇ってもらうために、その企業とのパイプが必

要であるために、商工観光課が中心となり平成8年度に雇用支援センターを立ち上げたという、そのような経緯がございますとのことでした。

5つ目の質問として、事業団と各施設の現在の課題は何かとの質問に対しては、社会的雇用全般については、市単位で1億円規模を出し続けていくことは重く、非常に厳しい状況であるからこそ、何とか国に対しての特定財源、この保護雇用を国にしっかりと位置づけることを提案し続け働きかけていくことを継続いたしました。

あと、障害者事業団の課題については、知的障害でかつ高齢化による体力の低下や、さまざまな仕事をする上で遂行能力が衰えていくという現状を、どうフォローしていくかが重要な課題になってきました。知的に障害がある人のほうが老化が早いと言われているため、一般企業でも、これは非常に重要なテーマであります。一方で、働く人の年齢の問題があり、少なくとも50歳以降も働き続けたいと思う人について、その事業団や企業では、働ける職種を開拓し、フォローしながらできるだけ続けていきますが、問題は、病気等で労働が難しくなったときの受け皿を考えることは今後の大きな課題の1つであります。

6つ目の質問として、事業団と各施設の地域社会との関係はどのように変化してきたのかについては、変化という問題に対しては、日々ここで働く現場の人間には、なかなかその変化が見えにくいのですが、我々は常に障害のある人が当たり前のように働くということについて考えており、箕面市では、この二十数年間の間に、それを培ってきたものだと実感いたします。つまり、最初から箕面市が福祉の充実した都市であったわけでは決してなく、昭和60年代は、むしろ豊中市や吹田市のほうがたくさん作業所がありました。箕面市にはほとんどなく、作業所が余りない時代だったからこそ、障害者が働くということを一から考えるということが、まだ十分可能でしたとのことでありました。

7つ目の質問は、事業団と各施設の財政状況と課題については、各施設、豊能障害者労働センターなどは市の補助金もあるが、4分の1を稼ぎ出さなければならないし、健常者との賃金も全てが全て補助金ではない中で、市民や市外の方が無償でバザー用品として提供していただける状況が多いのが、大変ありがたく、プロのリサイクルショップがたくさんできる中で、そういう方向に流れざるを得ない部分もあります。

また、昨年度までは、社会的雇用の事業所であったぐりーん&ぐりーんというところ、また、花を売ったり買ったりするということが、不況で非常に厳しい経済状況であったために、就労支援B型に行かざるを得なくなったということでもあります。

事業団の場合、市から基本財産と応用財産で10億円の出資金——出資金のようなものですがけれども、をいただいております、大体1億円単位ずつで証券会社7社ぐらいに入札をかけてやっております、運用していくことが非常に重要と思っております。

あとは、事業団の大きな課題としては、自分が初代のプロパー職員だが、職員を次につなげていく仕組みを、私が定年退職後もできるように考えていかななくてはならないことが、個人的な感想も含め、大きな課題であると思っておりますとのことでした。

その後、箕面市障害者事業団，豊能北障害者就業生活支援センター，箕面市障害者雇用支援センターで視察を行い，障害のある方がトレーニングをしている様子や，支援の流れなどを視察してまいりました。

続きまして，2日目は，同じく大阪府箕面市の箕面市総合保健福祉センター，みのおライフプラザの中にある「アートショップグリーンるうぷ」と「ゆっくり」というところ，また，「喫茶るうぷライフプラザ店」の3店を視察し，健常者とともに障害のある方が生き生きと働く姿を拝見してまいりました。

2日間の研修を終えた感想として，健常者も障害者も同じく1人の人間として，それぞれの力を発揮し，社会の中で働き，有意義に生きていくことが，どれほど重要であるかを実感いたしました。これを，我が阿見町の中で，どのように構築していくかを皆で話し合いながら，非常に中身の濃い研修を終えました。

最後に，私たちのために貴重な時間を割いていただき，障害者就労支援制度についての取り組みの熱い思いを懇切丁寧に語っていただきました箕面市障害者事業団の栗原常務理事事務局長を初め，箕面市の関係職員の方々に心から感謝を申し上げまして，民生教育常任委員会の視察研修の御報告とさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

○議長（倉持松雄君） 次に，日程第5，茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

本件につきましては，茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により，議員1名を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法につきましては，地方自治法第118条第2項の規定により，指名推薦によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については，議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に諏訪原実君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました諏訪原実君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

議案第1号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、議案第1号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成25年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを、心から感謝申し上げます。本日は54議案ということで、非常に議案が多くなっておりますので、早速、議案の説明に入らせていただきます。

議案第1号の阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体において、多様化、高度化する住民ニーズに対応するためには、多様な任用形態の活用が重要となっており、平成14年度には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行されております。任期付職員採用制度は、茨城県を初め県内15自治体において条例が整備されており、専門的な知識経験を有する人材等を登用する手法として確立されております。

本案は、法律の規定に基づき、専門的な知識、経験またはすぐれた識見を有する者などを、任期を定めて採用できるようにするため、法が条例に委任している事項などを定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、何とぞ御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 委員会の付託が予定されているので、私からは簡潔に質問したいと思うんですけど、この条例の想定しているケースは3通りあるんですね。2条、3条、4条ということですね。それで、特に3条、4条は、読むとですね、大体わかるんですが、この2条で想定しているね、業務っていうかな、職務っていうか、それはどういうものを想定しているのかを、まずお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。2条で定めております、専門的な知識を有する職員ということなんですけども、1項と2項に分かれておりまして、1項が高度の専門的な知識、経験、すぐれた識見を有する者ということ、2項が一般的な任期付職員で専門的な知識というふうに、二通りに分けてございます。

まず、高度な専門的な知識、経験、すぐれた識見という人の想定ですけれども、例えば、弁護士の方、公認会計士、または大学の先生、そういった方が特に必要とされる場合に、職員として採用とするといったケースがあった場合に想定をしております。

2条の一般任期付職員で専門的な知識を有する者ということで、これは、高度な知識で最新の知識が必要な場合、例えばコンピューター関係の仕事とかですね、それから防災関係、それと、この前の全員協議会でも御説明いたしましたけれども、道の駅をこれから整備していく場合に、やっぱり特定の、いわゆるプロデューサーと称するような方に、これから進め方を担っていただく、そういった職の方をですね、道の駅の場合は、会社的な組織を設けて運営をしていくんですけども、その前段で、その方をまず採用しまして、そういったことで、いい方がいた場合の話ですけども、そういった方にリードをしていただいて、設立までやっていただく、そういったことも想定されております。

そういった二通りでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） わかりました。道の駅についてはね、運営、組織するのは、どういうふうになっているのか、今後わからないし、それまで町のほうで全部道筋つけるっていう形を、今、例えばっていうことで想定されましたけども、よくわかりました。

それで、次はですね、2条のケースはね、この後ろにですね、第7条ですね、給与に関する

特例というものがあってですね、給与月額が3通り並んでますね。ただ、同じく7条にね、業務に応じて業績手当というのかな、その業績手当ということが書いてあります。そこで、お聞きしたいんですけども、一時金というものはなさそうなんです、この任期付職員というのは。そのかわりと言っちゃなんですけれども、その業績手当というのが入っているようなんですが、この業績手当というものは、どういう性格のものでしょうか。例えば、一時金とかボーナスとか、そういうものに当たるのか、それとも、ある程度、目標とかですね、そういうものを掲げて、その目標を、例えばクリアしたら、どのくらいあげるとか、そういう形でこれを想定しているんですか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。7条の第3項でですね、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員に対して、この業績手当を支給するんですよということでございますので、当然、特定任期付職員は特定の業務を担っていただくということになります。その業務を遂行していただくということになりますけれども、その遂行の内容でですね、それが結果的にすばらしい、予想以上の結果とかですね、そういった結果が得られた場合に、成功報酬的なもの、業績手当ということで支給するというので、一応、定めておるところでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 例えばね、さっき防災というのと道の駅というのが、大体、こんなものも対象になるかもしれないなということを総務部長おっしゃいましたけども、例えば防災の場合ですね、あるいは道の駅の場合、顕著な業績というものに該当するのは、どういう場合に顕著な業績だというふうに想定されますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） なかなか想定するのは難しいんですけども、防災の場合は、現在は平時ですけども、例えば3.11のような大きな災害があつて、災害の後になるかと思えますけれども、非常にその災害に対する対処をしなければいけない事態に陥った場合に、もし、こういった職員の方を採用できまして、我々の職員ではなかなか発想とかですね、スピード感を持って対応できないものに対しまして、その防災の特定の任期付職員に担っていただくと、それで対処していただくということが考えられるかと思えます。

それと、道の駅のほうですけども、今、推進協議会で協議の中でいろんな課題を出していただきましたけども、その運営ですよ。人が集まる道の駅、それと継続的に採算がとれてですね、運営できる道の駅。その内容をどうしたらいいのかというようなことに対しまして、なかなか我々の範囲では、具体的なものが進まない場合ですね、こういったプロデューサー的な

方にお願ひしまして、立ち上げて、それがかなりの成果を、人も集まって知名度も上がったというようなことがあった場合は、そういったことで、特別という感じで想定できるんじゃないかなというようなことを考えています。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） だから、一番最初に僕が申し上げたと思うんですけども、その成果ってどんな性格のものですかと、ボーナス的なものなんですかと。通常ね、一般職員っていうのは、勤勉手当、要するに夏、冬、いわゆるボーナスですね、というのが出ると思うんですよ。そういった類いのものなのか、本当にその目標を与えてですね、その目標をクリアしたら幾らとかという、そういう性格のものなのかというのを一番最初にお聞きしたんですけどね、それに対する答えなかったんですけども。

それと、3条、4条の職員のね、給与についてはね、ここに何も触れられてないんですけども、その点、その点だけ確認して終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。3条と4条の職員につきましては、我々と同じ一般職員の給与に準じて支給されるということでございます。

我々の職員のボーナス的、これは定期的に決まっている手当ですけれども、それではなくて、あくまで結果、業績の成果によって判断して支給するという種類のものでございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第2号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議案第2号、新型インフルエンザ等対策特別措置法

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第2号の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について，提案理由を申し上げます。

町は，新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い，新型インフルエンザ等緊急事態措置実施のため，他の市町村等から派遣された職員に対して，既存の災害派遣手当の例により，新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給できることになりました。

これを受けて，本案は，阿見町職員の給与に関する条例及び阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について，所要の改正を行うものであります。

以上，提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まず，3条はよくわかります。当町の職員ですね，つまり阿見町の職員がですね，阿見町で，何かインフルエンザにかかっている方も大分多いようですけども，新型インフルエンザ，そういう緊急事態があったときにね，そこに従事したときに払えるよと，災害派遣手当というか，その新型インフルエンザ等の緊急事態派遣手当を払えるというのはわかるんですね。

12条の6ではですね，多分，他市町村からですね，我が町に，阿見町にですね，派遣されて滞在したときに支給することができるので，こういう形なんだと思うんですけども，例えばですね，これと同じように，例えばですね，埼玉県のある市にこのような条例が制定されていたと想定してですね，我が町の職員がですね，その埼玉県のある町にですね，派遣されて行くと，二重に派遣手当もらえるんですか，それとも，これはもらえないんですか。つまり，ある町にそういう条例が制定されていないということを想定して，もし派遣したときに出さなくちゃいけないっていうのですのか。どっちなんですか，これ。二重にももらえるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 阿見町の職員が，ある市町村に派遣した場合は，そちらの市町村のほうで払っていただくと。阿見町のほうで支払いはしません。

○5番（海野隆君） わかりました。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第3号 阿見町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第8、議案第3号、阿見町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第3号の阿見町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

現在、町では、航空機の離発着に伴う防衛施設を有していることから、生活環境の改善等に特に配慮する必要があるとして、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付を受けております。

本案は、当該交付金の使途について、単年度事業のみでなく、継続的事業にも活用できるものとするため、基金の設置に係る条例を制定し、使途の拡大を図るものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） これに関して、基金にしてやるということは非常にいいことで、全協のときに聞いた中で、規則ですか、読ませてもらったんですけども、そのとき、全協のときにいただいた資料で、ちょっとわかんなかったことがあるんで、説明をお願いしたいんですけ

ども、それは大丈夫ですかね。

向こうからいただいたやつで、裏面になるんですけども、現行と改定後というのがあるんですけども、こちらですね。この改定後の中でですね、政令第13条のところ、飛行場その他大規模な防衛施設であって、回転翼航空機の離陸または着陸が頻繁に実施されるものというのが、新たに追加になっているものということで、あるんですけども、この回転翼航空機というのは何を指しているのか、わかればお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ヘリコプターでございます。

○4番（永井義一君） わかりました。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第3号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第4号 阿見町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、議案第4号、阿見町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第4号の阿見町空き家等の適正管理に関する条例の制定につい

て、提案理由を申し上げます。

本案は、近年問題となっている空き家等に対し、現状制度では適切な対応が困難であることから、空き家に対する具体的な対策がとれる体制を整えるとともに、空き家等の管理不全な状態を防止し、その解消を促すことにより、町民の生活環境の保全及び安全の確保に寄与することを目的として条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 3点ばかりお聞きしたいと思います。

1点はですね、この条例、私も町の中を歩いていると、本当に空き家があつて危ないようなといいますか、周囲に迷惑をかけているような空き家もあるようですね。それで、この条例ですね、対象となるような案件ですね、町内で大体何件ぐらいあるというふうに想定してつくっているのかというのが1つ。

それから、第2点はね、7条にですね、助言または指導をするということで書いてあります。例えばね、売買仲介なんていうね、不動産屋さんをお願いするようなことをアドバイスするか、そういうことなのかどうかわかりませんが、助言、提案の具体的な内容、どんなものを想定しているのかということをお聞きしたいと思います。

3番目ですけども、パブコメをやつてですね、相当パブコメでいろんな意見が出ているようですけども、幾つかあつてね、その中で、代執行をね、やっぱりやらないと、実質的などうか、ものにならないんじゃないかというようなパブコメがあつて、執行部ではね、いや、とりあえず、まず調査をすることが大事なので、それは次の段階で考えてますというふうに回答しているようですけども、そのパブコメの内容について一言お話しただいて、この3点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） まず、1点目の、対象となる案件をどのぐらいに想定しているかということなんですけども、それは今からですね、調査をかけるということで、考えているのは、区長さんのほうに説明をしまして、まず区長さんのほうから、外見で判断をしていただいて、このぐらいありますよと。で、各行政区の情報を集めていただきまして、その後、二次調

査ということで、職員がですね、この条例が制定されますと、立ち入りもできますので、そういったもので、かなり具体的に案件を整理していくということでございますので、現在のところ、ちょっと数のほうは把握してございません。

それと、2点目の、7条ですけども、7条はあくまで、その1つの案件に対しまして、所有者の方等に対しまして、具体的な改善内容をですね、町のほうでお話しして、改善を図っていただくところまでですので、海野議員が言われた売買仲介というようなことは、次の段階ですね。空き家のデータベース化というのを次の段階で考えられますので、その次の段階にやっていきたいということで、まずは、空き家の実態調査、それで、どういったもので、どういった内容といいますか、そういったものを整理していきたいということで、この条例を制定したものでございます。

3点目、パブコメについては、課長がお答えします。

○議長（倉持松雄君） 交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） それでは、私のほうから、3点目のパブリックコメントについてお答えをさせていただきたいと思えます。

今回のパブリックコメントはですね、平成25年の1月15日から25年の2月の12日までということで意見募集をさせていただきました。その中で、意見募集が具体的にありましたのは、7件ほどございました。その7件の主な内容としましては、海野議員御指摘のような、次の二次的な活用というんですか、そういった内容のものが約半分、さらには、代執行ということで、そのもの自体を滅するようなことができないのかというような御質問をいただきました。

その内容につきましては、本条例はあくまでも空き家の適正管理に対しての条例制定ということでございますので、引き続きその状況などを確認しながら検討してまいりたいというような形でお答えを差し上げてございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

-
- | | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 議案第5号 | 阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について |
| 議案第6号 | 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について |
| 議案第7号 | 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について |

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第10、議案第5号、阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について、議案第6号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について、議案第7号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第5号から議案第7号につきましては、関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法の制定に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで介護保険法と厚生労働省令で規定されていた地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る基準等について、市町村が条例で定めることとされたため、町条例を制定するものであります。

まず、議案第5号の阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定につきましては、入所定員29名以下の小規模特別養護老人ホームの指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及び入所定員に係る基準を規定するものであります。

次に、議案第6号の阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定につきましては、指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び従業者の員数、居室の床面積、利用定員、その他事業の運営に関する事項を規定するもので

あります。

次に、議案第7号の阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定につきましては、要支援認定者に対して提供される指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に係る基準及び従業員の員数、居室の床面積、利用定員、その他事業の運営に関する事項を規定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案3件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号から議案第7号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分からといたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号 阿見町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 日程第11、議案第8号、阿見町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第8号の阿見町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由を申し上げます。

平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、市町村長は直ちに市町村対策本部を設置しなければならないとされました。

本案は、同法の規定に基づき、町の対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を町条例で規定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第9号 阿見町ふれあいの森条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第12、議案第9号、阿見町ふれあいの森条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第9号の阿見町ふれあいの森条例の制定について、提案理由を申し上げます。

阿見町ふれあいの森は、茨城県の市町村ふれあいの森整備事業の補助採択を受け整備した施設であり、これまで設置及び管理運営の基準については、当該事業における要項等を準用してまいりました。

本案は、ふれあいの森のさらなる利用促進を図るとともに、より適正な設置及び管理運営の基準を設定し、これを広く周知するため、改めて条例として制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 1つだけお伺いします。第3条なんですけども、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならないという規定がありますけども、自然の公園に対して、最も効率的っていうのは、対極にある理解じゃないかなと思うんですけども、その辺のところを、どういうことをもって効率的な運営とするのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。自然だからね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。目的がですね、飯野議員おっしゃるとおり、森林のレクリエーションですとか森林浴とか、そういった自然に対する触れ合いっていう、それを目的とした場ですので、ある程度ですね、人工的な管理ではなく、そのような自然的な管理ということで、費用対効果も含めた中で、効率というような、そういった、ま、ちょっと雑駁な言い方なんですけど、そのような感じで管理をしているところでございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第10号 阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第13、議案第10号、阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第10号の阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法の制定に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、環境省令で定められていた一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格基準について、当該一般廃棄物処理施設を設置する市町村が条例で定めることとされたため、町条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第11号 阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について

議案第12号 阿見町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について

議案第13号 阿見町移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準に関する条例の制定について

議案第14号 阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について

議案第15号 阿見町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第14、議案第11号阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について、議案第12号、阿見町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について、議案第13号、阿見町移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準に関する条例の制定について、議案第14号、阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について、議案第15号、阿見町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第11号から議案第15号につきましては、関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法の制定に伴い、道路法、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律及び河川法の一部が改正され、国土交通省関連の政・省令で定められていた当該施設の基準等について、その施設等を設置、管理する市町村が条例で定めることとされたため、町条例を制定するものであります。

まず、議案第11号の阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、政令で定められていた道路の構造に関する技術的基準について、町条例で規定するものであります。

次に、議案第12号の阿見町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、国土交通省令等で定められていた道路管理者が設ける道路標識の寸法について、町条例で規定するものであります。

次に、議案第13号の阿見町移動等円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、国土交通省令で定められていた特定道路の構造に関する基準について、町条例で規

定するものであります。

議案第14号の阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、国土交通省令で定められていた特定公園施設の設置に関する基準について、町条例で規定するものであります。

議案第15号の阿見町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、政令で定められていた準用河川における河川管理施設のうち、主要なものの構造に関する技術的基準について、町条例で規定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案5件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議案第11号についてお伺いをしたいと思います。ここには、町道をつくる時とかですね、改築する場合に、その技術的な基準を条例として定めたということなんですけれども、2ページ目のね、3、4とあって、4なんですけれども、車線の幅員をね、決めているんですけれども、普通道路の車道の幅員は4メートルなんだと。ただし、5番のところですよ、やむを得ない場合には3メートルとすることができるというふうに書いてあるんですけれども、いわゆるね、阿見町でね、生活道路の中で、なかなか舗装ができないという話があってですね、それはつまり4メートルルールがあってですね、4メートル以下のところについては、頑固にですね、舗装整備しないと、こういうことをずっと言い続けてきたんですけども、私も改めてね、この道路構造の技術的基準に関する条例の制定というのを、よくよく読んでみるとですね、3メートル確保すればいいんじゃないのと。それから、路肩とか歩道とかっていろいろ書いてありますけど、路肩は0.5メートル以上あればいいと。そうすると基本的には3.5メートル以上あれば、新築も改築もできると、ここには書いてあるというふうに私は思うんですけれども、これが条例制定されるとですね、4メートル未満の生活道路についてもですね、新設も改築もすると、こういうふうな理解でいいんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。今、海野議員がおっしゃるとおり、

基本的に車道3メートル、それと路肩両サイドとるということになると50センチずつで、基本的に4メートルの幅員を確保するということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 路肩はね、両サイドとるっていうふうに書いてあります、これ。左側に設けるっていうのが0.5メートルっていうことで、右側に設ける場合は0.5メートルというと、両方必ず0.5メートル以上つくらなくちゃいけないっていう形になりますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えいたします。5条ですね、車線、この車線について、ここの規定でうたっているわけですが、3種5級それから4種4級については、この限りではないということで、まず、この道路の規定を申しますと、まず、都市計画道路と生活道路、これが3種とそれから4種の道路ということになります。当然、都市計画道路は、都市計画決定された道路でございますので、これはおわかりかと思えますけど、それ以外の部分については、生活道路という位置づけでございます。今回の条例の中での区分は、都市計画道路は4種2級、それから生活道路は、地方部——これは調整区域になるかと思えますが、3種5級、それから、都市部、市街化区域では4種4級の道路ということになっております。それで、その中で、車線等については、ここの5条で、3種5級または4種4級の道路では、この限りではないということで、例外規定を設けております。ですから、町のほうで考えているのは、車道幅員3メートル、路肩両サイド50センチずつで4メートルということ考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ちょっとわかりづらかったんですけども、私はね、この条例を読んでね、多分、阿見町は第3種か4種かよくわからないんですけども、都市部なのか地方部なのか、多分地方部なのかなと思うんですけど、4種になるのかな。3種か4種、どっちかだよ、市町村道で。それで、第5級……。とにかく4メートルっていうのが、まず1つの基準があって、これ以上のものがあるってね、それで、ただしっていうのがあって、3メートルとすることができるといふふうに書いてあるんですけども、この条例を制定すると、今までの4メートルルールというものは、一たんリセットして、それで、4メートル以下の道路でも新設とかそれから改築をするあるいは舗装整備する、こういうことにつながりますか、つながらないんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 基本的にはですね、道路幅員は4メートルということ考えております。ですから、当然、車道幅員は最低この規定で3メートル、それと路肩を両サイドにとって4メートルということ、新たに新築する場合には、そういうふうな形で考えており

ます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうすると、いわゆるね、新築改築っていうのは、整備をするのに、拡幅整備とかそういう形のイメージだと思うんですけど、現状のね、4メートル未満の道路を考えるとね、車道は少なくとも3メートル確保されていると、結構あると思うんですよ。で、路肩っていうイメージがどういうイメージなのか、よくわからないんですけど、通常はね、何となく車道から、のり面のようなイメージでいるんですけど、そういうイメージとは違うんですか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 基本的にはですね、側溝なんかも、この3種5級、4種4級等については含まれると。それから、基本的には、のり面につきましては、道路の保護という考え方もございますので、4メートルは確保していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、4メートル以上確保したいということじゃなくて、この条例を制定……。今までは条例として、構造の技術的基準に関する条例はなかったわけでしょう。ところが、地方分権一括法の中で、これをきちんと、町の技術的基準として条例を定めるということになっているんですけども、これを読む限りね、4メートル以下は舗装しないとか、そういうことは全然何も書いてないんですよ、これを見ると。だって、車道は3メートルでもいいとも書いてあるし、もっと狭くてもいいみたいな感じがあるんですけども、そうすると、それはね、どこに、その4メートル以下は、それ、町の方針としてやっているんだけど、でもこれ条例として決めるわけでしょ、この技術的基準に関する条例を。そうすると、今までのやつと整合性をとる必要があると思うんですよ。今までいろいろ町がつくってたルールがあるでしょう。これが有名な4メートル未満はやらないっていうルールなんですよ。でも、これは不当だって言っているわけですよ、みんなね。だから、それを、基準を緩和したらいいんじゃないか、あるいは基準を変えたらいいんじゃないかと、こういう話をしているんだけど、ここに出ている条例を定めると、そういった既存のそういったルールも見直す必要がありますかって言っているんですよ。見直す必要があるでしょ、これ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。あくまでも、道路は路肩を含めて4メートルです。ですから、4メートル確保されているところが基本的に……。

○5番（海野隆君） 済みません、だから、さっきの路肩っていうものが、何か曖昧で、僕のはのりっていうイメージだったっていう話をしたんです。

○都市整備部長（横田充新君） 　ん。

○5番（海野隆君） 　車道として3メートルが確保されてればいいでしょ。みんな3メートル確保されてますよ，車道として。

○都市整備部長（横田充新君） 　基本的に，あと，路肩はU字溝なんかも含むという考えでございます。ですから，あとは，要するに路肩については，先ほど申しましたように，その道路のぎりぎりのところを車が通るようなことになっても，道路の端のほうに傷むという部分もありますので，道路の保護。それから，U字溝等を敷設するというのもございますので，まあ，要するに，今まで施工してきたもの，基本的には，これは国のほうで政令で定めていたものを条例のほうに盛り込んでいるということですので，全て，要するに新しく改築しているものについては，これに基づいて進めてきたという経緯がございます。

○議長（倉持松雄君） 　5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 　そうするとね，今までね，これは技術的基準，もともとあったわけですよね，これがね。それを，町の条例として改めて，町の基準に改めてしましようと，町が整備するのにね。そうすると，今までは，ちょっと上乘せしてね，条件厳しくしてたんじゃないかと，こんな感じがするんですよ。ずっと今までの答弁見てみるとね，4メートルじゃなくちゃ道路として認めないみたいなね，そんな……。町道として認定されているから，そんなことはないんだけど。そういうことをずっと言い続けているわけ，言い続けているんですよ。だけど，さっき言ったように，まあ，多分，側溝を除いても3メートル以上のところって，結構ありますよね，多分。あると思いますよ。そうすると，それらも，一度この基準，道路構造の技術的基準に関する条例を定めたんだから，そういった今までルールをつくってきたものも見直す必要がありませんかと。今さっき部長が言われた話だっていうとね，側溝ってせいぜいね，まあ，どのぐらいですか，50センチぐらい，よくわからないけど。もっと少ない。そうするとね，3メートルの車道を確保されてて，4メートル以上じゃないっていう道路ってたくさんありますよ。そういうところについては，考え直すということですか。

○議長（倉持松雄君） 　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 　この道路の構造につきましては，今まで政令で定めたものを条例に定めかえるものですから，考え方としては，全く変わっていないんですけど。

○5番（海野隆君） 　いないのかな。

○都市整備部長（横田充新君） 　ええ，全く変わってはいないです。

○5番（海野隆君） 　でも，これ見たら，3メートルだって，道路確保すればいいって書いてあるでしょう。

○都市整備部長（横田充新君） 　それはあくまでも車道部分。要するに道路としては4メー

ルですよね、路肩も含めて。あとはU字溝を入れたりして、最低4メートルを確保するという
ことでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ここでやりとりしてもしょうがないから、委員会でね、しっかり論議し
てほしいんですけど、というか、政令をそのまま持ってきたからね、何も変わらないんだって
いうのはおかしいですよ、はっきり言って。これだけ申し上げて終わりにします。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号から議案第15号については、会議
規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に
付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果
を報告されるようお願いいたします。

議案第16号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第17号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第18号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

議案第19号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第20号 阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正
について

議案第21号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

議案第22号 阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第23号 阿見町営住宅管理条例の一部改正について

議案第24号 阿見町都市公園条例の一部改正について

議案第25号 阿見町下水道条例の一部改正について

議案第26号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について

議案第27号 阿見町地域振興基金条例の廃止について

議案第28号 阿見町農山漁村ふるさと事業基金条例の廃止について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第15、議案第16号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第17号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第18号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第19号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第20号、阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、議案第21号、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、議案第22号、阿見町道路占用料徴集条例の一部改正について、議案第23号、阿見町営住宅管理条例の一部改正について、議案第24号、阿見町都市公園条例の一部改正について、議案第25号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第26号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、議案第27号、阿見町地域振興基金条例の廃止について、議案第28号、阿見町農山漁村ふるさと事業基金条例の廃止について、以上13件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第16号から議案第28号の条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第16号の阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、一定の一般職の非常勤職員が育児休業をすることができるよう措置されるなど、職員の育児休業に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案17号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

まず、阿見町障害者介護給付費等支給審査会につきましては、障害者自立支援法の改正に伴い、附属機関の名称を変更するものであります。

次に、阿見町男女共同参画都市宣言実行委員会につきましては、男女共同参画社会のさらなる浸透を図ることを目的に、平成25年度に内閣府と共催により男女共同参画宣言都市事業を実施するに当たり、男女共同参画都市宣言の草案の策定等を所掌するために設置するものであります。

次に、阿見町協働のまちづくり運営委員会につきましては、現在、策定を進めている協働の指針を基本として、協働のまちづくりを推進するに当たり、協働事業、政策提案制度の運用に関すること等を所掌するために設置するものであります。

次に、阿見町環境基本計画推進委員会につきましては、基本計画の推進に係る課題等の調査等に関することや基本計画の啓発に関すること等を所掌するために設置するものであります。

次に、阿見町立学校再編検討委員会につきましては、阿見町立の小学校及び中学校の再編計画策定に関する検討及び答申等を所掌するために設置するものであります。

次に、議案18号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

まず、児童育成指導士、放課後子どもプランコーディネーター、放課後子どもプラン学習アドバイザーにつきましては、放課後児童クラブ事業及び放課後子ども教室事業をNPO法人に業務委託するため、それぞれの職を廃止するものであります。

次に、障害者介護給付費等支給審査会委員、協働のまちづくり運営委員会委員、男女共同参画都市宣言実行委員会委員、環境基本計画推進委員会委員、町立学校再編検討委員会委員につきましては、議案第17号と同様の理由で非常勤特別職として別表に追加、改正するものであります。

次に、交通安全教化員につきましては、交通安全に関する指導や啓発を図り、町の交通安全対策事業を強化するため、非常勤特別職として別表に追加するものであります。

次に、議案第19号の阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、町条例で引用している条文に変更が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号の阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の改正により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称が変更されること及び自立支援に関する規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号の町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法の制定に伴い、土地改良法が改正され、町条例で引用している条文に変更が生じたことなどにより、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号の阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部改正に伴い、町条例で引用している条文に変更が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号の阿見町営住宅管理条例の一部改正について。

本案は、地域主権改革一括法の制定に伴い、公営住宅法の一部改正により、国土交通省令で定められていた公営住宅等整備基準及び入居者資格要件について、市町村が条例で定めることとされたため、町条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号の阿見町都市公園条例の一部改正について。

本案は、地域主権改革一括法の制定に伴い、都市公園法が一部改正され、政令で定められていた都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準について、設置者が条例で定めることとされたため、町条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第25号の阿見町下水道条例の一部改正について。

本案は、地域主権改革一括法の制定に伴い、下水道法の一部が改正され、下水道法施行令で定められて公共下水道の構造等について、管理者である市町村が条例で定めることとされたため、町条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号の阿見町水道事業給水条例の一部改正について。

本案は、地域主権改革一括法の制定に伴い、水道法の一部が改正され、政令で定められていた布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について、水道事業者が条例で定めなければならないとされたため、町条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第27号の阿見町地域振興基金条例の廃止について。

本案は、平成2年度より、地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成に資するため、基金を運用してまいりましたが、所期の目的を達成したため、今回の補正予算措置をもって基金残高全額を関係事業に充当した上で、基金条例を廃止するものであります。

次に、議案第28号の阿見町農山漁村ふるさと事業基金条例の廃止についてですが、本案は、国から交付された農山漁村地域活性化対策費を受け入れ、農山漁村ふるさと事業に充てるため、当該基金を運用してまいりましたが、この対策費の交付が平成12年度で終了しており、平成25年度に実施する事業への充当をもって基金残高がなくなるため、基金条例を廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案13件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 何点かあるんですけども、まずですね、交通安全教化員ということに

ついてお伺いをいたしたいと思います。委員会が違うものですから、申しわけないんですけども。

交通安全協会に非常にね、堅苦しいというかね、教化という言葉があって、牛久に同じ条例があって、その条例と同じようにしたのかどうか、よくわかりませんが、牛久市交通安全教化員規則というのがあって、法で決めているので、多分、それと同じようなものなのかなあというふうに思いますけども、教化っていうのは、どういうイメージなんですかね。よく宗教なんかでね、今、教化するっていうイメージがあるんですけど、教化ってどういう意味ですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず、教化の意味ということなんですけども、交通安全に対する考え方とか交通安全ルール、そういったものを一般の方に教える、指導する、そういった意味合いで教化ということでございます。

それで、その交通安全教化員ですけども、今、海野議員が言われたとおりに、阿見町が牛久警察署で、牛久市と阿見町の管轄の中で入っているんですけども、その中で、町の交通防災課を設置しましたが、まだまだ、交通安全教室とかの教化の部分が、牛久市と比較しましても、非常に劣っているというようなことでございまして、牛久市の進め方を参考にさせていただいて、この教化員が有効だろうと、交通安全教室とかが、かなり強化ができるだろう、回数も増やしていけるだろうというようなことで、今回、提案したものでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 阿見町には交通指導隊員というのが設置条例があってですね、16名の指導隊員がいてですね、多分、この任務を見るとね、ほとんど同じことをやるのではないかなあと思うんですけども、この交通安全指導員——設置条例があってですね、これは54年に制定してね、平成19年に改正してるかな。この交通指導員か、交通指導隊員ですね。この人たちの任務と、この教化員の任務っていうのは、違うんですか、それとも同じなんですか。それで、この交通指導員、指導隊員というのは非常勤ですけども、今度の人たちも非常勤なんでしょうけれども、月額17万円という、非常に高いっていうか安いっていうかね、非常にお金を払うようなイメージなんですけども、それが1つ。

もう1つはね、阿見町があえてこの交通指導員というものがあがりながらですね、交通安全教化員という制度を設けなくちゃいけないという理由が、私はあると思うんですよ。例えば、ここ5年ぐらいですね、比較して、阿見町町内におけるですね、交通事故の件数が増えてきたとか、そういう交通安全緊急事態宣言を出さなくちゃいけないとか、そういう事態があるのであればですね、私はこういった本格的に——月17万円、これが高いか安いかは別としてですね、こういうほぼ専任に近いような人たちを置いてやるということに、非常に意義があると、私は

と思いますが、阿見町では、交通安全の事故件数というのは、ずっと増加傾向にあるんですか。それが1つ。

一番最初に述べた、阿見町の交通指導員——これ条例で決まっていますけど、指導隊員、この人たちの仕事と、どんな仕事、どんなふうに違うことをやるんですか。この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず、交通指導員との違いということなんですけども、交通指導隊員の場合は、通常は、それぞれの方が仕事をお持ちの方で、従来、指導隊員が従事していただいたのは、交通安全週間とかですね——春と秋にございますけども、その週間のときの、いわゆる辻立ちの指導とかですね、それから、イベントがあった場合の交通整理に従事していただいたということで、通常、それぞれの方、仕事をお持ちですので、常に一週間なら一週間、フルに活躍されている方ではございませんでした。そういったことですので、今回の教化員の場合は、今、想定しているのは、週五日間で、時間の限定は少し短いんですけども、五日間の中で、きめ細かな交通安全教室とかですね、啓発活動、それから指導、それから防犯の関係のほうもパトロールとかもやっていただくというようなことで、我々の職員の事務と変わらないような従事の仕方での教化をしていただくというようなことで考えております。それが、指導隊員との違いということでございます。

それと、事故との関係で今回の教化員が配置されたのかということでございますけども、交通事故件数につきましては、正確な数字、把握しておりませんが、急激に増えているということではございませんけれども、事故の内容としまして、特に高齢者の方が事故に遭われる件数が増えていると。それと、年少者——子供たちですね、の件数が増えているということで、ここを重点的にですね、指導等していかなければいけないというようなことで、これはかなり、毎日のようにきめ細かに教室等を開かなければいけませんので、そういったものに対応するための教化員でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 交通指導員、指導隊員設置条例かな、ここで、指導員というのは、町の職員の中から任命するんだと。指導員は1名以上、交通安全主管課に置くって書いてあるんですけど、その指導員は、今いるんですか。仕事してるんですか。誰がなっているんですか。それが1つ。

それから、さっき、総務部長ね、ちょっと把握してないんだけども増えてるっていうふうにおっしゃったので、これちょっとやっぱね、増えているんならば、数字を私は聞きたいと思うんですね。やっぱ、こういうね、新しいものを、既存のいろんな制度があって、その中

でやっているにもかかわらず、なかなかその効果があらわれないと。だから新しいものをつくって対応するんだと。これだったら、非常によくわかるんですね。ですから、その点、教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） まず、1点目でお尋ねの、職員で指導員がいるのかということですが、現在のところ、職員ではおりません。ただ、事業所には、安全運転義務があります。で、安全運転管理者を置かなければいけないということで、これは、職員の中で安全運転管理者がございます。任命しております。

それと、事故のことなんですけども、先ほど、事故の内容ですね、件数ではなくて、事故の中身で、高齢者の方がまず多くなっていると。それと、年少者の方も増えていると。そこら辺を重点的に指導等をして、防止をしていかなければいけないというような意味でお話をいたしました。

それと、件数なんですけども、24年と23年の数字だけなんですけども、平成23年が、阿見町209件で、24年が258件ですので、49件増えているということです。それと、死亡者——お亡くなりになった方なんですけども、平成23年が2名、平成24年が3名ということで、これも1名増加をしているということで、この2年だけなんですけども、そういったことは把握してございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今、部長がね、交通指導員について、いないんだと。しかし、各職場でね、交通の担当者を置かなくちゃいけないんだとおっしゃいましたけど、ここにはそんなこと書いてませんね。ここには、町民の自主的活動を推進指導する目的をもって、交通安全指導員、交通安全指導隊員を置くというふうに書いてあります。ですから、さっき言ったのは、ちょっと違うのかなというふうに思います。

いずれにしてもね、委員会で、また改めてですね、深くやっていただきたいと思います。

次なんですけど、町営住宅の、議案23号かな、新旧対照表というのがついてますね、資料で。そのね、14分の5ページ、現行と改正後というのがあります。この町営住宅の管理に関する条例はですね、ネットに入っていないもんですからね、ちょっと探してみたんですけど、そしたら、平成9年10月7日、条例第19号、これ多分、現状これでやってるんじゃないかと思います。その後、改正がなければね。そこで、14分の5ページの第5条、第3ですね。現行と書いてあるそのものの収入が云々と書いてあるのは、現行の条例の中ではね、イロハになっていて、アイウになってないんですけども、これは、つまり、右と左が同じようになっているんですけど、現行の条例ではそうになってないんですけど、何か新しくもう変わっているんですか、この平成9年10月7日の条例っていうのは、改正で。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 直近の改正時期はいつかということによろしいんですか。

○5番（海野隆君） ですから、この条例改正案の旧と新は正しいんですかと聞いてるんです。平成9年の条例ではイロハになってますよ。

○都市整備部長（横田充新君） お手元の資料5ページ。現行の部分、アイウになってますよね。それで、イロハっていうことは、多分、それでいいんだと思います。

改正時期、今調べますので。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） この改正、その平成9年の後、かなり改正してあります。その中で、文言の整理をしていると思いますが、何年にやったかというのは、ちょっと今、手元にはないんですが、平成12年、それから20年、24年に条例一部改正してございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうすると、旧でアイウエオになっているのは正しいんですね。僕が持っているのは……。わかりました。ただね、やっぱり議員がね、現行の条例をね、手にできないっていうのは、非常に問題ですね、これね、現行の条例を。どこにこれ、ネットに入ってますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） ネットに入っていないということは、ちょっと私もあれでしたので……。こういう条例につきましては、今後、総務のほうに話しして、ネットに、条例に入れるようにしていきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それはちょっと、横にそれちゃったんですけど、いずれにしても、間違いなければ結構でございます。議員はね、議会で条例を審議してね、制定したり改廃したりするものですから、現状のね、これ、行革の折ですね、いわゆる例規集を廃止しましたね。で、その廃止したかわりにネットに全部入れるということになっているんですけど、どうもネットの条例を見ると、本当にダイジェスト版で、これで本当にいいのかと思うようなのを、ちょっと問題提起させていただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 失礼しました。今、手元に届けてもらったんですけど、例規集に載っているという、町のホームページ、例規集に載っているということでございます。例規ネットということで、町の例規集に載ってるかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 海野隆君、よろしいですか。

○5番（海野隆君） はい、結構です。もう一度見てみます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございますか。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 議案の17と18のやつなんですけども、その中で、阿見町の町立学校再編検討委員会ですか、これが新設ということで、事業開始に伴う新設というふうに書いてあるんですけども、町として、この小学校、中学校の再編計画、どのように考えているのか、お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 阿見町ですね、児童生徒にとって望ましい教育環境というのを、つくるっちは、もう当然、喫緊の課題でありまして、今回、25年それから26年度にかけてですね、この検討委員会を設置いたしまして、町の教育委員会の諮問に応じて、策定計画を答申していただくということで、今回、設置する条例を提案しております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 実際、25年、26年、これからの話だとは思いますが、具体的に、この辺の人数とか、どういう方が入るのかっていうのは、何か考えておりますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。ここにも載っておりますけれど、規則がありましてですね、人数的には24人以内ということいたしまして、1つは、地域を代表する人。それから、当然、保護者を代表する人。それから、小中学校の代表——校長先生ですか、代表する者。それから、当然、町議会の議員の代表していただける者。それから、学識経験者。それに、当然、公募で町民の方に応募していただくということで考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号から議案第28号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告

されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時07分休憩

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号 阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第16、議案第29号、阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第29号の阿見町農業委員会委員選挙区設定条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、町界町名地番整理事業の施行等に伴い、新たな町名が追加されたため、第一から第三選挙区の区域に町名を加えるため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） さっき、条例の話で、何か載ってるのに載っていないというようなことを言ってしまうと、まことに申しわけなかったんですが、農業委員会の委員の選挙区設定条例もですね、同じように条例に載っております。条例ですからね。それで、今回、区域の名称の変更ということのようなんですけれども、もともとは昭和34年に条例ができたようなんですけれども、直近では平成21年に改正されているようなんですけれども、以前はですね、その区域内の農地面積とかですね、区域内の農家というのが書いてあってですね、で、そこに選挙すべき委員の数が書いてあって、非常にわかりやすかったんじゃないかと思うんですね。それが何回かの改正を経てですね、今の設定条例——21年12月21日かな、になっているようなんですけれども、区域内の農地面積と農家数というものはどうなっているか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業委員会事務局長大塚康

夫君。

○農業委員会事務局長（大塚康夫君） はい、お答えいたします。現在のですね、選挙区の面積でございますけども、今、選挙区、第一、第二、第三選挙区ということで、3選挙区に分かれております。そのうちですね、第一選挙区につきましては、農家的にはですね、333でして、面積的には634ヘクタール。第二選挙区につきましては、509戸ですね、農家戸数としまして、それで、1,067ヘクタール。第三選挙区としましては、461戸でして、面積的には1,016ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今回はね、選挙区の区域の中身の話だけなんでしょうけれども、関連でお聞きしてるんですけども、選挙すべき委員の定数なんか、これ見るとね、335戸で4人、509で6人、461で6人。何か、昭和34年度にはですね、第一選挙区は662戸あったみたいですね。で、673ヘクタール。第二選挙区は808戸で817ヘクタール。だから、ここは増えているのかな、第二選挙区はね。変えたんでしょうね、中身を。第三選挙区は737戸で834ヘクタール。ここも面積的には、少し中身をいじったということで増えていると思うんですけども、今後ね、やっぱりこの設定条例もですね、その当時の区域内の農地面積とか農家数を書くっていうふうにはならないんですかね。そうすると非常にわかりやすいんですけどね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。農業委員会事務局長大塚康夫君。

○農業委員会事務局長（大塚康夫君） 21年度にですね、同じ条例をですね、改正を行っております。今、申し上げました戸数につきましては、24年3月1日確定しましたですね、選挙人名簿、こちらのほうの世帯数で行っております。先ほど、説明がちょっとあれだったかもしれないですけども、21年度にですね、行いました戸数は、それとまた実際のところ違う数字が出てきてしまいます。農家戸数と選挙区でその当時確認しております農家戸数は、第一選挙区が662、第二選挙区が808、第三選挙区が733戸というような戸数でございました。先ほど私が申しましたのは、これと違う、選挙人名簿による戸数ということで、報告させていただきました。お答えさせていただきました。以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第29号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第29号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第30号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号）

議案第31号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第33号 平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第36号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第17、議案第30号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第31号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第32号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第33号、平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第34号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第35号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第36号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第30号から議案第36号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第30号の一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に9億5,069万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ152億1,996万

1,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正について、歳入から、その主なものを申し上げます。

第15款国庫支出金では、衛生費国庫補助金で、廃棄物処理施設の放射能測定等に要した経費に係るモニタリング事業補助金を新規計上。

土木費国庫補助金で、緊急経済対策により実施する道路修繕等に係る社会資本整備総合交付金を増額。

教育費国庫補助金で、阿見第一小学校及び君原小学校の耐震補強に係る学校施設環境改善交付金を新規計上。

総務費国庫補助金で、緊急経済対策の財政措置として創設された地域の元気臨時交付金を新規計上。

第16款県支出金では、民生費県負担金で、原発事故避難者の帰還により、町宿舍借上料に対する茨城県災害救助費繰替支弁交付金を減額。

第19款、繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金を皆減し、学校耐震化基金繰入金を新規計上。

第20款、繰越金では、歳出の財源に充てるため、前年度繰越金を増額。

第21款、諸収入では、当町の放射能対策に要した経費の一部として東京電力から支払われる損害賠償金を新規計上。

第22款、町債では、事業費の確定に伴い、都市計画街路事業等に係る社会資本整備総合交付金事業債を減額する一方、学校耐震化事業債を新規計上するものであります。

次に、4ページからの歳出であります。全般的に事業費の確定による減額を行っているほか、国の緊急経済対策等による財政措置に伴い、平成25年度以降に予定していた道路修繕などの事業費を前倒しして計上しております。

第2款、総務費では、一般管理費で、額の確定に伴い、行政情報及び住民情報ネットワーク運営事業に係る電算システム委託料及び使賃料を減額。財産管理費で、緊急経済対策による庁舎耐震補強実施設計業務委託料を新規計上。

第3款、民生費では、社会福祉総務費で、国保財政安定化支援に係る繰出額の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を増額。障害者福祉費で、利用者の負担基準変更により自立支援医療給付費を減額する一方、サービス利用量の増により障害者介護給付費を増額。保育所費で、管外保育利用者の増により管外保育委託料を増額。

第4款、衛生費では、予防費で、四種混合ワクチン等の供給量が見込みを下回ったことにより定期予防接種委託料を減額する一方、ヒブ・肺炎球菌の接種者の増により任意予防接種委託料を増額。

塵芥処理費で、額の確定に伴い、霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの運営費及び維持管理費を減額。

第5款、農林水産業費では、農業振興費で、新規就農者支援補助金を減額する一方、青年就農給付金を増額。

第6款、商工費では、額の確定に伴い、企業誘致事業奨励金を減額。

第7款、土木費では、道路維持費で、緊急経済対策による道路橋梁維持補修事業及び道路新設改良事業を増額。街路事業費で、額の確定に伴い、都市計画道路荒川沖・寺子線、中郷・寺子線及び福田工業団地線の各整備事業をそれぞれ減額。そのほか、財源調整のため、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を、土地区画整理費で本郷第一土地区画整理事業繰出金をそれぞれ減額。

第8款、消防費では、消防施設費で、額の確定に伴い、阿見吉原地区に係る防火水槽新設工事を減額。

第9款、教育費では、小学校学校管理費で、国の復興特別会計予備費による財政措置に伴い、阿見第一小学校及び君原小学校の耐震補強工事を新規計上。

第11款、公債費では、額の確定に伴い、元金及び利子の償還費を減額。

第12款、諸支出金では、財源調整として財政調整基金への積立金を増額するとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金を新規計上するものであります。

次に、6ページの第2表、繰越明許費につきましては、文書管理法制事務費ほか12件について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越しするものであります。

次に、7ページの第3表、地方債補正につきましては、学校施設耐震化事業を追加するとともに、社会資本整備総合交付金事業3件について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第31号の国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1千445万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ54億2,439万円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、交付額の確定に伴い、一般被保険者療養給付費等負担金、退職被保険者等療養給付費交付金及び高額医療費共同事業交付金をそれぞれ減額するほか、財源調整のため前年度からの繰越金を増額。

歳出では、一般及び退職被保険者等療養給付費を増額する一方、保険財政共同安定化事業拠出金を減額するものであります。

次に、議案第32号の公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から1億665万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ19億3,516万4,000

円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容としましては、吉原地区下水道整備事業費の減に伴い、社会資本整備総合交付金及び吉原地区下水道整備負担金をそれぞれ減額し、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金の確定に伴い、流域下水道事業債を減額するほか、財源調整のため一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額。

歳出では、維持管理費で、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金を減額。下水道事業費で、吉原地区下水道工事業務委託料及び霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金をそれぞれ減額するものであります。

次に、3ページの繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業で、吉原地区下水道工事の遅延に伴い、また、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金につきましては、霞ヶ浦浄化センター事業の遅延に伴い、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

地方債補正につきましては、流域下水道事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第33号の土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に2,283万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億2,983万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、本郷第一土地区画整理事業の保留地処分金及び一般会計繰入金を減額するほか、徴収清算金の増及び財源調整のため前年度繰越金を増額。

歳出では、事業費の精査に伴い、本郷第一土地区画整理事業に係る各種委託料及び整地等工事を減額する一方、交付清算金の増に伴い補償金を増額するものであります。

次に、議案第34号の農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から185万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億7,111万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、農業集落排水事業補助金を減額するほか、財源調整のため一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額。雑入で、消費税還付金を増額するとともに、放射能対策に要した経費の一部として東京電力から支払われる損害賠償金を新規計上。

歳出では、接続見込み数の減により、実穀上長地区農業集落排水設備設置工事費補助金を減額するものであります。

議案第35号の介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から5,260万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億7,781万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、収納実績により現年度分の特別徴収保険料を減額する一方、普通徴収保険料を増額。額の確定に伴い、介護給付費負担金、調整交付金及び介護給付費交付金をそれぞれ減額するほか、財源調整のため介護給付費準備基金繰入金を増額。

歳出では、居宅介護サービス給付費を減額する一方、利用者の増により地域密着型介護サービス給付費を増額。介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費及び高額介護サービス費をそれぞれ減額するほか、財源調整のため介護給付費準備基金積立金を減額するものがあります。

議案第36号の後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から283万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億8,350万2,000円とするものであります。

主な内容としましては、後期高齢者医療保険料広域連合への納付金の額の確定に伴い、歳入では広域連合事務費負担金繰入金を、歳出では広域連合事務費負担金をそれぞれ減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号から議案第36号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第37号 平成25年度阿見町一般会計予算

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第18、議案第37号、平成25年度阿見町一般会計予算を議題

といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 30ページほどありますので，ちょっと時間が長くなると思いますので。

平成25年第1回阿見町議会定例会の開会に当たり，平成25年度の町政運営の基本方針について，所信の一端を申し述べ，議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は，阿見町長に就任して以来，一貫してまちづくりの基本は，町民の良識が町政の常識であるとの理念に立ち，広聴会等を通して，より多くの町民の皆様方の御意見を伺いながら，「笑顔のあふれるまちづくり」実現のため，全力で取り組んでまいりました。

おかげをもちまして，町政は着々と進展しております。議員各位並びに町民の皆様には，御理解と御協力をいただき，ここに改めて感謝を申し上げます。

我が国の経済は，円高・デフレ不況が長引き，製造業の競争力は低下し，貿易赤字は依然拡大している状況にあります。また，過度な円高の動きは修正されつつあるものの，国内の成長機会や若年雇用の縮小，復興の遅延など，日本経済にとって閉塞感を払拭できない状況も継続しております。一方で景気の状態を見てみると，円高の進行や世界景気の減速等を背景に輸出，生産が落ち込み，製造業を中心に設備投資にブレーキがかかるなど，景気は弱い動きとなっています。このような状況の中，政府は大胆な金融政策や機動的な財政政策，さらには民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で，長引く円高・デフレ不況からの脱却，雇用や所得の拡大を目指す日本経済再生に向けて緊急経済対策を実施しました。今後は，これらの経済対策の効果により，デフレ脱却と円高修正が進み，輸出環境の改善や国内需要の拡大により，緩やかに景気は回復していくと見られます。しかしながら，欧州債務問題や米国経済の回復，新興国・資源国経済の持続的成長，さらには日中関係の影響など，日本経済をめぐる不確実性は引き続き大きく，景気の下振れ懸念を抱えていることも事実であります。

そうした中，国と地方を合わせた長期債務残高を見てみますと，平成24年度末で約940兆円の見込みとなっており，国と地方自治体の財政状況は極めて危機的な状況にあります。

本町の財政状況につきましては，歳入面では，海外経済の減速長期化の影響等により回復感鈍化しており，法人町民税は減収が見込まれます。また，地価の下落に歯どめがかからないことから，固定資産税も減収が見込まれ，一般財源の安定した確保が難しい状況となっております。歳出面では，扶助費や他会計への繰出金が高負担となっており，重要施策の推進に当たっては，財源の一部を基金に頼らざるを得ない状況となっております。

その一方、阿見町を取り巻く状況の中で、平成25年度中には、阿見東部工業団地に建設中の雪印メグミルクの工場が一部操業を開始し、また、その関連企業の進出や、茨城県が施行する阿見吉原土地区画整理事業も着々と進められ、企業進出も期待されるところであります。今後、雇用創出や定住促進のための施策、道路や公共交通などのインフラ整備、さらには、観光振興などの施策を進めていく中で、当町におきましては、これからの10年が町の発展に極めて重要な時期になってくるものと考えております。

平成25年度においては、第5次総合計画の計画期間最終年度となることから、これまでの施策展開の総括の年となるわけではありますが、厳しい財政状況の中にあって、引き続き、行財政改革を進め、施策の選択と集中により限られた財源の有効活用に努めながら、地域特性を踏まえたまちづくりを推進してまいります。

これらの点を踏まえながら、町政運営の重要課題の取り組みについて、第5次総合計画の施策の大綱に沿って、基本方針を申し述べてまいります。

まず始めに、「みんなの声が活きるまちづくり」であります。

町民と行政が対等のパートナーとして、相互の理解と信頼のもと、目的意識を共有し、連携・協力することにより、地域の課題を解決する協働のまちづくりを推進してまいります。

平成24年度策定の阿見町協働の指針に基づき、NPO法人やボランティア団体、さらには行政区や町民の皆さんなど、個人がさまざまな場面で協働のまちづくりに参加できる社会の形成を図ってまいります。町民の皆さんから、直接、町政に対する意見や提言などをいただく機会として、広聴会を引き続き実施してまいります。

次に、男女共同参画社会の推進につきましては、阿見町男女共同参画社会基本条例及び第2次男女共同参画プランに基づき、男女が性別にとらわれず、多様な分野で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してまいります。

平成25年度においては、内閣府の支援を得て、男女共同参画宣言都市の記念式典を開催し、男女共同参画の意識向上を図ります。

次に、大学等との連携につきましては、茨城大学農学部、茨城県立医療大学との連携が徐々に広がりを見せており、今後は、東京医科大学茨城医療センターとの地域連携協力協定の締結に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年1月に締結した鹿島アントラーズとのフレンドリータウン協定に基づき、フレンドリータウンデイズ「阿見町の日」を引き続き開催するとともに、つい先日、協定を締結いたしました学校法人霞ヶ浦高等学校との連携にも積極的に取り組んでまいります。

2つ目は、「環境を守り育むまちづくり」であります。

地球温暖化による異常気象や生態系への影響が深刻化する中、阿見町環境基本条例及び環境

基本計画に基づき、町民と行政が一体となって、環境に優しいまちづくりを推進してまいります。

特に、環境負荷の低減や経費負担の縮減を図るため、公共施設や防犯灯照明のLED化を推進するとともに、一般住宅への太陽光発電システムの設置に対する助成を引き続き行うことにより、CO₂排出量の削減を図り、地球環境に優しい再生可能エネルギーの利用促進を図ってまいります。

次に、環境対策の一つでもある動物愛護につきましては、平成25年4月より施行する阿見町動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人と動物が共生することのできる地域社会の実現を目指し、無秩序な繁殖を抑制する不妊去勢に関する費用への助成を行うとともに、動物の愛護及び適正飼育の確保を図るため活動する動物愛護協議会に対し支援を行ってまいります。

廃棄物の不法投棄につきましては、パトロールの強化及び不法投棄禁止看板の作成・設置、さらには、監視カメラの設置など、抑止力の強化を図ります。

ごみ処理施設につきましては、建設から15年が経過した霞クリーンセンター及び最終処分場であるさくらクリーンセンターの経年劣化により生じる補修について、計画的な維持補修を行うことにより、老朽化した施設の延命化を図ってまいります。

また、恵まれた自然環境を次世代に継承できるよう、平地林や霞ヶ浦、神田池などの湖沼・河川について、積極的に保全・再生に取り組んでまいりたいと思います。

3つ目は、「安全で安心して暮らせるまちづくり」であります。

東日本大震災では、道路の損壊を初め、町内全域での停電や断水、情報収集・伝達手段の喪失、さらには、ガソリン等の燃料供給の途絶、放射能汚染など、さまざまな事態を経験いたしました。

こうした教訓を活かし、災害時の被害を最小限に食いとめる「減災」の考えを踏まえつつ、防災体制の強化を図り、いつ起きるかわからない災害に対する万全な備えを行うなど、災害に強いまちづくりが求められています。

そうした中、災害対策全般にわたる基本的な計画となる地域防災計画の見直しに着手したところであります。平成25年度には、職員の行動マニュアルの作成を含め、より実効性のある計画として見直しを行ってまいります。

また、震災後実施を見合わせていました防災訓練につきましては、より地域に密着した防災力の強化を図るため、地区単位による図上訓練を実施し、実践的な災害対策知識や技能を身につけた防災リーダーを育成することにより、地域防災力の強化を図ってまいります。

さらに、災害発生時等における情報伝達体制の確保を図るため、防災行政無線整備の実施設計に着手をいたしました。

放射能対策につきましては、町民の皆さんの不安軽減のため、日常の生活空間等における放射線量の測定を継続して実施してまいります。

次に、上水道事業につきましては、給水区域の拡大を図るため、配水管の新設整備を行うとともに、加入分担金の軽減措置を引き続き実施するなど、普及率の向上を図ってまいります。災害時等においても安定した供給体制を確保できるよう、老朽化した既設配水管の布設替えも併せて実施してまいります。

下水道事業につきましては、全体計画に基づき未整備地区への管渠整備を進めるとともに、接続率の向上を図り、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に努めてまいります。

また、荒川本郷地区の汚水幹線の整備に着手するとともに、阿見吉原土地区画整理事業の西南地区の管渠整備においては、茨城県との協定に基づき整備を進めてまいります。

次に、消防・救急につきましては、町民の身体・生命・財産を災害から守るため、老朽化した消防庁舎等の改修を引き続き実施するとともに、車両・資機材の計画的な整備を行うなど、消防力の充実・強化に努めます。

また、災害時の初動体制及び重複災害の対応力の確保など、消防体制の基盤強化を図り、住民サービスの向上を引き出すため、稲敷広域消防本部との間で、消防救急無線のデジタル化にあわせ、平成27年度を目途に消防の広域化に向けた検討を行ってまいります。

次に、交通安全対策につきましては、新たに交通安全教員を配置し、交通安全教室の充実を図るとともに、交通安全施設の整備推進を図ってまいります。

4つ目は、「健やかで明るくやさしいまちづくり」であります。

町民の皆さんの健康に対する関心は年々高まっており、いつまでも元気で生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりが求められています。

そうした中、健康づくりに向けた主体的な行動計画である「あみ健康づくりプラン21」が平成25年度をもって計画期間が終了することに伴い、平成26年度からの次期計画の策定を進めるとともに、医療機関との連携を図りながら、地域医療の充実にも努めてまいります。

また、医療給付につきましては、小児医療費助成対象を、小学6年生から、義務教育課程が修了する中学3年生まで拡大して実施してまいります。

次に、地域福祉につきましては、高齢者や障害者など、誰もが住みなれた地域で生き生きと安心した生活が送れるよう、阿見町地域福祉計画に基づき、助け合い・支え合う地域ぐるみの福祉を推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、阿見町長寿福祉計画・第5期介護保険事業計画に基づき、生活支援サービス等の充実を図ってまいります。

次に、児童対策につきましては、次世代を担う子供たちの健全育成を図るため、新たに4つ

の小学校において放課後子ども教室を開設し、放課後子どもプランの推進を図ってまいります。

次に、保育行政につきましては、本年4月に、民間の認可保育所であるさくら保育園が開所する予定です。加えて、多様化する保育ニーズに対応するため、乳幼児を対象とした家庭的保育事業を新たに開始し、待機児童の解消に努めてまいります。

次に、障害者福祉につきましては、障害者施策の基本指針である第3期阿見町障害者基本計画・障害者福祉計画の策定に着手してまいります。

5つ目は、「いきいき学びのまちづくり」であります。

心豊かなひとづくりを目指し、自ら学び自ら考える力、社会の変化に適切に対応できる力を育てるため、幼児教育、学校教育の充実を図ってまいります。

教育の振興につきましては、阿見町教育振興基本計画に基づき、教育に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

また、近年の少子化に伴い児童・生徒が減少する一方、市街地では人口増により教室の不足が生じるなど、小中学校の適正配置等の検討が必要となっていることから、阿見町学校再編基本計画の策定に着手するとともに、本郷小学校における不足教室対策として、プレハブ校舎の建築を行ってまいります。

次に、学校施設の耐震化につきましては、児童生徒の安全な教育環境を確保するため、平成26年度の耐震化率100%を目指してまいります。

また、阿見中学校の体育館照明をLEDに切り替え、電力使用量及び経費の削減を図ってまいります。

さらに、防災対策として、一時避難所となっている小中学校11校に防災用井戸を設置するとともに、中学校3校には太陽光発電及び蓄電システムの設置を行ってまいります。

次に、本年9月の供用開始に向け整備を進めている学校給食センターにつきましては、外構工事及び配送車庫の建築を行うとともに、既存施設の解体工事を実施してまいります。また、9月の供用開始から、米飯給食を週3回から4回に増やし、日本型食生活の普及定着と地場産米の消費拡大を図ってまいります。調理業務については、4月より民間委託を開始いたします。

次に、生涯学習につきましては、生涯学習推進計画に基づき、町民の生涯学習活動の支援と学習環境の一層の充実に努めてまいります。

ふれあい地区館事業につきましては、町民の学習機会の拡充を図るとともに、全ての行政区に届ける生涯学習を推進してまいります。

また、公民館やふれあいセンター、さらには図書館等において、フロアコンサートやミニコンサートを開催し、音楽で元気にするまちづくりを推進してまいります。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、町民の健康や体力づくりの場の提供や、

町民交流を目的とした町民運動会を推進するとともに、スポーツに対する子どもの意識や技術力の向上を図るため、トップアスリートやプロ選手の直接指導によるスポーツ教室を実施するなど、スポーツ振興を図ってまいります。

次に、予科練平和記念館につきましては、地域資源を活用したまちづくりの取り組みが評価され、本年2月に、地域づくり総務大臣表彰を受賞いたしました。今後とも、より多くの方々に、戦史の記録を伝承し、次の世代へ継承できるよう、常設展示のほか特別展や所蔵資料展を開催するなど、一層の充実を図ってまいります。

6つ目は、「暮らしを支える活力あるまちづくり」であります。

安定した暮らしを将来にわたり支えていくため、産業の振興と交流促進による地域経済の活性化を図り、活力とにぎわいのある地域産業を推進してまいります。

まず、農業の振興につきましては、農業従事者の減少や高齢化により耕作放棄地が増加するなど厳しい状況にある中、農業振興の中核となる担い手を確保・育成するため、新規就農者や農業後継者に対する支援を行うとともに、耕作放棄地を活用した農業体験や景観作物の定植など、農地の再生利用を図り、耕作放棄地の解消と地域農業の振興に努めてまいります。

農産品のブランド化や環境に配慮した持続性の高い農業生産方式の浸透を図るとともに、安定した農業経営と生活基盤づくりを支援してまいります。

さらに、農地や農業用水の保全管理や用排水施設の長寿命化など、保全活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

次に、商業の振興につきましては、本町を取り巻く商業環境の変動を踏まえ、町商工会と連携を図りながら、地域資源を活かした新商品の開発支援を行うなど、地域商業の活性化に努めてまいります。

次に、工業の振興につきましては、積極的に企業誘致を進めるため、交通アクセスの優位性など当町の持つ立地環境の魅力や企業立地奨励金などの優遇制度のPRに努めながら、茨城県と連携して優良企業の新規立地を促進し、産業の活性化や雇用の創出、定住人口の増加につなげてまいります。

次に、観光の振興につきましては、あみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館などに訪れる多くの観光客に町内周遊を楽しんでもらうため、阿見町が持つ自然や食材などの地域資源を活用し、観光物産イベントや地域ブランドづくりを行うとともに、観光ボランティアガイドの育成など、観光客の受け入れ態勢の充実を図ってまいります。

観光情報の発信につきましては、多様な広報媒体による観光PRを行うとともに、町内外の観光イベント等、あらゆる機会を捉え、観光情報の提供・発信に努めてまいります。

また、平成24年2月、国に登録した「かわまちづくり計画」に基づき、当町の重要な地域資

源である霞ヶ浦湖岸の親水性を向上させるため、サイクリングロード整備に向けた測量・設計及び島津小公園の桜植樹に向けた土質調査に着手いたします。

さらに、地域振興及び観光振興の拠点となり得る道の駅整備につきましては、平成24年度に策定した阿見町道の駅基本構想に掲げられた諸課題の解決に向けた取り組みを検討してまいります。

7つ目は、「快適で便利な美しいまちづくり」であります。

活力ある地域づくりと安全で安心な生活ができるよう、適切な土地利用と都市基盤の整備を図り、快適で美しい都市環境づくりに努めてまいります。

まず、都市基盤の軸となる幹線道路につきましては、都市計画道路荒川沖・寺子線の延伸・整備を行うとともに、中央市街地と西部市街地を連結する幹線道路ネットワークを確立するため、都市計画道路中郷・寺子線の整備を引き続き進めてまいります。

都市計画道路荒川沖・寺子線の県道土浦竜ヶ崎線までの延伸部分につきましては、先行して平成25年度上半期の開通を予定しています。

また、茨城県との共同事業により整備を進めてきた都市計画道路福田工業団地線につきましても、平成25年度上半期の一部開通を予定しており、今後も継続してアクセス強化による利便性の向上を図ってまいります。

さらに、生活道路である町道整備につきましては、国の交付金制度を活用し、積極的に整備促進を図るとともに、既存道路の維持補修や交通安全施設の整備等にも積極的に取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、本郷第一地区の保留地販売の促進を図るとともに、吉原地区においては、事業者である茨城県と連携をとりながら、円滑な事業推進と適正な土地利用の誘導に努めてまいります。

次に、公共交通につきましては、平成23年2月より実証運行を開始したデマンドタクシー「あみまるくん」が本格運行に移行することに伴い、さらなる利便性の向上に努めるとともに、町民ニーズや地域事情に即した公共交通体系の整備に取り組んでまいります。

その他、良好な住環境づくりを目指し、公園・緑地などの保全・整備に努め、魅力ある景観形成の整備促進を図ってまいります。

最後に、「効率・効果・透明性を大切にするまちづくり」であります。

本町を取り巻く社会情勢や町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、これまでも行政組織機構の見直しを行うなど、多様化する行政課題に対応してきました。

原発事故による放射能対策においても、町民の皆さんの安心・安全な生活環境を確保することを第一として、放射能対策を一元的に所掌する放射能対策室を生活産業部内に設置し対応に

当たってきたところです。事故後2年が経過し、除染作業が進捗したことから、平成25年度からは、生活産業部の部内室から生活産業部環境政策課の課内室へと位置づけを改めます。

また、町民部の町民活動推進課内に男女共同参画推進室を設置し、施策の一層の推進を図ってまいります。

さらに、教育委員会生涯学習課を本庁舎から中央公民館へ移転し、町の生涯学習の一体的な推進を図ってまいります。

次に、限られた財源を有効に活用するため、行政評価による進行管理を引き続き実施するとともに、評価の客観性や透明性を高めるため、昨年実施いたしました事業仕分けを継続実施してまいります。事務事業の必要性、緊急性及び費用対効果を検証し、選択と集中の考え方に立った行財政運営を推進してまいります。

行政情報化の推進につきましては、新たに入札・契約システムを導入し、事務の効率化を図るとともに、一部業務委託を見直して、システム運用に係る経常経費の削減を図ります。

町の最上位計画となる第6次総合計画につきましては、町が将来目指す基本的な方向、将来像、将来目標を明らかにし、その実現を図るための基本構想と諸施策を体系的に定めた基本計画を策定してまいります。

最後に、平成25年度には、かねてから要望のありました議場の音響・映像システムの改修を行ってまいります。

以上、町政運営に関する所信の一端を申し上げましたが、議員各位並びに町民の皆様方のお一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、平成25年度の施政方針といたします。

続きまして、議案第37号の平成25年度一般会計予算の概要について申し上げます。

まず、予算編成に当たって、基本的な考え方から申し上げます。

歳入面では、町税収入が法人町民税を中心に減収が見込まれるほか、地方公共団体に必要な財源を保障する地方交付税についても、国において減額の方針が示されるなど、大変厳しい状況にあります。

歳出面では、普通建設事業費が減少する一方、扶助費や特別会計への繰出金が依然として高負担となっており、国における緊急経済対策を踏まえ、平成25年度予算と平成24年度補正予算とを一体的に編成するなど、あらゆる財源確保策を講じるとともに、町民生活の向上のために真に必要な事業を推進することを基本として、限られた財源の中で、重点的かつ効率的な配分を念頭に置き予算編成に取り組んだものであります。

それでは、一般会計予算の概要を申し上げます。

一般会計の予算総額は、136億7,600万円で、平成24年度当初予算と比較しますと1.7%の減となっております。この減の主な理由としましては、都市計画街路事業が一定の区切りを迎え

ることによる土木費の減によるものであります。

歳入におきましては、景気に一部下げどまりの兆しが見られるものの、世界経済の不安定な景気状況と、法人税率引き下げの影響などにより、法人町民税が減収と見込まれるほか、地価下落の影響を受け、土地固定資産税も減収となるなど、町税全体で2.2%の減額計上となっております。

このように一般財源の減収が懸念されるところではありますが、安全で安心して暮らせるまちを目指し、防災対策などの緊急課題に引き続き取り組むとともに、環境負荷低減対策、医療保健福祉、教育環境の充実、地域産業の振興など、町民生活を支え、経済を活性化するための施策を積極的に推進してまいります。

これら重要施策の推進に必要となる財源の不足につきましては、前年度繰越金と財政調整基金により対処するものであります。

次に、7ページの債務負担行為につきましては、入札管理システムなど10件について、期間と限度額を設定するものであります。

8ページの地方債につきましては、臨時財政対策債など3件について、限度額、利率等を設定するものであります。

以上、一般会計予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきましては、総務部長より説明をしていただきますので、慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） それでは、議案第37号、平成25年度一般会計予算の内容につきまして御説明いたします。

お手元の平成25年度阿見町予算書を御参照願います。

まず、歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。

11ページをお開き願います。

第1款町税から御説明いたします。

第1項第1目個人町民税では、現年課税分所得割で前年度と比較しまして0.9%の増額計上。

第2目法人町民税では、法人税割で、不安定な景気の状態と法人税率引き下げの影響を考慮して18.6%の減、現年課税分全体では、前年度と比較しまして15.5%の減額計上。

第2項第1目固定資産税では、土地で地価下落に伴い4.2%の減、償却資産では、設備投資の回復を見込み1.9%の増、現年課税分全体では、前年度と比較しまして1.5%の減額計上。

第5項都市計画税では、土地家屋の減価を反映し、前年度と比較しまして3.1%の減額計上。町税全体では、前年度と比較しまして2.2%の減額計上となっております。

13ページの第11款地方交付税では、前年度交付額をもとに再算定した結果、地方交付税全体では2.3%の増額計上となっておりますが、今後、地方公務員給与の臨時特例が基準財政需要額に反映されますと減額に転じる可能性がございます。

15ページ、16ページの第15款国庫支出金の第1項国庫負担金では、障害者介護給付費等の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金が増となる一方、児童手当の所得制限導入に伴う減などにより、前年度と比較しまして1.4%の増額計上。

16ページの第2項国庫補助金では、都市計画街路事業の収束に伴う社会資本整備総合交付金の減などにより、前年度と比較しまして156.1%の減額計上。

国庫支出金全体では、前年度と比較しまして22.8%の減額計上となっております。

16ページ、17ページの第16款県支出金の第1項県負担金では、障害者自立支援給付費負担金、児童手当県負担金の増などにより、前年度と比較しまして13.7%の増額計上。

17ページ、18ページの第2項県補助金では、放課後児童クラブ整備費補助金が皆減となる一方、再生可能エネルギー導入促進事業費補助金の皆増などにより、前年度と比較しまして4.7%の増額計上。

18ページ、19ページの第3項委託金では、茨城県知事選挙費委託金及び参議院議員通常選挙費委託金の皆増などにより、41.4%の増額計上。

県支出金全体では、前年度と比較し12.8%の増額計上となっております。

20ページの第19款繰入金の第2項基金繰入金では、財源調整としての財政調整基金繰入金の増及び特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金の新規計上などにより、繰入金全体では、前年度と比較しまして128.1%の増額計上となっております。

21ページから23ページの第21款諸収入では、阿見吉原土地区画整理事業に係る公園緑地整備負担金及び耐震性貯水槽設置工事に伴う県負担金の皆減などにより、諸収入全体で、前年度と比較しまして26.9%の減額計上となっております。

23ページ、24ページの第22款町債では、社会資本整備総合交付金事業債の大幅減がある一方、臨時財政対策債の増などにより、町債全体では、前年度と比較しまして16.3%の減額計上となっております。

次に、25ページからの歳出について申し上げます。

第1款議会費では、議場放送設備等更新工事の新規計上などにより、議会費全体で、前年度と比較しまして9.6%の増額計上となっております。

27ページからの第2款総務費ですが、第1項総務管理費の第1目一般管理費では、特別職及

び一般職員の給与関係経費，臨時職員雇用費，文書管理法制費，電算システムなどに要する経費が主なもので，住民情報ネットワーク運営事業の減などにより，前年度と比較しまして3.3%の減額計上。

35ページから39ページの第7目財産管理費では，庁舎自家発電機設置工事費の皆減による庁舎維持管理費の減などにより，20.9%の減額計上。

39ページから41ページの第8目企画費では，職員給与関係経費，企画事務費，行政評価運営事業，総合計画策定事業などに要する経費が主なもので，公共交通推進事業の土木費への組替計上などにより，前年度と比較しまして16%の減額計上。

43ページから46ページの第10目町民活動推進費では，職員給与関係経費，自治振興費，町民活動センター事業，女性行政推進事業などに要する経費が主なもので，男女共同参画宣言都市事業の新規計上により，前年度と比較しまして8.7%の増額計上。

47ページから50ページの第11目地域安全対策費では，交通安全教育等を推進するための交通安全教化員の配置に係る経費及び防犯灯新設補助金の増などにより，前年度と比較しまして69.9%の増額計上。

52ページの第2項徴税費の第2目賦課費では，不動産鑑定委託料の増により，前年度と比較しまして6.9%の増額計上。

56ページから60ページの第4項選挙費では，主に参議院議員通常選挙，茨城県知事選挙，阿見町長選挙の新規計上などにより，前年度と比較しまして811.4%の増額計上。

61ページから63ページの第5項統計調査費の第2目基幹統計調査費では，住宅都市統計調査事業の新規計上などにより，前年度と比較しまして37.8%の増額計上。

以上，総務費全体では，前年度と比較しまして0.1%の減額計上となっております。

次に，第3款民生費について申し上げます。

63ページから66ページの第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費では，後期高齢者医療特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金の増などにより，前年度と比較しまして4.4%の増額計上。

66ページから70ページの第2目老人福祉費では，老人保護措置事業，敬老事業，シルバー人材センター助成費，介護予防地域支え合い事業などが主なもので，シルバー人材センター助成費の減などにより，前年度と比較しまして1.6%の減額計上。

70ページから75ページの第3目障害者福祉費では，自立支援医療給付事業及び障害者介護給付事業の大幅増などにより，前年度と比較しまして20%の増額計上。

76ページ，77ページの第6目医療福祉費では，医療給付事業の大幅増により，前年度と比較しまして17%の増額計上。

80ページから82ページの第2項児童福祉費の第1目児童福祉総務費では、待機児童の解消等を目的とした家庭的保育事業の増などにより、前年度と比較しまして9.9%の増額計上。

82ページの第2目児童措置費では、子ども手当から児童手当への変更及び所得制限導入により、前年度と比較しまして5.3%の減額計上。

83ページから87ページの第4目保育所費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、民間保育所管理運営に要する経費が主なもので、さくら保育園の開所に伴う運営負担金の増などにより、前年度と比較しまして19.3%の増額計上。

87ページから90ページの第5目児童館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理に要する経費が主なもので、放課後児童クラブ業務委託料が新規計上となる一方、舟島小学校区放課後児童クラブ専用施設の完成による放課後児童施設整備事業の皆減などにより、前年度と比較しまして32.4%の減額計上。

以上、民生費全体では、前年度と比較しまして7%の増額計上となっております。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

90ページから93ページの第1項保健衛生費の第1目保健衛生総務費では、職員給与関係経費、保健衛生事務費、母子保健事業などに要する経費が主なもので、あみ健康づくりプラン21策定に係る経費の新規計上などにより、前年度と比較しまして2.2%の増額計上。

93ページ、94ページの第2目予防費では、中学3年生までの医療費助成対象の拡大に伴う定期予防接種委託料の増などにより、前年度と比較しまして7.9%の増額計上。

97ページから99ページの第2項清掃費の第2目塵芥処理費では、霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの運営や維持管理に要する経費を計上しているもので、両センターの維持管理費の増などにより、前年度と比較しまして8.3%の増額計上。

99ページから101ページの第3項環境衛生費の第1目環境総務費では、職員給与関係経費、龍ヶ崎地方衛生組合及び牛久市・阿見町斎場組合に係る負担金などに要する経費が主なもので、龍ヶ崎地方衛生組合発注の処理施設建設工事談合により発生した和解金の充当による負担金の減などにより、前年度と比較しまして2.8%の減額計上。

104ページ、105ページの第4目放射能対策費では、除染計画に基づき実施した除染作業費等の減により、前年度と比較しまして85.5%の減額計上。

以上、衛生費全体では、前年度と比較しまして7.9%の減額計上となっております。

次に、第5款農林水産業費について申し上げます。

108ページから111ページの第1項農業費の第3目農業振興費では、地場農作物の食育推進事業委託料が皆減となる一方、青年就農給付金の新規計上などにより、前年度と比較しまして1.3%の増額計上。

111ページ、112ページの第5目農地費では、使用料徴収業務委託に伴う農業集落排水事業特別会計への繰出金の増などにより、前年度と比較しまして3.5%の増額計上。

以上、農林水産業費全体では、前年度と比較しまして5.7%の増額計上となっております。

次に、第6款商工費について申し上げます。

114ページ、115ページの第2目商工業振興費では、商工業の振興、阿見東部工業団地・阿見吉原東地区への企業誘致関係に要する経費を計上しているもので、奨励期間満了に伴う企業立地奨励金の減による阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業の減などにより、前年度と比較しまして42%の減額計上。

115ページから116ページの第3目観光費では、あみプレミアム・アウトレット内において実施したアンテナショップに係る経費の皆減などにより、前年度と比較しまして34%の減額計上。

以上、商工費全体では、前年度と比較しまして24.7%の減額計上となっております。

次に、第7款土木費について申し上げます。

118ページの第2項道路橋梁費の第2目道路維持費では、道路の維持補修や交通安全施設整備に要する経費を計上しているもので、交通安全施設工事の増などにより、前年度と比較しまして13.1%の増額計上。

119ページから121ページの第3目道路新設改良費では、緊急経済対策に伴い平成24年度補正予算へ前倒し計上したことなどにより、前年度と比較しまして41.9%の減額計上。

121ページから123ページの第4項都市計画費の第1目都市計画総務費では、職員給与関係経費、都市計画事務及び景観整備事業に要する経費を計上しているもので、新たに公共交通推進事業が総務費からの組替計上などにより、前年度と比較しまして29.7%の増額計上。

123ページから125ページの第2目街路事業費では、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業、中郷・寺子線等整備事業及び福田工業団地線整備事業の収束による減などにより、前年度と比較しまして64.2%の減額計上。

125ページの第3目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金が減となり、前年度と比較しまして5.5%の減額計上。

125ページから127ページの第4目公園費では、阿見吉原地区の公園緑地整備事業の減などにより、前年度と比較しまして64.6%の減額計上。

127ページ、128ページの第6目土地区画整理費では、本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金の減などにより、前年度と比較しまして39.1%の減額計上。

128ページ、129ページの第7目開発費では、阿見吉原土地区画整理事業の道路等関連工事分担金の増により、前年度と比較しまして34.5%の増額計上。

以上、土木費全体では、前年度と比較しまして31.3%の減額計上となっております。

次に、第8款消防費について申し上げます。

131ページから135ページの第1項消防費の第1目常備消防費では、職員給与関係経費及び消防署等の維持管理などに要する経費が主なもので、消防庁舎屋上防水工事の新規計上などにより、前年度と比較しまして4.9%の増額計上。

137ページ、138ページの第3目消防施設費では、消防施設整備に要する経費が主なもので、阿見吉原東地区防火水槽新設工事及び緊急通信指令システム部分改修の皆減などにより、前年度と比較しまして86.7%の減額計上。

以上、消防費全体では、前年度と比較しまして6.6%の減額計上となっております。

次に、第9款教育費について申し上げます。

138ページから143ページの第1項教育総務費の第2目事務局費では、特別職及び一般職員の給与関係経費、事務局事務費、指導室事務費、教育相談センター運営事業、幼稚園就園奨励事業などに要する経費が主なもので、学校再編計画策定業務委託料及び特別支援教育支援員賃金の増などにより、前年度と比較しまして3.9%の増額計上。

143ページから151ページの第2項小学校費の第1目学校管理費では、職員給与関係経費及び各小学校施設の維持管理などに要する経費を計上しているもので、本郷小学校、実穀小学校、吉原小学校の耐震実施設計及び本郷小学校プレハブ校舎建設工事並びに防災用井戸設置工事の新規計上による学校施設整備事業の増などにより、前年度と比較しまして55.5%の増額計上。

154ページから158ページの第3項中学校費の第1目学校管理費では、職員給与関係経費及び各中学校施設の維持管理などに要する経費を計上しているもので、阿見中学校体育館のLED照明工事及び3中学校の太陽光発電設備設置工事並びに防災用井戸設置工事の新規計上による学校施設整備事業の増などにより、前年度と比較しまして79.8%の増額計上。

176ページから178ページの第4項社会教育費の第5目図書館費では、空調設備に係る維持補修工事の増などにより、前年度と比較しまして16.6%の増額計上。

178ページから181ページの第6目予科練平和記念館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、予科練平和記念館事業などに要する経費を計上しているもので、展示品レプリカ及び（仮称）土浦海軍航空隊物語の作成委託料の計上による予科練平和記念館事業の増などにより、前年度と比較しまして7.6%の増額計上。

184ページ、185ページの第5項保健体育費の第2目体育施設費では、総合運動公園のフェンス設置、トイレ改修に伴う工事費の増などにより、前年度と比較しまして11.2%の増額計上。

186ページから188ページの第3目学校給食費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理などに要する経費を計上しているもので、新給食センターの運営開始に伴う調理業務委託料及び備品購入費の新規計上による給食センター運営費の増並びに外構工事及び旧施設の解体

工事費の新規計上による給食センター整備事業の増などにより、前年度と比較しまして42.4%の増額計上。

以上、教育費全体では、前年度と比較しまして26.7%の増額計上となっております。

189ページの第11款公債費では、長期借入金等の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので、ごみ処理施設等の衛生債の償還が終了する一方、臨時財政対策債の償還が増となることなどから、長期借入金の元金及び利子の増により、前年度と比較しまして3.6%の増額計上となっております。

189ページ、190ページの第12款諸支出金の第1項基金費では、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金を新規計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まず、予科練の記念館の話で、178ページからの質問をお願いします。その中でですね、予科練記念館の記念館事業というところがありますね。180から181にかけて。ここの中にですね、予科練平和記念館資料作成委託料、それから特別展示委託料、宣伝業務委託料と、この3つの内容を少し詳細にお話ししていただけますか。どこにどのようなものを委託しているか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。どこに委託しているかちゅうのは、今からなんで、それは後で……。

1つはですね、レプリカ製作業務、これについてはですね、平成25年に5点作成する予定です。絵はがき、それから級長の任命書、それから通信簿、日誌などの、これらを年次計画でつくっていくような形になろうかと思えます。これがレプリカですね。

それから、もう1つ、仮称でございますが、土浦海軍航空隊物語作成事業、新規事業ちゅうことで、前に主な事業ちゅうことでお配りしているかと思うんですが、内容としては、土浦海軍航空隊の予科練生と海軍予備学生、それから山本五十六元帥が阿見町に残したもの等でございます。

それから、新たに宣伝業務委託料というのが出ましたけれど、今までいろんなホームページ、

それから口コミ等、いろいろやってきたわけですが、何か今現在はですね、パソコン離れが非常に若い人らが多いっちなことで、若い層のスマートフォン、これにそういう広告を出すという。それから、ファミリー層については、当然今までどおりホームページで掲載していく。それから、中高年層、これについては、今までどおり、新聞広告それからポスター、チラシ等で引き続き実施していくっちなような内容でございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いろんなですね、特別展とか、いろんな方法を模索して努力してる場所は認めますけども、要は、この1年かけてみて——2年前に2月に完成はしたんですけども、オープンして以来、目標人数ね、10万人ということには達成してないわけですよ。いろんな特別展示をやったけども、なかなか当初目標よりも大幅に入館者が少ないと。こういうことで、何となく、これがずーっと……。ま、やってみなければわからないんだけども、この入館者数が増えるという兆候がなかなか出てこない、私にはね。年間に4,000万ぐらいの赤字っちなと皆さん方嫌がるでしょうけれども、教育施設だからと。3,000万から4,000万の負に、マイナスになるわけですね。これって、ちょっと1つ聞きますけども、入館者はどれぐらいを見込んでいるんですか、この25年度は。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。おかげさまで22年の2月からですね、今月、2月末でございますか、18万を超えたっちなことなんですけど、一応、2011年の3.11っていう大震災が起きて、昨年っちな23年度が悪かったんですよ。それで、24年度の予定はですね、5万2,000人っちなような形で、これはですね、全国から見てもですね、5万人以上入る歴史観とか博物館というのはすごいいっちなことで、一言自慢しちゃいますけど……。で、25年度の見込みはですね、6万っちなことで、一応見込んでおります。ええ、あれ、何をいうか忘れちゃったんだけど。もうひとつですね。ええ、6万人なんです。6万人なんですけど、まあ、そこらにしときますか。以上。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 6万人っちなけど、当初の予定は10万だよ。大幅に修正をしたっちなことだね。それはしょうがない、こういう状況だからね、現実にそうだから。だから、私なんかも、特別展示をしたとしてもね、なかなか収益というのか、上がらないと。収益のする場所じゃないと言えばそれまでですけど、当初はね、我々が19年の10月にね、行革委員会で、活性化を図ってくれという——できる前ですからね、できる前に、これは負の遺産になる可能性があるから、どうして活性化を図るのかというようなことを要望しているわけですね、行革

委員会として、執行部のほうに。そのときにね、活性化を図りますとかっているいろいろ答えているんですけども、前にも話をしましたけども、観光施設として観光資源として活性化を図るということを行っているんですよ。これって、町長がかわったら、建設の目的からすると、教育施設に、首長がかわったら変わるのかという、こういうことをしちゃだめですよ。観光施設とするっちゃったら、収益上げにやいかんからね、ある程度。教育施設っていったら収益はないでいいという、そういう理屈にもならない。マイナスはなるべく控えてやいかんのですよ。だから、そこでね、再三私もこの質問はしたんですけども、そういうマイナスのものを何とかしてプラスに近づけるという努力はやるつもりがあるのかなのか、それをちょっと聞きましょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） マイナス、マイナスちゅうことを……。1つはですね、新しい生涯学習推進計画の中ではですね、目標としては、戻りますけど、10万人ちゅうことでは、これちょっとだめだちゅうことで、いかにイベントを実施するか。要するに、藤井さんも何回も出てると思うんですけど、例えば今年になってからも、寒中祭——初めての企画。それから、商工観光課、観光協会とコラボしましてですね、夜空を見る、星空っていうような、すごいんですよ、これは。だから、そのマイナス、マイナスちゅうことだけじゃなくて、当然、毎回言ってますよね、観光の核としてですね、1つ予科練平和記念館はある。ただ、1つは、平和を守るちゅう目標、教育施設だちゅうことは理解してもらおうということで、何ら町長がかわったから教育施設になったわけじゃないですよ、これ。それだけは誤解をしないでいただきたいということで終わります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 町長がかわったから教育施設に行ったというわけじゃないんだろうけど、観光施設と、資源として活用するというのを答えているわけね、前のときに。それで、観光資源として活用すると、それはもういいですよ。当然、執行部の中で、いろいろとこう、誰に持たせればいいのかという議論があって、教育施設になって、じゃあ、観光施設じゃなくて教育施設に切り替わりましたという、これはわからんでもないんですよ。役場の中の執行部の中の話で、組織ちゅうか担当部部署がかわったんだからね。けども、担当部署がかわったからって、マイナスをどんどんどんどん続けるということそのものが、部署がかわったからいいんだ、公民館と同じだからいいんだという考え方なのか、やはり、何とかして少なくする。公民館だって使用料取ったりとかね、努力をしてるんだから。マイナスの部分を少なくする努力をどうしているのかって私は聞いてるわけですよ。いろいろなイベントをやっているからね。

それで上がったからって、そんなにばんと、そのときだけは上がったんだけど、年間トータルすると、リピーターも少ないし、たくさん上がっているということ、人数も上がっているというふうな捉え方は私はしてないですよ。だから、むしろこの人件費とかね、そういうことを考えちゃうと、運営の仕方を変える必要性が、これから何年続くか、ずっと続くんですからね、これは。その運営の仕方とか、管理の仕方を変えるという発想はないんですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男。

○町長（天田富司男君） いつも言うんじゃないけど、この館自体がね、利益を生むような事業ではないっていうことは、もう議員各位はみんなわかっているわけですよ。最初からやるときに、もう行革でこうだと言ってたわけだから、そういう利益を生まない……。確かに、いかにね、経費を削減していくかっていう、これは大事な考えですよ。それを、でも相当努力しているわけですよ。今回の総務大臣賞、地域づくりのほうでも総務大臣賞っていうようなね、そういうものももらって、それぞれが一所懸命今、努力しているわけだから、その努力にやっぱりある程度はね、認めてやないと、これは少ない、あれは少ないって、年中同じようなこと言ってたんでは……。やはり褒めるところはきちんと褒めてやって、それでね、削減は、やっぱりやらざるを得ないところもあるけど、ただ、やはり、その持つてる、予科練平和記念館という持つてるものですよ、その財産とはどういうことなんだということを考えたら、やはり恒久平和をここから発信していくという、そういう阿見町の場所なんですから、あのものは、やっぱり町としては象徴的な建物であるということ、これをやっぱり議員各位にも、やはり理解していただかねばいけないと、そう思います。だから、利益……。まあ、誰もが経費削減のために一生懸命イベントごとやったり何だりしてる。夜空を見て、みんな、よかったよというような話もしてる。それでもやっぱりね、なかなかそこには利益に通じるものっていうのは、なかなかないですよ。そういうことを、やっぱり理解していただくということが大事なのかなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いや、あのね、町長ね、町長いつも、一生懸命努力しているから褒めてやってくれと言う。私はこの件については、別にくさしているわけじゃないし、努力していることは認めてますよ。努力していることは認めてるんだよ、教育長以下、よく聞いてくださいよ。ただ、負のものを少なくするためにはどうすればいいか、何を考えているかということ、私は聞いているわけですよ。いや、それも必要ない、負のものも全然、垂れ流しでいいと思ってるのか、いや、やっぱり少しでも少なくする、町長も言っていたように、少なくする努力も必要だと言うから、どういう努力——今、いろんなイベント、特別展をやったりする努力も1つ。そのほか、経営とか運営の方法で、努力する項目はないのかということ聞いてい

るわけですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ちょっと私も疑問になったんだけど、利益っちゅうのはお金だけじゃないと思うんですね。要するに、平和教育っちゅうことで、本当にお金にはかえがたい、要するに、ものが、子供らにも行くわけで、それ、お金幾らだっちゅうたって、これわかんないわけですね。まあ、確かに、おっしゃられるように、当然、今からはまだ、22年2月からこれやってきまして、今後は、指定管理者制度なのか、今、今度は国のほうでもPFIとかいろいろありますけど、さまざまな手法ありますよ。ただ、今の段階では、そういう考えは、きっと町長もないと思うんで、そこらは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そういうPFIとかね、考えておるのであれば……。PFIじゃ、何だっけ、ちょっと違うんじゃないか。指定管理者制度ならいいけど、PFIは関係ねえや。いやいや、いいよ、わかった。

○教育次長（竿留一美君） 取り消し、取り消し。

○14番（藤井孝幸君） ああ、取り消しせんでいい。今のは取り消しだからいい。

それで、その考えていることだけは確かだろうけども、いずれね、いずれ近い将来、そういう考え方に移行しなければならないよということを、私は聞いているわけ。

もう1つね、我々の行革で要望した、県内の小中学校、高校に、教育委員会を通じて、平和教育の一環として来ていただくよというようなことを言ってるわけですね。回答してる。それをどの程度やったか、教えてください。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 町長も、きっと施政方針でも言いましたけれど、霞ヶ浦高等学校で連携協定結んでいるんですね。で、今年になってから、高校2年生、全ての方が来た。それから、もう1つ、館長が、土浦三校の先生だったんですね。で、この間、あそこに武道館、大きいやつできて、あそこ240名でありまして、そこへ、うちのほうの調査員の戸張先生が行きまして、そこで講演しておりまして、それから、館長、いろんなところへ、つて——つてっちゅうか、今まで高校の先生っちゅうことで、いろんな意味で、PR活動しているっちゅうのが状況です。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） あの、私が質問しているのは、要はどこの小中学校に、具体的にね

——県内の小中学校全部PRして来てもらうということを答えてるから、どこに——平和教育の一環とするのであればよ、全国の小中学校に出してもいいしね、パンフレット、ぜひ来てくださいと出してもいいけど、そこをどこまでやったのかわかっている。霞ヶ浦高校は、2年のころから、私が現職のころから、あそこに記念館には、2年は全員来てましたよ。それは、今さら始まったことじゃないんですよ。だから、全県内もしくは全国の小中学校に、教育の一環として、どんなPRをしたかということを知っている。どこにどんなPRをしたかということを知っているんです。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） PR以外にですけど、結構全国から、鹿児島の高校とか、いろいろ来てんですけど、茨城県についてはですね、教育長会議の中で、集まりがあって、その中で、うちの教育長がPRして、そういうことでお願いしますよということで、何度かやっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 教育長がそうやってPRしてんだって、県内の小中学校はたくさん来てるんですか。それでね、教育長が一生懸命になって、してるんだったら、県内の小中学校はずっと増えてるという話であれば、まだいいんですけどもね。阿見の小中学校も見学してないでしょ。どうですか、全校行きましたか。

〔「行ってますよね」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） そういうところでね、要はいずれにしても、垂れ流しというんじゃないで、入る、入館数を多くするという努力は必要だし、経営のやり方も考えてくださいよということなんです、私の言いたいことはね。もうできてるんだもん。

〔「もっと頑張ってくれ」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） そういうことなんです。ね。だから、何も、町長がいつも、職員が努力している、努力してるちゅうけど、やっぱりある程度結果が物を言うからね。そこをどういうふうな努力をして、どういう結果が出たんだということを、我々は知らなければならぬわけですよ。そしたら、もう1個、こんな方法があるんじゃないかという提言もできるし。そういうことで、まあ、努力してください。じっと見守っておりますので。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 何点かお聞きしたいんですけども、まずね、31ページ。そこにですね、同和問題研修費というのがあります。で、まあ、確かにね、同和問題というのは、まあ、現代

に至るまでですね、なかなか解消できないということで、これずっと延々とですね、この研修費が上がっているようなんですけども、ちょっと私はね、残念に思ったのはですね、私も一般質問でですね、北朝鮮の人権侵……。つまり人権問題、人権問題について、北朝鮮による日本人拉致問題、このことについてね、その講演会なりそういうことをやってほしいと、一般質問で言いました。それはね、ただ単に私の願望ではなくてですね、そのときにもお話申し上げましたけれども、法律でですね、国の責務、それから地方公共団体の責務ということでね、明確にですね、この拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の対処に関する法律ということで、書いてあるんですよ。でね、いまだに解決されていない、現代の最も重要なね、人権問題、こういうことがあるにもかかわらず、しかもですよ、法律で地方公共団体の責務が明確に規定されていながらね、このものについて、当初予算に計上されていないというのは、大変問題だと思います。

皆さんもね、やっていないようで、私もこうやって、襟元を見てるんですが、ほとんどの国会議員はね、このいわゆる拉致問題のバッジをやってます。これはね、地方公共団体そして国がね、一体になって取り組まないとね、だめなんですよ。だから、ここにですね、同和問題も確かに大事。しかし、この当初予算にね、この人権問題、とりわけて北朝鮮の問題についてね、ないというのは、なぜこれ抜けちゃったのか、ちょっと教えてください。何で計上しなかったのか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今、海野議員が言われたような認識が阿見町で我々になかったということで、計上はしてなかったということなんですけども、今、言われたように、国初めですね、市町村、議員の皆さんも一緒になって、やっぱり取り組んでいかなくちゃいけない問題だなあというふうには考えるんですけども、そこまで、予算計上するまで認識がなかったということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあね、当初予算ではね、計上されなかったでしょうけれども、これ今からね、補正予算の話するのもおかしいんですけども、ぜひね、やっぱりこの問題についてはですね、本当にですね、茨城県主催でもですね、この前、水戸市と茨城県主催で政府のですね、拉致問題の集会を水戸でやってるんですよ。残念ながら、ここにいらっしゃる方で参加した顔は、僕は見ませんでした。私は参加しましたがけども。ぜひね、そういう形でやってほしいと思う。

あのね、申しわけないんだけど、僕がしゃべっているときに、どうしてそうしてちょっかい出してるのかなあ。非常に態度悪いな。

- 14番（藤井孝幸君） いや、俺にもちよっかい出す。
- 5番（海野隆君） うん。まあ、いいや。そういうことでね、次はね……。
- 議長（倉持松雄君） 町長天田富司男，静粛にお願いします。
- 5番（海野隆君） 次はね，33ページなんですね。
- 町長（天田富司男君） ……じゃないんだから。
- 14番（藤井孝幸君） 議長は，町長にも黙りなさいと言わにゃだめだぞ。
- 議長（倉持松雄君） 今，言いました。
- 町長（天田富司男君） 予算もついてないけど，失礼じゃない。
- 14番（藤井孝幸君） まだ言うよ，まだ言ってるよ。
- 5番（海野隆君） これ，予算の問題を言ってるんだよ。
- 町長（天田富司男君） 違うじゃないの。拉致問題を何で予算……。予算に出てないもの言ってるんじゃないか。要望したってだめだよ。
- 5番（海野隆君） ちょっとおかしいんじゃないか，何か。何かおかしいな。まあ，いいや。まあ，ちょっと黙っててください。申しわけないけど。あのね，私が今しゃべっているんで。
- 33ページ。ここにですね，職員互助会補助金というのが載っております。これもね，毎年定額をね，170万。毎年といっても，去年と比較ですけれども，同じ金額が載っているようだけれども，具体的にはね，どんな事業とかどんなことにね，補助しているのか。これについてお聞かせください。
- 議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- 総務部長（坪田匡弘君） はい，お答えいたします。地方公務員法42条で，地方公共団体は，職員の保健，元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し，実施しなければいけないというふうに，地方公務員法の42条で決められておまして，それに基づきまして，職員の保健，元気回復等の事業を担っているのが互助会だと，一部を担っているのが互助会だということでございます。それで，具体的な事業としましては，職員に対する見舞金とかで，死亡弔慰金，それから退職者のせんべつ，祝い金——これは結婚，出産とか，それから，人間ドッグ受診の助成というのを，まず一つやっています。それから，職員が自主的にレクリエーション——団地で観劇をしたりですね，スポーツ大会をしたり，そういったことに対する助成，一部助成になっています。それから，ボランティア事業も，年数回やっておまして，缶拾いとかですね，職員が声を上げてやっています。そういった事業をもろもろにやるのが互助会ということございまして，その経費，予算につきましては，職員から月500円で徴収をしておりますけれども，それで賄い切れない部分に対して，町のほうから助成を受けているということでございます。ただ，大分余剰金がありまして，昨年の24年度の補正予算で減額しておりますけれども，

余剰金があった場合は、補助を、助成を受けないというようなことで運営をしております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあね、さっきのね、町長の予算に対する説明、いろんなことを聞きますとですね、やっぱり税金をね、やっぱり有効に、町民のために使うということをね、優先的に考えていただきたいなあと思うんですね。互助会の財布の中身のぐあい、私も一部お聞きしておりますけども、やっぱりね、よく補助金でもね、えらい、何て言うのかなあ、資産があるのに、そこに補助金を出しているっていうことがあって、問題になることがあります。ですから、この職員互助会の補助金についてね、やっぱり余剰金があるという中で、同じ金額——去年と同じですけども、出すと。しかもですよ、中身がですね、やっぱりつかみ金なんですよ。170万のつかみ金。何に使うかは自由にどうぞっていうような形でやっている。何か事業、つまりさっき言ったようにね、地方公務員法42条——これは、やらないところもあるようですけどね、全然出さないところもあるようですけども、それに基づいてやってるということなんですけども、具体的にね、互助会が、職員の健康とか保健とかね、やる気、そういうことにつながるような、具体的な事業にね、補助をすると、そういう形でね、ぜひやっていただきたいと思うんですよ。この互助会補助金はつかみ金。だけど、ほかの、事業仕分けのときに、いろいろ指摘されているわけですよ。つかみ金でやるんじゃないよと。やっぱり具体的な事業について補助しなさいと。こういうことで、これはね、一事が万事、そういうことですので、これ、町長、どうですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろんな事業に対してということが、やっぱり一番のもとになると思います。こういう事業をやるから、こういうお金が必要だという、それが一番かなと。これは、事業仕分け等でも、ほとんど仕分け人が言われたとおりだと、私は思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これはね、委員会でよく議論していただきたいと思います。

それから、37ページ。ここにですね、電気使用料というのがありますね。報道によればですよ——報道によればっていうか、私も議員なのでわかってますけども、PPS事業者と契約を取り結んだと。このPPS事業者とですね、契約を取り結ぶっていうのは、とりもなおさず電気料がですね、安くなるというのが前提だと思うんですけども、庁舎維持管理費で電気使用料950万というのは、前年度と比較して安くなってますか、高くなってますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） まず、安くなっているか。予算計上ではですね、同額になってます。それで、PPSの切り替えを、昨年4月から、庁舎のほうはやっておりまして、全部で7

月からやった分を合わせまして21施設やってまして、年間、電気料として360万円、5%ぐらいの減額が図れたという見込みを立てておりますけども、その後、電気料の値上げがありまして、それで、ここでの数字では、電気が8.5%ぐらい、昨年9月から値上げがありましたので、それで反映されて、増減がなかったということでございます。PPS事業者の場合は、基本料金を安くしていただいて、使用料は東京電力と変わらない従量制でなってますので、その値上げが、やっぱり影響しているということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） わかりました。

次はね、41ページ。ここに出張所費が入ってます。昨年はですね、職員給与関係経費は1人の計上でした。これ843万円。昨年度と比べてですね、出張旅費が高くなっているんですよ。まあ大体ね、出張旅費って人件費ですよ、ほとんどね。ここに、つまり1人ではなくて2人配置しなければならなかったという理由、これをね、教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。25年度の当初予算では2名の計上となっております。24年、昨年は1名でした。御指摘のとおりです。これはですね、去年、定年で退職する職員が配置されていた関係で——去年というか23年度ですね。そういった場合には、予算の計上の仕方として、一般的に、退職される職員が含まれていた予算の中では、その分は計上しないというやり方をしてまして、で、翌年度の6月補正の時点で再チェックをして、1年分の計上をするというやり方を、通常しております。その関係で、24年当初には1名でしたけれども、今年度は通常どおり2名と。なので、増えたというわけではありません。

以上です。

○5番（海野隆君） はい、わかりました。以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時ちょうどといたします。

午後 2時49分休憩

午後 3時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、7番平岡博君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

議案第38号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第39号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第40号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第41号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第42号 平成25年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第43号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第44号 平成25年度阿見町水道事業会計予算

○議長（倉持松雄君） それでは、議事に入ります。日程第19、議案第38号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第39号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第40号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第41号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第42号、平成25年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第43号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第44号、平成25年度阿見町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 議案第38号から第44号までの平成25年度特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げます。

特別会計は6件で、予算総額は106億8,000万円となり、前年度との比較では1.8%の増となっております。

その内訳であります。議案第38号、国民健康保険特別会計予算は、52億8,900万円で、3.5%の増。

議案第39号、公共下水道事業特別会計予算は、18億6,000万円で9%の減。

議案第40号、土地区画整理事業特別会計予算は、1億2,000万円で42%の大幅減。

議案第41号、農業集落排水事業特別会計予算は、1億7,400万円で2.4%の増。

議案第42号、介護保険特別会計予算は、25億2,500万円で10%の大幅増。

議案第43号、後期高齢者医療特別会計予算は、7億1,200万円で6.7%の増となっております。

また、議案第44号、水道事業会計予算は、15億7,701万3,000円で3.5%の減となっております。

以上、特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきましては、各担当部長から説明をしていただきます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。まず、議案第38号についての説明を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） それでは、議案第38号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明をいたします。

予算書の203ページをお開きください。

平成25年度の予算総額は52億8,900万円で、前年度と比較しまして3.5%の増となっております。これは、歳入、歳出とも、国保税調定、療養諸費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金など数年次の実績内容などから、それぞれ勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明をいたします。

216ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして8.1%の減額となっております。

219ページをお開きください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案し、前年度と比較しまして4.5%の増額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産一時金などに対処するものであります。

221ページをお開きください。

第3款後期高齢者支援金につきましては、前年度と比較しまして4.4%の増額計上となっております。

223ページをお開きください。

第6款介護納付金につきましては、国保被保険者のうち40歳から65歳未満の介護保険制度第2号被保険者に該当する拠出金を納付するもので、前年度と比較しまして0.9%の増額計上となっております。

第7款共同事業拠出金につきましては、高額な医療費支出の多い保険者を県内各国保被保険者

が共同で抛出し合い、保険者間の医療費負担の均衡を図るもので、前年度と比較しまして0.4%の増額計上となっております。

224ページをお開きください。

第8款保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健診委託料などを計上しているもので、前年度と比較しまして1.6%の増額計上となっております。

次に、歳入部門の主な項目について御説明をいたします。

戻りまして211ページをお開きください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして2.5%の減額計上となっております。これは、国保被保険者の加入状況や景気低迷に伴う所得の低下等を勘案し、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、歳入、歳出の全体状況により必要措置額を計上したものであります。

212ページをお開きください。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金の第1目療養給付費等負担金は、歳出の一般療養給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金に係る負担金で、前年度と比較しまして2.4%の減額計上。

第2目高額医療費共同事業負担金は、歳出における高額医療費共同事業抛出金に係る負担金で、前年度と比較しまして11.2%の減額計上。

第3目特定健康診査等負担金は、特定健診等の委託費用に対する負担金を計上しているもので、前年度と比較しまして25.3%の増額計上となっております。

第2項国庫補助金の第1目財政調整交付金における普通調整交付金につきましては、近年の状況を勘案し、前年度と比較しまして5.9%の増額計上となっております。また、特別調整交付金は、市町村の国保運営努力に応じ、国の予算の範囲の中で、申請をした市町村を県及び国が評価・査定し交付されるもので、不確定な性質から当初予算では科目措置としております。

以上、国庫支出金全体では、前年度と比較しまして1.5%の減額計上となっております。

次に、第4款療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者に係る療養諸費の町負担分や後期高齢者支援金等相当額などに対する交付金で、前年度と比較しまして19.5%の減額計上となっております。

第5款前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費負担における保険者間の不均衡を是正するためのもので、前年度と比較しまして16.0%の増額計上となっております。

第6款県支出金の高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び都道府県財政調整交付金につきましては、国庫支出金と同じ趣旨によるもので、前年度と比較しまして40.6%の

増額計上となっております。

第7款共同事業交付金の第1目高額医療費共同事業交付金につきましては、高額な医療費支出に伴う共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして11.2%の減額計上。

第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、同様に共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして3.8%の増額計上となっております。

以上、共同事業交付金全体では、前年度と比較しまして0.4%の増額計上となっております。

第9款繰入金につきましては、前年度と比較しまして0.3%の増額計上となっております。一般会計からの繰り入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰り入れとして、町医療福祉制度による国保医療費波及分補填経費などとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第39号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） それでは、議案第39号、平成25年度公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の234ページをお開き願います。

平成25年度の予算総額は18億6,000万円となり、前年度と比較いたしますと9%の減額計上となっております。

それでは、まず歳入の主なものについて申し上げます。

239ページをお開き願います。

第1款第1項の負担金の受益者負担金につきましては、前年度と比較いたしますと35.6%の減となっております。

第2款第1項の使用料につきましては、前年度と比較いたしますと14.2%の増となります。

第2款第2項の手数料につきましては、督促手数料と指定書交付手数料で、前年度とほぼ同額計上となっております。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、前年度と比較いたしますと10.1%の減となっております。

第4款第1項の県負担金につきましては、前年度と比較いたしまして62.6%の減となっております。

第4款第2項の県補助金につきましては、供用開始後3年以内に公共下水道に接続した家庭に町が補助を行う場合に、町に対して助成されるもので、皆増となっております。

第5款第1項の財産運用収入につきましては、科目設定となっております。

次に、240ページをお開き願います。

第6款第1項の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、前年度と比較いたしますと5.5%の減となっております。

第7款繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、前年度と同額計上となっております。

第8款諸収入につきましては、受益者負担金の延滞金収入と雑入を見込んでおります。

第9款第1項の町債につきましては、起債対象となる吉原地区下水道工事委託料の増と霞ヶ浦湖北流域下水道建設に伴う事業における町負担分の減を相殺した結果、前年度と比較いたしますと14.4%の増となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

241ページをお開き願います。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、人件費を含めた事務費、使用料徴収事務費及び受益者負担金賦課徴収事務費等であります。消費税納付額の増及び使用料徴収事務委託料の増により、前年度と比較いたしますと22.2%の増額計上となっております。

次に、243ページの第2目維持管理費ですが、これは管渠の正常な機能を維持するための保守点検委託料及び汚水処理に要する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金であります。主に維持補修工事費や霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金の増により、前年度と比較いたしますと5.9%の増となります。

次に、244ページをお開き願います。

第2項の下水道事業費ですが、主なものとしましては、人件費や吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託費、荒川本郷地区調整池整備の事業費、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金であります。主に吉原地区下水道工事の委託料の減や、工事費で東部工業団地関連及び給食センター関連の下水道工事が完了したこと、霞ヶ浦湖北下水道事業負担金の減により、前年度と比較いたしますと24.2%の減となっております。

次に、246ページをお開き願います。

第2款公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道建設事業に要した長期借入金の公共下水道事業債並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金、利子の償還費であります。前年度と比較いたしますと、元金につきましては0.1%の減、利子につきましては6.4%の減額となっております。

次に、第3款予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

戻りまして236ページをお開き願います。

第2表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君）　続きますして、議案第40号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君）　続きますして、議案第40号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

　予算書の254ページをお開き願います。

　平成25年度の予算総額は1億2,000万円となり、前年度と比較いたしますと8,700万円の減額計上となっております。これは、主なものとして、本郷第一土地区画整理事業費の補償費及び起債償還金額の減によるものでございます。

　まず歳入の主なものについて申し上げます。

　予算書の259ページをお開きください。

　第1款第1項の手数料につきましては、分納による徴収清算金の督促手数料を想定した科目設定となっております。

　第2款第1項の財産売払収入につきましては、引き続き岡崎土地区画整理事業地内及び本郷第一土地区画整理事業地内における一般保留地の販売を行うもので、前年比40.9%の減額計上となっております。

　第3款第1項の他会計繰入金につきましては、前年比44.7%の減額計上となっております。

　第5款第2項の雑入につきましては、本郷第一土地区画整理事業の分割徴収清算金として197万7,000円を計上してございます。

　次に、歳出について御説明申し上げます。

　予算書の260ページをお開き願います。

　第1款の事業費第1目岡崎土地区画整理事業費は、役務費及び委託料で、前年度と比較いたしますと53.8%の減額計上となっております。減の主な理由としましては、残保留地数の減による仲介手数料の減額によるものであります。

　第2目本郷第一土地区画整理事業費の主なものは、保留地販売に関する委託費及び役務費で、前年度と比較いたしますと75.2%の大幅減額計上となっております。主な減額の内容としましては、残保留地数の減に伴う広告料や販売手数料の減、また、区画整理登記の完了及び共同分譲完売に伴う委託費の減、及び清算金の平成24年度交付完了による補償金の減であります。

　予算書の261ページをお開き願います。

　第2款の公債費であります。起債の元利償還に充てるもので、前年度と比較いたしますと27.1%の減額計上となっております。

　第3款の予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君）　続きまして、議案第41号について説明を求めます。同じく都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君）　引き続きまして、議案第41号、平成25年度農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

　予算書の264ページをお開き願います。

　平成25年度の予算総額は1億7400万円となり、前年度と比較いたしますと2.4%の増額計上となっております。

　それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

　269ページをお開き願います。

　第1款第1項の分担金の受益者分担金につきましては、新規加入者を想定した科目設定でございます。

　第2款第1項の使用料につきましては、実穀上長地区が供用開始後2年目を迎えるに当たり、接続件数の増加を考慮し、前年度と比較いたしますと7.8%の増となっております。

　第2款第2項の手数料につきましては、督促手数料を計上したもので、科目設定となっております。

　第3款第1項の県補助金につきましては、実穀上長地区の事業に係る地方債の償還金に対する県からの交付金であります。福田地区の交付金につきましては、平成24年度で終了いたしましたので、前年度と比較いたしますと33.7%の減となっております。

　次に、270ページをお開き願います。

　第4款第1項の他会計繰入金につきましては、本特別会計内で賄い切れない部分への一般会計からの繰入金で、前年度と比較いたしますと13.4%の増となっております。

　第2項の基金繰入金につきましては、福田地区と実穀上長地区の事業債償還金の元金に充当させるために減債基金から繰り入れるもので、前年度と比較いたしますと29.7%の増となっております。

　第5款繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、前年度と同額計上となっております。

　第6款第1項の雑入につきましては、消費税還付金と原子力発電所の事故に伴う賠償金を計上したもので、還付金につきましては消費税の確定申告後、賠償金につきましては平成24年度の実績により算定するため、科目設定となっております。

　続きまして、歳出について御説明いたします。

　271ページをお開き願います。

　第1款第1項の施設管理費の主なものは、職員給与関係経費と小池地区、君島大形地区、福

田地区、実穀上長地区の施設管理に要する経費で、前年度と比較いたしますと12.3%の増額計上となっております。

次に、275ページの第2款公債費につきましては、農業集落排水事業の管渠整備及び処理場建設等に要した事業費に対する長期借入金の償還費でございます。前年度と比較いたしますと、元金につきましては25.3%の増、利子につきましては3.9%の減額となっております。

次に、第3款県支出金につきましては、実穀上長地区の農業集落排水事業に係る県交付金を減債基金に積み立てるもので、福田地区の交付金が平成24年度で終了したこともあり、前年度と比較いたしますと28.8%の減となっております。

次に、276ページをお開き願います。

第4款予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第42号についての説明を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） それでは、議案第42号、平成25年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の283ページをお開きください。

平成25年度の介護保険特別会計の予算総額は25億2,500万円で、前年度と比較しまして10.0%の増となっております。これは、高齢者人口の増加に伴う要介護認定者数の増加により、介護保険給付費の支出が増額となる見込みであることによりものであります。

なお、歳出の約95%を占めるこの保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、支払基金からの交付金及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

次に、主な項目につきまして介護保険特別会計の予算計上の順位に基づき、歳出部門から御説明をいたします。

予算書の294ページをお開きください。

初めに、第1款総務費第1目一般管理費につきましては、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しておりますが、職員給与関係経費の増額により、前年度と比較しまして3.6%の増額計上となっております。

295ページの第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており、電算処理委託料の減額等により、前年度と比較して0.8%の減額計上となっております。

296ページの第3項介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会費及び認定調査等に要する経費を計上しており、認定調査員賃金及び主治医意見書作成料等が減額となるため、1.4%の減額計上となっております。

296ページの第4項趣旨奨励費につきましては、パンフレットの購入数の減により、消耗品費が91.2%の減額計上となっております。

次に、第2款保険給付費についてであります。

297ページから299ページの第1項介護サービス等諸費につきましては、冒頭に申し上げましたように、介護サービス利用者の増が見込まれる上、昨年度の介護報酬の増額改定の影響から、全体的に増加傾向にございまして、主なサービスでは、居宅介護サービス費が18.5%の増額、地域密着型介護サービス費で4.9%、施設介護サービス費が6.2%の増額となるほか、居宅介護サービスの件数増に伴い、居宅介護サービス計画給付費も18.6%の増額となり、全体で11.5%の増額計上となっております。

同じく299ページから300ページの第2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者の数が減少傾向にあることから、介護予防サービス給付費が18.6%の減額、介護予防サービス計画給付費が16.6%の減額となり、全体では16.9%の減額計上となっております。

301ページの第4項高額介護サービス等につきましては、高額介護サービス費が介護サービス等諸費の伸びに伴い10.8%の増。

第5項の高額医療合算介護サービス等費につきましても、同じく20.0%の増額計上となっております。

302ページの第6項特定入所者介護サービス等費につきましては、施設サービス利用者の居宅費及び食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け、その差額について公費負担するものですが、特定入所者介護サービス費は、施設入所者数の増加に伴い18.8%の増額計上となっております。

次に、303ページの第4款地域支援事業費についてであります。

第1項介護予防事業費第1目介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、通所型介護予防事業において、運動教室の効率化を図ることにより、37%の減額。特定高齢者把握事業は、データ集計業務委託料の増額により21.3%の増。合計では18.8%の減額計上となっております。

第2目介護予防一般高齢者施策事業費は、筋力向上トレーニング事業の委託料の減額により、25.5%の減額計上となっております。

304ページの第2項包括的支援事業につきましては、町社会福祉協議会に委託して実施する阿見町地域包括支援センターの運營業務に係る経費であります。4事業合わせて2.1%の増額計上となっております。

305ページの第3項任意事業費につきましては、第1目家族介護支援事業費にて家族介護慰労金、家族介護者教室委託料、紙おむつ支給委託料が合わせて5.5%の減額計上となっております。

次に、歳入部門について御説明をいたします。

戻りまして291ページをお開きください。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほか、50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国25%、県12.5%、市町村12.5%であります。国の負担の25%のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整するために、調整交付金として交付されることになります。

それでは、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

歳入の第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者数の増加により、前年度と比較して13.8%の増額計上となっております。

次に、第3款国庫支出金につきましては、保険給付費に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金、また、市町村間の財政力の格差を調整するために第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金、並びに地域支援事業に係る交付金で、保険給付費総額の増に伴い、前年度と比較して8.5%の増額計上をしております。

第4款支払基金交付金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費に係る29%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、前年度と比較して10.5%の増額計上をしております。

次に、292ページの第5款県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費の12.5%並びに地域支援事業の包括的支援事業費の19.75%が県の法定負担分であり、前年度と比較して6.5%の増額計上をしております。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金につきましては、町の法定負担分の12.5%として、292ページの介護給付費繰入金及び293ページの地域支援事業繰入金の増により、8.4%の増額計上をしております。

次に、第7款繰入金第2項基金繰入金につきましては、第1目介護給付費準備基金は、給付費支払の伸びに伴い、57.9%の増額計上をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 続きまして、議案第43号についての説明を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 続きまして、議案第43号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の313ページをお開きください。

平成25年度の予算総額は7億1,200万円で、前年度と比較しまして6.7%の増となっております。

す。これは、歳入、歳出とも前年度の実績内容などから、それぞれ勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明をいたします。

321ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして13.0%の増額計上となっております。

322ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分などを茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして6.4%の増額計上となっております。

それでは、歳入に戻りまして319ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして8.1%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして6.0%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 続きまして、議案第44号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） それでは、予算説明最後になります。議案第44号、平成25年度阿見町水道事業会計予算について御説明いたします。

それでは、329ページをお開き願います。

まず、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数を1万5,286戸、年間総給水量を450万2,293立方メートル見込んでございます。給水量の内訳といたしましては、茨城県の企業局からの受水341万2,000立方メートル、自己水源——これは井戸でございますが、109万293立方メートルを見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、前年度比4.4%増の10億2,701万3,000円を計上しております。その主な収入であります。水道料金の9億5,761万4,000円を見込んでおります。

次に、主な支出でございますが、県企業局に支払う受水費4億4,531万1,000円、減価償却費2億4,031万9,000円、支払利息2,028万3,000円でございます。

続きまして330ページをお開き願います。

4条予算の資本的収入及び支出でございます。

資本的収入でございますが、工事負担金が前年より9,200万円ほど減額となったことを受け、25.2%減の2億5,503万9,000円となっております。加入分担金1,953万円、工事負担金等3,550万9,000円、企業債2億円を計上しております。この負担金でございますが、これは、県で事業を進めております吉原土地地区画整理事業地内の配水管の布設を町が受託工事として行っているものでございます。

次に、資本的支出でございますが、全体では15.5%減の5億5,000万円であり、内訳といたしましては、建設改良費では、阿見吉原土地地区画整理地内の配水管布設工事費の縮減を受け、16.9%減の5億63万2,000円、企業債償還元金4,936万8,000円を計上しております。

その建設改良費でございますが、新設管の布設工事3億1,255万9,000円、老朽管の布設替え工事9,719万5,000円が主なものでございます。

次の起債償還金でございますが、これは昭和63年度から平成21年度までに借り受けた企業債の元金を償還するものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する2億9,496万1,000円につきましては、減債積立金、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填してまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 農業集落排水事業についてお尋ねをします。ページ数は269ページ。小池地区、それから君島、福田、実穀上長とあるんですけども、それぞれの何戸が対象であって、何戸が接続しているのか。まずそれを聞きます。

先ほど、部長の説明の中に、実穀上長地区の使用料が接続が増えるから7.8%が増えているんだという説明がありましたけども、ここの特に実穀上長地区で何戸増えることを認めているのか。いや、今それを何戸増えると予定しているのかと。

それと、農業集落排水、収納率も非常に悪いんですね。次の270ページで、1,000万から余計、昨年と比べて繰り入れがあるわけですが、一般会計からの。その点について、これがどうなっていくのか。先ほど、教育次長の話に、お金だけじゃないという話がありましたよね。それはもっともだと思うんです。農村部が快適な暮らしをするために、この農業集落をやったと。それは十分理解するんですけども、だからといって、これ次長も同じなんですけど、だからといって、どんどん一般会計から入っていいっていうものではないと思うんですよ。どっかで歯どめ

をかけるとか。もちろんそれは、使用料で上がってくるのがプラスマイナスゼロになるのが一番理想なんですけども、なかなか税金を使う以上、そうはいかないと。それはよく理解します。しかし、どんどん増えていっても困ると。そういうことで、その2点お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。まず、実穀上長地区、現在、接続申請が上がってきてるのが100件ほどでございます。件数としましては、実穀地区が300世帯を計画しております。計画戸数が300世帯ですね。それから福田地区が117世帯、それから君島大形地区が111世帯、小池地区125世帯ということでございまして、実穀上長は、25年度、接続率を50%に持っていきたいということで150世帯を予定しております。

それとですね、あと、1,000万ほど繰り出しが増えているということでございますが、それぞれの維持管理分——それぞれ施設と修繕料、これを3カ年の修繕計画に基づいて、できるだけ長持ちさせるようにということで、修繕費をそれぞれ増額して計上してございます。ですから、これは、これからも継続的にこれにかかるということではなくて、管理のほうを委託している業者等と調整しまして、修繕がもうそろそろ必要だよというところについて修繕料をそれぞれ上げていると。これも、施設には耐用年数がございますので、きちんとした整備計画を立てながら、修繕を計画的に行っていきたいと考えております。

○15番（久保谷実君） ……何なんだ。これ。小池、それは上長地区。小池、君島、福田。何戸が対象で何戸つないだという。

○都市整備部長（横田充新君） まず、小池地区でございますが、これは昨年度末の件数でございますが、整備済みの戸数129戸に対して121戸、小池は接続率93.8%。君島大形が121戸に対しまして105戸、86.8%。福田地区につきましては、今現在で117世帯のうち58世帯ということで、接続率が52%。実穀上長、これは300世帯で接続件数が82世帯。昨年11月現在で82世帯で、申し込み件数がトータルで100件出ております。ただ、この82世帯で計算しますと、まだ33%ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 実穀上長地区については、まだ接続が始まったというか、新しいということで、それはまあ、わかるんですけども、福田、これ58%、55%というのは、これはまあ、幾ら努力しても、つながつながないは向こうの自由ですから、町が幾らお願いしても、つながないって言うものは、それはそれでもう話は終わりなんですけども、これは、もうこれ以上は、そう上がる可能性はないんですか。極端には上がらないでしょうね。今までずっとやってきたんだから。ちょっとそこ。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 前にも、この集排については話があったかと思いますが、当初、集落排水につなぐということで、その計画戸数を、処理の設備をつくっているわけです。ですから、本来はもうつなぐよということで、もう一筆もらってるんですよ。ですから、それぞれ老人の家庭だとか、それから、今、ちょっと収入的に厳しいんだよというような、推進に行っても、そういう話をされるということでございますが、一応、当初のお約束でございますので、できるだけ、それで、今でなくとも、じゃあ来年はどうなのというような形で、継続して推進は続けていきたいと考えております。それで当然、つないでいただければ、それだけ使用料も上がりますので、引き続き、それは推進を図っていききたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） よくわかりました。それはまあ、今言ったように、向こうの自由ですから、こちらは一所懸命努力をしていくと。それしかないんですよ。

それともう1つ。部長の先ほど、整備費で補修費が3カ年計画でやってくから1,000万増えるんだって言ったですけども、補修費つつのは幾らたってもエンドレスですよ。年がたてばたつほどこの金額が増えてくるみたい。直したからそれでもう直したら、また次のところが壊れてくる。そういうことですよ。だから、特別、今回が1,000万多いんだということにはならないと思うんだよね。毎年毎年修理するところが出てくるんだもん。

で、町長も農業集落排水はやらないと、実穀上長が最後だと言いましたけども、そんなに悪い事業ではないと思うんですよ。ただ、こういうふうには、さっき教育次長が言ったけども、お金ばかりじゃないんだと。それはよくわかるんですよ。税金はそういうところに使っていくわけですから。お金で換算できない部分を使っていくのは、それは税金の使い方としては非常に正しいと思うんですよ。ただ、それがどんどんどんどん増えるようになっては、これはやっぱりその恩恵を受けているのは、その人たちだけですから。その事業をやった人たちが恩恵を受けると。町の税金のね。そこは、どっかできちんと、そういうことだから、きちんとお金も払ってもらおうと、そういうことをやっていかないと、せっかく農業集落って、俺は農村部が快適な暮らしをするという意味では非常にいい事業だと思うんだけど。町長、何でもやらないつつたかわかんないですけども。でも、そういう意味では、もっともっと努力する余地があるんじゃないかなと、そう思ってますよ。その収支の部分ですよ。町民が、金額にしたらあの程度までは、あそこの事業に赤字になってもしょうがないよなど、教育次長が言った、そこだと思っただけども、それが町民が納得すればいいですけども、何であそこの地区だけどんどん税金を使うんだと、そうなったときには、また税金の使い方というものも大きく問われるんじゃないかなと。部長、最後に、そこどう思いますか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 当然，先ほど申しましたように，接続していただかないやつは，収益上げることは，当然，これは努力していかなければならないと。最初に了承を得て集排の規模を決めてるといふこともございます。それとあと，当然，維持管理も，できるだけ，長寿命化できるように，早目早目に手を打って，というのは，昨年というか今年度ですか，ちょっとボルトが外れて，ポンプの羽根が折れたというようなこともございますので，それは日常点検をきちんとしていただいて，早目早目に補修，修繕等を行いながら，また，先ほど申しましたように，収益をいかにして上げるか——接続していただければ，収益は当然上がるわけです。この集落排水の使用料というのは，公共下水道に比べれば，多少高目ということもございますので，お金がかかるから，じゃあ集排の値段を上げようということも，なかなか難しいような状況かと思えます。10立方当たりの使用料の単価は，集落排水のほうは，ちょっと高目に設定されておりますので，まあ，今申しましたような早目の補修で長寿命化を図る。それから，接続率が，もう本当に50%程度のところですから，これ100に近づければ，その倍の収益は上がるわけですので，こういうものは足を運んで理解をしていただいて，なるべく早目につないでいただくというようなことを，これから推進していきたいと，これからもですね，これからも推進していきたいと考えております。

○15番（久保谷実君） よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ページ数は305ページなんですけども，認知症高齢者見守り事業費なんですけども，見守り事業の中で委託料ということで7万4,000円が計上されています。これから認知症は増えていくだろうし，またその予防とかね，対策について，いち早く行政が対策を立てていこうというのは大事だと思うんですね。その中で，これは10万ぐらい下がってるんですね。だから，できればね，これからそういう予防が必要だという認識を持っていれば，こういう予算は増やしていきたいと，いかになくちゃいけないというふうに思うんですね。

この委託料は，どこに，どういう内容で委託しているのか，ちょっと教えていただきたいということです。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい，お答えいたします。これは，認知症について正しい知識普及を行って，認知症の人やその家族を応援し，誰もが暮らしやすい地域をつくるためのボランティアを養成すると，認知症サポーターを養成するというようなことで，町内の住民組織や団体を対象として出前講座を実施する。これを社会福祉協議会に委託しているということでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私も、この間、君原の公民館で行われた、ふれあい地区館のかすみ公民館、あと君原、あと本郷のふれあい地区館からも来てましたけども、そういう地区館の人たちが、非常に熱心に取り組んで、医療大の先生をね、講師に呼んだりして、今まで、非常に行政よりもむしろね、そういう下からの盛り上がりで、そのことの認識が随分高まってきたなどというふうに、私も出席させていただいて思いました。やっぱり、きちっとね、これを町のほうで、もう少し位置づけて、予防に対するね、意識と対策をね、具体的に町民のみんなに知らせていくということが必要になってくると思うんで、ちょっとね、7万4,000円では、あれだけの人数で、これから養成していくのに、ちょっと少ないんじゃないかなという気持ちが、この予算書見てしたんです。そういう意味で、これから、できればね、増額をしていただきたいという要望も踏まえて、終わりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 飯野議員の貴重な意見。ほかに質疑はございませんか。

永井義一君。

○4番（永井義一君） 後期高齢者医療のとこなんですけども、ちょっと質問というよりはです。ね……。

○議長（倉持松雄君） 何ページ。

○4番（永井義一君） ちょっと待って。まず318ページのところの歳出のところなんですけれども、このページと、その前にある315ページの歳出。これ同じなわけなんですけれども、通常、ここでは、財源とかそういうのが出るやつじゃないかと思うんで、ミスプリじゃないかと思うんですけども。要は、318と315が同じやつなんです。普通、この318ページの歳出だと、本年度と前年度の対比ですとか財源が書かれているんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。場所わかりましたか。わかった、場所。

○議長（倉持松雄君） 企画財政課長湯原幸徳君。

○企画財政課長（湯原幸徳君） 濟いません、お答えいたします。後期高齢者医療特別会計予算ばかりじゃなくて、ほかもそういうふうになってまして、実は、最初が議案書という形になってます。次が歳入歳出事項別明細書という、そういうつくり方をしているということですので、御了解をいただければというふうに思うんですけども。

例えば、介護保険特別会計のほうで、283ページをごらんいただきたいんですが。283ページ、議案第42号ですね。で、284ページに歳入歳出予算書というのが載っております。で、その歳入ということ。

○議長（倉持松雄君） 永井義一君。

○4番（永井義一君） お手元のやつで、ですから、まず318ページを見てください。その後
に315、これ同じでしょ。だから、要は、318のページには、対前年比が幾らですとか、あとは、
その財源がどっからの財源になっているのかとか……。という質問です。

○議長（倉持松雄君） 企画財政課長湯原幸徳君。

○企画財政課長（湯原幸徳君） 大変失礼しました。これ、歳出のほうがですね、財源が入っ
てないということですので、ちょっと訂正をさせていただきます。後ほど、この318ページ
の部分については、皆さんにお配りしますので、済いません。

○議長（倉持松雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） それでは、なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号から議案第44号については、会議
規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に
付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告
されるようお願いいたします。

議案第45号 町の区域の設定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第20、議案第45号、町の区域の設定についてを議題といた
します。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第45号の町の区域の設定について、提案理由を申し上げます。

本案は、茨城県が施行する阿見吉原土地区画整理事業東工区の事業実施に伴い、漢字表記の
「大字吉原」の一部を平仮名表記の「よしわら一丁目」から「よしわら六丁目」に区域及び名
称を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、町の区域の設定を行うものであ
ります。

当該区域は、阿見吉原土地区画整理事業東工区であり、本事業の実施により、新しい町並み
にふさわしい、わかりやすい町名地番とするものであり、事業実施日は、土地区画整理事業の
換地処分公告の日の翌日となり、本年12月以降を予定しております。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） これちょっと全協のときに聞きそびれちゃったんで、今、聞くんですけども、この地図がついてますけども、単純な疑問なんですけれども、この中でよしわらの五丁目、六丁目というのは、非常に小さいエリアになっているかと思うんですけども、これは何か意味があるんですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この東工区の区域の中では、五丁目と六丁目、ちょっと小さい、大変小さい区割りといいますか、なってますけども、この吉原土地区画整理事業全体、西南地区——西と南の地区がまだあるんですね。そこも全体の計画を見まして、こういうような区割りをしてますので、その南が区画整理事業が起きて、区割りになると、この五丁目、六丁目広がってくるというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございますか。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それで、この委員会で決められているんですけど、この名称はね、その「よしわら」という平仮名でね。どうもね、このね、平仮名のよしわらっていうのはね、ちょっと散漫な印象を受けるんですが、この区画整理事業が終わると、旧吉原というのは、大字としては、なくなるんですか。進んでいくと。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この区画整理事業の区域の中、ですから、今回は東工区ですよ。その中は、平仮名のよしわら一丁目から六丁目になりますけども、それ以外でも、大字吉原という地区は、区画整理以外にありまして、そこは今までどおり残ると、変わらないということでございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第46号 町道路線の認定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第21、議案第46号、町道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第46号の町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、吉原区画整理事業地内の供用開始に伴う9路線、上長地内道路流末整備に伴う1路線、福田工業団地線整備に伴う2路線の計12路線を町道として認定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果

を報告されるようお願いいたします。

-
- 議案第47号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
 - 議案第48号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
 - 議案第49号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
 - 議案第50号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
 - 議案第51号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
 - 議案第52号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第22、議案第47号、阿見町政治倫理審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第48号、阿見町政治倫理審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第49号、阿見町政治倫理審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第50号、阿見町政治倫理審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第51号、阿見町政治倫理審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第52号、阿見町政治倫理審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第47号から議案第52号までの阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

阿見町政治倫理審査会の委員は、阿見町政治倫理条例第6条第3項の規定により、地方自治の本旨に理解があり、かつ政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者、または地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で公募に応じた者のうちから、いずれも議会の同意を得て町長が委嘱することとなっており、委員の任期は2年であります。

川村清氏、黒田松壽氏、戸ノ岡益雄氏、中島紀一氏の4名は、これまでも委員として熱心に取り組まれ、本年3月31日に任期が満了するものであります。

各氏は、専門的知識を有し、人格、識見ともにすぐれており、最適任であることから、引き続き委嘱したいと考えております。

また、安相賢二氏、阿久津幸吉氏は、一般公募の応募者の中から選考した結果、人格、識見ともにすぐれており、適任であると考えております。

以上、6名を阿見町政治倫理審査会の委員として委嘱したく提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案6件については、質疑、委員会への付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案6件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第47号から議案第52号については、原案どおり同意することに決しました。

請願第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第23、請願第1号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

請願第2号 阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第24、請願第2号、阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第25、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

本件については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より、人権擁護委員の推薦に当たり、議会の意見を求められたものであり、内容は、お手元に配付した資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち人権擁護に深い理解のある者の中から、議会の意見を聞いて、町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は3年であります。

本案2件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案2件は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって本案2件については、原案どおり適任とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 4時19分散会

第 2 号

[3 月 6 日]

平成25年第1回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成25年3月6日（第2日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君

○欠席議員

18番	諏訪原実君
-----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	坪田匡弘君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	横田健一君

生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長兼 放射能対策室長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
交通防災課長	建石智久君
障害福祉課長	柴山義一君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	鹿志村浩行君
都市計画課長	大塚芳夫君
都市施設管理課長	柳生典昭君
下水道課長	菊池彰君
学校教育課長	黒井寛君
学校給食センター 所長	石神和喜君
指導室長	根本正君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成25年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成25年3月6日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成25年第1回定例会

一般質問1日目（平成25年3月6日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 柴原 成一	1. 25年度予算における事業仕分けの結果反映について 2. 道の駅について	町 長 町 長
2. 川畑 秀慈	1. 天井等落下防止対策について 2. 小中学校の老朽化対策について 3. 給食センターの運営について 4. 障がい者の自立就労支援の取り組みについて	教 育 長 教 育 長 教 育 長 町 長
3. 久保谷 実	1. 町財政の健全化とインフラ整備、補修について	町 長
4. 藤平 竜也	1. 子どもたちの下校時の安全対策について	町 長
5. 平岡 博	1. 持続可能な地域社会づくりに向け、六次産業の創出等による実践的ビジネスプランの公募事業を行ってはどうか？ 2. 竹林の除染は耕作放棄地再生利用対策の対象となるか？	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） 定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、12番柴原成一君の一般質問を行います。

12番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔12番柴原成一君登壇〕

○12番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。3月議会は予算議会と言われます。この議会の審議で平成25年度の予算が決まるというわけですけれども、実際には、予算は執行部案で審議前に実質決まっています、議会は追認するだけの手続に過ぎないのではないかと私は長年感じ続けてきました。

最近知り合いとその話になって、全員協議会で執行部からの予算内示を受けることに何ら抵抗感がなくなったら、もうその仕組みに組み込まれた証拠だというんです。そもそも全員協議会は地方自治法にも書かれていない法定外の仕組みであって、そこで手続上の審議が進むことに初当選のころは違和感があったはずだ。それをやすやす受け入れてしまうのは、初心を忘れていたあかしではないかというんです。

全面的な賛同はしかねましたけど、なるほどとは思いました。執行部からの全員協議会開催の申し入れについて、議会が無規定に何でも受け入れていたらチェック機関としての役割は確かに果たせません。そんなことを考えていたら、議会前の25日にも全員協議会が開かれて、事業仕分けの結果に対する町の方針という説明を聞く機会がありました。これも平成25年度の予算と絡む話なので、やはり執行部が議会を手続上巻き込んでいく仕組みになりかねないかと危惧しています。

といいますのも、昨年実施された平成24年度阿見町事業仕分けの資料には、こんなことが書いてあります。参考、事業仕分けへのよくある疑問や指摘の項目で、「不要と仕分けられたの

に翌年度継続している。事業仕分けの意味がないのでは」と質問されているのに対し、回答はこうなっています。「仕分けの結果をどう活用していくかは、首長や議会の責任。ただし結果を覆すときには十分な説明責任が必要。それをチェックするのが町民の役割」とあります。ここで、議会の責任が首長の責任と一緒に出てきます。この責任を果たすための手続がさきの全協だったのかと勘ぐりたくなるわけです。

ここで、第1点の質問です。全協の問題点は審議が公開されず議事録も残されないことです。ですので、さきの資料にあった十分な説明責任と町民のチェックを果たすためには、今回の事業仕分けの結果に対する町の方針は、町民にこそ公開されねばならない、私はそう考えるわけです。

平成25年度予算とのかかわりでいえば、予算案を審議する3月議会会期中に、この方針は広報誌なりパブリックコメントなりで町民に提示されるのか、そのことをまずお聞きしたいと思います。さきの全協から日がないだけに、提示されないとしたら十分な説明責任と町民のチェックをどのように考えているのか、議会の責任としてお聞きしたいと思います。

次に、事業仕分けの結果に対する町の方針の中身です。事業仕分けでは大まかに現行どおり、要改善、再検討、不要の順で判定結果が示されましたが、平成25年度予算とのかかわりでは特に再検討、不要の判定結果となった事業について、予算の減額等の反映がなかった場合に、十分な説明責任が求められると思います。

事業仕分けの結果に対する町の方針には、それぞれの事業について方針を定めた理由や今後の見通しが書かれていますが、25日の全協の説明では即座に理解しきれませんでした。説明を受けただけで、議会の責任だからと言われても心外です。

その後、読み直してみますと、整合を欠くのではないかとと思われる点があります。例えば、再検討と判定されたふれあい地区館事業は、25年度予算案には1,780万円が計上され、効果額はゼロ円ですが平成25、26年度で事業の検証を実施し、成果があらわれなければ規模の縮小等を検討すると、判定結果を受けての方針が一応出されています。

一方、町民判定員からは再検討、仕分け人からは不要と判定された町民活動センター事業については、拠点施設は必要と主張した上で事業の見直しを述べています。ところが、方針に具体性はなく、従来言われていたことの焼き直しの文言が並びます。打ち出される方針のレベルが一定でないのがわかります。

こうしたまちまちの方針策定には、担当部局に判断を任せ、町としての意思が入っていないためではないかと思うのです。町の意味、すなわち町長の責任はどこまで果たされているのでしょうか。改めて申し上げます。これは、事業仕分けに際し、町が町民にお約束をした言葉です。仕分けの結果をどう活用していくかは、首長や議会の責任、ただし結果を覆すときには十

分な説明責任が必要。それをチェックするのが町民の役割。

御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願ひます。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん，おはようございます。柴原議員の25年度予算における事業仕分けの結果反映についての質問にお答えをいたします。

まず1点目の町民にはどのように結論を知らせるのかについてであります。

事業仕分けの結果に対する町の方針及び平成25年度予算への反映状況については，全員協議会でも御説明させていただいたところですが，町民への公表については，議会の予算審議の後に公表することが適切であると考えますので，広報あみ5月号にその概要を報告するとともに，詳細につきましては，町公式ホームページにて，町民の皆様へ報告する予定であります。

次に2点目の特に再検討・不要とされた事業について，減額のないまま改善にとどまっているケースについて，町長はどのように結論に関与したのかについてであります。

町の方針とそれに基づく予算編成は，事業仕分けの終了後に，まず担当課でその見直し方針を作成，それらに基づき，私を本部長とし，各部の部長等で構成する行政改革推進本部会議において協議・検討を重ねた後，さらに諮問機関である行政改革推進委員会において報告・審議され決定されたものであります。

また，事業仕分けの対象となった全17事業のうち，町民判定員あるいは仕分け人が再検討，不要と判定したものは12事業に及びますが，そのうち3事業については，既に25年度予算から減額となっております。その他の事業につきましても，現在，事業内容等の見直しを進めているところであり，今後，予算の削減などの効果があらわれてくるものと考えております。

事業仕分けは外部評価の一手法であり，その目的は，第三者の視点で事務事業の本質を捉え，予算の歳出削減や最適化を図ることも目的の1つではありますが，事業の本質を一から見直し，事務事業の改善につなげていくことも重要であると考えております。

阿見町では，今回初めて事業仕分けを実施いたしました。職員の意識改革や事務事業を一から見直すことができたことは，大きな収穫であったと考えております。

確かに仕分け結果に対してましては，議員が言うようになかなか全てにその結果をすぐに反映できるという，そういう状況ではないのかなと。町民活動センターにおいてもすぐやめるといふことは，これは拙速過ぎる，そういう思いをしております。やはり，見直しをし，そういう中で一番どういう形に持ってたらいいかっていうことを，やはり考えていかなければいけないのかなと，そういう考えを持っていますので，どうか御理解をお願いいたしたいと思ひます。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） ありがとうございます。なぜこの質問をしたのかと言いますと、基本的には町民を巻き込んだ事業仕分けというものを行ったその結果を、どう反映されたかっていうのを、町民の方にいち早くお知らせするという、そういうことが必要だと思っただけでございます。

要は広報誌で——5月号で、ホームページでということですので、早急をお願いしたいと思います。それを急いでやっていただきたいということを要望しまして、この質問は終わります。

続きまして、2つ目の質問、道の駅につきましてお尋ねいたします。

質問の要旨は、道の駅について整備推進会議が進行中であるが、今後のスケジュールあるいはビジョンをお知らせ願いたいということです。しかし、進行中というのは間違いで、道の駅整備推進会議は3月22日に第4回の会議をもって終了しました。質問通告書の後に第4回会議が開催されたものですから、通告書が間違っておりますのはお許しください。

私は23年度に設置した道の駅準備検討委員会の会長を仰せつかり、24年度は道の駅整備推進会議の副委員長を仰せつかりました。ですから、私としては今までの進捗状況はよくわかっておるつもりです。今日現在まで、役場内での道の駅庁内検討会議、道の駅準備検討会議、道の駅整備推進会議が設置され、阿見町道の駅基本構想案を3月22日に取りまとめました。それで、それを18日町長にお渡しするという形になっております。

整備推進会議が終了した現在、今後のスケジュールまたはビジョンをお示し願いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、2点目の道の駅についてでございます。

阿見町は圏央道の整備や幹線道路の整備が整いつつある中で、面的整備の促進や工業団地への企業誘致等、首都圏域の中でも非常にポテンシャルの高い地域だと私は思っております。

特に、吉原地区にはアウトレットの開業により年間約400万人以上の来客者があると言われており、また、東部工業団地内にはですね、雪印メグミルクが平成26年度末には大体全面操業できるのかなと、そういう状況であります。そういう中で、地域振興への大きな期待をしてるわけでありまして。

阿見町の道の駅は、このような地域の状況を最大限に取り入れ、阿見町の農業・商業といった各種産業の振興、さらには、霞ヶ浦や予科練平和記念館など、観光面においても大きな影響を果たす施設として整備していかなければならないと考えております。何としても実現をしなければいけないという、そういう思いをしております。

柴原議員には、先ほど柴原議員自身が言われたとおり、平成23年度に取り組んだ道の駅準備

検討委員会の委員長として、そして今年度は道の駅整備推進会議副委員長として基本構想を取りまとめていただきました。本当にありがとうございます。

質問の今後のスケジュールであります。今年度策定しました基本構想に基づいた諸課題の整理を早急に進めていかなければならないと考えております。具体的には、設置場所の問題であります。構想では4カ所を提示しておりますが、阿見町の道の駅にふさわしい場所の検討をしていかなければなりません。また、整備手法についても民間活用を含め、どういった手法が適しているのか、運営まで見越した中でどれくらいの費用がかかるかなど、課題に対して町内部で検討していきたいと考えております。

その後早い段階で道の駅を整備するための組織体制を整備し、基本計画の策定、実施計画及び実施設計につなげてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 今の御答弁の中で、年次的なスケジュールっていうのはなかったように思うんですが、町長としては今からの年次計画っていうのは、何かありますでしょうか。何年までにどうしたいっていう、そういうのがありましたらお聞かせ願います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） こないだ29年度に国体があるっていったのは、これは間違っていて、平成31年度に国体があるってことでね、それよりも何年前にはやはりつくり上げていきたいなっていうのが、私の考えです。やはり、これは職員にも言ってるんですけど、この事業をやり遂げるっていうことが町にとって非常に活性化につながるし、やはり阿見町の台所っていう1つのコンセプトもつくり上げていかなければいけないなど、そういう思いをしますんで、積極的にやはり携わっていきたいっていうことが私の考え方でありまして。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 平成31年の国体前には完成させたいという町長の答弁でしたけども、そういった今の進捗状況とか、そういうふうにしたいというのを町内巻き込んで熱いもので燃え上がっていくと、そういう形が必要だと思いますんで、今改めて今日はその質問をして、町民にある程度の進捗状況を説明するというのを望んでおります。

先ほどの事業仕分けもそうですけども、町民に知らせるという努力をいち早くお願いしたいと思えます。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私も広聴会等ですね、やはり今の課題である道の駅もそうですけど、消防の広域化とかそういうものは積極的な形で皆さんにお知らせをしております。今後もやはりいろんな意味で共通認識を町民に持っていただかなければならないと思えますんで、や

はり広報等でね、知らせていくっていうことが大事かなと。また、その場その場でね、やはりこの問題を皆さんにお知らせしていくっていうことも私にとっては一番大事な観点かなと思いますんで、努力させていただきます。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで12番柴原成一君の質問を終わります。

次に、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） おはようございます。それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害が発生しました。構造体の被害だけではなく、天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材も崩落し、避難所として使用できない例や児童生徒がけがをした例も発生しております。特に体育館等の大規模空間の天井については、致命的な事故が起こりやすく、構造体の耐震化が図られている施設であっても天井脱落被害が発生。東京都千代田区の九段会館では、震災当日専門学校の卒業式が開かれ、学生・保護者等600人が出席しているさなかに天井が崩落し、死者2名、負傷者26名の惨事を招きました。

こうした被害を踏まえ、国土交通省では天井脱落対策に関する新たな基準が検討されていると聞いております。地震発生時、また応急避難所となる学校施設は、児童生徒だけではなく地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、いわば最後のとりで。その安全性の確保・防災機能の強化は、待ったなしの課題です。構造体の耐震化と比べ天井等の耐震対策は著しくおこなわれている状況であり、構造体の耐震化と同様の緊急性を持って早急に対策を講じていく必要があると思われまます。

昨年9月に文部科学省から出された通知では、公立学校施設における屋内、運動場等の天井等について、平成25年度中に学校設置者が責任を持って総点検を完了させるとともに、平成27年度までに落下防止対策を完了させるよう要請されている状況でもあります。

そこで質問をさせていただきます。

阿見町の学校の屋内運動場の天井等について、学校設置者による耐震点検はどの程度実施されているのか。

2点目としまして、耐震点検の結果耐震が必要とされた学校施設はどの程度あり、それらの

対策の実態はどうなっているのか、この2点をお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 天井等落下防止対策について。阿見町の学校の屋内運動場の天井等について、学校設置者による耐震点検はどの程度実施されているのか。また、耐震点検の結果、耐震が必要とされた学校はどの程度あり、それらの対策の実態はどうなっているのか、この2点につきましてお答えいたします。

屋内運動場の照明・バスケットゴールなど、それらの設備は、毎月1回学校の教員が目視点検を行い、異常を見つけた時点で教育委員会に報告し、修繕工事を行い、安全を確保しております。

東日本大震災の後に3カ月間をかけて屋内運動場の落下危険物の安全確認をした結果、小中学校11校中8校で危険箇所を発見し、対策工事を行っております。

また、昭和56年度以前に建築した旧耐震基準の屋内運動場につきましては、校舎と合わせて耐震診断を実施しました。

耐震診断の結果では、耐震工事が必要な屋内運動場は8校でした。このうち、4校は既に耐震工事を終えており、残り4校については平成25年度・26年度で耐震工事を実施する計画となっております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。他の施設と比べて非常に手の打ち方が早くて、ある意味では非常に安心もしております。残りあと4校あるということなので、これは速やかになるべく早く安全対策を打っていただきたいと思います。

まず1点目の質問はこれで終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。公立小中学校の施設について、建築後25年以上経過している建物の面積が全体の約7割に達する。これは全国的な問題なんですけども、全国的な校舎等の老朽化が、これは深刻な状況となっております。その中で改修等の対策が必要な老朽施設は、今後ますます増加することが見込まれています。

文科省が昨年8月に公表した老朽化対策ビジョン——これは中間のまとめなんですけども、これによると老朽化対策が危急の課題であることが強調されるとともに、老朽化対策の今後の進め方として①としまして中長期的な整備計画の策定、2点目として建物の長寿命化、3点目として規模の適正化などの重点化が必要であることが示されました。

こうした検討結果を踏まえまして、国の平成25年度の予算案では建物の耐久性の向上や水道、電気、ガス管といったライフラインの更新等への補助を行う長寿命化改良事業も導入されると聞いております。長寿命化改良事業を活用することで、通常公立学校施設は40年程度で改築、建て替えがされていますが、技術的には70年から80年程度の使用が可能となっております。改築と比較すると、工事費のコスト面だけでなく、廃棄物が抑制されるなど、環境面においてもメリットが生じるとされています。

そこで、質問をさせていただきます。阿見町における学校施設で、築後25年以上経過した建物は幾つあるのか。

2点目としまして、老朽化した施設の今後の対策についてどのように考えているのか。

この2点をお聞きいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 小中学校の老朽化対策について。阿見町における学校施設で建築後25年以上経過した建物は幾つあるのか、老朽化した施設の今後の対策についての2点につきましてお答えいたします。

学校施設には、校舎・渡り廊下・屋内運動場などで、計51棟あります。このうち、舟島小学校・竹来中学校の新校舎2棟、渡り廊下2棟と君原小学校の図工室1棟を除く、46棟の学校施設が建築後25年以上を経過しております。

現在、町では耐震化工事を最優先で実施しておりますので、学校の老朽化に対応する大規模改修工事につきましては、耐震化工事を完了後に、計画的に逐次実施していく考えでおります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。非常にほとんどの建物がもう25年以上経過していることですので、耐震、これが最優先になりますけども、校舎の。また、この長寿命化、25年以上たってるもの、この新しい年度の予算でも国のほうでしっかりと予算取っておりますので、取ってくると思いますので、この長寿命化改良事業、これをしっかりとまた計画を立てて進めたい。そして、学校施設が安心安全な、そしてまた、長く使えるようにお願いしたいと思えます。

これで2点目を終わります。

○議長（倉持松雄君） 続いて3問目の質問を許します。

○9番（川畑秀慈君） いいですか。はい。それでは続きまして、3つ目の質問をさせていただきます。

いよいよ今年の9月から新しい給食センターで学校給食が提供される。そしてまた、この春から民間委託がスタートとする。で、この件に関しまして、この新しい学校給食センターでの運

営に関して質問をさせていただきたいと思います。4点ほど挙げておりますが、初めにこの①と②をちょっと説明いただきたいと思います。

公設公営と公設民営の運営経費の差はどのくらいあると思われるのか。そしてまた、現状の運営における経費の内訳、この辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 公設公営と公設民営の運営経費の差はどれくらいあると思われるのか。現状の運営に於ける経費の内訳はの2点についてお答えいたします。

公設公営と公設民営の経費の差があらわれるのは調理員の人件費ですので、調理員の人件費を比較しますと、公設公営の平成24年度予算では約1億176万円でしたが、公設民営の平成25年度予算では約5,729万円となります。

現状の運営における経費について、平成24年度予算で説明いたします。

まず、給食センターの予算総額は3億9,702万円です。

事業ごと内訳について説明いたします。

事務職員や栄養士、調理員の給与となる職員給与関係経費は9,197万円です。

次に、食材費や臨時調理員の賃金、給食の運搬費となる給食センター運営費は2億6,923万円です。

最後に、電気代や水道代、保守・点検のための委託料となる給食センター維持管理費は3,581万円となります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。それでは、続きましてこの次の質問で、民間委託にすることのメリットはどのようなことですか。

4点目としまして、デメリットはどのようなことがあるのか研究したのか。また、その問題をどのようにクリアしていくのか。

この2点をお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 民間委託にすることのメリットはどのようなことですか。デメリットはどのようなことがあるのか研究したのか。また、その問題をどのようにクリアしていくのですか、の2点につきましてお答えいたします。

初めに、給食センターの民間委託の研究についてお答えいたします。

町では、平成13年度に役場内部で給食センター民営化についての検討会議を行い、そのメリット・デメリットを調査・検討しております。

次に、民間委託のメリットとしましては、経費削減・人事管理の軽減・専門的技術の活用な

どが挙げられております。

また、民間委託のデメリットとしましては、町職員が直接調理員に指示・指導ができなくなることが考えられます。このデメリットへの対応としましては、受注業者と綿密な協議・連絡を行うということを含む業務仕様書を作成しました。毎日、調理する人たちに指示を的確に伝達すること、また作業の結果報告を受けることで、職員と調理員の意思疎通を図っていく考えでおります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。まず民間委託の目的というのは、まず大きく言えば行革から来た経費削減というのが非常に大きな部分であると、今のお話で私はお聞きしました。で、この経費削減と、そしてまた給食の品質、そしてまた衛生管理の質、これを維持向上していくことは、どのようにして図られるのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

竿留一美君、答弁願います。

○教育次長（竿留一美君） そうですね。お答えいたします。おかげさまで、今順調に今月末で完成になります。で、今質問でございますが、阿見町の場合公設——これは町でつくりました。で、民営つちゅうことですね、全て運営までをですね、全て民間に任せるつちゅうことじゃなくてですね、今までどおり、職員が——今、所長、それから主査、それから栄養士が町職員が1人、それから県職員で執行で2人来てまして——栄養士ですよ。で、もう1人アルバイトの栄養士さんがいて、完全これは今までどおり献立をつくってバランスのいい、要するに献立をつくっていく。

ただ、先ほど教育長が言われたように、デメリットつう部分がありまして、どのようにしていくかってことで、うちらほうは公設、業務を委託——今までも運搬なんかは業務委託してましたけど、今度は調理員を委託するよっち形で。

それですね、当然そういうデメリットがありまして、この阿見町ですね、調理等業務の委託仕様書——当然実績がある業者を選ぶつちゅうことですね、もう決まったわけなんですけど、東京に本社がある葉隠勇進ちゅうことですね、今龍ヶ崎で実績を上がっているところで。

で、仕様書の中で、一番1つのポイントとしては、適用法令等ちゅうことで、今までもですよ。これは当然今までもやってたんですが、それを明確にしたというような、当然学校給食法とか職員衛生法がありまして、さらに阿見町町立学校給食センター衛生管理基準書つちゅうのを、これは新たなバージョンでつくりました。これも当然民間委託の業者に守っていただ

くということです。

で、仕様書を見てみますとですね、1つ業務内容でですね、調理っち部分がありますんですが、ここで事業受託者は調理作業工程表、それから作業動線図、これは当然作成しまして、3日前に所長に提出するんだよと。で、なおかつ毎日業務終了後は報告書を出しなさいよっち。これ1つポイント。ただ変則的ですね、今年は4月8日から7月19日までは旧給食センターでやっていく。それから8月19日から来年の3月31日までは新給食センターになるというような形。

それから、さらに調理等の確認で、例えば加熱温度の記録表、それから在庫管理表、それから残留塩素の記録表というようなことを明確に仕様書にうたってあると。それからですね、業務従事者、これについては、業務責任者については大量調理で1日3,000食以上の実績のある人ちいうような形。それから業務副主任についても1日3,000食をやってる業者ですよ。それから、調理責任者についても1日750食以上を実績がある者だよというような、ざっくりなんですけど、そういう優秀な業者をですね、選んで、食の安全ちゅう形でそのデメリットを克服するというような形をとっております。

ちょっと長かったんですけど、以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。私も仕様書いただきまして、中身読ませていただきました。非常によくできてるなという部分と、やはり今まで公設民営になって、他の給食センターでどういうところが問題になったのかって、先ほど教育長も言われました要はこちらが指示できない。直接できないといったところが大きな問題だ。

で、報告書もかなりありますよね。ありますよね。チェックシートもかなりあると思うんですね。それで報告書を提出し、チェックシートをきちんとチェックをさせて、安全だと思いませんか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今回のですね、給食センター——新しい給食センターをですね、1階、2階ありまして、2階から見られる。それから非汚染区域、汚染区域がありまして、当然汚染区域には、当然職員がそこでチェックできるし、非汚染区域は、これは当然検便やって——みんな検便やってますけど、入って……。だから、そこらは業者の実績——さっきも言いましたけど実績がありまして、これは本当に担当職員は大変な毎日が、本当に気の抜けない——今もそうなんですけど、大変そのチェックに基づいて栄養士を含め、チェック体制をもうやってかなきゃいけないっちゅうことで、今まで以上——今までも安心だったんですけど、今まで以上そのチェックシートを完璧にやって実施していきたいと考えてます。

以上です。はい。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。非常に業務が、チェックシートが増えてきたり、また報告書が増えてくる。で、多分忙しい業務の中で、人が十分に、マンパワーが十分足りすぎる中でやるわけじゃないと思うんですね。そうなったときに、人っていうのはなれの中で、だんだん省いてくってことは、これはなれの中でやっていくようになるかと思うんです。

いろんな給食センターでいろんな過去において問題がありました。ちょっとその例を少し挙げてみます。これは民間委託になってどう変わったか。これは北九州市。前もちょっとお話ししたかどうかかもしれませんが、給食時間におくれた。また、手を洗ってこなかった。非常に細かく見ると、いろんな人がいるそうです。

また、給食調理ってのは、家庭の調理とはまた全然違っていて、大きなものであります。そうしますと、野菜の煮物なんかですと、おいしさを出すためにはなるべく鮮度がよければ水を入れずに本来の野菜の水分で調理をして、これはベテランの調理員であるということもきちんとしてくれるんですが、そうじゃないとなかなかこれは難しい。要するに、ベテランの調理員がいるような職の環境、職場の環境であるかどうか。それは給料面、待遇面も含めてどうなのかっていったところがあるかと思えます。

これが非常に劣悪な状態であったり、ほかで仕事をしたほうがいいなっていうような、そういう環境であると、なかなかそういう熟練者といいますか、技能的にも習熟した方がいなくなっていく、そういう可能性もあります。で、全てがマニュアル化されていく中で、そういう食のある意味で質の低下にもつながっていくことがあった。

また、この忙しい中でやりますんで、機械切りと手切りとまた分かれてるところもあるかと思うんですね。その食材によっては。そういうところも手切りではなくて全部機械でやってしまっただけで、スープから何から別なものができ上がってしまう。そして、衛生管理の意識が行政と民間委託とは——今はどうかわかりませんよ。今度入ってくる業者はどうかわかりませんが、違っていた。過去においては、そういうところがいっぱいあったというのも、これも事実でございます。

で、この報告書が実際の作業を正しく伝えていないということも、当然これはあり得ます。報告書が全てそのとおり正しいということはありません。で、そういう中で管理をし、そしてこの給食の運営をきちんとやってくっていくことは、ある意味で非常にこれは難しいことだな。ということは、多分、これは私の提案なんですけどね、この衛生管理とか非常にこれは大事な部分なんで、言い続けていかなきゃいけない部分もあるかと思うんですが、抜き打ちでやったりいろんな形で中にチェックが入れるような、そういう体制をつくっておくといいと思いま

す。

現場のありのままの実態を。いつ誰が来るかわからない、そういう中できちんきちんとやっぱりやるのが当たり前だというような、そういう環境をつくっていくのは、これまた時間かかると思いますので、そういうところもちょっとこれからの話し合いの中で、この中に織り込んでいただくと、そこで働く方の、働いていく方の、その衛生管理であるとか、またその仕事に対する意識であるとかってというのが高くなるかと思しますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。ありがとうございます。茨城県に44市町村あるわけなんです。それから、その中で調理を委託してる市町村が22、それから運搬が34、それから食器洗浄が19、ボイラーが9というような形ですよ。で、阿見町は今まで運搬業務だけ委託してたんですけど、今度は調理、それから運搬、食器洗浄、で、ボイラーについては今度ボイラー管理士がいなくていいようなボイラーなんでそれはなくなるんですが……。

で、今川畑議員が御指摘、言われたとおりですね、今後近隣先進市町村の状況なんかも取り入れて、そういう民間業者をチェックするやり方、そういうものを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ、そういうふうに進めていただきたいと思います。

で、1点ちょっとね、この仕様書の中でお伺いしたいことがあるんですね。非常にこれよくできてるんですが、この調理中及び調理後は献立ごとに事業委託側栄養教諭または栄養士の確認を受けなければならない、ということが出てますね。調理の確認のところ。で、不都合のある場合、この業者は栄養教諭または栄養士の指示に従い再調理を行うものとする。当たり前といえば当たり前なんです。この栄養教諭また栄養士っていうのは、向こうの事業委託側のほうの方なのか、それとも町のこちらで雇ってる方の職員なのか。その辺をちょっと。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほども言いましたように、町の職員が栄養士1人、それから栄養教諭が1人、それから県ですよ。それから県の栄養士が1人、で、アルバイトさんがいます。当然町側の栄養教諭、栄養士がっていうことで御理解願いたいです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

次にですね、検食のところではちょっとお伺いしますね。この献立ごとに午前11時40分までに所長の検食を受けなければならない。まあ、だめだったときにはやり直してということになるんですけども、この所長という立場に当たる方は町の職員がそのまんまなるのかどうなのか。

それと、この時間に間に合うのかどうなのか。その後、この検食において不都合がある場合、事業受託者は代替献立の調理を行い、事業受託者の責任において速やかに学校及び保育所に配送する。これはどこかの先進的な事例か何か持ってこられたのか、それとも町のほうで考えてこういう文言を入れられたのか、ちょっとその辺も伺い……。この11時40分で果たして間に合うのかどうなのか、その辺の時間の経過のところでちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 検食についてはですね、当然町の職員がいまして、町の職員が検食をすると。で、時間については十分研究して……。まあ、ほとんどそういうのは想定外なんですけど、当然今まで結城それから小美玉、銚田、それから土浦、守谷、そういうところの仕様書を参考にした形でやっております。ただ、実際にそういう事例はきつとなかったと思います。聞いてないんで、そこらはお含み置きいただきたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） これ以前もちょっとお聞きしたと思うんですが、阿見町の学校給食のこのテーマ、どういうことをテーマにやっておられるか、ちょっと再度お願いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 食育の推進と安全な学校給食ちゅう部分がありまして、1つ、食に関する指導の充実、食を大切にする意識の醸成。これは学校の食育というような形です。で、もう1つ、給食を通じた食育の推進。それから、安全でおいしい給食の提供。学校給食における地産地消の推進っち形で、4つの項目で今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。給食の、今の、現代のテーマっていうのは、やっぱりこの食育と地産地消ということがうたわれておりますが、ぜひ、これもいろんな形で努力して、またいろんな話し合いの中で、ぜひ、地産地消のほうもまた安心安全な給食も、これはつくり上げていただきたいと、こう願っております。

で、もう1点、今の給食のテーマ、それと先ほど一番初めに質問しました民間委託の、そのコスト面での削減といったところと、ある意味で非常にバランスをとりながらやっていくって

いうことは、先進事例とかいろんな他の自治体を見てもみますと、失敗してるところが結構ありますんで、ぜひ、そういうことがないように、やっぱり食の安全であり品質の向上であり、そしてまた地産地消の推進であるところも含めた上で、この民間委託の事業を、また阿見町の学校給食は非常にすばらしいと言われるような給食づくりをこれから進めていっていただきたいと思います。

最後に1点、今働いてる方、そしてまた地域からの新しい雇用のほうは、どのようになっているのか、わかる範囲内で結構なんでお答えいただければと思います。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今現在、正職員の調理員がですね、9名います。そんで3名が定年退職でやめられる。で、6人については別な場所のほうへ行く予定です。はい。で、アルバイトさん今22人だっけ。21人いるんですが、これについては、今度新しい、業者さんとの何か面談のヒアリングやって、再雇用になるとか、それで折り合いっちは、それはちょっとうちのほうはタッチしておりません。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。できれば地域の方を1人でも多く雇っていただければいいのかなといったところがあって、最後質問させていただきました。

これで3つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それでは、最後の4番目の質問をさせていただきます。

障害者自立支援法から、この4月1日から総合支援法に変わってまいります。その中で障害者優先調達推進法が、これもまたスタートしてまいります。それについてちょっと御質問させていただきます。

1点目としまして、この障害者優先調達推進法が本年4月から施行されるが、まずその法律の趣旨は。

2点目が、それに基づき町においてはどのように取り組んでいく計画なのか。

この2点をお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 障害者の自立就労支援の取り組みについて。

1点目の障害者優先調達推進法が本年4月から施行されるが、その法律の趣旨についてであります。

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要であります。このような観点から、これまで障害者就労施設等への仕事の発注に関し、民間企業を初め国や地方公共団体等においてさまざまな取り組みが行われてきました。

障害者優先調達推進法は、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に、積極的に購入することを推進するために制定されたものであります。

2点目の、それに基づき、町においてはどのように取り組んでいく計画なのかについてですが、本法では、国や地方公共団体、独立行政法人は、障害者総合支援法に基づく事業所・施設等、障害者を多数雇用している企業、在宅就業障害者等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課せられ、国の定める基本方針に基づき、町でも毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度終了後、調達の実績を公表することになっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。この法律の趣旨、今町長のほうから述べられましたが、この点に関してちょっと確認をしたいと思います。

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが、まず1点重要であるところに書いてありますが——厚労省の冊子なんですけど、そのように町のほうとしても考えておられるかどうか。それとまた、このために障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要ですと。これも、この法律の趣旨と同じように町のほうとしても考えておられるかどうか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。お答えいたします。今までも障害者の就労支援につきましては、個別にいろいろな法律の中でそういう就労の確保とか、そういうものについて国も

取り組んできたところでございます。それについて、町もその法律の趣旨、施策にのっとり、町も障害者の基本計画、そういうものを定めてその中で就労の支援ということで取り組んできるところでございます。

ですから、直接企業の経営基盤とかそういうところに町が関与するとかそういうことはなかなか難しいのですが、そういう就労の障害者の支援というものについては取り組んできるところでございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。この法律の趣旨、またこの概要のとおり町のほうも認識をしておられると、こう私今理解をしました。

で、この町のほうにも工業団地があって多くの企業が入ってきておりますが、民間のこの企業、町に来てこの企業、そしてまた阿見町自体雇用である、またこの就労施設への仕事の発注状況等、もしわかればお願いしたいと。町のほうはわかると思うんですが、地域の企業に関してはどうなのか、その辺のところもちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。お答えいたします。町には主に障害者就労訓練施設、主に3カ所ありますが、そういうところですね、さわやかセンターの清掃作業ですね、それとかさわやかセンターにありますソファールとかそういうもののカバーのクリーニング、そういうものですね、あるいは障害者のスポーツ大会等におけるゼッケンのクリーニングとか、競技に使うあんぱんの発注とか、そういうものをお願いしてるというようなことでございます。

また、町内の企業につきましてはですね、毎年阿見町工業に関する懇談会というものを実施しております、そういう懇談会においてですね、町内の3つの障害者施設とか特別支援学校、茨城障害者雇用センターの代表者、そういう方に出席していただきまして、障害者施設の状況提供というようなことで、それぞれの施設の紹介をそういう機会にさせていただいております。

その内容としては、障害者雇用に向けてのその取り組み、事業所におけるどういうものをつくってるのかとか、そういうものの概要の説明をさせていただいて、その障害者の利用の状況、障害者全体に関する企業への理解、そういうものを説明しております、その企業に職場体験とか職場実習のお願いをしていると、そういうパンフレットを配付してPRしているというような状況でございます。

こういうことを今後も引き続き継続して、その企業の発注を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。民間の企業ですと、やはりコストが優先してくる部分

もあって、なかなかこういう施設に仕事を回していったり、また物品の購入といったところは、ある意味で非常にハードルの高いところもあるのかなといった、その背景のもとに、この優先調達推進法が施行されたその背景にはあると思うんですね。

で、町として昨年度の実績でこういう施設に対してどのような物品調達、またどのような仕事を回してきた、その金額的な部分はどのくらいになりますか。トータルでも結構でございます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。お答えいたします。23年度・24年度ということですが、23年度町内の施設において発注した金額が30万5,470円というようなことございまして、24年度が31万5,195円というような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） これを見ますと、必要な措置を講ずるようちょっとこの厚労省のパンフレットにも出てますが、先ほども町長のほうから話がありました物品等の調達を推進するよう必要な措置を講じることを定めた。

で、先ほどはこの障害者の経済的な基盤確立のためにこの法律がつくられて、これは町としてもきちんと国と同じように認識をして進めていかなきゃいけないという認識に立っておられると思うんですが、ある意味でこのスローガンとして捉えてるわけじゃないですね。具体的に進めていくって意味で捉えてらっしゃるんですか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） お答えいたします。この法律は今年の4月から施行されるということございまして、それにつきましては先ほど町長の答弁もありましたように、国が4月に基本方針を定める予定となっております。これは閣議決定ですが。それを受けて県、市町村がその調達方針を策定していくというようなスケジュールでございます。

ですから、国が当然基本方針の中で基本的には物品の調達の目標とか、その他物品の調達の推進に関する事項をその中で定めるといようなことになっておりますが、町ではその方針に基づいてどういう施設からどういうものを調達するとか、これは後は町内も契約主管課とか、全庁的にどういうものが調達できるのかとか、そういうものを調査して、町としてどういうものが対応できるのかとかいうことも今後詰めてくようなことになると思います。

そういうものが、調達方針を定めてそれに基づいて調達を実施していくと。それで年度には実施した状況を公表していくというようなことを考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。スローガンではなくて、きちんとこれは推進

していくと。そのように私は捉えました。ある意味、努力をしていくべきだというような、そういう法律の内容でもあるんで、義務的に課されたものじゃないんで、これは市町村によって、また大きくその意識の差によって、この調達の度合いも変わってくるのかなと思って、私は今質問しました。

この法律に関しましては、平成24年の6月の20日に成立しまして、同月の27日に公布、そして今年の4月1日から施行されますけども、この約8カ月間、町のほうとしてはこれが施行されるまでの間、どのような準備をされてきたか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。お答えいたします。法律が施行されるまでに準備といいますが、なかなか国のそういう基本方針が定まるまでは、具体的に町としての具体的な準備というのなかなかできない状況でございます。そういう中で、先ほども御説明したように障害者の就労訓練施設のほうにはさわやかセンターの清掃とか、そういういろんなクリーニングとか、そういうものを発注してございます。そういうところで、今後もそういうものも継続しながら、調達のほうもどういものが調達できるかということも策定していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ある程度町のほうも今まで受注してる部分もあって、各施設がどういうことができるのかというのは、ある程度把握されてると私も認識はしております。で、その受注はしてる場所はあるんですけども、それで各施設の経営状況といいますか、月どのぐらいの仕事があって、どのぐらいの今、月に賃金が払われて、また時給に換算すると幾らぐらいになるのか、そしてこの数年はその賃金が上り坂にあるのか下り坂にあるのか、その辺のところは把握されてますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。お答えいたします。町内のその施設におきましては、若草園、あとあすなろですね、あとは恵和会というような施設がございしますが、それぞれの経営内容についてはこちらでは把握はしてございません。県のほうに報告してる、公表されている月平均の工賃そういうものは公表されておまして、若草園においては1人当たり月9,784円、それとあすなろにおいては1万116円、恵和会においては3,236円というような状況でございます。

今後の見通しということでございますが、これは障害者に限らず、ほかの一般の雇用もかなり厳しい状況の中で、なかなか明るい見通しっていうのは本当に難しい状況ではあると思っておりますが、なるべくそういう、町も機会を提供してですね、その就労の確保につなげていきたいと

いうふうを考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。県のほうのネットをデータで見ますと、確かにそういうのが全部出ておりまして、時給にすると大体百二、三十円から200円の間ぐらい。それが果たして妥当なのかどうなのかといったところもいろいろ疑問はあって、昨日民教のほうの視察の報告がありましたが、私も去年の夏行ってまいりましたが、箕面市は市単独でそういうものをつくり上げて、国のほうへ、やはりそういう提言もしている。考えますとある意味で町独自で、国の方針も大事なんですけど、町としてこれをどう取り組んで障害者問題行くかといったところも非常にこれからは大切になってくる問題であると思います。

で、1点目。これは要望なんですけど、そういう障害者施設とこの同法を推進するに当たって、ぜひいろんな物の物品調達に関して定期的な話し合いをまず持っていただきたいと思うんですが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。そういう機会をつくっていきたくて。そういうことに限らず毎年そういう施設の代表者と町のほうは、そういう調達以外のことについても話し合っております。ですから、そういうことも含めて定期的を開催していきたくてというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。その定期的もできれば月に一遍とか2カ月に一遍くらい開いていただくと、いろんな問題、そのことだけではなくて情報が入ってきて、その話し合いの中でまたいろんな問題が解決のほうに向かっていくのかなと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

で、もう1点。ちょっとこれは提案なんですけど、この阿見町が障害者のそういう施設に仕事を発注かけるときに単独の担当部課だけの問題ではないと思うんですね。これはいろんなセクション、部があると思うんですが、そういうところの責任者の方も、これは定期的に入っただいて、少しでも障害者のそういう方たちの仕事に回せるのであれば、保健福祉部だけの問題ではなくて、いろんな担当部課が協力をしてこれは進めていっていただきたい。ぜひ責任者である部長の皆さんもそういう会議に定期的に参加をしていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。お答えいたします。先ほども回答させていただきましたように、町の基本方針を定めるに当たりましては、全庁的にどういうものが調達できるかと

かそういうものも検討する予定になっておりますので、そういう機会にやはり全部長さんに出席していただいて策定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひそのようにして推進をして、やはり今年度、来年度ですか、新しい年のこの新しい法律が施行された中で、やはり一步大きく前進したというようなそういう形を結果として残せるような、そういう町としての施策をお願いしたいと思えます。

最後に1点。これもちょっと提案なんです。この中に独立行政法人も入ってますね。で、茨城県独立行政法人いっぱいあります。特につくば市に集中しております。約50ぐらいの数があります。これも物品調達範囲に入ってくるんです。ぜひそういう独立行政法人のところにも町として、また県を通してでもいいんで、ぜひ障害者の方の仕事、物品調達、そういうところに大きく貢献していただけるように働きかけていただきたいと思うんですが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。これは法律の、先ほどの趣旨にのっとりまして、国、独立行政法人、地方公共団体、これがそういう法律の趣旨に基づいてそういう責務が課せられるということですので、町が働きかけるまでもなく、自らそういうものを取り組んでくということでございますので、その点は御理解いただきたいというふうに思えます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） その立地の市町村とかそういうところは結構意識が高いと思うんですが、ちょっと離れたりするとなかなかそういう意識もなく、どういう形でそういう独立行政法人から障害者のそういう施設に仕事があるのか、均等に振り分けられるのか、その辺のところもちょっとわかりませんが、ぜひこの優先調達推進法が施行される、そのときにやはり独立行政法人もすぐ近くの町にもありますので、そういうところから少しでも多くの仕事をまたできる範囲内になるかと思うんですが、持ってきていただき、そしてまた障害者の人たちが生き生きとまた社会貢献といえますか、社会の中で私たちとともに生活のできる阿見町に、そういうできるようにひとつ町のほうとしても努力をしていただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで9番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、15番久保谷実君の一般質問を行います。

15番久保谷実君の質問を許します。登壇願います。

〔15番久保谷実君登壇〕

○15番（久保谷実君） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

平成25年度は、第5次総合計画の最終年度を迎えます。これからの時代は今までとは大きくさま変わりするものと考えています。日本の人口が歴史上初めて減少に向かってきたことや、政治的に変化が激しく、国も地方も財政も経済もなかなか難しい時代が来るものと思っています。

財政難という言葉が聞かれて久しくなりますが、なかなかこの言葉から離れられずに、町の財政も依然として厳しい状況と考えます。全国同じような傾向ですが、多くの施設は高度成長の時代に建てられ、更新あるいは補修の時期を迎えている。昨年12月に起きた笹子トンネル事故のように今まで想像もしなかったのが起きる今の時代である。また、全体的に人口減少や高齢化が進み、税収の増加は期待できない。

昨日の町長の平成25年度施政方針の中で、国と地方を合わせた長期債務残高を見てみますと、平成24年度末で約940兆円の見込みとなっており、国と地方自治体の財政状況は極めて危機的な状況にあります。本町の財政状況につきましても、歳入面では海外経済の減速長期化の影響等により回復度は鈍化しており、法人町民税は減収が見込まれます。また、地価の下落に歯止めがかからないことから固定資産税も減収が見込まれ、一般財源の安定した確保が難しい状況となっています。

歳出面では、扶助費や他会計の拠出金が負担となっており、重要施策の推進に当たっては、財源の一部を基金に頼らざるを得ない状況となっていますとの話がありました。これからの阿見町を考えてみたときに、どうしても考えなければならない財政の健全化とインフラの整備、補修について、以下の点について質問いたします。

1点目、将来の人口フレームについて。

2点目、借入金について。現時点の借入残高。主な公共施設の借入残高。

3つ目、自主財源の確保。町税の確保。区画整理事業の状況。住んでもらえるための条件整備とは何か。

4つ目、公共施設の建て替え、補修計画について。更新や補修が必要な施設はどこですか。優先順位は。町施設の統廃合についての考え方は。

5つ目、公務員給与削減が問題となっていますが、どのような検討をしていますか。

6つ目、近隣市町村との競争に勝つための戦略は何がありますか。

以上6点について質問をいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 久保谷実議員の質問にお答えいたします。特に質問が多岐にわたっておりますので、非常に長い答弁になると思います。よろしくお願ひいたします。

町財政の健全化とインフラ整備、補修についての質問に、まずはお答えします。

まず1点目の、将来の人口フレームについてであります。

当町では、従来から町の最上位計画である総合計画において、人口フレームを定めてまいりました。現在、平成35年を目指した第6次総合計画を策定しており、その中でも、各種推計及び総合計画審議会の意見等を踏まえて、新たに設定していくこととしております。

当町の将来人口フレームの考え方ですが、人口推計として広く知られている国立社会保障・人口問題研究所によるものが参考となります。この推計によると、緩やかではありますが、人口減少の局面を迎える結果となっており、当町においても例外ではなく、平成37年で約46,700人とされています。

しかしながら、この阿見町の持っているもの、そういうものを考えると、政策的な要因による増加は加味されていないため、定住人口増加のための有効な施策展開を図ることにより、推計を上回ることが十分考えられるし、十分できる状況にあると私は考えております。

当町の持続的、かつ安定した発展を目指していくため、望ましい人口総数、人口構成を明示するものとしてこれを設定し、限られた財源のもと、効果・効率的な施策展開を実現するための目標として5万人を掲げてまいりたいと考えております。

次に2点目の借入金についてであります。

地方債は、下水道などのインフラ整備や、公民館などの建設事業といった、将来世代も使えるような公共施設を整備する場合に、将来世代と現世代の住民との間で負担を分かち合い、世代間の公平のための調整を行う役割があり、国・県との協議の上、その施設整備の財源として耐用年数に応じた借入期間をもって認められているものであります。

平成24年度決算見込みにおける地方債残高は、一般会計、特別会計合わせて220億4,000万となっており、そのうち公共施設に係るものは149億8,000万円。残る70億6,000万円は、国の財源不足に対処するため、投資的な経費以外にも充てることができる特別な地方債である臨時財政対策債や減税補填債などであります。

主な建設事業に係る地方債残高としましては、予科練平和記念館建設事業4億7,300万、本郷ふれあいセンター建設事業1億9,200万、舟島ふれあいセンター建設事業1億2,700万などであり、今年度に給食センター整備事業7億7,800万が新たに加わることとなります。

現在の少子高齢化の時代においても、地方債による世代間の公平のための調整という役割が損なわれたわけではありませんが、将来に過度な負担を残さないようにしていくことも重要であると認識しております。各施策を進めるに当たり、投資すべきところは積極的に投資するこ

とも必要でありますので、地方債のバランスを図りながら、適正に財政運営を行ってまいります。

次に3点目の自主財源の確保についてであります。

平成23年度決算においては、歳入における町税収入が占める割合は、歳入全体の48%で、そのうち町民税、固定資産税及び都市計画税が町税全体の94%を占めております。

特に町民税につきましては、景気の変動による影響が大きく、さきの世界同時不況による日本経済のデフレの長期化が、個人・法人を問わず、税収減という形で色濃く影響しており、現在国において進められているさまざまな経済対策の効果が早期に税収面においてあらわれてくることが期待されるところであります。

この町民税のうち、当町の税収の特徴でもある、町内3カ所の工業団地から得られている法人町民税、固定資産税及び都市計画税の平成23年度の状況と税収確保に対する取り組みについて申し上げます。

平成23年度の町内3工業団地の法人町民税収入は5億7,767万円で、同税収全体に占める割合は66.2%、固定資産税収入及び都市計画税収入は11億189万で、同税収全体に占める割合は29.5%、町税収入全体74億2,433万に占める割合は22.6%となっております。

平成20年度の3工業団地の税収と比較しますと、法人町民税収入で2億4,453万円、固定資産税収入及び都市計画税収入で1億391万円の減となります。町税収入全体に占める割合は3.1%低下、町税収入全体としても4億6,969万円の減となっております。

このように、町税収入全体が伸び悩むなか、当町の3つの工業団地から得られる税収は、常に町税収入全体の2割を超えており、平成20年度以降の世界同時不況に伴う大規模法人の業績低迷など、景気の動向に左右されやすい側面がある一方、その安定性の向上も大変重要であると認識しているところであります。

当町としましては、町内工業団地等への企業誘致を積極的に進め、アクセス道路整備などの環境改善にも取り組むとともに、立地企業に対して、従業員の定住を促進するためのPR活動を区画整理事業等と連携しながら実施し、法人町民税のみならず、町税収入全体の向上につなげてまいります。

次に、土地区画整理事業の状況についてですが、昨年2月に換地処分を行った、本郷第一土地区画整理事業について、御説明をいたします。

本郷第一土地区画整理事業は、区域面積が53.7ヘクタールで、区画整理前の人口は500人程度でありました。現在は、保留地販売も順調に進み、人口は1,877人、戸数は645世帯と増加しております。

そういった中で、平成24年度の都市計画税を含む固定資産税の課税額は9,800万円となって

おります。この課税額につきましては、電算システム上、区画整理前の課税額と比較することはできませんが、大幅な増収効果があったと推測されます。

また、茨城県が施行する阿見吉原土地区画整理事業については、立地環境や自然環境を活かし、商業・流通・生産等の多様な産業と良好な住宅環境が調和したまちづくりを進めております。

現在、東工区や西南工区については、道路の築造工事や宅地造成工事が着々と進んでいるところであります。東工区については、平成21年7月にあみプレミアム・アウトレットがオープンし、年間入場者数も順調に推移し、交流・産業拠点としてのポテンシャルが一層高まっております。西南工区については、地権者の意向や企業ニーズに合わせた大街区化への土地利用の変更を行い、企業誘致に対し、柔軟な土地活用が図れる環境を構築しているところであり、将来的には税収の増加が見込まれるところであります。

土地区画整理事業につきましては、税収の増による比較もありますが、事業目的は、都市施設の十分な整備がなされないまま、無秩序な市街地形成や居住環境の悪化を招いているといった課題に対応するため、土地の区画形質を整え、道路、公園、その他の公共施設を整備・改善し、宅地の利用増進を図るものであります。一方でその効果により、まちづくりが促進され、土地活用が活発となることから、税収が増加するものと考えています。

次に、住んでもらえるための条件整備と、6点目の近隣市町村との競争に勝つための戦略について、重複するところもありますのであわせてお答えをいたします。

御存じのとおり当町は、圏央道、アウトレット、予科練平和記念館、霞ヶ浦、工業団地、さらには都市計画道路や区画整理事業などの面的整備に見られるように、首都圏域のなかでも非常にポテンシャルの高い地域であり、これまでに、これらの地理的条件や社会資本整備に裏打ちされた魅力ある諸施策を継続的に推進し、財政規模と人口の維持拡大を進めてまいりました。より競争が激しくなる今後を見据えると、既に当町にある強みを活かした諸施策を展開することが有効であると考えております。

具体的には、まず、人口増加を図るための施策の展開が必要となります。特に東部工業団地内に雪印メグミルクと関連企業が操業の運びとなり、雇用面では非常に有利となります。これらの雇用者の定住につなげていくための施策展開が必要となります。

また、荒川沖駅への玄関口となります本郷第一土地区画整理事業がおおむね完了し、都市計画道路の整備が完了することにより、中央地域へのアクセスが容易となってまいります。今後は、その沿線における荒川本郷地区の面的整備を促進していく必要があると考えております。

さらに、少子化に対応する施策展開がありますが、若い世代の人口流出をとめることは喫緊の課題であり、これまでに、民間保育所の誘致や家庭的保育事業の実施等により、待機児童

ゼロを目指した事業に取り組んでまいりました。また、小学6年生までの医療費の無料化については、これを中学3年生まで今後拡大するなど、子育て世代にとって魅力のある施策を展開していきたいと考えております。

次に、当町の産業や観光振興の施策展開であります。地域農業の活性化については、農業後継者の育成に取り組むとともに、農産物に付加価値をつける6次産業化を進めるなど、農業の活性化を図る施策を進めてまいります。商業についても、当町の特産品開発を進めるための補助制度を創設するなどの施策により、地域商業の活性化につなげていかなければならないと考えております。

また、観光の振興については、アウトレットが開業し年間400万人の方が当町に訪れているという状況の中で、それらの人をいかに町内へ誘客させるかが課題となります。また、霞ヶ浦活用を図るべく、サイクリングロードの整備や、道の駅の整備を進めることにより、交流人口のさらなる拡大を図る施策を展開するなど、当町の魅力向上に努めていかなければならないと考えております。

これらの施策は一例となりますが、今後につきましても、町民福祉の一層の向上を着実に図るとともに、町民自身が生活の向上を実感できるよう、施策を着実に実施し、確実に実現してまいります。

次に4点目の公共施設の建て替え・補修計画についてであります。

学校施設及び町営住宅等を除く22施設・34棟については、これらの修繕を効率的に実施するために、阿見町有建築物修繕計画を作成いたしました。この計画では、防水の損傷及び外壁の亀裂による雨漏り等が生じる恐れがあるため、優先的に補修を実施しなければならない建物として、役場庁舎、中央公民館、消防署、霞クリーンセンター、本郷ふれあいセンターの5施設、10棟が挙げられております。

補修の優先順位については、防水の補修のみのものから優先的に行うこととし、このほか、耐震改修などを合わせて実施することが効率的な役場庁舎などについては、補助金等の活用が見込まれる時期に合わせて、適切に進めてまいります。

次に、公共施設のうち町道については、交通量の多い幹線道路を中心に、地域からの要望や、舗装の傷み具合等を確認しながら、安全性の確保を第一に優先順位を決定し、年次計画に従って補修を実施しております。

次に、下水道施設についてであります。国土交通省の通知による標準耐用年数50年に対し、当町の下水道管渠は、一番古いもので33年であります。標準耐用年数を経過してはいないものの、供用開始年度の古いもの、埋立地等の地盤の悪い場所、圧力がかかり管渠が傷みやすいポンプ施設先の管渠等を優先してテレビカメラ調査を実施し、下水道管渠の亀裂や腐食があった

場合には内面補修を行い、計画的な修繕に努めております。

次に、町施設の統廃合についての考え方であります。

まず、町立学校については、将来にわたる児童生徒の教育環境整備を図るため、平成25年・26年度の2カ年で学校再編計画を策定し、再編を図っていく予定としております。

次に、その他の施設についての統廃合についてですが、老朽化の著しい学校区保育所については、民間保育所の整備に伴い平成27年3月に閉所する予定であり、学校区児童館につきましても今後、子育て支援施設の整備計画を策定した中で考え方を整理していきたいと考えております。また、戸建て町営住宅については居住者の移転等により空き家となった場合には随時取り壊しを進める予定であります。その他、公民館、ふれあいセンター、図書館、まほろば等については施設利用の需要がそれぞれにあることから、現段階では統廃合の考え方は持っておりませんが、阿見町有建築物修繕計画の中で適切な利用が図れるよう取り組んでまいります。

次に5点目の公務員給与削減の問題に対する検討についてであります。

第180回国会において成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が公布され、国家公務員の給与は、平成26年3月31日までの間、平均7.8%削減されております。

そのため、これらの国の措置を踏まえ、地方公務員の給与改定については平成25年1月24日に閣議決定がなされ、平成25年度における地方公務員の給与は、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されたところであります。

要請の趣旨は理解するものの、当町においては、これまでも職員削減計画を策定し、平成11年度から平成15年度には32名、平成17年度から平成21年度には21名の職員削減を行い、職員数の適正化を図るなど、行財政改革に取り組んできたところであり、国からの給与削減の要請は地方6団体の共同声明にもあるとおり、地方自治の根幹にかかわる問題であると感じております。

本来、地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきであると考えております。しかしながら、厳しい財政状況の中にあつて、東日本大震災を契機とした防災・減災事業に積極的に対処するための財源確保を図る上で公務員が先頭に立って取り組む姿勢を示すことの必要性は、認識しているところであります。

この件につきましては、地方交付税の削減を通じて、町の財源にも影響があることから、引き続き情報収集に努めるとともに、国が求めている遅くとも平成25年7月からの実施に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に、教員等の駆け込み退職で話題となっております、退職手当の支給水準引き下げの問題についてですが、平成25年1月から実施された、国家公務員の退職手当制度の改正に準じ、地方公務員も必要な措置を講ずるよう要請されているところであります。

退職手当の支給については、茨城県市町村総合事務組合が県内の全ての市町村の事務を所管しておりまして、組合議会の臨時会が平成25年2月27日に開催され、国に準じた調整率で、平成25年4月1日以降3年度にわたり、年度ごとに、段階的に引き下げられることが決定されたところであります。

職員の給与、退職金等の処遇につきましては、今後も財政健全化の視点や、人事院勧告等の公平・中立な知見を踏まえ、適正な水準となるよう、努めてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、16番吉田憲市君、17番佐藤幸明君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

それでは、15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） それでは、再質問をさせていただきます。

将来の人口フレームについて、いろいろ5万人という数字が出てきましたけども、今まで阿見町が予想した数字で一番大きい人口予想は何名だったんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。総合計画の第3次総合計画では、7万人という人口フレームで、フレームをつくりました。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今第3次総合計画で7万人という数字を予定したと。いまだかつて、2万人下がるわけですよ。2万3,000人ぐらいの。その予想人口って非常に難しいと思うんだよね。でも、町がいろいろ、町が自治体としてやってくるのは、その人口とかそういうことは大変でも予想するしかないですよ。

で、この5万人という数字。これ茨城県も9年間で3万9,000人減ってんだよね。茨城県全体で。阿見町が4万7,000ぐらいで、これ平成15年ぐらいあたりからずっと横ばいでいいんですよ。これはまあそれなりの、もちろん地域環境もあるし、町の努力の結果だと思うんですよ。ほかがどんどんどんどん減ってる中で大体横ばいでいられるということは、これは町の大きいにどれだけ努力したかってことは、それはわかります。

けども、これからいろんな、町のいろんないい点があるとはいえ、3,000人近くを増やす

と。これなぜ7万人で聞いたのかっていったのは、町が推定したことは適当だとは言わないですけれども、7万人推計して4万7,000ですから。これからの8,000人ぐらい、あと二千何人というのは大変な数字だと思うんですよ。こういう茨城県の人口も減ってきてるそういう中で。

その点については、どう考えてその5万人という数字をこれ出してんですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。現在第6次総合計画策定中で、審議会委員の方を中心に、この人口フレームといろいろ議論をいただいておりますけれども、やっぱり見積もり5万人という事務局の案を出しましたところ、やっぱり課題ではないかと。今からの推計、人口問題研究所なんかの推計もありますけれども、そういったものを見てもちょっと多いんじゃないかというような意見もございました。

また、町の内部でもさまざまな議論があったんですけども、その中でやはり積極的に施策を打ってですね、いかないと、これで現状維持とかですね、縮小の考え方では町としては前向きな考え方ができていかないし、これから夢を持った施策、それから皆さんが明るく思えるような施策を持っていけないだろうというようなことが根底にあって、つくったっていうのが1つあります。

それと、具体的な施策としては荒川本郷地区の面整備のところには人が張りつくような施策を打っていく。それから少子化対策等、それから子供さん——赤ちゃんをたくさん産んでもらえるような施策も今から打っていこうというようなことも具体的にはこれから考えていくということでございます。

それともう1点、人口の分析の中で、分析をしてみますと、20代から40代の方の転出ですね、流出が分析してみると多いというようなことがございました。10年後の予測を立てますと、逆ピラミッド型になってくと。今でもその傾向がありますけれども。この20代から40代の方が流出が多いので、そういった形になってると。そこを何とか町内から転出しないような施策ですね、いわゆる総合的な施策ですけども、そういったものを打って、なるべくとどめていこうというようなことをやってくと、そういった総合的努力の結果でこの目標に行くんじゃないかというようなことで、そう審議会でも説明しましたところ、反対な意見が了承していただいたというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 執行部側が今と同じではだめだと。それはよくわかります。少なくとも少しでも上向きにいかねばならないということも、目標ですからそれはわかるんですけども、現実的に考えたときそんでいいのかなと。それは、じゃあそういうことで、私は現実的に考えたときには違う目標があってもいいんじゃないかと。今の4万7,000を根拠にして今

の人たちが十分生活できるつうか、いい阿見町と思えるような町を望んではどうだろうか。人口を増やすばかりではなくて。

で、もう1つ。今本郷地区の話が出ましたけども、本郷地区にあれだけ家が建っていると。きれいな町並みで物すごい家が建ってます。それで人口が増えないというのは、どういう理由があると思いますか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 本郷第一地区のことじゃなくて、隣のね、ほらURがだめになっただっていうことで、あそこをどうやって——市街化区域ですからどうやって活かしていくかっていうのが阿見町にとって一番大きな問題だと。そういう中でやはり荒寺線に早く上下水道を完備して人が張りつけるような状況をつくるっていうことも一番大きな問題だなと、そういう思いをしております。

特に、まだまだ阿見町はほかの地域とは違うんだっていうね、思いをしてるんですよ。ここ7年から10年の間に、やはり積極的な形で施策を打っていくっていうことが阿見町にとって重要かなと、そういう思いをして、5万人っていうのは決して夢な数字じゃあないんだと、そういう思いを私はしてます。そして政策としてもいろいろ考えているところは先ほど言ったとおりです。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） はいはい。質問してるのは、本郷地区にあれだけ家が建ったのになぜ人口が増えないんですかっていう質問してるんですよ。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。お答えいたします。まず自然増減ですね。出生死亡では完全に減になってます。出生——産まれてくる方よりも亡くなる方のほうが多いということでマイナス要因になってるとというのが1つあります。

それと転出の問題で、先ほどお話しましたとおり20代から40代の方の転出がほかの世代に比べて多いというようなことで、そういったマイナス要因があって、その一方プラス要因は本郷地区に転入されている方がいて人口も増えていると。で、プラスマイナスでそんなに増えていないというようなことが考えられます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 私自然増減はプラスマイナスゼロというふうにちょっと前まで思ってたんですけど、今は現実的に昨年あたりでどうなんですか、この自然増減のプラスマイナスは。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。お答えいたします。23年の数字で79人の減ということになっています。

○15番（久保谷実君） マイナスが。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 79人ですよ、今言ったの。で、本郷のあの家の建て具合を見てたら、79人しか自然増減でマイナスになんないで、何で人口が同じなのかなど。もちろん転出があるでしょうけども、その転入と転出のあれっつうのはわかりますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 2005年——平成17年から平成22年——2010年の5年間で、ちょっと数字はあれなんですけども、比率でかなりやはりマイナスの世代が——5歳世代の刻みなんですけども、多いっていうのが、こう数字に出てるんですよ。お答えにはちょっと……。

○15番（久保谷実君） うん。なってねえな。

○総務部長（坪田匡弘君） かみ合わないんですけども。数字的に自然増減と社会の増減の、ちょっと今手元にはございません。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今、5年間でもいいんですよ。聞きたいのは、5年間で何人入ってきて、5年間で何人出てったんだと。その差が結局人口の差になるわけでしょう。まあ、あとマイナス79人ですか、自然のほうの。そこのところをちょっと言ってもらえば。なければ後でもいいです。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） またちょっと数字かみ合わないんですけども、平成15年3月と平成24年3月の人口で、これは住民基本台帳の人口ですけども、では、プラス33人です。平成15年3月が4万6,629、平成24年3月が4万6,662ということで、比較するとプラスの33人ということの数字はございます。

○15番（久保谷実君） この数字の……。違うな。まあ、いいや。俺が持ってる数字と違うんだけど。市町村別常住人口の推移、平成15年から平成25年つう資料、これ持ってんだけど、15年で4万7,082、24年が4万7,689。ここに、これあんだけど。これ。

いいよ、部長部長。間でいいですよ。部長、とにかくその間の何人出て、何人入ったか。それで後出してくださいよ。俺はどうしてもあの本郷に、何回も申すようだけど、本郷にあんだけ家が建ってて人口があんまり増えないっつうのが、どうしても理解できねえんだ。

じゃあ、それはね、後でお願いしますね。

○議長（倉持松雄君） 総務部長、総務部長、それはじゃあ後で、後ほど。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。

○議長（倉持松雄君） それでは次に。

○15番（久保谷実君） 次、借入金の問題なんですけども、現時点での借入残高が一般会計で224億。それで、今まで阿見町が一番借入金が大きかったのは何年で幾らですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今までっていうと、済みません。また数字が……。今手元であるのでは、平成16年の決算で、一般会計と特別会計あわせて、269億6,200万。

○15番（久保谷実君） 269億か。

○総務部長（坪田匡弘君） ええ。16年の決算から見てこの数字が一番大きいですね。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） そうすと224億と、今。そうすと40億ぐらい少なくなってることは、町の財政的には、いろいろ事業やったとかやらないとか、それはいろいろあるでしょうけども、順調に返済をしてる——個人の家で考えればだよ。個人の家でローンがあったどうのこうのって考えれば、順調に返済をしているというふうな考えでいいんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。おっしゃるとおりに毎年度の借り入れよりも返済の額のほうが毎年多くなってますので、それで減ってきてるというようなことでございます。

それで細かく申し上げますと、大規模の施設——霞クリーンセンター、それから総合保健福祉会館、そういったものの償還が進んできまして、こういった形で減ってきていると、減少してるというようなことも言えるかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） まあ、これ町ですから、毎日毎日生きてるわけですから、どっかを建てれば借金をして、それを返してったときにまた次のものをやるようになるとか、次の建物を建てるしかないとか、傷んだから補修をするとか、それはいろいろ出てきますけども、そういうことなんで、今の順調に返してるということについては非常にいいことだなと。

だけど、いつかはまたそれを建て直すときには、また大きな借金をしてやるしかない、そういうことだと思うんですけども、ただ今の現状で順調に返してるということは大変いいことだなと思ってます。

それから、自主財源の確保ということで、予算の内示のときに町長に聞いたら、町長が自分で調べろという話があったんで、法人税と町民税の問題、それを調べました。そうすと、阿見町は、町長の話にもさっきありましたけども、工業団地から来てる法人の割合が茨城県13.0%、これ22年度ですよ。13.0%で茨城県で4番目に高いんですね。法人から来てる市町村

民税が、法人の分が。

で、これ、法人が来てくれてもらうわけだから、それは大いに越したことはないんだけど、それはよくわかるんですけど、町として考えた場合に企業に依存するというの、まあ町長も言ったけど、マイナス面もあるわけですよ。それは、この13.0%っていう数字はどんなふう
に捉えていますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ここ数年の推移を見ますと、やはり19年まで景気がずっと拡大傾向で、企業のほうも利益が出ておりました、法人町民税も伸びてきたと。企業の張りつきも東部工業団地を中心に増えてましたので、そういった状況がありました。

ただ、それからリーマンショックで世界的な恐慌に陥りまして、かなり法人町民税も減収になってきたというようなことですので、安定はして……。変化が、増減が大きいのかなと。ほかの固定資産税とか法人町民税に比べて増減が大きいのかなというふうには考えておりますけれども、既に造成した東部工業団地、それから吉原地区もございまして、その地区に優良な企業を来ていただいて、固定資産税プラス法人町民税でやはり増収は上がっていくという考え方は変わってございません。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 私は、もちろん法人が来てもらって税金を分けてもらう。これはいいことですが、悪いことだと全然思っていないんですけど、それよりも個人個人のそれからもらうのが一番安定していいのかなと。だから区画整理やったって、そう言えばそうなんですけど、そういう意味で聞きたいのは、例えばね、これ稲敷市は7.6なんです。土浦市が9.7、河内が4.7、美浦が5.7、一番上が五霞町で18.2%なんです。法人税が占める割合、町県民税の中の法人から来てるのが。一番多いのが五霞町の18.2、次が筑西の15.6、次が取手の14.0、続いて阿見町の13.0なんです。

とにかく際立って阿見町は法人からいただいている町県民税の割合が高いと。そこで、もちろん今部長が言ったのはわかりますよ。13.0というこのパーセンテージをどう考えますかという事なの。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先人がね、工業団地をやったっていうことは、やはり固定資産税もそうですけど町県民税をね、どうやって増やしていくかっていう、そういうことで工業団地はつくられていると思います。これは13%を15%にしていきたいっていう、まあ17%にしていきたい。これはもう阿見町にとってはね、宝の山なわけですから、これをどうやって活かしていくかっていうのは、大事だと思います。

特に雪印メグミルクっていう、この製造業っていうのは意外と浮き沈みがない、そういう企業が来ていただいたっていうこと。確かにキャノンっていうと、やはり電気産業ですから浮き沈みを——品物によって売れるものと売れないものとが全然違ってしまうんです。そういう中で非常に厳しい時期があったわけですね。それはやはりこれは企業ですから浮き沈みが、これはあるのは当たり前。

それに即して、じゃあ阿見町ではどういう自主財源をとということになると、そんなにね、今給料が上がるなんていう、そういう時代じゃないから、個人的なものでどんどんどんどん税収が上がるっていう、そういう考えはなかなか難しいな。そのためにはやっぱり人口を増やしていくっていうことも大事だと。それは土地政策にしても町がどれだけ住みよい町にしていくかっていう、それが一番今後求められていくのかなという思いはしています。

ただ、工業団地はやはり私たちにとってみれば、阿見町にとってみれば非常に大きな財源を生み出す宝の山でありますから、私たちはやっぱり大事にしていきたいなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 工業団地をだめだとか、そんなことを言ってるわけではなくて、結局人に来てもらう、人にいっぱい来てもらうつつのは住みよい町をつくっていくつつうこと、それが今住んでいる人たちもプラスになるわけですよ。そこのところをもっともっと力入れたがいいんじゃないかなと。で、その13.0っていうのはどうですかつつうこと聞いたんですけども、まあ、いいやな。それは。

だから13%を、今言いましたね。17%にしたいと。17%にしたいと。それが本当に……。税金の一方ではいいんですよ。税金を上げるという面では。それが本当に住みやすい町って言うてるわけだから、それにつながるんだろうかと。金がなくちゃ何にもできないからって言えばそれはそうなんですけども、もっともっとうつう住みやすい町って地道な努力があるんじゃないかなと。で、その13.0をどうですかつつう聞いてください。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 13%をやっぱり15%にしていかにかいけないと。そんでほら、企業が来てくれるっていうことは、そこについてくる人たちが来るわけですから、いかにこの町が住みやすいかっていうことをアピールしてここに住んでいただくと。

特に雪印メグミルク等の家族持ちの人たちも、この阿見町に住んでいただけるような状況を今つくってるわけですよ。それにはやっぱり、あ、ここの場所ならこうやって利便性があっていいなっていうことで、皆さんアパート等の契約等が徐々になされていくんじゃないかなと、そう思います。やはりそれはあくまでも阿見町が主体的になって、いい町をやはり特に子育て支援等もいろんな総合的にやっぱりいい町じゃなけりゃいけないわけだから、そういうことを

やっぱり考えて、皆さんと一緒にやっぱりつくり上げていくことが一番大事じゃないかなと思うんですけど。

○15番（久保谷実君） はい、わかりました。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） わかりました。続いて区画整理のことについて聞きます。

本郷の区画整理で24年度税が9,800万上がったって言いました。その中で53.7ヘクタールで500人だったのが1,877人。で、やはりあそこの町並みはすばらしいですね。荒川沖のあそこから曲がってくると、本当にすばらしい町並みだなあと考えてます。

そういうことで、本郷第一区画整理にお金お幾らかけたのか。町が。税金ですよ。幾らかけてあれだけの町並みができて9,800万円の税金が上がってきてるのか、お聞きします。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。お答えいたします。本郷第一地区の総事業費、これが80億9,000万からとなります。それで、その中で純然たる町負担ということになりますと、10億9,700万ほどということになっております。

それとあと、先ほどですね、人口、阿見町でっていうことがありましたけど、本郷第一おかげさまで保留地も残り少なくなってきました大分売れてるんですが、ここに移住してきてる方、町内での動きがかなり多いというような状況もございます。それで町全体としてはそんなに急速に人口が伸びてないんじゃないかなとは思われます。

〔「外に出なかったんだから大したもんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 税金ですから、その税金の使い方ということが非常に問われるんですけども、町があそこへ10億をかけた。で、あれだけの町並みができた。それをどう判断するかっていうのは、人それぞれのいろんな考え方によるでしょうけども、それはみんなが、個人個人が考えればいいことであって、とにかく10億をかけてあれだけの町並みがつくれたと、それを私は評価したいと思います。10億であれだけの町並みができたということは阿見にとって大いにプラスになったんじゃないかなと。

で、今たまたま町から町へという話がありましたけども、先ほどのあれで、人口が増える——例えばつくば市、それからつくばみらい市、牛久、守谷、この辺は増えているんですね。で、阿見町が人口4万7,000幾つかの人口を5万にしたいというのには、なぜ増えているのか、この地域がね。それはもちろんTXの問題とかいろいろあるでしょうよ、それは。でも、あそこの地域が茨城の中でなぜ増えているのか。ある意味ではそれをまねするつつうか、それをやらなかったら町は増えないわけですから、あそこが増えていることは純然たる事実ですから。

そこはどんな点にあると思いますか。

今、阿見から外へ出なかつただけでも大したもんだって話があったけども、一方でそういう評価はできるんだけども、まあ、その町の市町村間の競争をって最後にありますけども、やはり阿見町はほかから来てもらわなかつたら、なかなか5万人にはならないと。それは確かなことです。このつくばやつくばみらい、牛久、守谷との阿見の差は何だと思えますか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 一番は地理的条件。東京から、都心から近いってということで、それでTXも、その今言われたような市はTXの沿線上の市でありますので、そういったことでまず旧都市整備公団でしたっけ、都市再生機構、今の。ああいった大規模な住宅開発の組織がですね、大がかりに面整備をして住宅を建てて人口を呼び込むってような施策もどんどん導入されている。

それで、それに伴って人口も増えていきますし税収も上がっていろいろな都市的な施設も整備できると。そういったいい循環が来て、人口が増えてるんじゃないかというふうに思えます。それが阿見町との差といえば差なのかなというふうに考えます。

○議長（倉持松雄君） ただいま12番浅野栄子君が出席しました。したがって出席議員は15名です。

それでは続きまして、15番久保谷実君の質問を続けます。

○15番（久保谷実君） これ、町長言ったように全般的な質問なんで、あれなんですけども、例えばTXが通ったとか、そういうのは町が幾ら努力してもどうにもなんないよね。これはどうしようもないこと。それはわかります。そうじゃない部分で阿見町が何か売りにしてやっていくしかない。TX通ってくれたってどうしようもねえわけだから、これはもう。通らないってというのがはっきりしてて。

そういうことで、つくばみらいやつくばや守谷は、そういうところに負けない何か。これ質問じゃなくていいですけども、何かをみんなで考えていかなかつたらなかなか増えないと。そういうことだと思えます。

それから、区画整理については、だからさっき言ったように10億の価値をどう思うかっていうのは個人個人の自由なんで、私は個人的には10億かけても、あの本郷地区は正解だったなと今はそんなふうに思ってます。

それから、建て替えと補修の件なんですけども、この修繕計画とか22施設とかそういう話がありましたけども、この建て替え計画というのはいつから始まっているんですか。修繕計画というのは、これはいつから始まった事業なんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。この事業——修繕計画を策定いたしましたのは、23年度の予算なんですけども、繰り越して今年度つくったばかりですので、事業——実際のこの計画に基づいた修繕を行うのはこの後、25年度からということになります。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） これいろいろ調べますと、ほかの、これ茨城県内じゃなくてもいろいろあるんですけども、これたまたま最近では龍ヶ崎市もこういうの始まりましたよね。そういうパブリックコメントやったりと。で、いつかは壊れると、これははっきりしてるわけですから、1つこれ神奈川県盆地にある秦野市、人口17万。で、住民の高齢化と同様に公共施設の老朽化は大変な問題だということで、3年前に白書をつくって454の施設を対象に更新時期と必要な投資額、人件費を含む経費や利用率を調べていると。

で、幅広い分野を対象にし、施設ごとの経費や利用率までデータの公開を徹底することが鍵になると。どうしても——学校の統廃合も同じなんですけども、総論賛成各論反対と、こういうことはそうなると思うんですよ。そうならないためには、きちんとした数字を示して、その優先順ももちろんありますよね。どこでも早くやってもらいたいのは同じですから。だから、そういう意味では今年度からっていうんなら、それはそれでも前のこと言ってもしょうがないですから、早くそういうことを数字できちんと出して、こうこうだからあなたの、ここの施設はこうなりますよとか、そういうこと出していかないと、大変ごたごたするっていうか、なかなか話がまとまらないんじゃないかと思うんだよね。そういう意味では、どんどんそれを進めるように、改修計画をね、お願いをします。

それから、学校の統廃合について25年、26年って再編計画があると。学校以外の町の施設はどうなんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 先ほどの町長の答弁にありましており、保育所では学校区保育所を閉所するというようなことも考えております。そのほかにつきましては、学校がありますけども、先ほどの修繕ということで現施設を修繕しながら使用延命化を図っていかうというようなことが中心でして、霞クリーンセンターもそうなんですけども、ということが中心でして、トータル的に再編とかっていうのは、まだ検討には至っておりません。各部署での修繕延命化等、また学校、保育所等の再編等をやってるだけの段階ですので、トータル的な再編計画というのはまだ検討するに至っていないという段階でございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） わかりました。それはまだ……。いずれ、でもそういうことを考えざるを得ない時期が来るということは確かだと思うんだよね。そのときは人口がどうなってる

かと財政的にどうかということはもちろん問われるわけですが、で、今ある施設を壊すっていか廃止にするってというのはなかなか大変だと思うけどね。で、それを修理しながら使うしかない。

ところで、下水道。下水道、先ほど50年が耐用年数で、阿見は33年が一番古いんだという話がありましたけども、下水道で33年以内であっても直したっていか、補修したところはないですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。補修ですが、これは震災の影響もかなり大きいということで、白鷺団地等は震災の影響でかなり管が傷んで、整体的にあふれるような状況がございまして、そういうのをやり直したというようなことがございます。

それとですね、あとは町長の答弁にありましたように、そういう地盤が弱いところ、それから古いところ等につきましては、テレビカメラを順次入れて、そういうところで補修はかけております。特に坂下から上がってくる、廻戸から上がってくる汚水管線ですが、これは以前議会のほうでもあったかと思えますけど、硫化水素の問題で、これはそういう形で内面補修等を実施しております。

それから、あと細かいところで漏水のあるような箇所はその都度。当然その漏水があれば流域に支払われる料金が大きくなるということで、そういう古い管、それから軟弱地盤の管は、そういう補修は年中といたしますか、補修は順次かけております。それで内面的に大きくやっただころにつきましては、中郷東、それから大室、白鷺団地と、そういうところは、かなり破損があったようなところは、順次補修をかけてるといような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） これ、テレビカメラを入れて下水道の中を検査するわけでしょうけども、それはその検査をする順序というのはどんなになってんだか。それと、検査して、例えばこれは来年にやるしかないとか、これは10年はもつよとか、そういうことがわかるかと思うんですよね。検査をしてるわけですから。で、そういうのを順次計画を立てている、そこら辺はどうなってますか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。先ほど申しましたように、まだ耐用年数は33年ということで、まだ来ておりませんが、順次そういう地盤の緩いところ、それから早いのは曙とか、当然125号、ここに流域の管線——坂下ですね、あそこに流域からの管線が入っておりますんで、町の整備は曙、大室のほうが一番早いんですが、それから青宿、立ノ越のほうを——その流域の近辺から工事を進めております。そういう古いところから軟弱地盤について今テレビカメラ

を入れて、今順次補修をしてきたという経緯がございます。

で、これからは一応3カ年程度の計画は持っております、荒川本郷地区、それから南平台のほうもかなり古くなってきております。そういう形で面的に年次計画でテレビカメラを入れてこうということで計画はしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） はらむインフラ補修費とか何とかを見ると、下水道が一番問題になるだろうって言われてるんだいね。これ下水道の、その……。やめるわけにいかないですから。入れたこれはずっと使っていくしかない。どこの市町村のあれ見ても、下水道が財政的にかなり負担になってくるだろうと。そういうことは言ってんですよ。まあ、お金がかかる——土の中にあるんだから、まずお金がかかるということね。それと、流してるものが流してるものだから傷みも早いということ。

これが、きっと財政的にかなり大変になるんじゃないかということをみんな言ってるんですよ、これ。そういう意味ではどんどんカメラを入れて、どんどん早目に処置をしていくと。で、長寿化じゃないですけども、そういうことを図っていくと。そういうことが特に下水道については大事じゃないかなと。見えない部分でもあるし。そういうことで、ひとつ早目早目をお願いします。

それから職員の給与のことです。聞きたくない人は聞かなくても結構ですけど。先ほど町長の説明にいろいろありましたけども、県の退職金が民間より400万程度高いという、それで埼玉もああいうことやったし茨城もやったわけですけど、阿見町の退職金つつうのは、県の退職金を400万と考えたらどの程度なんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） これは国の人事院のほうで全国の平均で出した数字だと思いますので、町の比較でどことどこを比較するのかわかりませんが、その平均でしかちょっと判断できないと思います。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 民間比で県が400万高いって言われてるわけだよね。だから400万下げましようってたらいろんなことが起きたわけでしょうよ。だから、町は、その県が400万高いって言われてるんだから、じゃあそれと比較すれば済むわけでしょうよ。県と町比較すれば。民間と比較して県は400万高い。そういうことなんだ。

町と県を比較すれば、その差はもっと多ければ500万高いとか、300万だとかって話は、数字は出るんじゃないですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 私たちが示されているものは、官民との格差ということで約15%民間に比べて高いということで、これを15%を削減すると。それが平均400万円ですよという話なんです。

それで、下げ方、減額の仕方はですね、大体考え方が同じでして、調整ですね。今100分の104という調整の仕方で退職金が決まってるんですけども、それを100分の98から段階的に100分の87まで減額してくということで、これが400万円ですよということで示されております。ここの数字とかですね、市町村ごとの数字っていうのはちょっとつかんでおりませんので。

それと茨城県の市町村の場合は、総合事務組合で一律に決定していますので、そういったことでの考え方でございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 茨城県の場合は県の市町村事務組合で管理をしていると。そこでも調べればわかるわけですよ、これね。わかんねえの。阿見町の平均の退職金は幾らかっていうことはわかんないんですか。どうなんですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 退職金の率っていいですか、支払いの数字ですよ。個人個人がもらってる金額に退職時点の給料がありますよね。それに100分の104を掛けてますとか、そういったはじき方しますんで、個々によって全然違いますけども、考え方としてやり方は国も県も市町村も一緒なんです。それによってやってますということですので、あとは個人個人の比較ということになってきますので、毎年やめる方の給料は全部違いますし、人数も違いますから、一律にこうだっていうのはちょっと……。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） それでは、今言ったのと、町もじゃあ100分の87を目指してるんですかって、逆に。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。これは総合事務組合のほうで市町村の決めましたので、これは87に27年4月1日から、平成27年の4月1日からの退職者は最終的にこの数字になってく。段階的に、3年間でやっていきますけども、こうなってくということですよ。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 非常に残念なことで。でも、しょうがないこれも。

で、これ県市町村事務組合でこないだ13年度から3年間でと、これはもう決定したんですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 総合事務組合の決め方として議会がありまして、そちらで決定されましたので、決定ですね。

○15番（久保谷実君） 本当に残念な。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） わかりました。それはじゃあ100分の87と。これ、誰ももらう側に立てば多いほうがいいに決まってるわけですから、だから埼玉県のあるあいうの県の公務員のようなことが起きるわけでしょうけども。でもやはり、何ていうのかな、大変なときはみんなで大変な思いをすると、そういうことも大事だと思うんだよね。それはしょうがないっていうか、これは誰もね、誰もやっぱり多いほうがいいに決まってるんですよ。これは誰が考えたって、少なくともいいなんていう人は誰もいないはずだよ。

でもやはりこれだけ町民がさ、大変な思いをして生活をやっている中で、やっぱりそれはどっかで職員の皆さんも理解をしないと。町民ですから。やめれば町民ですからみんな。役場職員にいうちは役場職員だけれども、やめれば一町民に戻るわけですから、そこは部長、大変だけれども、残念だけれども、覚悟してもらって、ね、お願いします。

それと、ラスパイレス指数が99.9、23年の4月1日時点。この点についてはどう思いますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○総務部長（坪田匡弘君） 数字に対して。

○15番（久保谷実君） 違う違う。99.9に対して。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 数字的には100を下回るようになっていう、国の間からの指導がありますので、下回ってるので特に高いというふうには思っておりません。

それと、ラスパイレス指数の積算の仕方なんですけども、各年代層、5年から10年にわたって年代層の平均給与を出しまして——国がですね、それで市町村と比較するわけなんですけども、国は職員数が大変多いので、かなり均衡した平均の数字が出てきますが、市町村の場合はその年代に人が少ない場合、5年間だと、5年間の一番頭の人が1人しかいなかった場合は、かなり高く出てきたり、数字のゆがみっていうのがございますので、多少の上限はあるということが1つと、あとこの周辺の市町村は、阿見町と同じぐらいちょっと低いんですけども、地域手当というのが市の場合は出ております。

3%から8%まで行く。毎月の給料に掛けていきますんで、これは生涯の賃金にしますと数千万円の差が出てきますので、それが阿見町の場合は残念ながらそういうもの、手当もらえないので、その辺を考えますと、決して高い数字ではないのかなというふうには思ってます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） この給与の問題いろいろ、考え方もいろいろあるし、払うほうとももらうほうでは当然思いも違うし、それはそれであれなんですけども。ただ、今ほかの市町村と比べてこうだから、これくらい妥当だと、そういう話がありましたけども、それはちょっとね、民間と比べると。大多数の人が阿見の町民は民間人ですから、そこも考えないと。

それから、もう1つ思うんだけど、その逆の発想で、俺たちはこれだけ仕事やってるんだからこれくらいは当たり前だと。まあ、当たり前つつうことはねえな。ごく自然だと、そういう意識も持ってほしいなと。給料だけはやってるよと、きちんと。例えば、じゃあ土浦市の職員と比べてくださいよ、美浦村の職員と比べてくださいよと、そういう意識も持ってやってほしいなと思うんだいね。

現実に99.9で、それはもらい過ぎではないというわけだから、それはそれとして認めたとしてもだよ、だったら逆に仕事では負けないよと、私たちの町の職員はこんなにやってるんだよと、そういう意識も持ってほしいなと、そういうことはこれ強く思います。でなかったら、そんなにたくさん、民間より高い給料もらってる意味がないと思う。それは。そのところは頑張ってる、残念だと言わないでやってください。

それから、最後に競争に勝つための戦略なんですけども、これ一部で、消防も今度は広域化しようかという話が盛り上がっていると。で、また以前ですけども、霞クリーンセンターがだめになったら牛久も同じころだめになるから、そのときは単独でゴミ処理できないんじゃないかと、そういう話もありました。一部ではそういうことを協力しながらやっていくしかないと。

しかし、一方では5万人を目指すためにはひたち野うしくに住む人は阿見に住んでもらうしかない。これも事実だと思うんだいね。じゃなかったら増えないんだもん。自然では減になってっちゃうわけだから。だから、こっちへ引っ越してくる人をどうにかして阿見に住んでもらうしかないつつうのが、増やすのそれしかないんだもん。人口が増えると。

で、民間デベロッパーの人の話もいろいろ聞いたときに、こういう話があったんです。人口増やすには医療と教育だと。医療と教育をきちんとしとけば人は増えてくるんだから、そこは阿見は本当に人口増やすんだったら、そこを頑張ったほうがいいよということ言われたことなんですけど、その点についてはどうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 久保谷議員のおっしゃるとおりだと思います。町のほうもそういったことを意識してですね、医療面でも大変力を入れてますし、この前の東京医大の問題もありましたけども、なるべく早く保険機関の認定がおりに町長を筆頭に頑張ってる、3カ月の短縮で済んだということもありますし、それから教育面でも3大学が阿見町にある。これは最大限の売りにして、それで全体の底上げをもできるような連携を図って、教育の力もつけ

てくということで、東京医大さんとはまだですけども、県立医療大学、茨城大学農学部、それと今度霞ヶ浦高等学校とも連携協定を締結して、ともに教育の水準を上げていこうということで取り組んでいるところでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 近隣町に美浦、土浦、牛久とか、まあその辺だよな。県南の都市と比べて阿見が一番ほかと違うんだっていうことを売りに出すとしたら1つ何ですか。1つ。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まず、じゃあ売りっていうことになる、やはり病院の施設がね、茨城県でもつくばに次いで阿見町が多いんですよ。そういう面では医療面においては非常に安心して暮らせる阿見町ではないかなと。これは必ず誇れると思います。

先ほど、何つうんだ、ひたち野うしくから人を連れてこいっていう話ですけど、そうじゃなくてね、ひたち野うしく駅に近いあの地域をまたどうやって活かすかとか、そういうことを町はやっぱり考えていくべきであって……。

○15番（久保谷実君） 連れてこいじゃないの。

○町長（天田富司男君） やっぱり人口を増をさせるっていうことになれば、そういうことをやっぱり皆さんでよく考えたのがいい。歩いてね、500メートル以内で来られる場所なんだから、そういうことを、やっぱり人口増を望むにはどういう手を打っていったらいいのか、ひたち野うしくから連れてくるつつうのは、これはまたおかしな話で……。

○15番（久保谷実君） そういう話してない。

○町長（天田富司男君） だから、やはりそういう面でね、あと婚活でも何でもね、今後はね、やっぱりもう少し力を入れるほかないだろうという思いをしてますよ。やっぱりそれぞれに手を打っていくっていうことが、やっぱり人口増に対して手を打っていくことが大事なんであって、阿見町はそういう面ではいい、本当に地域にいるっていうことだけは、もう誰もが理解してんじゃないですか。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） ひたち野うしくから連れてこいじゃないんですよ。例えば東京から来る人はひたち野うしくを選ぶのか阿見を選ぶのか、美浦を選ぶのか土浦を選ぶのか。そん中で選ばれなかったら増えないわけだから。ひたち野うしくにいる人をこっちへ連れてはもう、それはもう全然違います。

だから、そのどっかから来る人を、近隣の中で阿見を選んでもらうしかない。

〔「小学校なら小学校区、大きな違いだ」と呼ぶ者あり〕

○15番（久保谷実君） そういう意味で、これはそのときに教育という話が出ましたけども、

ひたち野うしくの前に大きな塾ができましたよね。あれだけでも容易にプラスになってるっていうんですね。越してくる人は。あの塾があるからあの近くへ住もうっていう人がいるっていうんですよ。

だから、そういう意味では医療と教育って言ったけども、もう1つ消防の、俺ら広域化のことで3カ所歩かせてもらって、阿見町は東京医大があるから、医療設備が整ってっからってあるんですけども、救急車を呼んでから病院に着くまでの時間が早いんですね。ほかと比べると。茨城県では何番目ですよ。やっぱりそういうのも1つの売りなわけですよ。極端な言えば、県北のほう行ったら救急車が着かないうちに阿見の患者は救急車で着けると。そういうのも私は1つの売りだと思っただよ。

だから、そういうことをとにかく、町長は全然違うんだけども、例えば東京でも取手でも牛久でも、越してくる人に阿見を選んでもらうと、選ぶ権利は向こうにあるわけですから、こっちが幾ら言っても向こうが選ばなかったらそれは来ないわけですから。そういう意味で何か、もちろんこれもあれもあれもっていうのはいいんですけども、1つか2つ。阿見は絶対これは例えば日本一だよとか、そんなことが1つでもあれば来る人の目玉になるんじゃないかなと思っただよ。

やっぱり平均3の通信簿じゃなくて2もあるけど5もあるよと。そのほうが町というのの特色が出せるんじゃないかなと思っただよ、どうですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。そういったことも大切かと思っただよ。それで、これからの10年間のまちづくりは、今総合計画策定中で審議会の委員の方にも御意見伺ってますけども、町民討議会ということで、数多くの方にも御意見をいただいて、その他いろんなパブリックコメント等もやるかと思っただよ。そういったことを御意見をいただいて方向性を決めていくということですので、皆さんの知恵をおかりして魅力的なまちづくりをしていきたいというふうに考えているところでございませう。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 最後に1つ、聞き忘れちゃった。商工観光課できましたね。それはアウトレットへあんだけの人が来るということで、町もかなり力を入れてつくったと思っただよ。このつくった以後、商工観光課でやった事業とか、あるいはこういうことが町のためになったと思っただよということがあったら上げてございませう。

何でも答えんだよ。部長だもの。

〔「じゃあ、課長に答えてもらっただよ、違っただよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めませう。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。商工観光課ですけども、アウトレットが立地するといったそういったことで、当初当時の経済課を農業振興課と商工観光課に分けて、そちらの観光のほうに力を入れるっていうことでやってまいりまして、で、大きなテーマとしましては、いわゆるアウトレットの集客を活かした町活性化とかそういったテーマをですね、持ってですね、取り組んできたところです。

例えばですね、大きくはですね、観光協会の設立ということで、その今まで観光ということになかなかですね、阿見として取り組んでいかなかったんですが、そういった来訪者が多いってということから、観光に力を入れてですね、協会を設立していろいろな事業をこれまで展開してまいりました。

それから、商工会を中心としましたですね、その阿見の魅力といいますか、資源といいますか、そういった商品開発ということで茨大のヤーコンをまずはですね、材料としまして、そういった商品開発に商工会に支援してきたというようなことでございます。

それから、全体の押し上げというような形で、商工会の体力アップということでホームページ等、それから個々の商店のホームページ作成等に対する支援ですとか、そういった観光ですね、それからそのあわせて商品開発等っていいですか、そういったテーマを持ちながらいろいろ、今ですけども進めてきたというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） アウトレットができて、あそこへ来る人のあれをっていうことで、始まっているわけですけど、ただ現実論で考えると、アウトレットが来て一番得をしている市はどこかっていったら牛久市なんですね。やっぱり大仏があり、牛久シャトーがあり、そういう意味では……。阿見は何にもなかったから、今からつくるしかないんだから、それはそれで理解できますけども、後から追ってくるわけですから、スピードをどんどん上げないと向こうは牛久シャトーと大仏というあれだけの観光があるわけですから。

だからそういう意味では、そのスピードを上げて、これも市町村の競争みたいなもんだと思ってますから。体1つなんですから。牛久行くか阿見行くかだけだから。向こう——来たお客さんは。そう考えれば、もっともっとスピードを上げてやってほしいなとそう思ってます。

それと昨日も予科練記念館のことでもあったし、それから福田の農集のことがあったんですけども、いわゆる町がやることですから、そこで必ずしも利潤を上げることばかりではないわけですね。お金ばかりではないって次長言いましたけど、教育次長言いましたけど、全く私もそうだと思うんですよ。ただ、お金ばかりではないんだけど、私は本郷地区に10億をかけたのがよかったと思ってますよって、私は思ってますよ。

でも、それを町民のみんなが思ってるかっていったら疑問だと思うんだいね。やはり税金を、

これもそうなんですけど、税金を使う以上は、それをその町民に納得してもらう努力をします。その税使い方としてね。で、あそこの本郷地区に10億なんてとんでもないって人もいるかもしれませんよ。それは。あるいは20億かけてもよかったんじゃないかという人もいるかもしれない。

でも、やっぱりかけた以上は、それをきちんと説明責任もあるだろうし、町民に納得してもらう努力はする必要があると思うんだよね。消防車は何千万で買っても、こういうときに使うからそれはしょうがないでしょうよと、まあまあしょうがないなど、町民が思わない限りは、どんどんどんどんお互いにすれ違いが多くなるだけだと思うんだよね。

そういう意味では、今日いろいろ聞きましたけども、税の使い方、使った後どうするか、使っちゃったんだからしょうがないだろうではないと思うんだよね。そこは十分我々も十分に考えなければならぬんですけども、職員の皆さんもそこは十分に考えてほしいなど。

以上で質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 総務課長飯野利明君。

○15番（久保谷実君） 何だい、長引くぞ。

○総務課長（飯野利明君） 先ほどの御質問の人口の統計でお答えしたいと思います。

平成18年1月1日から平成23年の1月1日までの過去5年間のデータでございますけれども、自然増としましては、各年度ごとに増減はございますけれども、自然増としてはマイナスの155人、この5年間でですね。

○15番（久保谷実君） 155人。

○総務課長（飯野利明君） はい。で、社会増、これは転入とか転出になりますけれども、社会増ではプラス103名ということでございます。

以上です。

○15番（久保谷実君） 103名ということは何だ、トータルで22人のマイナスということか。トータルで。155人と103人だもん。そういうことだな。はい。わかりました。

はい、じゃあどうも。

○議長（倉持松雄君） これで、15番久保谷実君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時10分とします。

午後 2時01分休憩

午後 2時11分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番藤平竜也君の一般質問を行います。

2番藤平竜也君の質問を許します。登壇願います。

〔2番藤平竜也君登壇〕

○2番（藤平竜也君） 皆さん、改めましてこんにちは。それでは、私の一般質問を始めさせていただきますと思います。

今回、私は子供たちの下校時における安全対策についてということで、特に不審者対策について質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

平成17年の12月、栃木県の旧今市市において下校途中の小学校1年生の女兒が何者かに誘拐され翌日遺体が茨城県内の山中で発見されるという事件がありました。この事件は、新聞あるいはワイドショーなどでも連日大きく報道されておりましたので、記憶にある方も多いのではないのでしょうか。また、この事件は残念ながらいまだに犯人逮捕に至っておらず、御遺族や関係者のお気持ちを察すれば1日も早い事件の解決を望むばかりです。

このように下校途中の子供たちが事件に巻き込まれるケースは少なくありません。当町においても相次ぐ不審者情報と子供たちを取り巻く環境は決して良好とは思えません。そこで、こうした不審者から子供たちを守るために、これまでどういった対策をとってきたのかお聞かせいただきたい。また、来年度の予算案の中に防犯対策事業も含まれているようですけれども、これによりどのように変わるのか、今後の展望なども含め町長の考えをお聞かせください。

よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 子供たちの下校時の安全対策について、お答えをいたします。

これまでの当町における防犯対策の取り組みですが、牛久警察署生活安全課と連携し、年3回の防犯キャンペーンを中心に啓発活動を行うとともに、幼児・児童を対象とした防犯教室を年15回開催するなど、防犯対策を推進しております。また、町広報誌において、空き巣や振込め詐欺、不審者の注意喚起等の情報提供や茨城県警察本部及び各警察署から配信されるひばりくん防犯メールの加入促進に努めております。

さらに、阿見町防犯連絡協議会では、小学生の下校時時間帯を中心に、防犯パトロールを毎週2回実施しているほか、防犯ポスター標語展の開催や防犯立看板の点検・補修を行っております。そのほか、各地区では自警団組織が35団体結成されており、地区単位で防犯パトロールや啓発活動を行っております。非常にこの人たちが大きな活躍をさせていただいてるということがよくわかります。やはり本当にね、ボランティアって形の中でやっていただいている。

次に教育委員会としての取り組みについてお答えいたします。

小学校では、児童が1人で下校することがないように必ず集団で下校させるようにしています。また、学区内で不審者が出た場合には、すぐに警察に連絡したり、学校から保護者に不審者情報メールを配信したりして、注意を喚起するようにさせています。さらに、学校では、児童生徒に危険を察知し回避する力を身につけさせるために、自分の身は自分で守ることを指導しています。

平成25年度からは、専門的な知識や技能を有している、警察OB等を交通教化員として雇用し、交通安全教室や防犯対策を強化するとともに、青色パトロール車を1台増車する予定であります。

防犯対策につきましては、地域の安全は地域が守るとの考えのもとに、警察・町民・行政・地域・関係機関が連携することが重要であり、一体となって安全確保に取り組むことが、犯罪のない安心・安全なまちづくりの実現に、つながるものと考えております。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。警察署との連携、それから学校などでもメールの配信といろいろ対策をしていただいているということは本当にありがたく思っています。

それで今町長の答弁の中に自警団の重要性ということをありましたけれども、今町内で35団体。行政区の数を考えると、まだまだ少ないのではないかというふうに思いますけれども、今後増やしていくために、この団体増やしていくために、こういった対策、それから交渉とかそういうことはされていかれるのでしょうか。

お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。まだまだ行政区で言いますと半数ぐらいの結成数でございますので、これから行政区を中心にお願いをいたしまして、結成を図っていただきたいと思います。

それと地域防犯活動支援事業という事業で、いろんな防犯の用品ですね、腕章とかのぼり旗とか防犯用のベストとか、そういった対応する事業もやっておりますんで、こういったものをどんどんPRしてですね、これを使って防犯に協力していただきたいというふうなPRもしていきたいと思います。

それと、防犯パトロール用の車も1台購入しますので、こういったものも皆さんと協力して使いながら防犯に強化をしていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） その自警団の件なんですけども、交通防災課長のほうは御存じだと思いますけども、実は私のほうの地区でも最近防犯自警団のほう立ち上げまして活動を始めたん

ですね。その防犯のベストとかそういった備品が届く前から、ちょっと見切り発車のような部分があったんですけども始めたんです。するとやっぱり子供たちも、下校中に合わせて防犯やってるんですけども、大分変わってきたですね。

最初大人たちが道路に出るときは、挨拶とかそういうことも全くない状態だったんです。それが徐々に何日も顔を合わせてくる。そのうち防犯のベストが届いて、防犯のベストを着て今度立つようになってくると、あ、この人たちが地区の中で我々を守ってくれている人なんだという認識を持つんだと思うんです。そうすると自然に挨拶とかもするようになってくるんですね。

だから、これは防犯だけに限らず、やっぱり地域のつながりであったりとか、そういうことも含めて非常に大事だと思うんで、ぜひともどんどんこういった活動を増やしていただきたいなと思います。

やっぱり下校時刻に合わせてということなんで、退職者とか高齢者という方が中心になると思うんですけども、なるべく義務感のないような形で、本当にその時刻に合わせてちょっと道路に出るだけでも全然違うと思うんですね。そういった活動をぜひ促進していただきたい、そのように思います。

それと、続けて青パトの件なんですけれども、1台増車という形で今言われましたけれども、増車は本当にいいことだと思うんですが、面積とかそういうことを考えると、やっぱり各中学校区に1台ぐらいは必要なんじゃないかと思うんですけども、さらにもっと増やしていただくとか、そういうことはできないのか。

あと、私牛久などちょっと下校時刻にちょっと車で走ったことあるんですけども、本当にちょっと走ってるだけで何回も青パトとすれ違うような経験をしまして、多分たくさんあるんだろうなと思うんですね。牛久は今何台あるのか、もしわかったらお答えいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。お答えいたします。25年度で1台増車すると、増やすという計画で進めています。実はもっと増やしたかったわけなんですけども、いろいろ財源との調整の中で順次段階的に増やしていくべきだろうというようなことで、今回とりあえず1台ということでございます。で、そのほか公用車2台を一応警察に登録してパトロールができるようにしておりますので、青パト2台とプラス2台の体制はとっています。

それと牛久市なんですけども、青色パトロール車は10台確保しているということでございます。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 牛久市10台。まあ、阿見町は今度増えるとして2台ですので、やっぱり目の届き具合というのは大分、台数考えただけでも違うと思うんですね。順次増やしていただけたということですので、なるべく早目早目に対応していただいて、どんどん増やしていただきたいと思います。

それと、あともう1点なんですけれども、この不審者情報という点なんですけれども、今は恐らく不審者も町内で起きたようなことが中心でメールが届いてるかと思うんですけれども、例えば本郷地区のことを考えれば、荒川沖の近辺で起きたような情報も必要になってくると思うんですけれども、その辺の情報の共有という点では、土浦あるいは近隣市町村とはできてるんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） やっぱり警察署を中心に、情報提供、情報の交換ありますので、牛久署との連絡はかなり密に行っている状況ですけども、そのほか隣接の例えば土浦市さんとの連絡については、やはり警察署管内が別ですので、そちらを通じてということになりますけれども、そこら辺もちゃんと確立して、スピード感があってすぐ連絡がとれるようなふうには今後進めていきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ぜひお願いしたいと思います。警察署もいろいろ管轄の違いがあっても大変だとは思いますが、なるべくやっぱり情報というのは、やっぱり親としても大変重要な部分だと思いますので、なるべく連携してやっていただきたいと思いますというふうに思います。

あと、次なんですけれども、これ最近なんですけれども、2月の21日の茨城新聞の中で、つくばみらい市で見守り活動協定という記事が載ってるんですね。これ見ると、子供たちに限らずなんですけれども、例えば高齢者や障害者の見守りも含めた形で電力・ガス会社と協定を結んだというような記事が載ってるんですけども、これ、非常にいいことだと思うんですけども、阿見町ではそういった計画とか予定というのはないんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 水道課が独自にですね、3月の15日に見守り活動の協定を締結する予定でございます。それと社会福祉協議会のほうで、やはり協定を進めてるということですので、これも、交通防災課のほうも入りまして、うまく連携とれるように今後話し合いを進めていきたいというふうに思います。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 今、水道課っていう話があったけど、これ具体的にはまだ……。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。お答えいたします。今総務部長からありましたように、15日一応水道のほうで窓口業務とかそういう管理業務を委託してる第一環境という会社がごさいます。これが防災協定とそれからその見守り協定を進めたいということで、15日に調印式をやる予定であります。

で、見守りの内容につきましては、基本的にはその水道の給水区域、毎月必ず検針には行きますので、そのときに独居老人だとかそういう方、郵便物がたまるとか新聞がちょっとたまるとか、そういうことがあったらちょっと声をかけていただいて、情報を水道課のほうに上げていただくと。それで、水道課のほうから担当部署のほうに連絡をするというようなことで、そういう協定を取り交わす予定で、15日に取り交わす予定というか、取り交わします。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。本当に素晴らしいことだと思います。ですんで、例えば私、今回子供たちのほうにちょっと集中して言っているんですけども、子供たちのことを考えれば、例えばですけれども、下校時刻に行く、走ってる宅配業者であったりとか、そういったところとの協定というのも結構先には必要になってくると思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

あと、最後なんですけれども、町または警察、学校、地域一体となって、将来阿見町を背負って立つ子供たちを守ることが必要だと思います。通学路の安全対策も含めてそうですけれども、何かあってからの対策ではなく、ぜひ何か起こる前の対策という形で進めていっていただきたい、そのことを要望しまして、私の一般質問終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、2番藤平竜也君の質問を終わります。

次に、7番平岡博君の一般質問を行います。

7番平岡博君の質問を許します。登壇願います。

〔7番平岡博君登壇〕

○7番（平岡博君） こんにちは。昼下がりの気温がいい時期にですね、私最後の質問をさせていただきます。

私、今朝ですね、私、島津梅林を見てきましたところ、花がちらほら咲き始めており、改めてですね、自然はすごいなと。季節は必ず変わる。ね、季節の移ろい、すごく早く感じる今日このごろ、まあ、国会ではですね、安倍首相が所信表明演説で世界一の日本なんか言ってましたけども、私片田舎のまた片田舎の、阿見町の島津でですね、言ってもですね、おまえ何たわ言言ってるんだよというふうにしかな聞こえませんが、気持ちだけでも茨城一、日本一目指してですね、明るく元気、季節を取り込みながらですね、一步一步天候に生かされながら、日々

地域のために阿見町のために頑張っていきたいと思います。

さておきましてですね、質問に入らせていただきます。

持続可能な地域社会づくりに向け、六次産業の創出等による実践的ビジネスプランの公募事業を行ってはと通告書には書きましたけど、私、今の阿見町の将来について、いや応のない不安というか閉塞感を覚えています。この状況を打開するためには、やはり具体的な事業提案をしていくべきだと、こういう質問の形になりました。

不安あるいは閉塞感と申しますのは、阿見町においても一部市街地を除くと高齢化・過疎化が確実に進んでいることです。学校に児童生徒がいなくなり、農業後継者も育っていません。耕作放棄地が拡大し、農地の疲弊が目立っています。こういう現状に将来の展望が持てないのであります。

では、若者たちにこの地域に定住してもらえたら、どんな形があるだろうかと私なりに考えました。最近ではUターンばかりでなく、都会育ちの若者が田舎暮らしにチャレンジするIターンの流れもあると期待しておりますが、住居の提供はともかく、やっぱり仕事、雇用がないことが難しいと思われまます。逆に雪印やアウトレットモールの雇用力には期待はしていますが、阿見町の特に農村地帯の定住に直結するかは疑問なところですよ。

農村地域に仕事があるか。農村地域に暮らしたなら生計が立つか。そんな自立していけるような見通しが立たないと、なかなか持続可能な地域社会にならないと考えるわけでありまます。

一方、阿見町にはタケノコやヤーコン、それらなどの地域資源を活かした農業ばかりでなく六次産業化や農工商連携を図るといことがずっと言われてきました。しかし、タケノコやヤーコンで生計を立ててる人がいますか。いないですね。長年の取り組みにもかかわらず、ヤーコン、それらの企業化も実現していません。私の取り組んでいるですね、南高梅も今後とも自立していけるかは心もとないところではあります。これはもう相当思い切った行動をしないとなりません。

そこで、実践型のビジネスプランを公募するのはどうかと思ったわけですよ。個人でも家族でもNPO法人でも、主体的に自ら事業化できる六次産業のビジネスプランを広く公募し、やる気と実現性を基準に審査して、すぐれたプランには農地や資金の一部を一定期間提供するまでが事業となります。つまり、事業化を前提にビジネスプランに一定の資金援助をする仕組みを設けるわけですよ。

ま、農村型ベンチャーキャピタルとでも申しましようか。応募は町民に限定しませんが、事業化に際しての居住をやる気をはかる目安とすれば、地域の活性化にもつながっていくと思われまます。この事業実施を難しいというのは簡単ですよ。けれども、難しい難しいということばかりでは何にも前に進みません。

これまでがそうでした。難しいを町当局が言うのでしたら、では自らが取り組むビジネスプランをお示しください。そのアイデアも行動力もないとしたら、私は不安どころか絶望するほかありません。

ま、いかがでしょうか。町長。

2番は、質問席のほうで質問させていただきます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平岡議員の御質問の、持続可能な地域社会づくりに向けた六次産業の創出等による実践的ビジネスプランの公募事業についてをお答えいたします。

非常に積極的なお話で、夢のあるお話になるのかなど。そういう面では本当に公募でも何でもね、実際自分たちがこういうことやりたいんだというものをどんどんどん出てきたらいいなという、そういう思いはしております。

議員提案のビジネスプランには及びませんが、町としては、今年度より阿見町活力ある元気な商店支援事業補助金を設け、地域資源を活かした町の名物となる商品を開発する取り組みに対し支援を行っております。

商工会を中心に公募を募り、JAや町と連携を図り、町の特産農産物である阿見グリーンメロンや茨城大学農学部で研究開発された湯イチゴを提供し、町内の飲食業者が創作加工パンやスイーツの開発に取り組んでおります。さまざまなアイデアが織り込まれた商品が提案され、新たな可能性を感じるとともに商品開発のための課題も共有できる機会となりました。

また、平岡議員も参加しております島津宮農実践組合では、平成13年度より町と連携し、集落営農での耕作放棄地解消のモデル事業として南高梅の栽培に取り組まれてきました。今年度は従来の試作していた梅干しに加え、梅ジャムやジェラート、ピューレの試作加工に取り組まれ、成果を上げられております。現在、組合では事業拡大のための法人化や加工所建設の計画も進められているということで、今後のさらなる展開に期待をしているところであります。

このような取り組みを通じて、まずは農商工業者と連携を図り、新たな商品開発を模索していく中から、生産者の意欲高揚を図ってまいります。

さらに、議員が御提案のように、新たな六次産業創出のためにビジネスプランの公募等に取り組んでいきたいと考えています。国県の提案型補助事業を基本に、積極的に募集をかけていきますので、その節には平岡議員もぜひ御協力を願うとともに、御提案をお願いいたします。まず、やはり積極的な形の中でのものを作ってかないと、前に進まないということだと思っておりますよ。そういう中ではやはりやっていきたいと。

ただ、これはいただけないなと思うんですよ。私に取り組んでいる南高梅は今後とも自立していけるか心もとない、そんなんでは茨城県じゃなくて日本を背負って立てない、阿見町も背負って立てないんで、どうかこういうことじゃなくて、もう積極的な形で平岡議員には農業、阿見町の農業再生のために、やっぱり力をいただきたい、そう思いますんで、よろしく願いいたします。

○7番（平岡博君） 了解しました。激励されちゃった。

○議長（倉持松雄君） 7番平岡博君。

○7番（平岡博君） 丁寧な答弁にですね、激励の言葉ありがとうございました。今、町長が御答弁していただいた中でですね、農工商の連携してですね、いろんな商品づくりに進んでいるというふうなことを言ってますけどもですね、それは意外と私のほうから見るとですね、まだいろんな商品が非常に少ないなというふうに、私は思うわけですよ。

ですから、その辺のところをもう少し増やすような、この具体策というのもあったらお示しいただきたいと思うんですけども、具体的にどういうふうな案として。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。お答えします。今ですね、公募してますのは、商工観光課のほうの今町長からありました阿見町活力ある元気な商店支援事業補助金ということでございまして、商工会を通してですね、全会員さんのほうに公募をかけまして、上がってききましたのが今茨城大学で取り組んでます湯イチゴを、それを題材としたスイーツの開発っていうことでやっております。

で、24年度はその湯イチゴでしたが、25年度も公募をかけますので、そのときにはですね、既に上がってますのは、阿見グリーンメロンということで、ですので、そのほかもっと農業者の方がですね、六次産業っていいですか、農商連携っていうような形で御提案をいただいてですね、その商工業者とかとのコラボレーションができればですね、取り組んでいきたいと考えています。

広く公募してますので、積極的にお願いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 7番平岡博君。

○7番（平岡博君） そういうふうな前向きの姿勢でですね、私も取り組みたいと思いますので、ひとつ町のほうとしてもですね、よろしく願いします。

それでは、ちょっと続きまして、2番のほうの……。2番のほうの質問、入りたいと思うんですが、竹林の除染は耕作放棄地再生利用対策の対象となるかということで、3.11の東日本大震災から早いもので2年がたとうとしています。福島第一原発の事故からも2年となるわけです。当時発表された放射線モニタリングマップというのですが、放射性物質の拡散を示す地

図は阿見町民に大きな不安を与えました。周辺に比べ高濃度に汚染物質が降り注いだように見えたからです。

町内では小中学校の除染などが急遽行われたりもしましたが、我々農家は風評被害を恐れたものです。しかし、実際は風評ではなく実被害だったのがその後に明らかになりました。すなわち、タケノコ、シイタケ等からは基準値以上の放射性セシウムが検出されて、出荷制限措置が命ぜられ、とられ、それは今日も続いています。農工商連携で始まった町内飲食店ででのたけのこほっぺの企画も今年は肝心のタケノコに町内産は使えないという情けない状況になってしまいました。これ、去年ですね。

原発から拡散した放射性セシウムがまず竹の枝葉に受け止められて、秋以降に落葉して次の年のタケノコに養分の一部として取り込まれます。これが一昨年ではなく昨年のタケノコから高濃度のセシウムが検出された理由ですが、今年の改善される見通しはあるのでしょうか。私は望み薄と考えます。なぜなら、タケノコに取り込まれた——シイタケもですね、放射性セシウムは収穫されずに育った竹の中に残ってしまったからです。

また、落ち葉になって土壌にも戻ってきますが、一番高濃度になっている土壌表層部は除染されることがありません。タケノコ売れないためにです。除染費用が出てこないということもありますが、これ以前に竹林の荒廃すっかり進んでしまっているからです。農家が抱える竹林があっても、タケノコ農家は既になく、多くが耕作放棄地と化しているのが現状です。

町は竹林のこの実態を把握しているのでしょうか。わかったら町内の竹林の現在の面積、所有者実態等のデータをお示してください。さらに、竹林はどのような条件で東京電力からの補償の対象になるのでしょうか。生産農家については出荷自制、風評被害などにより多大な損害が生じていることから、県協議会を通じ東京電力に損害賠償請求をしていくと町のホームページに案内されていますが、農作物としてのタケノコが出荷できない以上、風評被害、実被害いずれにしても補償はしてもらわなければなりません。

しかし、自家消費程度のタケノコを掘る竹林所有者はどうでしょう。町のホームページでは個人で東京電力に直接お問い合わせくださいと書いてありますが、これは余りにも不親切だと思います。

私は農家以外の竹林での除染が進まなければ、基準以上の放射性セシウムが阿見町の竹林から検出される事態は改善されないと思うのです。何よりたけのこほっぺなどタケノコを町の戦略作物に近い取り扱いをしているだけに、もっと親身な対策を求めたいと思います。

この際、耕作放棄地に対する再生利用対策交付金は、山林、特に竹林の耕作放棄地化には有効なのですか。その交付金で竹林の除染を促進できないか。制度的に農家以前の竹林所有者の負担も軽減できる方策を提示願いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 竹林の除染，耕作放棄地再生利用対策の対象となるかということですが，まず竹林は，地目が農地以外であることや，産品であるタケノコが林産物扱いで対象作物に当たらないことから，耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の対象にはならないのが現状であります。

次に竹林の除染について，まず，財源の問題があります。

除染事業の財源としては，国の放射線量低減対策特別緊急事業費補助金という財源がありますが，当町は汚染状況重点調査地域の中でも比較的低線の地域となっているので，竹林の除染は補助対象外となっております。したがって町財源のみで100ヘクタール以上ある竹林面積を除染するというのは非常に困難な事態と思われれます。

現実問題として，除染には表土の除去が必要になるわけですが，仮置場の設置の目途がないことから，除去した大量の表土をどこに保管しておくかという問題もあります。さらに，表土の除去には，良質なタケノコの生産に必要な不可欠な長年堆積された落葉による温床，肥沃な土壌という重要な要素を除去してしまうことになるので，品質の維持ができなくなるという問題が発生します。

阿見町のタケノコは，平成24年3月から県要請により出荷制限の指示を受けておりますが，今年度のお荷については，今後行われる予定の県の検査結果により出荷の判断が行われることとなります。町としては，その結果を順守していきたいと思っておりますが，結果の如何を問わず今後とも県や茨城大学農学部の関係機関と協力し，良質なタケノコの生産を目指していきたいと考えております。

なお，自家消費のタケノコについては，安全性の確認のため，無料で行っている町の食品放射能測定システムを十分御利用いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 7番平岡博君。

○7番（平岡博君） ありがとうございます。ちょっとマスクをしてしまいましたんで，済みませんが，聞きづらいこともあるかと思っておりますので。

私個人的にはですね，何でこういうふうなあれが出てきたかといいますとですね，放射線量が，要するに下がらないわけですよ。竹林の。そうすると，竹林の中に要するに何つつか，タケノコは掘れない，要するに耕作放棄地にしてね，周りに，この畑にいっぱいびこっちゃうわけですよ。要するに，何ていうんですかね，耕作放棄地がどンドンどンドン押し寄って増えてっちゃう。

先ほど，一番最初に言ったように自然はすごい。確かに放射線関係ないですもんね。だから，

その辺のところの、要するに東京電力にどのように言えないかとか、そういうふうなとこなんですけど。今町の竹林は110ヘクタール、約。でも、その110ヘクタールが全部が全部じゃないですけど、かなりのあれで増えていくと思うんです。ですから、その辺のとこをどのようにするか、具体的な何かないかなと思ひまして、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。今約110ヘクタール前後の竹林がありますが、これが農地に侵食してそれを何とか対策っていうようなことなんですけども、まず御質問であります耕作放棄地対策ということでは、ちょっと該当しないっていうようなことでございます。

それから、もう1つはですね、農地ではないんですけども、山林とした場合にはですね、平地林の保全でやってます県の100%の補助の身近なみどりっていうような事業でですね、それをチップにしてですね、全部伐採ではないんですけども、竹林を環境をよくするというような形では実施はできますが、完全に除去というような形では、今、現行制度では事業が見当たらないような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 7番平岡博君。

○7番（平岡博君） ありがとうございます。今、部長のほうからチップの話されましたけども、でもやっぱりチップ等々のことで要するにつくったとしてもですね、採算が取れない、スペースが足りない、そういうふうな感覚で全然何ていうんですかね、おざなりに、そういうふうな発想っていうか、何ていうんですかね、それがなかなか現実に見えてこない。おざなりに、まあ、しゃああんめいよというふうな感覚で置かれてるような気がするんですよ。

だから、もう少しそういうふうなことがあるんだったら、もう少し町として、こういうふうにあれしてみたいんですけどどうでしょうかねっていうふうな、そういうふうなこの情報が欲しい。まあ、言ってることがちょっとわかんないかわからん。

〔「平岡さんがわかんねえじゃない、町がわかってない」と呼ぶ者あり〕

○7番（平岡博君） いやいや。何ですかね、もう少しね、竹林に対してのこう……。

〔「愛情」と呼ぶ者あり〕

○7番（平岡博君） 愛情っていうんだけど、もう少しこの、何ていうかね、危機感。耕作放棄地に対する、増えてく危機感。ちょっと持ってもらいたいと思うんですよ。

まあ、私どものほうのとこではね、大体7町歩くらいあんですよ。うちのほうの島津地区のあれですと。それを何とか今やっつけてやりたいなどは思っんですけども、そういうふうなとこを、こう、ノウハウっていうかね、何つうか、そういうのをぜひ私に教えていただければ、私のほうとしても地域から、地元からこつこつとですね、何としても阿見町のためにやりたいと思ひますので、最後ちょっとまとまりのつかない質問になっちゃいましたけども、お願いい

たしましてですね、この辺で質問を終わりにします。

〔「最後に締めでもらったら、答弁を、きちんと」と呼ぶ者あり〕

○7番（平岡博君） 以上です。

○議長（倉持松雄君） これで、7番平岡博君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時55分散会

第 3 号

[3 月 7 日]

平成25年第1回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成25年3月7日（第3日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君

○欠席議員

18番	諏訪原実君
-----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	坪田匡弘君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	横田健一君

生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長兼 放射能対策室長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
交通防災課長	建石智久君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	鹿志村浩行君
道路公園整備課長	湯原一博君
学校教育課長	黒井 寛君
学校給食センター 所 長	石神和喜君
指 導 室 長	根本 正君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青山公雄
書 記	大竹 久

平成25年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成25年3月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成25年第1回定例会

一般質問2日目（平成25年3月7日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 飯野 良治	1. 阿見町における竹林の現状と今後の利活用について 2. 防犯灯のLED化促進について	町 長 町 長
2. 野口 雅弘	1. 湖岸地区の整備について	町 長
3. 藤井 孝幸	1. 阿見町の教育界について	教 育 長
4. 難波 千香子	1. 高齢化社会に対応した地域福祉の充実策について 2. 道の駅先進地視察から見えてきた阿見町での考察について 3. 教育行政について	町 長 町 長 教 育 長
5. 海野 隆	1. あみ大使及びまい・あみ・アンバサダー（あみ観光大使）は阿見町の魅力を内外に発信し伝達する重要な仕掛けだと思います。それぞれの利活用の現状と今後の活動の在り方について伺います。 2. 環境省から汚染状況重点調査区域における進捗状況調査の結果が平成25年2月15日に発表されました。阿見町の除染進捗状況と目標達成の見込みについて伺います。 3. 新たな商工業振興政策の目玉をつくらないまま、地元商業への購買意欲を増し地域経済活性化に寄与しているプレミアム付き商品券（まい・あみクーポン券）補助を廃止することは再考すべきです。むしろ行政側に地域経済活性化をどうするのか消費者を巻	町 長 町 長 町 長

	<p>き込みアイデアを募って一大イベントに仕立てるような情熱を求めたいと思います。</p> <p>4. みんなの党は、行政組織に有能で熱意ある人材を登用する人事評価を導入すること、公務員給与や退職金を民間水準にすること、年金の一元化を党の政策としています。今回政府は地方公務員の給与削減及び退職金の引き下げについて要請していますが町長の見解をお聞きします。</p>	<p>町 長</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、おはようございます。質問通告に基づいて2つの質問をしたいと思います。

昨年の町議会議員の選挙からもう少しで1年がたちます。本当に私にとってあっという間の1年でした。私は最初の一般質問で町を元気にするための幾つかの提案をいたしました。今日は初心に帰り1年を経過した今、あのときの答弁を読み直して見ました。これが、24年第2回臨時会定例会の議事録です。それをもとに今回は質問をしたいと思っています。

消費税、T P P、原発稼働、自然再生エネルギー、これら全て国の問題ということで前回は明確な回答はなかったんですけども、これが今になってみれば全て地方議会でもいろんな形で対処しなければならない、そういう情勢に移ってきました。

今回、町としての施策を確かめ、実現に向かうための質問をいたします。昨日の平岡議員の質問を参考に、私は阿見町における今後の竹林の利活用をお聞きしたいと思います。

昨日の質疑の中で、阿見町の宝は何か、それを活かした阿見町の活性化の展望の議論を聞いて、私は阿見町にあってほかにないもの、それは何かということは、それは自然だというふうに思いました。風光明媚、名所旧跡、これはなくても、この残された遊休農地、竹林、平地林、これが素晴らしいと評価する人たちがますますここ、増えているという実感をしています。

小学館の企画、「奇跡のリンゴ」の木村秋則さんを迎えた取り組みもその1つです。最初の

質問で、町を元気にするには2つの方法があるということをお話ししました。1つは他力本願の企業誘致、もう1つは地元にある宝を見つけて磨いていくということです。今回の質問は、この2つを有機的に結びつけるものです。

昨日の平岡議員の質問の答弁にもありましたけども、今年のたけのこほっぺの取り組みが中止というお話を聞きました。タケノコが出荷できないということは、生産意欲がそがれ竹林の管理がますます放置され荒れることを意味します。増殖する竹林は、明確な対策のないまま全国的に大きな課題としてNHKのクローズアップ現代でも取り上げられ、環境悪化の懸念がされています。

私は以前から竹とのかかわりで、環境問題、霞ヶ浦の浄化、雇用と結び、竹を資源として活用できないかを試行してきました。そうした観点から、幾つかの質問をいたします。町としての竹林の位置づけと対策をお答えください。

それでは、まず数字の確認です。昨日の答弁で、阿見町の竹林面積は113ヘクタールとなっています。これは、茨城県44市町村の中でどの位置になるのか——まずその……。何番目ですね、そういうことをちょっと教えていただきたい。

増殖する竹林対策として、10分の10の補助事業、身近なみどり整備推進事業があるということで、今阿見の中でも幾つかの地域でこの事業が行われて、私の上長地区でも何か所かでこれをお世話になって、今環境の整備が進んでいるところです。しかし、竹は毎年発生するものです。木と違って、木は一度切れば15年とか20年とかサイクルがあるわけですけども、竹の場合には毎年発生するものです。

実際に、実穀のファミリーマートのところの竹林ですね、1ヘクタールあるんですけども、これを見てもわかりますように、あそこは前川田町長時代にやっぱり平地林保全できれいにしました。しかし、すぐにもとに戻ってしまいました。そういうことで、そのほかに竹林に対して有効な施策があるのかをまずお聞きいたします。

昨日、除染についての質問もありました。私もちょっと調べてみたら1平米除染をするのには——竹林ですね、700円から高いもので1,200円いたします。そうすると1反歩あたり70万から120万かかると。これはなかなかね、農家では採算が合わないっていうか、収益が上がらない竹林に対してね、なかなかこれだけのお金はかけられないだろうなということがわかります。

1つ、竹を阿見町の資源、特産品と位置づけ、その利活用があるのか。これを2番目にお伺いいたします。環境対策、雇用対策、工場誘致を視野に入れた町長のお考え、所信があればお尋ねいたします。

以下は、再質問でお尋ねします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 飯野議員の質問にお答えいたします。

阿見町における竹林の現状と今後の利活用について、1点目の竹林面積ですが、2000年の農林業センサスでは、竹林面積は111ヘクタールで県内第5位、市町村の全体面積に占める竹林の面積比率は1.7%で県内トップであります。

その後、竹林面積は農林業センサスの調査項目から外れてしまいましたので、平成23年12月に県から出された霞ヶ浦地域森林計画書によりますと、阿見町の竹林面積は103ヘクタールで、依然として町内には竹林が多く存在しております。

次に、2点目の県内他市町村との面積的比較であります。霞ヶ浦地域において100ヘクタールを超える竹林面積を有する市町村は、上から、かすみがうら市が133ヘクタール、石岡市が131ヘクタール、つくば市が120ヘクタールとなっております。県北地方にも竹林面積が大きい市町村がありますが、阿見町が竹林の面積比率で県内第1位であることは変わらないようであります。

3点目の、これら増殖する竹林の対策についてですが、県の身近なみどり整備推進事業を活用し、荒廃した竹林の整備も行っておりますが、先ほども飯野議員が言われたとおり、竹林は毎年再生されます。そういう竹林の生命力にはなかなか及ばず、抜本的な対策にはなっていない状況であります。

続いて4点目の、竹の特産品としての位置づけと利活用についてですが、町では竹林を地域資源として捉え、これまでにたけのこ料理フェアや竹あかりイルミネーションなどの事業を実施してきたところです。しかしながら、竹を有効に利活用する取り組みとしては十分ではなく、竹を町の特産品にしきれないのが現状であります。

最後の5点目の、工場誘致を視野に入れてはどうかのお尋ねであります。

議員御指摘のとおり、竹林を原材料とする企業が立地すれば、環境問題や雇用対策にも資することとなり、理想的な企業誘致となります。竹林は全国どこにでもあるため、面積比率の高い阿見町に優位かどうかはわかりません。しかしながら、今後そういう製紙会社とか、そういう会社が実際この阿見町に、東部工業団地があいてますから、そういうところに立地をしていただけるということになれば、非常にすばらしいことかなと。

そういう面においては県においても、阿見町も努力していかなければならない。それに即して、やはりスイートソルガムっていう、やはりこれも製紙という問題でね、茨城大学がやっておりますんでね、こういうものをうまくつなぎ合わせて、やっぱり産学官の連携をとっていけ

るような状況をつくっていったらなって、そういうやはり大きな望みは持っています。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。私も川田前町長時代のときに、竹林のことは実穀にもね、ファミリーマートのところが非常に覆いかぶさってて、あそこを何とかしたいという相談を受けたときに、個々個々やってもなかなかね、進まないから、あれをチップ化して、炭に焼いて、炭化をしてですね、それを袋に詰めたものをですね、コンテナに積んで、それを霞ヶ浦にね、沈めて、窒素とリンを吸着するようなことで活用して、飽和状態になったらそれを引き上げて、その炭をですね、いわゆる農業の有機肥料として使うと。

このサイクルを確立すれば、常にやっぱりリングができて環境が保たれるということで、その製品化をね、大量に炭を焼くっていうのはなかなか、少しここ、ここで炭を焼くわけじゃないから、これは難しいんですけども、その業者が栃木にいるということで来ていただいて、製品化もしました。

で、それをあそこでやろうという矢先に、実施寸前で頓挫をしてしまった苦い経験があるんですね。この頓挫の原因はいろいろあるんですけども、業者のほうで事情が発生して、それが続かなかったということなんです。竹を資源として活用するにはね、まず先ほども言ったように、鋭利なカッターで細かく切ってチップ化すると。で、チップ化する機械はこの辺の造園さんも身近なみどりなんかでやるときに使ってるんですけども、そうじゃなくて、竹の導管を潰さないですばっと切るんですね。導管を潰さないで鋭利なカッターで切るっていうカッターはこの辺にはありません。そういう特殊なことが炭化をするにしてもね、これからチップ化する作業は必要になってきます。

これは太陽光発電で、産健のほうで視察に行った南アルプス市でも計画されていたバイオマスの発電の燃料をね、南アルプス市のほうは先駆けて、あそこ辺は果樹が多いんで、果樹の枝をチップ化してそれを燃料にして発電を起こしたいと、そういうことで、栃木にある東吾妻にね、もう発電所ができてるんですけど、それを視察に行くところまで南アルプス市は考えてました。

これは太陽光ばっかしじゃなくって、やっぱりああいう本当に山の中でね、何もない産業の中で、やっぱり全国から注目される市っていうのは、その取り組みがね、やっぱり早いなっていうことをね、すごく感じて帰ってきました。

で、1回チップ化しちゃえば、別にパルプの材料ばっかしじゃなくて燃料とかね、いろんな形で加工な対応とね、使用範囲が大きく広がるんですね。この鋭利な刃を持つチップパーですね、これが高額なんですね。5,000万から7,000万すると。購入にはね、個人の業者ではなかなか難しい。そういうときに、やっぱり県、国、自治体の何らかの補助がね、必要になると思うんで

すね。そのための施策というか、そういう制度が存在するかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。突然の御提案でしたのでですね、ちょっと調べておりません。申しわけございません。

○6番（飯野良治君） ああ、そうですか。後で、じゃあ……。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ちょっとお時間いただいて、後ほど調べて御連絡いたします。

○6番（飯野良治君） はい。じゃあそのことは後で。まあ、これは国の制度とか県の制度とかね、何かあると思うんで、まあ、それはもうプロだから早くね、それを探して……。

○議長（倉持松雄君） 飯野議員に申し上げます。飯野議員は質問者の立場ですから、簡単明瞭に執行部にわかりやすく質問してください。

○6番（飯野良治君） わかりました。

じゃあ、次に行きます。

雇用の視点で見ると、山から切り出したもの、チップ化するもの、原料輸送、加工、そういう仕事が生まれます。このことが町にとってどんなメリットが生み出すかをね、町長からちょっとお伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この鋭利なチップーっていうのね、これ東電の子会社が千代田、今のかすみがうら市でやってたんですよ。要するに東電っていうのは電気工事をするんで、木だ何だ切ると。そのものをチップにして、そのチップは豚とか牛の床っていうか、そういうものに使ってたということがあって、それがほら、だめになっちゃったんで、これ何とか使えないんていうことでね、お話をしたんですけど、もう売り先が決まってたなんていうことでね。ただ、すごい音がしますよ。あのチップーっていうのは。まあ、これとはまた違うかわかんないけど。そういうこともちょっと見てきた覚えがあります。

そういう中で、確かにこれがね、先ほども答弁したとおり、できるような状況になったらすばらしいなと思います。この近辺には相当ね、やはり平地林もありますし、そういう中で荒れてるわけだから、実際に工場が誘致でき、そういう平地林、または竹林という、そういう場所がだよ、やはり下草刈りができたり間引きができたりして、やはりやれたら、それこそ雇用も生まれるし、その品物もやはりきちんとした形で売っていけるような状況をつくれれば、これはもう越したことはないんで、そういう面では私たちもそういう意識を持ってね、今飯野議員が言われたような意識を持って、やはり少しでもね、実現に向けて取り組まなけりゃいけないと、そういう考えは持っております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） こういう新しい事業に取り組むときには、トップの姿勢っていうのは非常に大事ですね。太陽光もそうですけども、その意識をね、実現するっていうか、形にしてくっていうのは、やはりトップがね、本当にこういうものをやりたいんだと、町民にやっぱりそれを熱意を持って語って、町民を巻き込んでいくということがないと、なかなかね、行政はリスクもこれは嫌うし、今までのことを無難にやっていくっていうことが行政のね、常だったんですけども、これからはそういうことでは、なかなかね、今の激しい状況には対応できないと思うんで、ぜひ今のね、答弁を形にさせていただきたいということを思います。

次にですね、これ資料をこないだ県庁に行ったとき、県庁の企業誘致課でいただいてきました。会社概要で中越パルプ工業株式会社というものです。これは、日本で唯一竹紙を製作している会社なんですね。私は、ぜひね、この会社を阿見の東部工業団地ですね、それに誘致してもらいたいということで、県の企業誘致局にも議員の立場ですけども、そういう要望をね、ちょっと伝えました。

今、これも県庁のほうでもらってきたんですけど、残ってんのが非常にね、3.1ヘクタールのほかにここのあれで5ヘクタールぐらいしかないんですね、東部。ここはもうメグミルクが2ヘクタールを使っちゃって、もう本当に少ない。だから、できればね、私はこのスペースにそういうものが来られないだろうかと。これはやっぱり町ばっかしじゃなくて県のほうもぜひそういう地元にとってもいい、そういう企業をね、誘致してほしいということを伝えました。

このときですね、町としてそういう企業誘致をするときね、どういうことができるのか。例えばメグミルクの会社が誘致したとき、町としてもどういう動きがあったのか、そのことをちょっと伝えてください。教えてください。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。阿見東部工業団地は、茨城県の企業局がですね、今分譲してるところですので、一応企業局がメインとなって企業誘致のほうをやっております。で、町のほうとしましては、やはり雇用ですとか、それから当然税金とかそういったことでなるべく優良な企業というような形をお願いしているところです。

その中で、いろいろ企業局のほうがですね、企業訪問等ということで、ある程度募集があったところにつきましては、事前に町のほうにその辺の情報を流していただきまして、環境ですとかそういったいろんなことで判断して、よければそのお願いをしてきた経緯がありますけども、ただ今現在はずいぶん、なかなか企業が立地していただけないというかそういう状況が長く続いておりますので、決まればですね、そういったわがままを言っておられませんので、すぐにですね、お願いするというような、そういった今状況になっています。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 町がね、単独で誘致活動に、会社に出向いて行って、こういう有利なね、工業団地があるんでぜひ来てくれということはなかなかできないって話だったけど、県のほうでもね、町の熱意が企業誘致の1つのポイントだということを言われました。熱い思いですね、熱い企業誘致活動ということなんですよね。で、このパンフレットを見るとね、工業団地の、全国に例のない優遇策で、阿見東部工業団地の優遇制度で企業を支援しますということが、いろいろ優遇策が——県の優遇策、町の優遇策が書かれています。

確かにね、都心から50キロ圏で、つくば・成田にも至近だということで、このパンフレットを見たらね、企業もぜひね、立地したいという気持ち、動かされる内容だと私はね、勝手に思ったんですけども、充実した産業支援と緑を大切にしたい潤いの団地設計ということで、緑もある、しかも企業もそこに立地してると。こういう内容を、やっぱり町がアピールしないと県も動かないと思うんで、ぜひ、町が熱心に企業活動をやっていただきたい。

で、町の企業優遇措置について、ちょっと説明をしてください。町がどういう優遇措置をとっているのか。

○議長（倉持松雄君） 飯野議員に確認をいたします。それは竹材加工の工場誘致に対する優遇ですか。

○6番（飯野良治君） いや、全般に対してです。だって工場誘致は竹に限らずどんな工場にも誘致措置はとられるわけでしょう。だから、そういうことを聞いてます。

○議長（倉持松雄君） 今日の通告は竹材の現状についてということでございますので、竹についてということにしてください。

○6番（飯野良治君） 当然ね……。竹のじゃあ工場ということでも結構ですよ、はい。で、どういう町としての優遇措置はあるか、それをちょっと教えてください。

○議長（倉持松雄君） じゃあ、竹材工場の誘致について答弁してください。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） お答えします。東部工業団地ですね、町のほうのそういった優遇制度について、ちょっと御説明いたします。

まずですね、議員の皆さん御存じのようにですね、固定資産税相当額をですね、操業から3年間にわたりまして、奨励金として交付するっていうような、要は税金を徴収したその分を奨励金としてお戻しするよというような、そういった制度です。

それから、もう1つはですね、新規雇用っていうことで、町内とかそういった方を雇用された場合には、お一人当たり10万円の、これも奨励金として交付するというような、そういった2つの今、町独自としては制度が設けられております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それではね、竹産業という、竹加工ということで限定されてるということなんで、お聞きします。日本で竹産業を取り組んでいる市町村がほかにあるかどうか、お聞きいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。竹細工っていいですか、竹に特化してですね、ちょっと調べたことはありませんが、ただ、イメージとしましては、竹細工等でですね、それをですね、市町村のその特産品というような形で奨励してるっていうのは聞いておりますが、正確にどこがそういった特化してやっているとすることは調べておりません。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それじゃあ、こちらからちょっとね、調べたやつを提案っていうかね、お知らせいたします。京都府の宮津市が宮津バイオマス・エネルギー事業地域っていうのが、協議会があります。これはインターネットでね、見れば、竹産業を検索すれば出てくると思うんですけども、竹産業の一大コンビナート化を目指すということで、いろんなね、取り組みを——これはチップ化から始めてガス化、発電までね、1万9,000くらいね、人口のところで、これ取り組んでいます。

ぜひ生活産業部長もこの資料を取り入れていただいて、調べていただいて、阿見もね、これだけ多くの自然資源、竹資源があるんで、それをいかにね……。放置しとけば邪魔者だけど、これを活用すれば宝になるということをひとつ実践していただけるようお願いをして1番目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） それでは、続いて2番目の質問をしてください。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） これもですね、去年のですね、最初の私質問をして、町長から非常に前向きな答弁をいただいたんですけども、そのスピード感がもう少し欲しいということで、今回質問いたします。

防犯灯のLED化の促進について質問をするんですけども、昨日の中でも町の売りっていうのはどういうものがあるかっていうのもね、話題になりました。その中で、省エネの町っていうのは、阿見町に住みたい町の1つの要素にはなると思います。ここ円安の影響で原材料の輸入の産業が軒並み値上げ傾向、庶民の暮らしや自治体の電気料は本当にね、大変な負担になっています。

そういう中で、数字の確認を幾つか——6つほどしときます。

1つは阿見町の防犯灯の設置数は幾つか。これは多分ね、単純なものだからそのまま答えて

いただいています。

そのうちLED化した数は幾つあるのか。66行政区の防犯灯設置場所の把握状況ですね。どのくらい役場として地図上でつかんでいるのか。

そのうちの町管轄の数は幾つか。

5番目に、平成24年度66区からの電気料の申請額ですね。まあ、いつも私も区長を2年やらしていただいて、町のほうにね、時期がくれば電気料の申請をするというそういう手続きをします。それが66区で幾らか。

6番目に町のその電気料に対する補助額は幾らか。まず、この6点について数字をお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それではお答えいたします。

防犯灯のLED化促進についてでございますが、1点目の阿見町の防犯灯設置数とそのうちLED化した設置数ですが、阿見町全体で防犯灯は5,040灯であり、そのうちLED化した防犯灯は650灯となります。

次に、2点目の行政区の防犯灯の設置場所の把握と町所有の防犯灯の数ですが、行政区の防犯灯の設置場所につきましては、現在、行政区より設置場所の報告を受け確認作業を進めております。また、町所有の防犯灯につきましては247灯となります。

次に、3点目の現在の補助制度を継続した場合に、何年で全ての防犯灯がLED化になるかですが、平成24年度実績で650灯となりますので、全体灯数から割り出しますと約8年でLED化となります。

次に4点目の事業の前提である行政区、区長会との話し合い、調整の現状、問題点は何かですが、今年度より実施しております補助制度につきましては、具体的な御指摘はございませんが、LED化を推進するにあたっては、平成24年度以前に、全ての防犯灯を省エネタイプに切り替えた地区が複数あることや、行政区の財政事情によって、単年度で整備が困難な地区が存在すること、また、行政区によって工事額の差異が生じているなど、さまざまな課題が見えてまいります。

今後LED化を推進するにあたっては、区長会との合意形成を図りながら推進したいと考えております。

次に、5点目の現事業と一度に新設した場合の町財政に対する比較ですが、今年度実績による平均工事額は、1灯当たり2万9,000円となります。町が全灯交換した場合は約1億3,900万円となり、現制度で補助する場合は約1億425万となります。

また、町が全ての防犯灯をLED化した場合は、競争原理が期待できますが、大半の防犯灯

が行政区所有の防犯灯となることから、行政区所有の状態での入札行為は困難となります。

仮に、行政区防犯灯を町所有に変更し、行政財産と位置づけることで、入札行為は可能となりますが、維持管理や新設の防犯灯の位置づけなど、整理しなければいけない課題が残っております。今般美浦村で2,800灯を、これは行政財産でありますから、その財源が5,280万という予算をつけました。これは1灯当たり1万9,000円です。今2万9,000円だったのが1灯当たり1万も違うってということなんです。これは本当に町は考えなけりゃいけないと私は思ってます。1灯当たりですからね。だから4000やれば4000万違うってことなんです。

やはりこれは町がやっぱりきちんと考え区長会、行政区とやっぱり話し合いをして、どういう手法でやったら実際できんのかっていうことを、実際に考えなけりゃいけない。そう思ってます。

6点目の、省エネと補助金削減の試算はどの程度かですが、全行政区の防犯灯電気代につきましては、平成24年度実績で、約1,640万となり、町が50%補助しますので、町負担額が約820万となります。行政区所有の防犯灯全てを10ワットのLEDと交換しますと、町の負担額は約390万となり、52%の削減効果が得られることとなります。ただし、現行補助制度においても、LED化を進めることにより、毎年約8%の削減が累計されることとなります。

防犯灯のLED化につきましては、全灯LED化の早期実現に向けてやはり努力していかねばならない、そう考えてます。

最後に、阿見町の照明器具について全部LED化にすることを推進する決意はあるかについてですが、LED照明器具については、省エネルギー対策と地球温暖化対策として有効な手段であることを踏まえ、新築の建築物については、建設時に設置を行っております。

既存の施設については、役場庁舎、消防署、中央公民館、及びうずら出張所の直管型蛍光灯のほとんどをLED照明器具に交換いたしました。他の施設については、既存照明器具をLED照明器具に交換する費用との費用対効果を勘案しながら言いますが、もう必ず去年とはもう直管のね、LEDっていうのはもう全然値段が下がってるってことなんです。

これは川畑議員もいつも言われてるんですけど、これだけ値段が下がって……。やればね、十分5年ぐらいで私は費用対効果の中でね、ペイができるんじゃないかなと、そう思ってますから、積極的な形でね、やはりこれをやり遂げなけりゃいけないと。これは議員各位にも予算づけしたときには、やはり皆さんに賛成していただいてやっていく、そういう事業だと私は思ってます。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。最初は数字だけの確認かと思ったけど、全てのことについて一括してね、答弁していただいたんで、非常に私のあれも助かりました。

先ほど出ました52%ね、阿見の照明器具のLED化をすることによって電気料の削減にもなるという話もありました。日本全部のね、照明器具を全部LED化した場合には、原発13基分に相当するという試算はね、前から出されています。

そういう方向性に行くことは間違いないんで、ぜひね、区長会との話し合いをして御理解をいただいて、全灯をやるとなると、どうしても一度町の財産に寄附の形でしてもらって、それを今度は区のほうに移管すると、管理を委託するというリース方式になると思うんですけども、そういう大変な作業はもちろんあるにしてもね、そういう方向性を絶えず訴えていきながら、早い時期にですね、そういうLED化をしていくことが町の財政にとっても、区の区長としてもね、あそこの電灯が切れたとかね、非常に大変なんです。

だから、そういう区長の負担も減るといことで、お互いにメリットがあるということをお示ししていただいて、進めていただきたいというふうに思います。ぜひね、66全部を一緒にやるとなると時間がかかることは目に見えてるんで、せめてですね、町所有の247、このね、町管轄の防犯灯はいち早くやってほしいと。LED化を。それをやって区のほうのLED化に進めてもらいたいと。そういう順序でやったほうが現実的だと思うし、また一気にね、これを取り替えてしまうと寿命も大体10年とかっていうことで、切り替わるときも一気になっちゃうんで、これまたね、そのときは大変なんで、ある程度ずれてたほうが逆にね、いいのかなっていう気もします。

そういう観点から、町長もね、やりたい。で、財政的にもそういうことがいいということが明確なんで、ぜひこれは進めていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

次に、3番野口雅弘君の一般質問を行います。

3番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔3番野口雅弘君登壇〕

○3番（野口雅弘君） おはようございます。ちょっと予定より早く始まるようになってしまいましたが、まず先月23日廻戸で町長広聴会があり、私も区長さんから連絡が来て参加しました。初めに町長から阿見町の現状として、道の駅や大室ストックヤードの問題が進展してることなどの説明があり、その後、廻戸の住民から霞ヶ浦の水利問題や、防犯灯の問題等、大小さまざまな要望が出て、大変私も地元の間人として勉強になりました。これからも、なるべく多くやってほしいと思いますので、よろしく願います。

さて、ここで通告に従い、質問に入らせていただきます。

霞ヶ浦の湖岸整備について、4つの点について質問します。

1つ目は技研周辺のサイクリングロード整備について、霞ヶ浦を活用することに反対する人

はないと思いますが、一方で土地改良区には迷惑をこうむることにもなるため、それらを両立させる必要があると思いますが、土地改良区との協議はどうなっていますか。

2つ目は島津小公園の桜は現在枯れている状態であるが、これを復活させることを考えていますか。

3つ目は、かつて掛馬水泳場のあったところに緩傾斜堤防や桜堤の整備を予定していますが、国との調整はどのように進んでいますか。

4つ目は、以前予科練の件で質問しました廻戸の地区について、自歩道の整備見通しはどのようになっているかお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、湖岸地区の整備について、野口議員の質問にお答えします。

本当に広聴会ではいろいろお世話になりました。ありがとうございました。忌憚のないいろんな意見が出て、やはり私もこういう性格なんで、右左、できるできないは早目に言うほうなんで、本当に失礼したと思いますけど、いいお話し合いができたのかなと、そう思います。

まず、1点目の技研周辺のサイクリングロード整備についてです。

かわまちづくりにより、堤防管理用道路を活かしたサイクリングロードの整備を計画しておりますが、事業を円滑に進めるためには、地元の清明川土地改良区などの御理解、御協力が不可欠であります。既に土地改良区側には計画内容をお伝えし、大型農耕車両の通行に伴う自転車や歩行者の安全確保等の要望を受けておりますので、組合員に対する説明責任を果たしながら、よりよいものとなるよう努めてまいります。

次に、2点目の島津小公園の桜についてですが、これは随分島津の人たちもいろんな面で手伝うよというような話はね、されてたんですけど、島津小公園は阿見湖岸の中でも大変風光明媚な場所であり、環境保全活動の拠点としても使用しているところです。町では、来年度、桜が枯れた原因と思われる土質を調査し、その調査結果を踏まえ、客土することを考えております。桜の植樹につきましては、記念樹事業とすることを検討しております。

続いて、3点目の掛馬地区における緩傾斜堤防や桜堤の整備についてですが、かわまちづくり計画の登録を受け、河川管理者である霞ヶ浦河川事務所は、今年度から桜堤の整備に向けた測量設計に着手しており、来年度中には盛土まで完了する見通しとなっております。桜の植樹は、島津小公園と同様に町の記念樹事業とすることを検討してまいります。

緩傾斜堤防の整備については、桜堤の盛土の施工後となりますが、平成31年の茨城国体で阿見町がセーリング競技の開催地となったことを追い風に湖岸整備の機運を盛り上げ、早期に親水公園ができ上がりますよう、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の廻戸自歩道の整備見通しについてですが、県では、霞ヶ浦周辺を日本一のサイクリング環境にしようと、来年度から水郷筑波サイクリング環境整備事業を実施する予定と聞いております。阿見湖岸は、霞ヶ浦一周サイクリングの一端を担うものであり、町としましても、県の取り組みに呼応していく必要があると考えております。

廻戸自歩道は、町のサイクリングロードの入り口となる重要なポイントであるとともに、関東ふれあいの道としても、予科練ゆかりのみちのコースでもあります。このようなことから、1点目に答弁した技研の迂回路に続いて整備を進めてまいります。旧海軍の隣接地であったため、平成26年度に用地の権利関係の整理や確認作業のための測量を行い、その結果をもって取りかかるつもりであります。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） ありがとうございます。全ていいお答えをいただいたみたいなので、ありがたいんですけど、ちょっとお聞きしたいことはそんなにありませんので。

まず土地改良区で地権者があそこ、隅んどこ数人だと思うんですけどね、地権者っていうのは。そんなにはいないと思いますけど、その辺の人らとの、基本的には最終的にうまく話し合いをしないとイケないと思うんですけども、その辺の予定はどういうふうになってますかね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長鹿志村浩行君。

○商工観光課長（鹿志村浩行君） はい、お答えいたします。先ほどですね、町長から答弁したようにですね、既にですね、土地改良区のほうにはですね、話をしているという状況でございます。で、実際ですね、田んぼをやってる方々がいるわけでございます。ただ、土地を持ってる方とですね、実際田んぼをやってる方っていうのは、違うところがございまして、今後ですね、そういう方々にもですね、説明をしてまいりまして、で、あわせて町のほうもですね、測量とか設計とかやっていきますんで、並行的にですね、そういう進捗状況も説明しながらですね、よりよい整備内容にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） ありがとうございます。それで、先ほどですね、町長のほうから小公園とか桜堤を記念樹事業にしたいというような意見がありましたけど、これ記念樹ってのはよく沖縄とかでお金出してプレート張ったり、ああいう考えでいらっしゃるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やはりせっかくそういう整備をするんでね、記念樹にしていきたいなど。それはやはりどういう要綱にするかまだ決めていませんけど、植樹をするっていうことはやっぱり自分でお金を払っていただきたいなとそういうものを考えております。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） ありがとうございます。質問的にはこの程度なんですけど、このような湖岸が整備されるということは、基本的には昨日もいろいろありましたけども、予科練の集客にもつながる、それから全体的に言えば、まあ、大きく言っちゃえば、小学校中学校の勉強にもなる、雪印の工場も来ます、そういうので工場見学もできる。こうなってくると、私らが子供のころ大洗や筑波山に行ったように、皆さんが呼ぶのにも楽になって、商工観光課の力がこれから大事になってくると思いますんで、これから阿見町のためによろしく願います。

ただし、1つだけ昨日気になったんですけど、こないだ県の歴史博物館の館長ですか、あの人が話してた、5万人はあの建物では奇跡的だという言葉がありましたことは、私も聞いてますので、それは5万人っていうのはすごいことだっていうことだけは聞いてます。

最後に4月の7日、14日、商工観光課にお世話になりまして、商工会主催のさくらまつりが開かれます。このように、商工会と商工観光課は連携していかななくてはならないと思いますんで、これからもよろしく願います。

以上で質問は終わります。

○議長（倉持松雄君） これで3番野口雅弘君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番藤井孝幸君の一般質問を行います。

14番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔14番藤井孝幸君登壇〕

○14番（藤井孝幸君） おはようございます。では、質問をさせていただきます。

最近全国で教育現場にいろんな問題が発生をしております。大阪の桜宮高校の教師の体罰による生徒の自殺を初めとして、日本各地で慢性的に生徒のいじめ、教師の暴行・暴力、それを周りの教師が見て見ぬふりをする。校長、教育長、教育委員会が生徒の悲痛な叫びを汲み取れる積極的な解決策を放棄して、さらに事態が発覚後をもその真実を隠蔽するような教育委員会、学校の対応のまずさが多く報道されております。

このような事態が阿見町に起こらないように、阿見町ではどのような教育組織体制になっているかについてお尋ねをいたします。

本質問の趣旨、狙いというものは、まず初めにいじめ、体罰を未然に防止するにはどうすればよいか。

2番目に、悪しき事態が発生した場合、迅速な対応を誰の責任でどのようにするのか。

3番目に、現場の教師に問題解決に不要な負担をかけないようにするには、どうすればよいか。

このような趣旨、狙いをもって私は以下の質問をいたします。

まず、質問の第……。初めです。

教育長は、過去4年間を振り返りどのような成果、課題、総括を分析しているか。また、教育長、実行したかったが実行できなかったことはあるのか。

2番目の質問です。阿見町教育界、教育行政の最高責任者は誰ですか。

それから3番目です。人事権を有している最高責任者は誰か。まず懲戒権者、任免権者、それから職員の転任等。このような人事権を有している最高責任者は誰かということです。

質問の4番目、教育委員会の役割は何か。どのような権限があるのか。

5番目です。教育委員の身分は何か。教育者か非常勤の公務員なのか。

6番目、町長と教育界、教育行政との関係についてお尋ねをいたします。まずその1つに、なぜ町長が教育委員を推薦するのか。その根拠は何か。公募はできないのか。2番目です。なぜ議会承認なのか。3番目、町長は教育委員会に教育方針、指針を示すことができるのか。また、教育委員会はその方針、指針に従う義務があるのかないのかでございます。

で、大きい質問の7番目、学校における諸問題発生時の対処要領について、5つほどお尋ねいたします。まず1つ目、いじめが発覚した場合、誰が調査し、誰に報告し、最終的責任を誰がとるのか。その根拠は何か。2番目、教室内で授業の妨害、妨げになる生徒がいて、先生の注意をどうしても聞かない生徒がいた場合の対応は誰がするのか。3番目です。先生が生徒への暴行、不祥事を起こした場合、誰が調査し、誰が最終的責任——例えば懲戒処分、それから報道機関への対応を含めてですね、誰が責任をとるのか。4番目、各種事件、事故発生時の対処マニュアルはあるのか。5番目、学校に諸問題——つまりいじめ、暴行、授業の妨害等が発生した場合の対応として、常設の第三者委員会を設置してはどうかという、これは提案でございます。まずその目的は、早期解決、職員の負担の軽減及び透明性の確保のためでございます。

大きい質問の8番目です。毎年発行してる阿見町の教育について。その1つ、誰のための冊子なのか。誰に読んでもらうためのものなのか。2つ目、基本理念・教育目標・学校教育目標は、いつ誰が決めたのか。で、この阿見町の教育の冊子は、年度当初に発行すべきものではな

いのか。

以上の質問をいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君，登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 過去4年間を振り返りどのように成果・課題を分析しているか。また実行したかったが実行できなかったことはあるか，についてお答えいたします。

私が教育長に就任してから，4年目を迎えております。この間，私は，「児童や生徒，教師も元気な学校」，「児童や生徒，教師も伸びる学校」をテーマとし，児童生徒に学力をつけることを第一と考えて教員の指導力向上を図り，さらに読書活動や自然体験活動も推進し，児童生徒の心も育てまいりました。

また，生涯学習では，ふれあい地区館活動のさらなる活性化を推進し，ともに支え育む町の実現に向けて努めてまいりました。

今年度は，阿見町教育振興基本計画が答申されます。アンケートやヒアリングによって示された課題等も踏まえ，新しい教育方針が策定されますので，今後は教育振興基本計画に基づいて，阿見町の教育を推進してまいります。

次に，2点目の阿見町教育界の最高責任者は誰か，についてお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第1項で「教育長は，教育委員会の指揮監督のもとに，教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる」と規定されております。

3点目，人事権を有している最高責任者は誰か，についてお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3項で「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」は教育委員会の職務権限とされています。教職員については，県教育委員会がその権限を有します。

次に4，教育委員会の役割は何か，どのような権限があるのか，についてお答えします。

先ほども説明しましたが，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条で教育委員会の職務権限が定められております。先ほど説明したもののほか，「学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒，児童及び幼児の入学，転学及び退学に関する事」，「学校の組織編制，教育課程，学習指導，生徒指導及び職業指導に関する事」など学校教育や生涯学習に関して19項目にわたって規定されています。

5教育委員の身分は何か，教育者か，非常勤公務員か，についてお答えします。

教育委員は非常勤特別職です。

次に6，町長と教育界との関係についてのうち，（1）なぜ町長が教育委員を推薦するのか。

その根拠は、公募はできないのか、についてお答えします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項で「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」と決められておりますので、町長が教育委員を任命します。また、公募で人選することを禁止する規程はありません。

次に（2）なぜ議会承認なのか、についてお答えいたします。先ほど説明しましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項で「議会の同意を得て、任命する」とされていますので、任命するには、議会の同意が必要となります。

（3）町長は教育委員会に教育方針・指針を示すことができるのか。教育委員会はその方針・指針に従う義務はあるか、についてお答えします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条で長の職務権限が定められております。町長の職務権限に、教育方針等は含まれておりません。

次に7、学校における諸問題発生時の対処要領について、（1）いじめが発覚した場合、誰が調査し、誰に報告し、最終的責任は誰がとるのか。その根拠は、についてお答えします。

いじめが発覚したときには、生徒指導主事や担任が中心となって調査を行い、その調査結果を管理職が事故報告としてまとめ、町教育委員会を通して県教育委員会に報告し、県の教育委員会の指導に従います。

次に（2）教室内で授業の妨害・妨げになる生徒がいて、先生の注意をどうしても聞かない生徒がいた場合の対応は誰がするのか、についてお答えいたします。

このような場合は、生徒を別の場所へ移動させ、気持ちが落ち着くよう、生徒指導主事や管理職が対応します。

（3）先生が生徒への暴行・不祥事を起こした場合、誰が調査し、誰が最終的責任をとるのか、についてお答えします。

調査は町教育委員会で行い、処分については県教育委員会が行います。

次に（4）各種事件・事故発生時の対処マニュアルはあるか、についてお答えします。

各学校では、危機管理マニュアルを作成しております。その中には事件・事故の発生時における対応について示されており、職員研修等で共通理解を図るとともに、随時見直しを図っています。

（5）学校に諸問題が発生した場合の対応として常設の第3者委員会を設置してはどうか、についてお答えいたします。

事案が発生した場合に、必要に応じて、第3者委員会を設置する方向で考えております。

次に8番目、毎年発行している阿見町の教育について、（1）誰のための冊子か、誰に読ん

でもらうためのものか、についてお答えいたします。

阿見町の教育は、学校教育・生涯学習・公民館等の活動報告書として、議会等へ報告するために作成しておりました。

次に、(2) 基本理念・教育目標・学校教育目標はいつ、誰が決めたのか、についてお答えいたします。

阿見町学校教育指導方針にある現在の阿見町の教育理念は平成13年度から、阿見町の教育目標は平成2年度から、阿見町の学校教育目標は平成8年度から、阿見町の教育に指導方針として記載されており、これらの方針は教育委員会で定めております。今後、教育振興基本計画が策定されますので、次年度からはこの計画に基づいた方針に改定していくことになります。

最後に(3) 年度当初に発行すべきではないのか、についてお答えします。

本年度は作成がおくれ議会報告が9月となってしまいましたが、今後は発行でき次第なるべく早く報告するとともに、ホームページに掲載し、広く町民の方々に公表したいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 教育長自身が成果を、課題をね、分析をして、そのような効果があったということでしょう。ただ、私の質問の中で実行できなかったことは何ですか、やりたかったんだけど実行できなかったことは何ですかというお答えがなかったんですが、これはどうですか。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。お答えいたします。教育というのは、夢の実現に向かって日々修行、自己訓練している子供たちとともに毎日を過ごしているものでありまして、実行できないというような考えは持ちませんで、実行できる限り実行する方向で着々と努力するというのが教育者の使命だと思っておりますので、実行できなかったことというような捉え方は教育界ではさほどないと思います。そういう捉え方は余りしませんので。一生懸命実行できる方向に努力しているということで、そういうお返事にさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 普通ね、私はこれとこれとこれをやりたかったんだけど、これができなかったんですよということ、普通にね、ありますよ。当然。それを知りたかったんですよ。ただ、私は実行できるように努力してますじゃ回答にならないんだけど、やっぱり教育長としてね、阿見町の教育界をあずかってるんだから、やりたいこと、やらせたいこと、いろいろあると思うのね。そこは、そうしないと反省が出ないわけですよ、全く。

私はこれだけ向かってます、向かってますって言ったって、振り返ってみないと、ああ、こ

れができてないんだということがわからないと、次にステップできないですから。できないでしょう。だから、やっぱりその点はね、言いづらいところがあるでしょうけども、謙虚にやっぱり自分自身を反省するということも必要だと思いますよ。

いいですか。どうぞどうぞ、手挙げて。

○議長（倉持松雄君） 今の質問ですか。

○14番（藤井孝幸君） どうですか。いや、俺はもう質問ないんだけど、教育長が手挙げてるからね。いいですか。

○議長（倉持松雄君） それでは、次の質問にしてください。

○14番（藤井孝幸君） まず、その中で昨年6月にね、私が同じようなものを質問したことがあるんですね。学校の先生の負担を軽減するためには、どのようなことをしてますかということですね。お答えは、先生方が疲労こんぱいになる前に校長さんと相談をしていい案を考えると、こういうお話をしましたけども、具体的にどういう案が考えましたか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。今、大変心に悩みを抱える教職員が増えております。保護者の対応等で、大変苦勞している教職員が増えております。そういうことがありまして、夏休みに校長、教頭、教務主任を集めてカウンセリングの研修会を実施いたしました。

阿見町だけではもったいないので、稲敷郡内に呼びかけまして、校長、教頭、教務主任100人近い者が、茨城県ではカウンセリングの第一人者と言われている方から研修をいただき、その後逐次懇談っていうんですか、悩み事等を話し合いをして、まず管理職がそういう勉強をして、そういう気持ちで職員に対応し、また職員にそれを波及していくことが大事かなと思ひまして、そういうことを実行しました。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 夏休みにカウンセリングの講習会をやったっていうことですね。管理職を対象に。それだけですか。何か、昨年6月の回答には、いろんなこと言ってんですよ。定時退勤日を設けて、これを実施している。それから、行事や研修会を見直す。各種調査物を削減する。これどれぐらい実現できましたか。

これね、私はね、冒頭に申しましたように、学校の先生方の負担をね、どうしても軽減さしてあげたいんですよ。それこそ教育長も知ってるように、四苦八苦してることは十分知っておりますのでね。だから、そこに教育長がどのような視点を持ってるかを聞きたいんですよ。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） お答えいたします。そのときも答弁しましたように、定時退勤日

を決めておりますが、なかなか定時には退勤できない状況は今も続いております。

それから……。何だっけ。

○14番（藤井孝幸君） 行事，研修会。

○教育長（青山壽々子君） 行事等は，行事検討委員会のほうでできるだけ削減——そういう委員会を校長会のもとに組織しておりますので，そちらで軽減を図っていただいております。学校行事は学校にお任せしてありますので，できるだけ軽減を図っていただいております。

それから，教育委員会としましては，毎年各学校を2回ずつ訪問しておりましたが，1回目は校長さん，教頭さんの学校経営を指導する日，もう1回は計画訪問，先生方を指導する日として，年2回ずつ訪問しておりましたが，1回にいたしました。その1回の経営者のほうの指導は，県のほうから管理訪問というのがあります。管理訪問というものと所課長訪問というのがありますので，そのときに私も一緒に随行させていただいて，あわせて行うようにしましたので，大変学校のほうからは喜ばれております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そういうことなんですよ。あのね，定時退勤日を設けて，先生の……。それを実現することによって，先生の負担を軽減するとかね，これがやりたかったんだけども，やってるんだけども，やれないと今お答えしたでしょう。それがやっぱり反省なんです。やりたかってでもできなかったことがあるはずなんですよ。聖人君子じゃないんだから。こういうことがやりたかったんだけどできませんということがあるわけですよ。

そういうところで，やはりせつかくそれを，定時退勤日を設けて実施しているということで，信念を持ってやるのであればね，やれない原因とかを追究してやれるようにしてあげるほうが先生のためになるというふうに，私は思います。

まあ，1問目質問はこれでいいです。

2番目の質問で，教育界の最高責任者は誰かということで，何か今の答弁では教育長ともとれるような回答でしたが，もう一度ちょっと確認をさせてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 5人で構成している教育委員会の指揮監督のもとに——教育委員会の指揮監督をいただいて，5人の中に私も末席に加わらせていただいておりますが，その下に教育委員会の事務をつかさどるとというのが私の仕事です。ですから，教育委員会の5人の方で協議したこと，それが一番最高のことで，その指揮監督のもとに……。

平たい言葉で言いますと，実戦部隊長とか，現場監督とか，そういう立場で働いております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いや，それはわかってるんですよ。それはわかってるんですよ。最

高責任者は誰かという質問に対してね、何か教育長が最高責任者みたいな言い方だったんでね、そうなのかなというふうに私……。教育委員会ではないんですか。再度確認させてください。

○議長（倉持松雄君） 青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 教育委員会です。

○14番（藤井孝幸君） そうだね。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 何で私がこのような質問するかと言いますとね、組織とか権限とか役割が明確でないということです、責任の所在がわからなくなるんですよ。

それで、皆さん方テレビなんかでよく見たでしょう。不祥事が起こった、暴行が起きた、自殺が起きたというときにですね、教育委員長が出てきてみたり、教育委員会と言ってみたり、学校長も出てきたりね。まあ、それはその時点によって違うんでしょうけども、私は何回見てもね、責任者がわからないんですよ。それで、責任をとる人もいない。あれで、やめたとか言って、いろんなどが決めた……。やめたというよりやめさせた、罷免したとか、免職したとかちゅうの聞いたことがないんですよ。

だから、そういう意味で誰が最高責任者なのかということをはっきり私は聞きたかったんです。だから、それで、教育委員会がいいんですね。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。懲戒とか任免とか人事に関することは、教職員の場合は県の教育委員会です。町ではありません。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 阿見町の、やっぱり最高責任者っておるでしょう。県は県でももちろん市町村全部統括するんだから、県は県でその役割はあると思うんですけども、阿見町は阿見町で責任者っておるわけでしょう。それは教育長じゃなくって……。責任とらせるとかとらせないという問題じゃないんですよ。組織上責任者は誰なんだということ。ここをはっきりしとかなないと、不祥事が起きたときに、じゃあ、誰が対応するんだみたいな話になっちゃうわけですよ。

だから、それは私は教育委員会であろうというふうに思ってるわけです。で、今そういうふうにお答えをしましたんでね。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。教職員は県費負担の職員ですので、町の教育委員会は県につなぐだけで、任命権全て県の教育委員会が有しております。町の教育委員会は県の教育委員会につなぐ責任を持っておりまして、直接指導監督はするんですけども、身分上のことに関

しては、県の教育委員会がそういう権限を握っておりますので。

ただ、県の教育委員会は、1つの学校や個人の教員とは相対しませんので、それはもう膨大な数になって不可能ですので、必ず市町村の教育委員会を通してすることになっております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それも、私も理解しているんですよ。だから、最高責任者ちゅうのはいないということですか。阿見町に。教育に関しての最高責任者ちゅうのはいないちゅうことですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。お答えします。懲戒とか戒告とかそういう問題ではないんですよ。あくまでも阿見町の最高責任者ちゅう意味がわかんないんですけど、教育長は一般職なんですよ。で、非常勤の特別職を兼ねた5人の教育委員の一部で最高——藤井さんのお言葉をおかりしますと、最高の責任者は阿見町では教育委員会は、阿見町の教育委員会の5の方が最高ちゅうことで御理解願います。

〔「委員長はどうしたの、委員長は」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 後ろからちょっとそういう話し出たんでね、ちょっと私も言いますが、責任者ちゅうのはね、やっぱり責任をとらないかんわけですよ。それで、そこに誰がそうなのかっていうことだけはっきりしとかなないと、対応のしようもないし、責任をとらせようもないわけですよ。

だから、首に……。人事権は次の質問に出てるじゃない。人事権を有してるのは誰かと。これとは別なんです。人事権を持ってるから最高責任者とは思いませんよ、私は。思いません、それは。

だから、教育委員会という組織があって、その中の1人が指名されるわけですから、教育委員会で教育長を。それで事務方になるわけですよ。だから、そこに教育委員長ちゅう方がおられるでしょう。その教育委員長が——教育委員会が最高責任者の組織、で、その中にさらに教育委員長がおるから、この方が最高責任者じゃないかというふうに私は思ってるわけなんです。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員、最高責任者は教育委員ではないか。

○14番（藤井孝幸君） 教育委員会、もしくは教育委員長ではないかちゅうことなんですよ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 5人ですね——教育長を含むんですが、5人の中ではみんな非常勤なんですよ。非常勤。で、5人がみんなそれぞれ同じなんです、その中で、要するに会議を招集したり、代表となるのが教育委員長ちゅうことなんです。

だから、責任をとるとかそういう部分ではないの。5人です。

〔「誰が責任をとるんだよ、そしたらさ。誰か代表決めてるんだもん」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

どうぞ、質問してください。

○14番（藤井孝幸君） あのね、その点があやふやだから、私なんか理解できないんですよ。組織で育った人間が、委員会が責任者じゃないのよね。だから、そこに代表者1人がおるはずなんです。その委員会に。それは教育委員長でしょう。そして教育委員会は、教育長を任命する権限があるじゃないですか。

○教育長（青山壽々子君） 違いますよ。違います。

○14番（藤井孝幸君） そう。教育委員会の事務委任規定2条3項に教育委員会が教育長の任免権あるち書いてるじゃない。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ちょっと誤解なさってるかと思うんですが、教育長は教育委員のうちから教育委員会が任命するちゅうことです。

○14番（藤井孝幸君） わかってる。今言ったじゃない。

○教育次長（竿留一美君） 教育委員長じゃなくて、教育委員会が。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、いいですよ。責任の所在というのが明らかに、私はしたかっただけなんですよ。ね。

〔「はっきりしないということだな」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 全然はっきりしないよ。ファジーなままでやってるから、あのテレビみたいな、テレビで報道あるような何かわけのわからん対応になるわけですよ。

〔「みんな責任感持たない」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） ね。だから、俺が阿見の教育界の責任者だというふうに意識がない。教育長じゃないことは確かなんですよ。教育長は教育委員会から任命されるんだから。ね。だから、後でも出るかもしれませんが、教育委員会の不要論なんかが出てくるわけですよ。それも責任はね……。まあまあ、その都度あなたたちは考えるんだろうけども、そういうところが不明な点がわかりましたよ。わからないという点がわかりました。そのまんま理解しときましょう。ね。

誰が責任者かわからないような教育行政ってあるのかどうかかわからないけども。

はい次。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 人事権を有してる最高責任者は誰ですか。阿見町で。人事権を有してる。例えば懲戒、それから任命、職員の異動とかって。これは、それぞれで違うんでしょうけども。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。教職員の場合は、先ほど教育長のほうが説明したように、県の教育委員会。で、阿見の職員、これは長に任命されまして、私は教育委員会に出向を命じるっち形で来てるんですね。で、辞令は教育委員会から辞令を受けております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いやいや、私はあなたのこと聞いてるわけじゃない。よく聞きなさいよ。阿見町でね、教育界で人事権を有してる人は、最高責任者は誰かて聞いてるんですよ。あなたじゃないことは間違いないよ。あなたであるわけがないよ。

〔「教職員はあれって言わなくちゃわからないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 先ほどもお答えしましたとおり、教職員は県の教育委員会が人事権を有しております。

○14番（藤井孝幸君） わかった。

○教育長（青山壽々子君） それから、町の職員は町長が任命しております。町長部局のほうから出向でおいでになった方で、教育委員会は組織されております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それはわかってんですよね。で、そういう、その採用とか任免ちゅうのは県の教育委員会ね。それはあるでしょうけども。じゃあ、角度変えますよ。先生方のね、現場の先生方の管理・監督・指導をするのは誰ですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。教育委員会から私が遣わされているように、今度は私が各学校に校長を遣わしております。ですから、学校の経営責任は校長がそういう権利を持っております。ですが、校長は独断で歩いたり勝手なことはしませんで、公立学校ですから、必ず教育委員会に報告をしますので、校長独自で物事を進めたり、細かいことは別ですが、人事権に関しては、小中学校の校長は人事権を持っておりません。これは県の教育委員会が持っておりますので。

ですから、県の教育委員会で指示されたような方を職員としていただいて、一生懸命学校経営をしていくということになります。ちょっとややこしいんですが。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番(藤井孝幸君) 私が言ってるのは、先生方のよ、管理・指導・監督責任者は誰かて言ってるんです。

○教育長(青山壽々子君) 校長です。

○14番(藤井孝幸君) 本当ですか。じゃあ、校長先生が管理・監督するちゅうのどこに書いてますか。あのね、校長先生はね、教育長の委任規程で別表1,2があるんですけども、校長はですよ、管理・監督責任はないんですよ。書いてるんだったら私が読み違えてるかわかりませんが、教えてください。責任者がわからねえのかよ。

○教育長(青山壽々子君) 勉強したのは……。

○14番(藤井孝幸君) わかりました。はいはい、議長。

○議長(倉持松雄君) 14番藤井孝幸君。

○14番(藤井孝幸君) あのね、これがまた不思議なところなのよ。本来ならば、職員の……。我々の感覚からですよ、言えば、本来ならば学校の先生の、現場の先生の管理・監督責任ちゅうのは校長にあるわけですよ。誰でもそう思いますよ。だけど、この教育長の事務委任規程からいきますとね、校長にはそんな責任はないんですよ、これ。

第2条別表第1に書いてるものと別表第2、学校長、職員に対する勤務時間の割り振り、職員の身分証明書の交付、学校施設整備の目的外利用の許可、登記の嘱託、こういうことが学校長の役割なんですよ。ただ、学割表ちゅうのか時限表ね、そんなのもなんかもやるようにはなってますけども、現実にそういう校長先生には責任はないんですよね。そういうことだけは正しく認識しておるかどうか確認してください。

○議長(倉持松雄君) 教育長青山壽々子君。

○教育長(青山壽々子君) 学校教育法第37条、校長は校務をつかさどり所属職員を監督する。あります。

○議長(倉持松雄君) 14番藤井孝幸君。

○14番(藤井孝幸君) いいですか。これ、阿見町教育委員会教育長事務委任規程ちゅうのがあるんですよ。そこには出てないよ。

○教育長(青山壽々子君) 事務じゃない。

○14番(藤井孝幸君) いやいや、だって職員の選任する義務の免除とか、こんなのは学校長の役割ですよ。

○議長(倉持松雄君) 教育長青山壽々子君。

○教育長(青山壽々子君) 細かいね、人間ドックに行くとかいうことは、全部280名、290名いる職員が私のところに判こもらわないと人間ドックに行けないなんてことでは困りますので、そういうことになって、職務専念義務免除とかそういうことは校長に委任されておりますが、

それは後から学校経営していく段階で、これは校長に委任したほうが学校経営によりスムーズにいくというので、後から付加されたもので、最も基本的なものは一番てっぺんにある学校教育法で、ちゃんと定められておりますので御安心ください。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いや、その責任の所在が明らかでないから、余り安心はできないんですよ。ほんで、まあ、いいです。こんなわからない者同士が議論してもしようがないからね。感覚が違って、行き違いばかり。ただ、言えることは、阿見町の教育委員会、先ほど言いましたように、教育長事務委任規程というのがあって、別表第1、別表第2に教育長が各学校の責任者にこれだけのことを任せますということ書いてんだよ。そこに職員の管理・監督責任はないから。書いてないから。そこだけは、だからそれが私はわからないちゅうのよ。教育界が。ね。だから、その点はちょっとわからないまま行きましょうか。またね、これもね。

で、ただしね、これはね、やっぱ管理・監督責任ちゅうのははっきりしとかなないと。校長先生は人事権は全くないんだからね。人事権はない。ただ、この人をどっかに異動させる、この人を欲しいという、教育委員会に言うことはできるでしょう。だけど、おまえあっち行けとかこっち行けとかちゅう権限は一切ない。ただ、そういう人事権のない人が、人事権のない校長がよ、現場の先生なんかちゅうのは指導はできてても有効にはならないんですよ。これはもう普通の組織と違うところだと思うんですけどもね。

普通はほら、社長がおって、部長がおって、課長がおってって、ずっと縦に一列に並ぶんだけど、教育委員会があって、教育長があって、飛ばして現場の先生ちゅう形になってるわけです。管理・監督責任ですよ。この町の規則ではですね。そういうふうになってるんですよ。そういうふうには私は読みましたので、もし間違ったら後で訂正してください。ね。

○教育次長（竿留一美君） もう1回確認なんですけど、いいですか。

○議長（倉持松雄君） 答弁ではなくて確認。

○教育次長（竿留一美君） ちょっと確認なんですけど、阿見町教育委員会事務じゃなくて、教育長の委任事務のほうですよ。済みません、ちょっと勘違いしたかな。

○教育長（青山壽々子君） 委任事務だから、職員を監督するのは学校教育法で定められている。

○教育次長（竿留一美君） この阿見町教育委員会事務委任規則を見てんですか、今。事務委任規則を。第2条、この法26条第2項ちのは、さっき言ってる地方教育行政組織を運営する法律に関する26条の2項に定めるもののほか、定めるもののほか、次に掲げるものを除き、除きですよ、除き、その権限に属する事務を教育長に委任するちゅうことで書いてあるんですけど。これは、除くんですよちゅうことなんですけど。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それもまたかみ合わないの。俺が今言ってるのはね、教育長が下の人にさせる、教育次長以下にさせるのが教育長の事務委任規程。それで、あなたが今言った19項目あるのは、第2条ちゅうのは、教育委員会がこれとこれとこれを除いて、後は教育長に任せます。教育委員会はこれだけはやりますよということ。それを書いてるんだから、全然俺の言ってることと違うわけだよ。

だから、いいよ。もう時間がないから。いい、いい。わかった。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 事務委任じゃなくて、校長の最も大事なことは学校教育法の3条に「校務をつかさどり所属職員を監督する」とありますから、それが校長の一番大きな大事な仕事です。

○14番（藤井孝幸君） だから、それに……。

○議長（倉持松雄君） 14番……。

○14番（藤井孝幸君） 人事権はないということですよ。

○教育長（青山壽々子君） はい。

○14番（藤井孝幸君） 余り有効には働かない。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 次にですね、教育委員会の役割は何か、どのような権限があるのかということをお尋ねしましたら、要は教育行政における重要な事項や基本方針を決定して、これに基づき教育長が事務を執行すると。こういうことですよ。

で、ここでよく言う教育委員会ちゅうのはどこの誰を、どの範囲をいうんですか。それと、教育委員会事務局の範囲をどこまでいうんですか。その2つをちょっと区別してください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。教育委員会は教育長を含めて5人の方。で、教育委員会の事務局は、学校教育課、生涯学習課、指導室、この3つが教育委員会事務局です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そうすると、次長はどこに入るんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○14番（藤井孝幸君） まあ、いいでしょう。わかった。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 次長、自分の立場をはっきりしとかんといかんよ。あんたは教育委員会の事務局のトップなのよ。教育次長以下が事務局なのよ。教育長を除くね。それはそこに、

ちゃんと教育長事務委任規程があつて、そういうふうには次長も含んでるんだからね、そういう事務局の中に。まあ、ちょっとからかってごめんだけど。

それでね、教育委員会の身分……。委員はね、特別職の非常勤。任期制特別職地方公務員というふうに言われましたが、どこの——茨城県でも全国でもそうですけども、教育委員というのは教育の専門家じゃないんですよ。専門官じゃないですよ。それで、そういう人たちがね、教育長を指導したり、教育方針を決定したり——町のですよ、重要事項を審議・決定するということができるかどうか、教育長の感想を聞かせてくれませんか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。人格が高潔で教育・学術・及び文化に関し識見を有している方々ですので、十分心配はございません。

○14番（藤井孝幸君） そうですか。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。そういう優秀な人を選んでは間違いのないからですね。わかりました。

それで、こういう話もあるんですよ。多くは教育委員会の事務局が用意した原案をイエスと言うだけのお飾りの教育委員会が日本全国に存在をしていると。こういうことなんです。ということは、今言われてる人格・識見は確かにいいんですけども、教育者、教育長以下を指導するというような組織ではない。本来ならせないかんのだけども、そういう人たちの集まりではないということだけがはっきり私は認識はできました。

で、それで、この教育委員の任期なんですよね、教育委員ですよ。教育委員の任期はね、全国平均で、全国平均でね、4.6年なんです。これもまた何か短い。これ文部科学省が23年度に調べたやつですからね。それで教育長の任期が3.6年と。全国平均ですよ。だけど、我が教育委員は随分長いよね。人材が不足しているのか、努力が足りないのか——選考する努力が足りないのかわかりませんが、ちょっと長過ぎるということで苦言を呈しときます。

それとですね……。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） もう1つの問題点はね、教育委員会委員を指名推薦するのに、本来ならば町長が推薦するんだよね。それか、それはもう町長が派遣してる事務局——次長以下に任せる部分もあるから、それは教育委員会の事務局が選ぶわけですよ。この人とこの人が適当じゃないかということ。ただ、その選び方がね、私が知る範囲では非常に安易なのよ。

ある人が、これはもう大変だからやめたと。そしたら、その人に言ってですね、何とか推薦してくれませんか。それで、その先輩がしょうがねえから自分の同業者を推薦する。同業者

は先輩から頼まれたら断れないんですよ。そういうことを延々と続けてるという状態もあるのね。これも問題だから、私も提起しときます。もっと努力をしてください。

それと……。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 町長と教育行政の関係についてですが、町長が教育委員をなぜ推薦するのか、これはもうわかりました。地方自治法でね。それはわかりました。公募もできると。公募もできると。教育委員をね。できるということも、過去、はい、過去公募をしたことがあるかどうかちょっと聞かせてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 全国的にもそういうのは若干ありますけど、阿見町としてはないですね。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 後です。

〔「どうぞ、一言言ってください」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 議会承認になってますよね。町長が……。それはもう地方自治法で決まってるから。教育行政か。決まってるから、町長が推薦をして、議会承認を受けて、教育委員になる。それは私も理解できるんですけども、この前も全協で問題にしました、私も問題提起しましたけども、教育委員がね、今言ったように紙見て人格・識見がどうのこうの、経歴がいいとかちゅって、それだけなんですよね。町長が我々に、議会で教えてくれるのは。

だけ、議会承認を得るためにはですね、今後、公募にしても何でもそうですよ、推薦でもいいし、議会に来て、ここじゃなくてもいいです。全協でもいいです。来て、私の阿見町における教育方針はこんな考え方でやるんだよというようなことを、議会に、我々に説明することはできないんですか。

〔「賛成だな」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今はそういう考えを持っておりません。特に公募も必要ないと思います。十分すばらしい委員がいますから。十分阿見町ではそれだけの人数がいるんでね、町から……。

〔「自分自身、推薦するって言ってるのにさ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） うるさいよ。海野君うるさいよ。ちょっと静かにしなさい。いつもうるさいって言われてるから、たまには言わせて。私が答弁してんだから。

そういうね、やはり、それだけの人間を選ぶっていうことは、私たちにも非常に責任がある。

ね、まあ、いろいろ教育……。長の問題は、随分あったようだけど、これもね、やっぱりいろんな人が関与するっていうこともあんまりよくないですよ、これ。問題があつてね。

〔「どうしてだよ、議会が同意するのに」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） だから、議員があんまり関与しちやっても、これもまずいよね。同意するのにね。だから、そういうこともやっぱり踏まえて、やっぱり真剣にね、やっぱり教育委員ってのはどれだけ重要な役をやってるかっていうのは、みんなわかってるわけだから、そういう面では私に任していただきたいんですよ。

○14番（藤井孝幸君） 私に任せられないから……。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時15分といたします。

午後 0時03分休憩

午後 1時15分再開

○副議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長倉持松雄君、17番佐藤幸明君が退席されました。

ここで、本席を副議長と交代いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

藤井議員続けてください。藤井議員。

○14番（藤井孝幸君） では、午前中に引き続き質問を再開させていただきます。

議会承認の教育委員に対して、議会で、全協でもいいですから、本人の教育の抱負とかね、こういうのを語っていただきたいということをお願いしたら、町長はやらないと明確なお答えをしました。

ただね、議会承認ということなんでね、やらないんだったら不承認にすればいいべってそういう問題じゃないんで、町の教育のことだから、やはり議会の承認であるんであればね、議会の人に顔を見せて自分のこういう教育方針でやりたいですよというようなことは述べさしても、私は罰は当たらないと思う。

ただ、ここで一言申し上げておきたいのは、町長ね、町長は阿見町の議会にはね、18プラス1人の議員——19人の議員がおるちゅうのよ。それが町長なのよ。これはまずい。あのね、町長ちゅうのは18人の議員を上から見て、懐の広いとこ見せないと。瞬間的に私はやりませんちゅうて、横から手挙げて私はやりませんとか、そういう度量の狭いことじゃだめですよ。ね。ちゃんと鳥瞰的にものを見ないと。

そういうことで、やらないっちいうことを言いましたんでね、やらないという理由がよくわ

からないんですよ。町長、その理由を聞かせてくれませんか。

○副議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これ、議会承認というのはね、こればかりじゃないんですよ。

○14番（藤井孝幸君） わかってます。

○町長（天田富司男君） それこそ、あれもこれもあれもこれも、そういう人をみんな呼んで皆さんの前でね、どういう抱負を述べるかと。それはまず必要ないと私は思っております。

先ほど言ったとおりね、何も議会でね、私がまあ19番目の議員なんていう話ですから、それはどうだかわかりませんが。私はそういう意識の中でこの議会の全協の中でね、そういう人が何も教育の方針を述べることもないし、それはもう教育長がここにいるんだから教育長に述べてもらえば十分なんで、全協で教育委員の抱負等は述べる必要もないと私は思ってますし、自分が選んだ教育委員は信用してもらおうと、信用できないっていうから、こないだ反対したわけですから、なら、信用できないっていうことね、俺に対して——私町長という立場の人間に対して信用できないっていうことになれば、それは全てのものに対して信用できないっていうことだから、それは意識を持ってちゃんとやってもらえば、藤井議員がやってもらえばいいんだから。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

〔「極端なんだよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 町長は町長の考え方はあるでしょうしね。ただ町長としてはね、阿見町の議員が提案を、どうでしょうかと提言をしてるんだから、そこでちょっとおもしろくなくても一呼吸置いて検討してみましようとか、そういうそのね、度量があつてしかるべき。もうその度量がないことはわかってんだけど。もう、それはもう高望みはしません。わかりました。いいです。

ただ、町長が教育界にね、教育方針とか指針を出すことができるかちゅったらできないって言いましたね。教育委員会もそれに従う義務がないということで、それでいいんですね。再度。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） そのとおりでございます、はい。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 町長はお金の執行権は持ってるわけよね。そういう大阪でも問題がある。口が出せないのはおかしいということで、これは全国的にかなり問題になることとは思いますが。しかし、教育行政の中立というのにはね、これは時の権勢、権勢ちゅうか政治的な圧力に屈したりとかね、これはいけません。

これはもともとこの教育委員会ができたのは、GHQの計らいでアメリカの調査団が来てね、

日本の教育はこうあるべきだということで中間的に教育委員会ができたんだからね。これは目的は中立性を確保するという、政治的に左右されないというか、これはこれでいいんですけども、つくったはいいけども、曖昧なところがいっぱい教育委員会にはあるわけね。だから、その点を私はちょっとお話を聞きたかったんだけども、どうもぼやけてわからない。これはわからないまま行くしかないんでね、次の質問に行きます。

7番目の質問でね、いじめが発覚した場合ね、学校にね、誰が調査をして誰に報告するか、最終的責任は誰かということで、調査したり報告するのはわかりましたよ。県に報告する。で、最終的な責任は誰かということにお答えになっていただいてないんですが、誰でしょうか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ケースバイケースということなんですけど、県の教育委員会なのか、阿見の教育委員会なのかちゅうことでございます。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 阿見の教育界でね、いじめが発覚して県の教育委員会が責任なんかとるわけあんまいでしょう。阿見町内で起こったいじめがですよ、県の教育委員会が責任なんかとるわけないでしょうよ。それは理由はいろいろありますよ。ケースバイケース。生徒が悪い場合もある、先生が悪い場合もある。また第三者が悪い場合もあると、そりゃあいろいろあるでしょうけども、最終的な責任は阿見町は誰がとるかって聞いているんですよ。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 結果的にはですね、県の教育委員会の指導のもとにですね、阿見町の教育委員会が判断するちゅう形です。

○14番（藤井孝幸君） そうですか。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それだけ県の指導を仰がないと阿見のそういう教育行政というのは責任がとれないというような感じですね。そういうことで果たして阿見の教育行政ちゅうのは成り立つのか、私は不思議でたまりませんよ。だからテレビで出てもね、うやむやに、誰が責任があるのかさっぱりわからん、責任とる人は誰もいないと、こういう形になっちゃうわけですね。

じゃあ、行きましょう。授業の妨害ね、妨げがあつて、どうしても先生の言うこと聞かないという生徒がおると。そのときには、誰が対応するのかというと、指導主事と管理職ということにしましたよね。で、指導主事と管理職はどのような対応をするんでしょうかね。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。お答えします。指導主事ではなくて生徒指導主事。

○14番（藤井孝幸君） あ、生徒指導主事。

○指導室長（根本正君） はい。まず興奮している状態にあると思いますので、その該当生徒をいち早く別な場所に移動させまして、気持ちを落ち着かせるというようなことで、対応はその生徒指導主事あるいは管理職で行うということです。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私が文章つけ加えたのは、どうしても言うことを聞かない生徒がいると。どうしても。いろいろな、ほら、冷静になってね、別室に呼んで、そんで今日は落ち着いた。また明日行ったらまたすると。こういう人ができたらどうするかっていうんですよ。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。そのような生徒が出た場合、やはり粘り強く繰り返し同じような指導をしていくと。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） うーん。そうですか。ということは、いつまでたっても解決できないということなんですよ。あなたたちのところに、ここにあるじゃないの。学校児童生徒の問題行動に対する出席停止の手續に関する規則っていうのが。そうでしょう。これに基づいてやらなければ、粘り強く粘り強くって指導してどうするのよ。

どうしても言うことを聞かないときはどうするかって私は質問してんですよ。それを粘り強く粘り強く、毎日呼んでしっかりしろしっかりしろ邪魔すんなち言えないよ。言っても聞かないんですよ、それは。だから、そのために出席停止の手續に関する規則があるわけでしょう。これに基づいて清々とやりますって言わなければいけません。そうでしょう。出席停止、それは最終的な手段かもわからんけどもね、最終的な手段かもわかりませんが、最終的にはそうしますというのが私の求める回答なんですよ。私が言ってどうしようもないんだけど。

それで、過去ね、そういう出席停止という規則に抵触して、停止をしたことがあるのかなのか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。私、教員になりまして30年になりますが、いまだかつてそういう該当した生徒はおりません。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。それだけやっぱり生徒が優秀な……。先生、生徒も優秀なんですよ。

で、これね、出席する……。出席じゃないや、出席、どうしても停止をしなければならない

ような事態が発生した場合は、誰がどのように保護者に伝えるんですかね。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。保護者のほうにですね、学校に来ていただく、あるいは家庭訪問しまして、その話す——伝える者は学校長になります。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） あなたたちは、この出席停止の通知の規則は読んでないな。これはね、文章は教育委員会が出すようになってるんです。校長じゃないよ。校長じゃないの。教育委員会がちゃんと教育委員会の名前で、そんで保護者宛でこうこうこういう理由で停止しますって、様式が出てるじゃないですか、その出席停止を通知する様式が。それに基づいてやるんですよ。だから、最悪なことを考えて、常に対応しないと多分起きたときにおろおろするっていうことなんですよ。

だから、常にそういう危機管理的な意識を持ちなさいよという意味で私はこう……。すらすらと答えるかと思ったら校長がやるなんて、校長なんかやらないよ。そんなことは。教育委員会がやるんですよ。最終的にはですよ。初めはちょこちょこちょこやるでしょうけども、だめだよちゅうて。だから、出席停止するときには教育委員会です。

で、通知を出したことはないと言いましたね。それだけ、いいでしょう。最後にですね……。最後じゃねえや、先生が生徒への暴行、私一つ一つの場面を聞いてるんですからね、どこに誰が対応するのか、どこに責任があることを知りたいから。先生が生徒への暴行、不祥事を起こした場合、誰が対応し、誰が最終的責任をとるのか。先生が生徒ですよ。今度は。そういうときはどうですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。先ほど教育長が答弁したとおりですね、県の教育委員会なんですけど、当然学校から報告が阿見の教育委員会に来まして、それで基本的にそれを受けて、これはですね、茨城県のもですね、教育事務所を通して、県の教育委員会に行くような形で、それで指示を仰ぐちゅう形になろうかと思えます。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） ということは、最終的には県の教育委員会がその先生なり理由をちゃんと調査をして、教育委員会が処分をします。阿見町の教育長、教育委員会は報告するだけで関係はありませんということですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。県のもですね、職員の懲戒手続及び効果に関する条例がありまして、県の職員である先生方については、この職員の懲戒手続及び効果に関する条例に準じ

なさいよちゅう形で、この中の3条に戒告、それから減給、停職または懲戒処分としての免職の処分は辞令を当職員に交付するち形で、この辞令を交付する場合は、県の教育委員会であつて、大津市の中であれ、教頭先生2人とかの処分を文書それから訓告ちゅう部分については、県の教育委員会の指示のもとに、もしそういうことがあれば、阿見町で文書の訓告とかそういう部分で発するち形で、新聞見たと思うんですが、両方で出るような形になろうかと思ひます。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。じゃあ、阿見町の教育委員会はただ文書をつくったり、文書をつくるのは、まあ、校長先生とかね、指導主事がつくるんだらうけども、教頭とかがつくるんだらうけども、文書は經由して県に行つて、全て県がテレビに出たりとか対応を、県がやるわけですね。阿見町としてはそこまでやらないということですか。もう一遍お願いします。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） そのとおりでございます。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そういうことがね、多分県のほうも何言つてんだ、おまえんとこの責任で、おまえんとこでやれよちゅうて必ず言われますよ。そのように、準じてやるんでしよう、準じて。懲戒処分なんかは県に準じて。

まあ、あなたたちがそうやって、専門家がそう言うんだから間違いはないかもしれないけども、往々にして専門家は視野が狭くて間違ふんだよね。だから、ちゃんとそういうところもね、はっきりと……。本当に事案——それぞれの事例、いじめとか暴行とか、それぞれの事案でね、いかに対応するか。町としてどうするのか。ここは町じゃない、県でつていう話ではないと思ふんでね、しっかりと対応の勉強しておいたほうがいいと思ひます。

で、学校にね、これは提案ですけども、学校に諸問題が発生した場合に、常設の第3者委員会をつくつたらどうですかという提案をしましたら、発生した場合に必要なに応じてすると言ひましたね。その件について、発生した場合に必要なに応じてということは、何か起きたらそれからこゝ第3者委員会を立ち上げるという意味ですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） さっきも言つたんですが、県の教育委員会の指示、そういう部分で阿見町がやってるってさっきも言ひましたけど、大津市なんか見て、あとほかも見てですね、当然これは町長部局でつくるのか、それとも教育委員会でつくるのか、それから場合によっては県のほうでつくるのかという、ちょっとそれは……。だから必要なに応じてつちことなんで、当然その事が起きたちゅう部分で、必要なに応じてつちことで御理解願ひたいんですけど。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） あのね、こういう問題っていうのはいつ発生するかわからないんですね。だから、平素から考えておかなければいけないよということを私は言ってるわけですよ。だから常設委員会を設置してはどうでしょうかという。だから、必要に応じてやるちゅうことは、それはよくわかりますよ。だけど、起きたときに……。町の防災計画と同じなんです。起きることを想定をして事前に計画をつくるという、それと同じなんですよ。起きてばたばたするという感じじゃなくて。

じゃあ、どういう方々がその常設委員に……。起きたときですよ、起きたとき。どういう方々が、常設委員で第3者になるんですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これは大津市の例言いますけど、教育評論家、それから弁護士ですね。それから、東京のほうを見てみますとですね、名前は違うんですが、学校問題解決サポートセンターという名前なんですけど、やっぱりこれは弁護士3名、それから精神科医、あと臨床心理士、それから警察のOB等が、つくってるところでは調べてあります。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 違うよ。大津市の話じゃなくて、阿見町で教育委員会では起きたときにどうするっていったら、どういうことを……。大津市の話じゃなくて、阿見町としてはどう考えてるかって言ってるんです。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。先ほど教育長が答弁したように、必要に応じてちゅうことで……。だから考えてないということです。今の段階で。御理解ください。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 考えてないちゅうことね。これは、やっぱりね、私の提言するとおりね、起こってからではなくて、起こってから考えるんじゃないで、起こる前から起こることを想定をして、これは危機管理と同じだから。想定をして、委員を設置してたほうがいいんじゃない。そうすると現場の先生も楽なんですよ。指導室長そう思いませんか。現場の先生がいろいろ調書をとって保護者に会ったりとか、いろいろな事件に対応するのって大変でしょう。だから、私が現場の先生の負担を軽減するためにこういう委員、置いてたらどうですかという提言なんですよ。教育長、どうでしょうか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは事案がいろいろ、いろんな事案があるんだから、そのときそ

のときにね、その事案に適した人を選んでいくって、これは当たり前ですよ。

〔「生徒は……ですよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） いやいやいや、あんたは黙ってなさいよ。あなた質問してんじゃないんだよ。年中……。

○14番（藤井孝幸君） 俺は町長に質問してないよ。

○町長（天田富司男君） いやいや、質問してなくても答弁者だから答弁はできるでしょう。やっぱりケースバイケースがあるんだから、これは、事案が出たら、そのものに対してこういう人が必要だ、こういう人が……。必要があるじゃないですか。

○14番（藤井孝幸君） 危機管理できてねえな。

○町長（天田富司男君） それを……。

〔「全然危機管理なってない」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） いえいえ、そんなことはないですよ。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 議長、俺は町長に質問してない。さっき言ったでしょう。

○副議長（柴原成一君） わかりました。

○14番（藤井孝幸君） いらんこと手挙げさせるな。

○副議長（柴原成一君） はい、わかりました。続けてください。

○14番（藤井孝幸君） 議長がこの議場を取り仕切る権限があるんだから。ね。

で、そのね、これもね、いつまでも時間かけないけどもね、これはね、起こってからアクション起こしてもだめなんですよ。ね、起こってからアクション起こしてもだめ。ちゃんとそういうこと日ごろから決めてて、そしてそこでいろんな事案が対処できるような人を置いとけばいいんだから。委員として。そいで、来たときはずっと召集して、こういう問題が起きましたどうすればよろしいでしょうかとって問題の解決策を練ればいいやないですか。起こってからじゃ遅い。

ということでね、今、安倍政権が教育再生実行会議というのをやってるんですね。これは、教育再生実行会議がね、安倍総理に提言してんですよ。今から先駆的に学校関係者のみではどうしても隠蔽体質になるので、その常設の委員会を置くと、置くことが必要だちゅうことを、学校再生会議が首相に提言してるんです。これ、いずれつくらなければなりませんよ。何もその、その都度つくりますなんか言っちゃって、そんな悠長なことしてると間に合いませんよ。それを申し添えておきます。

それとですね、要はそうすることによってね、子供たちの教育が専念できるんですよ。子供に接する時間もとれるし。

では次にですね、毎年発行している「阿見町の教育」という冊子がありますね、これね。これ。これ6月にも私は、去年の6月にも似たような質問をしたんで、またかと思われるかもしれないけどもね、あの時は消化不良起こしてね、なかなか私も理解できなかったんですよ。これの、冊子の意義が。ちょっと視点を変えて質問したんですが、誰のための冊子か、誰に読んでもらうための冊子かっていったら、これ議会という答えだったようですが、そのとおりですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 勉強になっちゃうんですけど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ちゅうのがあんですよ。その中で、ここでは、教育委員会は毎年そういう報告書を作成して議会に提出しろよっちゅうような形があるんです。だから、そこに基づいてやってるんです。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 議会に出す報告書、報告書ですか、これは。議会に出して議員がこれを読んで、あ、なるほどなど、私思わないから質問してるわけです。いいですか。

じゃあ、もうちょっと別な観点から。議会にだけであるのであれば、私としてはこれは必要ない。議会だけであればよ。と思っています。なぜならばね、中身はね、中身はですよ、24年度——これは24年度だけどね、24年度の教育長の考え方とか教育方針を書いてるわけね、中身ね。初めのほうは。それで、それを受けて本来ならば、学校が教育長の方針とかね、町の方針とか受けて学校を新たな24年度にはこうしますということがこれに載っとくのが、私は普通だと思うんですね。

それを24年度に出してこうしますよと教育長が言っときながら、23年度の研究成果をここに載してんですよ。各小中学校の。これは23年度の研究成果の反省とか課題をフィードバックして24年度に書いてるんならいいんですけど、研究成果だけしか載してないんですよ。だから本来ならば、教育長が24年度こうします。このような教育方針で行きます。たら学校が、わかりましたと。じゃあ、私の学校はそれを受けてこのような方針で行きますというふうに書くのがこの冊子の、私は目的だと思うんですけども、どうでしょうか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。今の段階ではそういうつくりでずっとやってたちゅうことで御理解願います。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いや、だからこういうつくりだから、こうしたらどうですかっち

て提言してんだよ。こうあるべきじゃないのかと。これは指導室長どうですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。実はですね、以前はこの中身が別々のものが2冊ありまして、1冊は「拓く」という名前で前年度の教育の成果を載せたものがございました。で、今年度のものとして「阿見町の教育」というのがあって、2冊のものを……。

○14番（藤井孝幸君） 1冊にした。

○指導室長（根本正君） 1冊にしたという経緯がありまして、中身がちょっと全ては載せられないということで、そういうような形になってるかと思います。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それはね、前回の6月の2つを1つにしたから、そういうことになりましたということは聞きました。だから、それはわかるんですよ。だけど、そのつくる考え方としてね、こうあるべきじゃないかということで、どうですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。今、藤井議員の意見を参考にして検討したいと思います。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） じゃあ、もう1つね、ここにね、基本理念、教育目標、それから学校教育目標ちて、いつ誰が決めたのかというふうに書いてますけども、まあ13年度、平成2年、48年とかってこう書いて……。教育委員会がつくったというふうにありますよね。これは永久不変のものなんですか。それを聞かせてください。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。先ほど教育長の答弁にもあったかと思うんですけど、今回23、24年度で教育振興基本計画ができてるんです。ですから、それが入ってくるかと思います。そのものが、基本理念とか目標が新しくなってくるかと思います。

○14番（藤井孝幸君） じゃあ、これじゃないちゅうことね。

○教育次長（竿留一美君） そうそうそうそう。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） この教育目標とか理念とかちゅうのは、全く変わったものが出てくるということですね。

○教育次長（竿留一美君） そのとおり。

○14番（藤井孝幸君） それ確認。わかりました。

じゃあですね、これ新たにまたこのようなもの出すんですね。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。先ほどの指導室長根本が申しました検討ですが、検討させていただきまして、21ページ、22ページに平成24年度の各学校の研究目標、テーマ内容等が載っております。で、藤井議員さんがごらんになったのは23ページの教育委員会の指導室の事業からのほうだったんだと思います。まず1点そういうことです。

それから、教育目標等ですが、教育というのは180度回転したり、がらっと変わるものではありません。これも平成2年度につくられたものも、毎年毎年見直して少しずつ少しずつ変わっているものです。平成8年度につくられたものも、同様に少しずつ少しずつ時代の流れに合わせて変わっていきますが、ああ、変わったなというように一目瞭然というように教育は変わらないものです。

ていうのは、子供は毎年毎年1歳ずつ大きくなって成長していきますので、教育目標ががらっと変わったら、小学3年生までと小学4年生までの育ちがどうなるのかと大変不安になりますので。そういう目に見える、藤井議員が求めておられるような変わり方はしないと思います。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いや、私は変わり方を求めているわけじゃないですよ。どのように変わってもいいんですけども、永久不変なものなのかどうなのかということは今質問したんです。そしたら、永久不変じゃないちゅうことですね。

○教育長（青山壽々子君） はい。

○14番（藤井孝幸君） 時代とともに少しずつでも変わっていくと。そういうお答えいただければいいです。

で、これがね、私なんかこうやってこれを読んでも、やっぱりこのいろんな矛盾というのかね、先ほど言ったように24年度の方針があるのに、また23年度の反省があったり。そら2つを1つにしたからこういう結果になったんでしょうけども。

次に、教育振興計画ですか、計画あるものにも、やはり同じものを出すんですかということなんですよ。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど教育長が答弁したとおりですね、6月の議会に間に合わせるように、こういう形を出してくちゅうことで、今進めています、はい。ただ、来年はどうなるかっていうのは言えませんが、今回は6月はこの内容で、怒られませんかのように早目に出すようにしますんで、はい。

〔「必要ないちゅうてる」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） あ、必要ない……。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） あのね、出すのはいいいんだけども、これ6月とか9月とか出したって、阿見町の予算を6月、9月に出すのと同じなのよ。我々、あ、今年はこの教育方針で行くんだということが知れば学校も、ああ、こんなことってわかる。早目に出せばね。6月ごろに出しても余り新鮮味がないなということをつけ加えておきますね。なるべく早う出したほうがいいです。

そういうことですね、ちょっと長い時間質問させていただきましたけども、まだまだ教育委員会がわからない、理解できないところもあるし、教育委員会事務局そのものが理解してないところもあるみたいと私は感じました。だから、どっかでやっぱりね、組織なり役割なりをぴしゃっと……。委任規程とかいっぱい、この教育関係にはありますけどね、あるんですけども、やはりしっかりと組織をつくと同時に認識をしていただきたいと思うんですね。

ほんで最後にですね、この教育委員会のホームページってあるんですかね。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。お答えいたします。教育委員会うちことじゃなくて、学校教育課、生涯学習課、中央公民館のように課ごとにつくっております。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 教育委員会のホームページはないということですね。わかりました。

これは、近隣の市町村はね、全部ありますよ。美浦も。土浦、龍ヶ崎、牛久、全部。つくば。教育委員会のホームページがあります。そこを開くと教育委員会の組織とか全部出てます。で、教育委員会の議事録も出てます。で、どんな発言がしたかというのざーっと全部出てます。これを早急につくる必要があるんじゃないですか。どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ホームページのですね、システム自体がちょっと今、町としてはきつと、いろいろこう、直してくだかわかんないですけど。ともかく、議事録等はですね、4月から学校教育課のほうに出すような形に、公表するようにやります。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 質問に答えなさいよ。ホームページをつくる必要性があるんじゃないかち言ってるんだよ。で、その学校教育課とかそんなことどうでもいいのよ。ホームページを、教育委員会のホームページを皆さん方で、事務局がつくる必要性はないのかって聞いているわけですよ。必要性はあるんでしょう。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（筈留一美君） ですから、必要性はあると思います。ただ、システム自体がちょっと複雑なんで、そこらは研究させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） でね、教育委員会のホームページはないことはないのよ。あるんだよ。私も阿見町教育委員会って、こう開いたらね、阿見町教育委員会の紹介ということであるんだよ。で、住所が書いてるだけなの。教育委員会の住所が。そして、ただそれじゃなくてね、阿見町教育委員会の求人情報があるのよ。何でこんなの、求人……。誰か先生雇うのかな、先生たち、職員雇うのかなって思ったら、塾講師の求人情報が出てるのよ。

そして、これは、私パソコンのことはよくわからないんだけどもね、どっかで書き込まれたのか、外部から……。阿見町の教育委員会のとこなんだよ、阿見町の教育委員会のページを開くと塾講師が出てる。これってどういう……。どっかから入り込まれる余地がやっぱりあるわけですね、これね。だって、塾の講師なんかは教育委員会は紹介してないでしょう。しないよね、大体。だから、それが出てるちゅうことは、誰かが入ったんだろうと思うんですね。

それとかね、教育委員会の中にこんなもあるのよ。人生一人ひとりとか、こんなが出てるのね。で、これも教育委員会のページから出てきたの。それで、どこの学校のものかわからない。

だから、要は私何言いたいのかということ、教育委員会がどっかよそからジャックされないように管理をしてしっかりしたホームページをつくるべきじゃないかというふうに私は言いたいわけです。どうですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長筈留一美君。

○教育次長（筈留一美君） ちょっとそこ、わかんないです。そこは確認させてください。

○14番（藤井孝幸君） はい、わかりました。

○教育次長（筈留一美君） もしそれであれば、相当な問題になりますんで、ちょっと確認させてください。

○14番（藤井孝幸君） ほんで、もう1つ……。

○副議長（柴原成一君） 14番藤井孝幸君。

○教育次長（筈留一美君） 藤井さんのパソコンだけ入ってるんじゃないですか。

○14番（藤井孝幸君） 俺のパソコンだけか。そらあ、ないだろう。ここ印刷来てるぞ、これ。ほんで、阿見町教育委員会ってあって、これもね、チェックしてほしいと思うのは、阿見町の教育委員会ね、阿見町教育委員会が主催者の1つだった。ますますすごい。これ何。リフレーションって書いて、日本は原爆を持つうなんて書いてある。こんなものがね、阿見町の教育

委員会の中に出てくるちゅうことは、どっかからハイジャック……。ハイジャックじゃねえや、何ちゅうのかわかりませんが、サーチされたちゅうのか。

要は、もうこういうことが起こらないように、阿見町の教育委員会を開いたら、こんなことが起こらないような方法でホームページをつくっていただきたいというふうに……。つくるならですよ。よろしくお願いします。

で、私の質問は終わります。

○副議長（柴原成一君） これで14番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 通告に従いまして、まず高齢化社会に対応した地域福祉の充実策について、一般質問させていただきます。

まず初めに、地域福祉についてでございます。

当町では平成23年3月阿見町地域福祉計画を町民に公表いたしました。それまでに、今までにないワークショップという手法で多くの町民の皆様方に、この計画に携わることにより意識の高揚、そしてまた地域福祉の計画を進めるに当たって大変いい土台を築いたのではないかと思います。平成22年9月にも質問させていただきましたが、計画策定後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、シニア世代の活躍の場の提供、協働による地域づくりの現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。また、交流サロンの整備、設置について。筑見地区では孤独死対策として防災倉庫の活用で交流サロンをスタッフ27人でオープンさせております。大変にぎわっております。また、社会福祉協議会でも取り組んでおられますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

3点目として、シルバー人材センターの活動状況、課題と今後の取り組みについて。また、ハーフボランティアについてお伺いいたします。水戸シルバー人材センターでは、2月の7日ワンコインで家事を手伝うお助け隊を発足。料金は1つの仕事につき電球の交換、ごみ出しなど10分まで100円。日用品の買い物など30分まで500円。高齢者所帯のちょっと困り事をサポートするものです。

阿見町でもこういった需用に対応した取り組みはできないか。また、住民の要望の多い買い物弱者への対応について、そしてシルバー人材センターの自主事業についてお伺いいたします。

先進事例ではありますが、伊東市のシルバー人材センターでは、60歳以上の420人が会員として所属、駐車場管理や清掃など企業から請け負う委託事業が中心ですが、不景気で企業から

の仕事の依頼が減り、入会者は増えていて、何とか仕事をつくり出さないといけないと、農地法改正に伴い条件のよい耕作放棄地の再生に新会員の受け皿としております。こういった提案型自主事業についての御所見をお伺いいたします。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 高齢化社会に対応した地域福祉の充実策について、1点目の地域福祉計画策定後の取り組みについてお答えをいたします。

当町では、23年3月に、誰もが住みなれた地域で安心・安全に暮らせるよう「みんなで支える福祉のまち あみ」を基本理念とする阿見町地域福祉計画を策定いたしました。

地域のつながりと交流を推進する、安心・安全な地域づくりを促進する、地域活動・ボランティア活動を推進するという3つの基本目標を掲げ、町民一人ひとりの役割、地域の役割、町・社会福祉協議会の役割について、自助・共助・公助の考えに基づいて推進しております。取り組み状況としましては、計画の周知・啓発と、推進活動の1つとして社会福祉協議会と合同で行政区座談会を実施しております。

区長をはじめ、行政区の役員・班長・民生委員・シルバークラブや子供会等の代表者などに御参集をいただき、行政区の組織体制や連携などについて現状確認をしていただきながら、強みや弱みを知り、弱いところや課題の解決に向け何をしていけばよいか、行政区内での話し合うきっかけづくりと、課題解決に向けた取り組みの中で、今後、町や社会福祉協議会に望む支援内容などを聞かせていただいております。

筑見区のように、独自の福祉計画——これは福祉計画を阿見町のほうに持ってきたときに、これをどうやったらつくり上げられるかっていうことを役場の職員とともにね、やらさしていただきました。非常に職員と一緒にあって、この問題の解決に向けて、ああいうサロンができたのもそういう状況かなと思います。そういう意味では、やはり行政も一緒にあってやらないといけないなということでもあります。そういう中で、座談会の折には、このような先進的な取り組み事例など情報提供をしております。

引き続き、区長会や民生委員・児童委員協議会の協力を得ながら、積極的に座談会の実施地区を拡大して、行政区内の福祉ネットワークの構築を進めてまいります。

2点目のシニア世代の活躍の場の提供、協働による地域づくりについてお答えをいたします。

町では、全国に誇れる独自の生涯学習システムの1つであるふれあい地区館事業や、シルバークラブ事業など活発に活動しており、引き続き推進してまいります。

地域の交流サロンの取り組みについては、高齢者等の健康の維持管理や介護予防にもつなが

るとともに、地域コミュニティーの形成は地域福祉を推進するうえで、今後、中心となる事業であると認識しております。

社会福祉協議会においても、地域福祉活動計画の中で、サロン事業の推進についても位置づけられており、町との役割分担を踏まえ、具体的な推進方針を定めたいと考えて進めていきたいと考えております。

地域福祉の推進につきましては、地域福祉を推進する中核的な法人団体である社会福祉協議会と、これまで以上に連携を強化して取り組んでまいります。

3点目のシルバー人材センターの活動状況、課題と今後の取り組みについてお答えいたします。

活動状況の概要は、平成23年度実績ですが、年間受注件数は2,427件、前年度比で13.5%増です。年間契約金額2億3,614万5,075円、同前年度6.9%増、会員登録数は382人、1.3%の増、就業率は100%となっております。

課題としては、仕事の受注並びに会員数の拡大になりますが、両者ともに微増加傾向にはありますが、一層の受注開拓と会員拡大に努めていく必要があります。

御紹介がありました、他自治体のシルバー人材センターの各種の取り組みにつきましては、各自治体の状況やニーズを捉えて自主的に企画提案をし、国の関連補助事業を利用して実施されてるようです。

当町のシルバー人材センターにおいても、今、4月1日から広域法人化ということでなされていますので、何とか利益率を上げて、やはりやらなけりゃいけない状況にあります。そういう中で、今年度は相当経費の削減等をしておりますのでね、非常に中身も随分変わってきてるなど。

しかしながら、やはり新しい事業を今すぐできるかということ、なかなか今のところ難しいのかなと思います。こないだ、先ほど難波議員が言われたとおり、水戸の社会福祉協議会ではね、ワンコインでね、あれもこないだテレビ等でも出て、私も見させていただきました。ああいうことはいいなど。また、農業にも参入できればいいなとかね。そういう思いはしてるんですけど、今の現状の中で、すぐそちらのほうに移行できるかということ、まだまだそこまでは行っていないのかなと、そういう思いをしております。

今後やはり自主財源でね、シルバー人材センター自体が補助金をもらわないような状況で経営ができる、運営ができるような状況をつくっていくことが一番大事なのかなと、そういう考えを持っております。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。まず1点目ですけれども、地域

福祉計画の24年度は中間評価に入りますけれども、地区地域ネットワークは1つが誕生してるということですが、まずこれ各所帯に配られたわけですが、住民のほうから配られたけれども具体的になかなかつかみきれないというのが、そういった御意見がたくさん寄せられております。

そういった意味でも、もう少しまた、1年たちましたけれども、26年で一旦ここにありませうけれども、またそこで見直して、また27年からまたやるような形になってますけれども、そういった意味で今年に関してまた広報に、もう少し住民の皆さんにも知っていただくためにもそういった広報とか周知、そういったことは何か、アプローチっていうものはしていかなければいけないのではないかなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。何か考えておりますでしょうか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。地域福祉計画も22年度に策定しまして、26年度までということで実施する計画になっておりますが、これはいろいろな町の福祉計画ですね、障害者基本計画とか児童福祉課の次世代育成支援対策行動計画、あるいは健康づくりプラン21とか、阿見町の長寿福祉計画、そういうものを地域福祉計画というものに1本にまとめて推進していくというような大きな計画でございまして、それぞれの個別の計画との整合性と、その終了する年度に合わせたということで、平成26年度で一応計画期間を設定したというようなことでございます。

それで、24年度がその中間年度に当たりまして、進捗状況も把握して今後どういうふうに進めていくかというような時期に来ているわけですが、実際地域福祉を推進するに当たりましては、いろいろ区長会の役員会を通じて各区長さんにそういう計画の趣旨とか今後の取り組みについて、いろいろ御説明をさせてきたところでございますが、なかなか議員がおっしゃったように内容について、なかなか理解してもらうのには、ちょっとこちらからも周知なり、そういう地区に行つての座談会とか、そういうものが余り実施できてないというような状況がございまして、24年度中には地区の座談会も5地区ほど実施する予定というようなことで、今年度中、そういう地区を実施していくように、今鋭意進めているところでございます。

これについても、町が所管のほうだけで推進するといつても、なかなか難しい部分がありまして、先ほど答弁にも申しましたとおり、町の社会福祉協議会と合同でそういう地域福祉を推進していかなければならないというようなことで、そういう連携も強化していかないと、なかなか地域に入って具体的にどういうふうに進めていくかというような、理解を得ながら進めていくというのはかなり手間暇がかかるというようなこともございまして、一気にそれを地区に広めていくというのは、なかなか大変だつてというのが、いままで取り組んできた実感でござ

います。

ですから、今後はですね、先ほども言いましたように、そういう座談会の機会も増やしまして、地区にそういう話をどんどんしながら少しでもそういう地区を増やしていきたいと。

ちょっと余談といえますか、地域福祉に関しては、いろいろな意味で地域福祉というふうに捉える部分がございますが、高齢者だけじゃなくて、子育てから高齢者まで幅広い福祉があるわけですが、今そういう地域福祉という特別な捉え方をしなくてもですね、例えば敬老会とかそういう事業にしましても、町では会場型——地区公民館等を借りたり、会場型でやっているところと、地区の公会堂で敬老会を実施したりしてるところがありまして、大体地区のほうでは28区の行政区のほうで、公会堂のほうで実施していただいているところがあるわけがございます。

そういうところで実施している様子を見ますと、やはり実行委員会が中心となって地区の区長さんとか民生委員さんとか、あとは地区の食会の皆さんとか子供会、そういう方が、いろいろな関係の役員なりそういう人の協力を得て、そういう敬老会を実施している。そういう姿がまさにそういう地域福祉の原動力になるんじゃないかというようなことで考えておまして、そういうものをどんどん地区を増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

いろいろテーマを決めれば、いろいろ筑見区がやってるような幅広いそういう活動もできるかと思うんですが、まずはそういう、町がそういう取り組んでいるものをほかの地区にも広げていきたいというようなことで考えているところでございます。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。なかなか思うように進んでいくのは大変だなんて、十分御答弁のほうから伝わるわけでございますけれども、具体的に幾つの地区に——66行政区あるんですけれども、行かれて御説明されたんでしょうか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。この計画の最終的な目標は、全地区にそういう地域福祉活動、そういうものが……。地区によってはいろいろな方が、その地区のそういう福祉の推進役、コーディネーター役になる方が、キーになってそういうものを進めていくということになるわけですが、そういうコーディネーターの方が中心となって、最終目標としてはやはり全行政区でそういうふうに推進していけるものをつくっていきたいというのがこの計画の目標であり、目的であります。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。25年度に5つの地区が誕生するっていうことで、本当に地道な皆さんの御熱心なね、そういうお話で、必ず1地区1地区、ぜひね、ネットワー

ク——福祉地区ネットワークをやはり誕生していただくことがね、支えのまたそういった行政区になるのではないかなと思うんですけれども。

この皆さんのところに配布されたダイジェスト版なんですけれども、住民の方から本当になかなかわかりにくいてことで、6ページなんですけれども、町・社会福祉協議会の役割というところで、出ております。この町と社会福祉協議会の役割。ここで地域の空きスペースの有効活動を進めるといいますけれども、具体的に教えてくださいということで、私のところにもあったんですけど。

済いません、これはどこで阿見町やっているのでしょうか。地域福祉計画で、はい。そういうところがあれば、ぜひね、行かしていただきたいということだったんですけれど。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど私答弁した内容で5地区の座談会を実施していますというふうなことなんです、これは地域福祉に向けて、本当に地区に入って第一歩を始めたということで、そういうネットワークが構築されたというようなことではございません。

これからそういうふうに取り組んで、地区のほうでいただければというような、そういう座談会を開始したというような段階でございますので、実際そういうふうにするにすばらしい形でやっけるのは、ほかにも座談会入らない地区でも既にそういう地域——区長さんを中心にしたりして、そういうふうに取り組んでいるところもあるかと思うんですが、それはあくまでも地区の中でやっけることであって、それに町とか社会福祉協議会とか、いろんなものがそこにそれぞれの役割でかかわって、もっとその地域の課題を解決できる、みんながその地域で暮らしやすい、住みやすい地域社会、福祉の向上につながるものがないだろうか、そういうことをやっけるのが狙いなのでございますが、実際そういう地区に、今座談会で地区に一步を踏み入れたという段階でございますので、その辺はちょっと御理解いただきたいと思ひます。

あとはですね、今御質問の施設の空きスペースですか、この有効利用の活用ですかね。町と社協の役割とかいうような部分での、どういう役割を果たすんですかというようにことかと思ひますが、施設の空きスペースといひましてもなかなか今問題になるのが、子育て支援といひましてですね、いろいろ預かる場所がないとかそういう問題もあります。そういうところをですね、空き店舗を利用してそういう場所に活用できないかとか、そういうものをやはり町とか社協がその辺をやっぱり取り組んで、そういう施設の提供とかそういうものも、それは町とか社協が考へてやらなきゃならない役割だろうということで、そういうものをここに列記させていひたいというようにござひます。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。これは今後ということで、わかりました。それとですね、この地区福祉ネットワークですけれども、これを推進しているのは社協とあとはこちらのほうでいうと、そういう担当部署がやはり先導隊ということで、地域担当職員制度というか、そういうところをもっとぐんぐん進めている自治体もあるんですけれども、具体的にはそういう部署なりとか、そういうものはあるんでしょうか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。この計画を所管しているのは社会福祉課でございますが、その部署でそういう座談会とかそういうところに行って、説明をさせていただいてるんですが、必ずしもそういう、何て言うんですかね、ネットワークをつくらないとかいうものが推進できないかっていうことでもなくて、それは地域の実情に応じてそういう地域福祉の推進ができれば、ここの計画に書いてあるような形に必ずしも捉われなくても、いい形で推進できればそれはそれでいいというふうに、こちらでは判断しているところですが、なかなか説明するに当たっては、やっぱりこういう組織づくりっていいですかね、そういうものもやっぱり必要ではないかということで、こういう計画をつくって推進していくということで説明をさせていただいてるわけです。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。

○副議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時30分からといたします。

午後 2時19分休憩

午後 2時30分再開

○副議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 引き続き、よろしく願いいたします。

これは、「みんなで支える福祉のまち あみ」ということで、先ほどの御答弁ですと、これを進める行政区もあってもいいし、これに限らないというような御答弁でしたので、そういうことであれば、これはそれほど……。地域で進められるところは進めて、これに限らないところはまあ……。というようなふうに答弁でお聞きしたんですけれども、ちょっとこの意味が住民からの問い合わせは、回覧で入ったけれどもこれはどうするのかなというのが一番多いんです。

それと、あとここにふれあい地区館運営委員というのがございますね。この阿見町地区福祉ネットワーク。で、これのことについてちょっと1点だけお伺いします。

事業仕分けで、2年間の成果を見て余り芳しくなければ事業停止ということですね、事業仕分けとなっておりますけれども、かなり混乱しております。このネットワークの中で。ちょっと立ち位置、向こうの生涯学習課になってしまうかと思うんですけども、今度は届けるふれあい地区館ということで、公民館はできるだけ使わずに、公会堂を使いましょうという、それで今度は、ふれあい地区館が今度行政区の中に、行政区から選ばれてはいるんですけども、その辺が区長さんもわかっていない、そして推進員もわかっていない。

かなり地元は混乱して、公会堂にやろうとしても駐車場が多いところは入らないっていう、根本的に厳しいっていうことで、その辺の精査ですよ。本当に住民の人にやはり丁寧に、その話があったのは去年のもう夏以降で、それで25年度からとか。だから、全てが性急ですので、やはりそういったところを計画的に1つ1つ丁寧にやっていかなければ、この阿見町においても、何て言うんでしょうかね、ふれあいもあれば……。

混乱してるんですよ。ふれあい地区館もあって、それで……。そうですね、あとこういつた今度は福祉ネットワークもあるっていう、その辺のところがとても御理解いただけてないので、その辺本当に丁寧に、区長さん初め、また地区館の委員さんのところを集めて、1回さっと言っただけですので、やはり納得して皆様がやっていただけるような、丁寧な説明をもう一度やっていただけるんでしょうか。

全部で8つの地区館あります。そしてまたこのコーディネーターということにもなってますので、やはりその仕組みっていうことを言ってあげないと、かなり混乱してますので。それで2年後には潰れるかもよなんていう話がもうまことしやかになってますので、やはりその辺をみんなが前向きになれるような、そういう町でない大変に……。皆さんかわいそうだなって思います。もう一度丁寧に足を運んで、その行政区一生懸命、8つの小学区がありますので、やはりそういうところに、何て言うんでしょうかね、丁寧にもう1年ぐらいかけてやっていただきたいなと思います。

もう一度来ていただけるんでしょうか。区長さんの区長会も納得してませんので、その辺どうでしょうか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。1つちょっと勘違いなされてるかと思うんですが、1つはですね、事業仕分けをやりました。で、25年、26年度で検証するよつつうことはよかったんですけど、その後廃止っちゃうことではないですからね。これはもう平成2年から続いたんで、だから規模の縮小とか見直しっちことで、やめるっちゃうことは考えていません。ただ事業仕分けのほうでマンネリ化とかね、いろいろ言われてて、で、その意味ですから、1つは御理解願います。

それからですね、今ちょうどですね、ふれあい地区館の8つの小学校区で、合同委員会ちゅうことで、24年度の総括ちゅう形で今いろいろとやって、で、今度は25年度は新たな役員になろうかと思うんですが、その前の合同委員会っていうの、私も8つのうち3つ出る予定でございまして、ただ、先ほど難波議員さんが駐車場は狭い。確かに、じゃなくて、そういう部分については、何ら中央公民館とか5つの公民館使っちゃだめだよちゅうことじゃないですよ。これは。同じ生涯学習ですから。

だから、1つは、よく聞いてください。

○10番（難波千香子君） 聞いてます。

○教育次長（竿留一美君） 5つの公民館でやれる事業については、そこには皆さん、そこまで集まってきてくださいよちゅう、これは今までどおりやります。で、当然ふれあい地区館まつりなんか、ね、難波さんのお近くの行政区の公会堂でやれつつあって、これ物理的に無理なわけで、当然ふれあい地区館の祭りについては、例えば吉原小学校の体育館を使ったり、それから第二小学校の体育館を使ったり、今までどおり5つの公民館でやったりちゅう……。

ただ、届ける学習ちゅうのはですね、だから前にも——全協のときにもちょっと、浅野さんに言ったんだか、議員さんに言ったんだかわかんないですけど、その場所のできる、例えば飯野議員が言われるように認知症の予防の講習会をその地区だけでやるとかちゅう、身近に生涯学習を届ける。当然今度の合同委員会にも説明するし、引き継いだ新しい区長さんとか副区長さんにも当然理解に説明して。生涯学習をやめるちゅうことじゃないんで。

その場所場所に合った、例えば行政区のほうで中根地区なんかは結構小規模の行政区なんですけど、なかなか役員もなかなか難しい状況で、だから、あそこにはもう2人でも3人でもちょこっとそこ行ってやって、例えばこれ、例えばですよ、認知症の予防ちゅうのはこういう仕方だと、井戸端会議でもいいんですよ、コミュニケーションを図って、それが生涯学習ですから。

今まで66地区には——66じゃなかったかもわかんないですけど、今までその地区には1つのお店屋さんがあった。で、お店さんが集まると、みんなでお話をしたつうような、そういうやわらかいものを届けて。これは町で網をかぶせるんじゃなくて、地域のもとで住民の求めに応じて、オーバルボール、うちの公会堂でやろうよちゅうときには、じゃあうちの社会教育指導員の先生が行って、御指導をすとか、アドバイスをしてっていうような。

だから、公民館使っちゃだめ、うちの公会堂は狭いからだめ、狭いものでは、これは当然できないんで、できるものを皆さん、もっと近場に、ああ、今度はこういうことをやろうよと。今まで……。私古い、昔ちゅうか古い地区に住んでんですけど、隣の人何やってつかわかんないような時代になっちゃったんで、ちなみに隣の例えば人も一緒に行って、ちょこっとみんな

なでたまに会おうよという。なかなかみんな仕事も違うんで、なかなかみんなで集まるっっちゃう機会がなくなっちゃうんで、そういう中で、あ、あなたはこういう趣味やってたの、じゃあみんなでやろうよになればいいのかなっちゃう、そういう形の生涯学習。

届けるも集めるもみんな同じ生涯学習なんですけど、その地元のほう行って、求めに応じた形で、そんな大規模でやんなくたっていいわけで、例えば1つの地区んとこに、その地区の人らが集まって、そこを拠点にして、あ、じゃ文化財の例えば名所百選——百選まではないんですけど、そこをちょっと歩いてみようよとか、そういうものを、まあ、いいのかなと思ってんです。

だから、中央公民館でやっちゃだめとか、うちの公会堂は狭いから駐車場がない。駐車場ない、歩いてきられるような形で。その地域のものをちゅうことで考えてるんで、御理解願いたいんですけど。

はい、以上でございます。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。

〔「長いぞ。簡潔に」と呼ぶ者あり〕

○10番（難波千香子君） 非常に丁寧にありがとうございました。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 非常に丁寧にありがとうございました。やっぱりお時間……。1つのことをやる、ちょっと方向を変えるっていうのは、やはりそれだけのエネルギーがね、もう絶対に負荷がかかっておりますので、それは波が起きるのは当たり前ですので、それも引き連れて、そのような、この時代が変わってますのでね、構成を。ぜひその辺をまた皆様の情報で、住民をね、本当に引っ張っていただいでいくのが、行政の役目だと思いますので、もう丁寧に、またぜひ中に入ってください、安心するような、また形で御説明を引き続きお願いいたします。

それでは次に、居場所の交流サロンということで、ここでちょっと御質問したいと思います。

阿見町には、地域にまず居場所の交流サロン、いきいきサロンというのがやって、社協でやっているものがございます。それとあと、社協の中でやってるものが、生きがい支援、生きがい活動支援通所事業というミニデイっていうのが2つございます。ちなみにその地域でやってるのは何カ所あるのか、また補助等は現在出してるのか、また登録人数はどうなのか、また内容はこういったものをやってるのかお聞かせください。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。地域でサロン活動をしてる地区でございますが、これは15グループがありまして、15地区ですね。それで、補助っていいですか、

補助っていうのはそこに参加する方の保険ですね、けがしたりとかそういう場合の損害保険、それに加入する分を補助してるというようなことで、その15グループで、あとはそのミニデイとかそういうものに来てる方の保険料なんか含めると4,853名……。

済みません。地区としては7地区です。地区は7地区で、その中で15グループがあると。サロン活動をしてるのが15グループあると。そういうところに先ほど言いました保険の、活動保険の補助をしてるということで、約6万3,000円の、全体で金額的にはそういう補助をしてるということでございます。で、活動してる人員が約4,800名というようなことでございます。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。これは社協のところにもある、そしてまた地域にもある。そして交流サロンの居場所ということで、よその地域も調べて見ました。そうしましたところ、美浦では立ち上げということで、自分の家のお部屋を借りたりとか自宅を開放したり、また公会堂ということで、上限2万円ということでいただいております。また、土浦市においては180行政区のうち33まで立ち上げておまして、立ち上げのときには5万円、その後3年間、その後2年間は3万円ということでなっております。

ちなみにお隣の牛久市は60地区あるうちの、今現在まだ8だということですがけれども、8万円の補助金を出している。活動費を出していただいて、高齢者の交流サロンということで、認知症にならない、そしてまた孤独感にさいなまれない、そういった食べて笑ってお話する、その3拍子そろった交流サロン、いつでも行ける、そういうのが非常に喜ばれているということでございますけれども、たまたま1つのサロンに行かしていただいたときに、このサロン事業自体を、今回は何か規定とかいろんなことを考えて始まってしまったので、一旦リセットしてこのサロン事業はなしということで、保険は全てこれからいただけないということで、かなりこの保険をどこから捻出しようかっていうふうなことで、悩んでおられたんですね。

そういうことっていうのは、補助金を削って、なおサロン自体をこれからどういうふうに持っていくのか、ぜひこの場で今後の方向性をお聞かせ願えればなと思います。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほども町長の答弁にもありましたとおり、サロンの活動の取り組みについては、高齢者の引きこもりとか、健康の維持管理とか、介護予防に大変効果があるっていうか、そういうものにつながるということで、今後座談会等を通してそういうサロンの取り組みについても積極的に進めていきたいと。

これは地域コミュニティの形成が基本ということになりますので、その辺も含めて積極的に取り組んでいきたいというふうを考えておまして、先ほど議員がおっしゃったように、町では社協に委託してる生きがい活動支援通所事業ミニデイという、いわゆるそういうものと、

それぞれの地区で任意に自主的にそういう活動をしているところがありまして、その辺の整理の仕方をしまして、地区にそういうふう任意で活動していただけるサロン活動について、具体的な推進の方法、方針を町として定めて、それに全く支援をしないとかそういうことではなくて、単なる今までは活動の保険の部分だけでしたが、ほかの先進、近隣の自治体でも実施してるような立ち上げの段階で補助するとか、月幾ら補助するとか、そういうことも踏まえて、そういう推進方法を定めて、改めて推進していきたいというようなことで考えております。

そういうことですので、全く今活動保険が打ち切ってしまうとか、そういうようなことではございませんので、よろしくお願いいたします。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。ぜひ今後ともこのサロンの活動のほうは、阿見町はかなりこういう面ではおこなっているのかなというふうには思いますけれども、ぜひ楽しみにしてこれからまた立ち上げたいというね、行政区で空き家、あと1人しか住んでませんので、部屋があいてるのでぜひ部屋を使ってくださいという、そういった今ニーズがともありますので、そういうこれからは交流サロンということも1つの阿見町の生きがいにぜひ推進力で進めていっていただきたいと、ここで切にお願い申し上げます。

それで、次にシルバー人材のほうに移らせていただきたいと思います。

ここで会員数が先ほど382名ということでお話ありましたけれども、その中でですね……。382名ということで。お聞きしたいのは、100%の就業率ということですが、お一人の実務平均日数はどうなってますでしょうか。教えてください。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。就業率が100%というのは、1年を通してその人が1日でも就業すれば就業したというふうなカウントでやってる状況でございます。ですから、各個人が年間何日就労したとかそういうものについては、ちょっと今統計がちょっとありませんので、お答えできないところですが、事務局のほうでその辺は調査すればわかると思いますので、後ほどその辺の資料は提出差し上げたいというふうに思います。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） シルバー人材に登録している会員さんのほうからちらほらと聞こえているんですけども、仕事量に差があるということをお聞きするわけですけども、シルバーにはいろんな業種があるわけですけども、どういった何か配分とか、その辺はやられているのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。シルバー人材センターの仕事の依

頼先、大きく分けると公共機関ですね、町からの委託、それから民間等の仕事の依頼で民間のほうに行くと。あとは各家庭からの依頼というような、大きく分けるとそういう部門からの依頼で、割合からすると公共機関が3割、民間が6割、で、各家庭からが1割というような大体のそういう大きな受注の内容でございます。

それによっていろいろ職分が分かれておりまして、会員に登録するときには草刈りとか植木班とか、あとは清掃とかですね、あとは事務系ですね、そういうものに分かれて仕事が配分されるというようなことになっておりまして、それがその職分によってですね、やっぱり仕事の量がやっぱり多い少ないというのは、これ、当然出てくると思いますので、平均してその会員の方がですね、同じようにその仕事があるかっていうのは、なかなか難しい状況にはあるのかなっていうふうに思います。

それと、草刈りとかそういうものについてもやはり時期的な、季節的なものもあります。そういう関係からすると年間を通して決まった仕事の量を確保するっていうのはなかなか厳しい状況ではないかというふうに思います。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。そうしましたら次にハーフボランティアということで、これは西日本がかなり多いということで、おせっかいおばさんっていうか、そういう方も西日本のほうが多いわけですがけれども、こういった事業もすぐには難しいかもしれませんけれども、ぜひ先進地に行って前向きに、ぜひこういったことは需用がありますのでやっていただきたいと思うんですけれども。水戸のシルバーセンター長の方もやはり有償ボランティアということで、お金が云々というより大先輩の、超高齢者の方を支えるんだということで、みんな結束していただいたということなんですね。

だから、そういった、まずは実施事業というか提案型事業になりますけれども、そういったシルバーの法人、これから広域法人になるっていうお話ですけれども、そういった意味でもこういう自分たちで立ち上げる、これからそういった動きもぜひやらないと、これから高齢者がどんどんどんどん入ってまいりますので、その辺もぜひね、つくり上げていていただきたいなっていう、これは先ほどハーフボランティアのあくまでも仕事というよりも、もう本当にお隣をお助けするっていう、そういうような形になってますので、その辺まで広げていただければ、大変にね、価値あるシルバー人材のお仕事になる、またボランティアになるのかなと思います。

それで、岡山県の津山っていうところでも、やはりやっておりますけれども、そして特にぜひインターネットで見ていただきたいのは、熊本県の八代市のシルバー人材センターのホームページですけれども、ここは日本で一番すばらしい先進のシルバー人材センターですけれども、

もうワンコインで本当にこういった当初から500円、100円でスタッフがかなり500名近くですかね、小さい市なんですけれども、その中でエアコンフィルターとか台風のときの戸締り、あと針時計の電池の取り替え、それから灯油の入れ替え、やはり動けない人はそういうことも大変だということで、そういったことを細かにやっているってということで、ぜひ開いていただいて、参考にさせていただいて、取り入れていただければと思いますので、またよろしく願い申し上げます。

以上です。

じゃ続きまして、道の駅……。よろしいでしょうか。

次の質問に入らせていただきたいと思います。

道の駅先進地視察から見えてきた阿見町での考察について、お伺いいたします。

道の駅は昨年19カ所増え、全国で996カ所。県内は城里町、常陸太田市、境町、大子町、下妻市、行方市、潮来市、五霞町と9カ所に。今年は古河市に設置され10カ所になります。阿見町道の駅検討会議を立ち上げ3年が経過いたしました。先行事例視察に、個人的には山口県萩市にある道の駅萩シーマートと、また産業建設常任委員会では、関東好きな道の駅ランキング1位の群馬県藤岡市に、今年の2月には道の駅整備推進会議で栃木県佐野市、埼玉県深谷市と三芳町に調査研究をしてまいりました。

どこも幾つかのコンセプトを持ち運営しており、利用客でにぎわっておりました。町長初め担当執行部の皆さんも視察されておられますが、特に佐野市の道の駅どまんなかたぬまの民間企業から来ました駅長の情熱ある講演には大変感銘し、参考になりました。経営、努力、民間の力、若い人の集客が重要と力説、また1つには民間主体でやってほしい、2つにはアウトレットに来る客を狙う、3つには市民も対象とした市場にする、地産地消の食材の提供、4つにはお客のニーズに対応し改装拡大をすること、今後は商品販売の拡大にネット通販もスタートさせる、20代・30代もターゲットにしていくこと、経営者となる人は最初から、企画の段階から入り込んでいるばりばりの経営者です。やる気、意欲のある人材がいなくなかなか難しいということです。

道の駅を設置するということを考えたときに、もう少し中身の検証と施設コンセプトを明確にしていく必要があると思います。

そこで1点目、これまで調査研究された道の駅の先進事例等、参考にできる取り組みがありましたらお聞かせください。

2点目として、基本構想から今後基本計画への協議会の持ち方、推進室等の設置について、推進体制について。また、町民への意義と目的の説明等、今後の開示方法についてお伺いいたします。

3点目として、運営方法と設置場所の選択までの考え方とスケジュールについて。経営主体はどのように考えているのか。全国的にも第三セクターの問題は赤字経営が多く、問題視され、民間活力を利用したPFI方式か、公設民営か、公設公営か、メリット・デメリットについて。

4点目、他の道の駅との差別化を図り、阿見らしい魅力あるものとし、その熾烈な競争を勝ち抜いていく経営戦略をお聞かせください。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 道の駅先進地視察から見えてきた阿見町での考察についてということです。

まず1点目の先進地事例に学んだことについてであります。

先ほどもおっしゃられましたけど、先般の先進地視察には私も同行させていただきましたが、道の駅どまんなかたぬまで篠原社長のお話から学んだこと、非常に熱いお話で、誰もが何か納得したようなね、そういう感じの講演をしていただきました。そういう中で、地域活性化につながるためには商売をまず成り立たせなければならない。そのためには、民間の発想力や企画力が不可欠だと感じております。

今まで調査した中で参考になる事例としては、道の駅いたこでは、どまんなかたぬま同様、民間から駅長を招き入れ、バスを市内に走らせ、イベントを開催するなどの取り組みを行い、県内有数の来客数を誇っています。ほかにも野菜を前面に押し出したバイキングレストランで集客を図っている千葉県芝山町の空の駅風和里しばやまなどが挙げられますが、それぞれに地域の特性や地理的条件を活かした特色ある道の駅を整備しておりました。また、運営方法等についても民間委託や第三セクター等、公設民営による施設が主流となっているようです。

次に2点目の基本計画への協議会の持ち方・推進体制についてであります。

昨日、柴原議員への答弁でも述べたとおり、なるべく早い段階で道の駅を整備するための組織体制を整備し、基本計画の策定、実施計画及び実施設計につなげていきたいと考えており、改めて協議会等を立ち上げ、具体的な内容について御意見等をいただきながら事業を具体化していきたいと考えております。

町民への開示としましては、広報紙やホームページ等を活用して、意義や目的を含め、道の駅基本構想について広報してまいります。

次に3点目の運営方法と設置場所選択までの考え方であります。

これも先ほどの答弁と重複しますが、運営方法については、手法によってどういったメリット・デメリットがあるのか、どれくらいの費用がかかるかなどを十分に調査し、比較検討し…。そういうしていく必要があると考えております。設置場所についても、費用対効果等を充分見きわめながら検討しなければなりません。これらの課題の整理については今後、町内部で

検討していきたいと考えております。

質問にあります整備手法としてのPFI方式のメリット及びデメリットについてであります。一般的にPFIでは、設計から建設、維持管理までの業務を一括して長期の契約として業務を委ねるため、民間事業者の経営ノウハウや技術力を活用すること、事業全体のリスク管理が効率的に行われること、事業コストの削減といったメリットがあるといわれております。

一方、手続に多くの労力や経費などが必要になることから、ある程度の事業規模を有していなければ費用対効果が見合わないこと、逆に事業規模が大き過ぎる場合、民間事業者のリスク負担や資金調達が困難になることが挙げられます。

整備手法については民間活力を含めあらゆる選択肢の中で検討してまいりたいと思います。

次に4点目の競争を勝ち抜いていく経営戦略であります。

基本構想(案)にも記載されておりますが、道の駅どまんなかたぬまを見て改めて感じたことは、時代の変化に対応し発展し続けること、そのためには事業者に自由度を持たせること、また、最初から大風呂敷を広げるのではなく、ニーズに応じて規模を拡大していく考え方も必要ではないかと考えております。また、ほかとの差別化、つまり阿見町の特色をどう出していくかについては課題として挙げられることではあります。阿見町にはさまざまな魅力、地域遺産、ポテンシャルがあります。

整備推進会議においても、委員の皆様から建設的なアイデアがたくさん出されています。それらを十二分に活かし、阿見らしさを出せる、そういう道の駅にしたいと考えております。

○副議長(柴原成一君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) ぜひ町長の熱き思いが実現することを私も願っております。やはり人が大切、これはどこの道の駅を行っても、要はプロデュースする人で決まるなということを痛切に今回のところで感じてまいりました。

やはり山口県の萩も一緒でした。民間経営のプロデュースが来てから売れるというか、繁盛するっていうか。経営戦略が全然違うということで、もう本当に最初からぜひね、やっていただきたいと思うんですけども。1点だけ、プロデュースする、そういう人材なんですけども、どういった方法で……。もしお答えできなければ全然構わないんですけども、全国で公募するのか、その辺もしお考えがあれば。お考えっていうか、今この場で話していただけるものなら、どうなんでしょうか。

○副議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長(坪田匡弘君) どういった方を選出するのか、選出方法につきましては、まだ今の段階では考えておりませんが、公募も1つの方法だと思いますけども、具体的に本当に的確な人、この人ならと。どまんなかたぬまの駅長さんも言いましたけども、そういった方

が見つければ、その方へピンポイントでお願いするのが一番いいのかなと思いますけども、なかなか見つからなかった場合は、さまざまな方法で募集をしたりして選んでいきたい、お願いしていきたいというふうに考えてます。

○副議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、部長がお話したとおりで、やはり先ほども難波議員が言われましたし、また今回の委員長をやっていただきました石引委員長も言われてましたけど、やっぱり人がやることだと。いかにこの商売に合った人をやっぱり選んでいかなければいけないっていうのが、一番のもとだと思います。本当に篠原社長の教えるっていうのを見たときに感じました。やはりそこはもうどうしても譲れない大きな課題かなと、そう思いますんで、その点に関してもね、慎重な形で進めていきたい、そう思います。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひすばらしいものができることを期待して、次の質問に入らしていただきたいと思います。

教育行政についてお伺いいたします。

まず1点目、行政バス運行事業についてであります。町では大型バス1台、マイクロバス1台を所有し、多様な活動を支援する上で重要な役割を果たしておりますが、今回の事業仕分けの判定結果から、要改善とされました。阿見町では行政バス運行規程がございますが、PTAで使用したことがない、本部役員だけしか使えない、規制を緩めてもっと利用しやすくしてほしいとお声もいただいておりますが、そこで行政バスの利用状況と課題、今後の使用拡大の取り組みと予約方法についてお伺いいたします。

2点目として、窓ガラス飛散防止について。窓ガラスに飛散防止フィルムを張る自治体が増えております。地震などの災害が起きた際に、子供の災害を防ぐ目的でフィルムを張ると、地震や事故などでガラスの壊れた場合でも、細かく破片が周囲に飛び散らなくて2次災害を防ぐ効果があります。文部科学省の防災機能強化のための補助制度の創設でも、工事として行う場合については飛散防止フィルムが対象になっているのもそのためです。子供たちを守るためにも必要と考えますが、阿見町での状況をお伺いいたします。

3点目として学校給食についてです。給食センターでは毎日の学校給食の献立のメニューを初めとして食器や機械のメンテナンス、そして栄養士の新メニューチャレンジ、また学校給食で使用する食材と給食1食分の放射性物質を毎日測定して町のホームページに公表し、安心安全な学校給食への理解を得る努力がなされていると感じております。4月からは調理業務は民間委託になりますが、今度どうなるのかと心配されてる親御さんもおられます。そこで学校給食の食材等地産地消の割合、供給と管理の現状と今後の新給食センターでの供給と調理法の取

り組みについてお伺いいたします。

4点目として、食物アレルギー疾患を持った子供への対応についてです。特に多様化する食物アレルギーを持つ子供は、10年前に比べ倍増しております。昨年暮れ東京都調布市の小学校では、給食を食べた女子児童が食物アレルギーに伴う急性症状アナフィラキシーショックの疑いで亡くなるという痛ましい事故がありました。この問題を受け、給食のアレルギー対策が改めて問われております。そうした中先週2月28日、川崎市教育委員会のほうから2月の8日から26日に給食を食べた市内35校の小学校計61人がじんま疹や腹痛などのアレルギー症状を訴えたとの報道がありました。これらの問題を受け文部科学省は学校給食での食物アレルギーによる事故を防ぐ取り組み強化に乗り出すとのことでした。

そこで我が町の未来ある子供たちが、楽しいはずの給食で命を落とすことが絶対にあってはならないと考え、当町での食物アレルギーの子供をどのように把握され、給食の対応をしているのか。おかわり時の盲点や配り方の問題が明らかになっておりますが、どのように対応しているのか。今回教職員がエピペンの注射をためらったこともわかっていますが、教職員の緊急時の自己注射液エピペンの取り扱い、緊急時対応マニュアルの作成、教師向けの使用講習会の参加についてお伺いいたします。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 1番目の行政バス利用状況と課題、今後の使用拡大の取り組みと予約方法について、お答えいたします。

教育委員会による行政バスの利用状況については、平成24年度2月末現在の合計として、大型バスが総利用回数89回のうち49回で約55%、マイクロバスが利用回数70回のうち28回で約40%利用しております。

利用拡大につきましては、平成24年度から各学校で予科練平和記念館の見学に行政バスを利用することといたしました。行政バスの予約方法につきましては、教育委員会を通して行っております。

次に、2番目の地震等災害時の窓ガラス飛散防止対策について、飛散防止フィルム設置での安全確保について、お答えいたします。

窓ガラス飛散防止フィルムの設置につきましては、校舎・体育館に多くのガラスが使用されておりますので、費用等を考慮しながら導入可能性について検討していきたいと考えております。

次に、3番目の学校給食の食材等、地産地消の割合、供給と管理の現状と今後の新給食セン

ターでの供給と調理法の取り組みについて、お答えいたします。

学校給食の米については、町内産の米を使用しております。新給食センターの米飯調理施設稼働開始後においても同様に町内産の米を使用します。地場産野菜等の活用については、今年度1月分までの平均使用割合は42パーセントとなっています。

現在の給食センターにおける野菜類の供給管理体制については、現在の施設では野菜の前日処理を行っておりますが、新給食センター稼働後においては、当日処理することができますので、より新鮮な野菜を児童生徒に食べていただけます。給食の安全安心を保つため、今後も引き続き町が調理全般において責任を持つことを基本として調理委託を実施します。

最後に、アレルギー疾患を持った子供をどのように掌握され給食の対応は行われているのかについてお答えいたします。

給食センターにおけるアレルギーに対する配慮を要する児童生徒の対応方法については、食物アレルギー調査を実施して状況把握に努めております。また、各保育所や学校に毎月使用食材の詳しい成分内容等を記載した献立詳細表を届けております。学校では、毎年、学年の始めに、保護者に対して健康管理カードを配付して、アレルギーのある児童生徒を掌握しています。

アレルギーにはさまざまな種類があるため、個々の児童生徒への対応や応急手当等に関しては、年度当初や宿泊学習等の行事の前に教職員間で確認をしています。特に、食物アレルギーのある児童生徒は、給食献立表のほかに、給食センターで作成した詳しい成分表を保護者に配付して、事前にアレルギーの原因となる食物が分かるようにしてあります。これにより、保護者が給食で使用されている食材を確認して子供に伝えるとともに、必要であれば弁当等を持参するようにしています。

また、本町の給食では、代替食がありませんので、間違えておかわりをしてしまうことはありません。

さらに、平成20年6月に文部科学省等から出た学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインにより、教職員によるアドレナリン自己注射薬の取り扱いが可能になったことから、今後は、養護教諭を中心に校内で緊急時の対応マニュアルづくりを進めたり、全職員への講習を進めたりしていきたいと考えています。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。御丁寧な説明ありがとうございました。

まず1点目ですけれども、行政バス利用状況ということで、管財課……。済みません。教育行政ではないんですけれども、所管が管財課でございますので、この場をかりて管財課の行政バス利用状況をぜひ御説明願いたいと思います。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。行政バスの利用状況ということですので、御説明いたします。2カ年、平成23年度と24年度でお話申し上げます。23年度が大型バスが67回、マイクロバスが58回、合計で125回。平成24年度——今年度ですけれども、今年度2月末現在です。これは先ほど教育長もお話、御説明しましたけれども、大型バスが89回、マイクロバスが70回、計159回が利用状況でございます。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） あと規制がかなりあるということなんですけれども、今回何か規制を解除するようなことは考えてらっしゃいますでしょうか。例えば団体は必ず1年に1回、そして帰りは必ず5時までに帰ってこなければいけないとか、そういった規制。あと予約方法。ちょっと予約方法の答弁がな……。管財のほうでもぜひお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。事業仕分けでもいろいろ御指摘をいただきまして、今利用状況をお話しましたとおり、なかなか1年間フルに使われてないということもございますので、今回利用の取り決めに緩和したいというふうに考えています。今、難波議員が言われましたとおり、1団体、年度内には1回だけですとか、そういったものを制限を取り払いまして、なるべく多くの方に使っていただくように制限を緩和していくということで今考えております。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひそういった方法も決まりましたら、予約方法とか、ぜひお知らせ、皆さんにもわかるようお願いしたいと思います。

次2点目ですけれども、被災防止のこのフィルムのほうですけれども、ぜひ今回の補助対象にもなっておりますので、特に体育館は避難所になっておりますので、本当にガラス窓自体がたくさん使われておりますので、ぜひこの辺は安価でもありますので、精査して、ぜひ子供たちの命を守るためにもお願い申し上げたいと思います。

それで、2小学校が今年、第一小学校と君原小学校が耐震化補強をやると思うんですけれども、あと2校が残ってますけれども、そういった中で、今残ってる、今年2校はその中で順次やっていただけると思うんですけれども、その後の2校というのはやはりそれに合わせてというような形になりますでしょうか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 前倒しで。第一小とあと君原小ですか。で、来年は3校残ってますけど、吉原、実穀、本郷という形で。で、今フィルムのことなんですけど、でしょう。

○10番（難波千香子君） はい。そうです。その中で。

○教育次長（筈留一美君） これについて、今教育長が答弁したとおりですね、費用とかそういうの検討してこれから検討したいんですが。だから、ここでやるとは言えないんですよ。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ費用対効果を調べていただいて、ぜひとも多くのところにやっていただけることが一番安心ですので、そのほかにも普通の校舎もかなり残ってますので、そういったところも勘案して、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

そして、次に給食でございますけれども、地産地消ということで、先ほど阿見町はかなり、本当に子供さんから御飯おいしいよってね、本当に人気があります。特にメニューでも一番おいしいのがリクエストメニューですか、もうとってもおいしいって、毎日これだったらいいねってかかって言われてますけれども、毎日だとね、栄養がとは思うんですけれども。そのくらい給食のメニューに関しては喜ばれていて、お母さん方も本当にこの阿見町の給食はおいしいねってね、本当に言っているんで、本当に陰の御努力には、本当に敬意を表したいところでございます。

そして、地産地消ですけれども、食材別にわかりましたらお願いいたします。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長筈留一美君。

○教育次長（筈留一美君） 今ちょっと手元に資料ないんで、後で御報告させていただきます。

あれ……。

○副議長（柴原成一君） 学校給食センター所長石神和喜君。

○学校給食センター所長（石神和喜君） はい、ただいまの質問にお答えいたします。議員御質問の食材別でございますが、主なものといたしまして、次長が言ったように手元にちょっとありませんが……。主なものですね、月別に言いますと、ちょっと割合になっちゃいますが、手元にある資料で御報告いたしますと、一番多いの7月ですと町内産と県内産あわせまして72.4%が町内産——地場産物となっております。

続きまして6月が同じく阿見町産・県内産あわせまして68.6%。前後いたしますが、今の7月ですね。申しわけございません。阿見町産だけで58.4%、全て町内産の野菜を占めております。詳細につきましては、後ほど御報告いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。県では30%以上を目指そうっていうことで、本当に阿見町がもう地域のおいしい野菜をね、子供たちに届けていただいているんだなど、この数字を見ても本当にわかります。

それで、あとは献立メニューということで、龍ヶ崎のネットを開いていただくと大変にある

んですけれども、特に1食分の献立表が出てきて、放射能も毎日本当に公表していただいて、本当にうれしいんですけれども、そこに1食分のレシピとまたその写真が、もう今日食べたら今日のうちに写真が。で、お母さん方も何を食べたか、子供たちは。

ということで、帰った後に食育の話ができるということで、ぜひ業者も龍ヶ崎市は同じですので、民間委託の業者が同じですので、ぜひそういったところも、より給食、食育を身近に感じていただけるように載せていただければと思います。

また食事の中で、その中でとても評判が多かったレシピですね、みんなで作ろうってことで、そういうのもしっかり掲げて、家でも食育をしていただく。もちろん学校でもやっていただく。やはりもう良質というか賢い子供を、また健全な子供は給食から、もちろん家庭の食事ということで、その辺のところもぜひやっていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 確かに難波議員が御指摘な龍ヶ崎の見まして、今日の給食ちことでクリックすると本当においしいカラーのやつが出ます。ただですね、阿見町の場合は、ホームページの入力が、システムがちょっと違うんで、今後の研究課題にさせていただきたいんですが。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） よろしく願いいたします。そしてですね、あと昨日川畑議員も御質問されて、その資料をちょっと読ませていただきまして、今度の新給食センターの中には試作調理室っていうところも行政財産の中であるということなんですけれども、これは民間委託になりますけれども、こちらの阿見町の栄養士さんも行って、そこで試作するということでしょうか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。昨日も川畑議員に説明いたしましたけど、町の栄養士が1人それから県で執行されてる栄養教諭と栄養士で2人、で、臨時の栄養士が1人で、4人の栄養士がいるんですが、一応そちらが試作ちゅうような形になろうかと思えます。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） そうしましたら、たしか以前新給食センターに行ったときに、私たち見させていただいたときに……。食物アレルギーに移るんですけれども、給食センターで

は調理ルートというんでしょうか、そういった御説明で、ここはできるところですよっていうところがあつたと思うんですけれども、ぜひね、今後食物アレルギーのお母さん方の御苦労も大変なものでございますので、そういった負担を少しでも軽減するために、そういった、せつかく新しいとこでつくってありますので、ぜひ使っていただいて配慮をお願いしたいと思うんですけど、その辺はどのようになって……。取り組みをお伺いしたいと思います。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。先ほど教育長が答弁したとおりですね、引き続き献立と成分表ち形で保護者にお知らせしてくちゅう形をとりたいと考えております。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） そうしましたら、調理は代替食というのは、新給食センターそういったところもあつたような気がするんですけれども、当分の間はそういったことは、アレルギーのルートというのは、そういうのは考えていないんでしょうか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。アレルギーについても、多種多様ありましてですね、1つだけだつたらいいんですけどね、相当多いんです、種類が。ですので、当面引き続き、先ほど教育長が答弁したとおりになりますので御理解願います。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。最後に、たくさん多い、いろんな種類が今多いつておっしゃってましたけど、食物アレルギーでも。阿見町は小中学校では何人ぐらいのお子さんがいらっしゃるんでしょうか。

○副議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。小中学校等あわせて153名いらっしゃいます。ちなみに、一番多いのは卵アレルギーで71%、あと牛乳が30%ちゅうような形で、いろいろ重複してますんで、100%超えちゃいますけど、そういう形になっております。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。もうたくさんいらっしゃるんだなって今、びっくりしました。東京でも15%——100人いたら15人はいらっしゃるという統計がね、出てるということで、想像していた以上にいらっしゃるので、ぜひ御配慮を……。気をつけていただきたいなと思うんですけれども、人権教育指導という、そういったことも……。まあ、

いじめですかね、そういった面はどのような、そういったアレルギーのお子さんに配慮して、そういう食物アレルギーの勉強は当然されてると思うんですけども、その部分だけ1点、やはりお答えしていただきたいと思います。アレルギーの子は……。

○副議長（柴原成一君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 私が現場にいるときの様子ですと、そういったことでのいじめは発生しておりません。ただ、担任の先生等が、そのお子さんこういう事情なんだよということは説明はしていると思います。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。引き続き安全な食……。じゃあ、お願いいたします。

○副議長（柴原成一君） 学校給食センター所長石神和喜君。

○学校給食センター所長（石神和喜君） はい。先ほどの品目別の件でございますが、御報告いたします。今年度給食では年間通して27種類の野菜を食材として使用しております。そのうち阿見町産は17品目を取り扱っております、チンゲンサイ、カボチャ、オカヒジキ、ズッキーニは100%使用しております。そのほかネギもですね、町内産のネギも86.4%は町内産を使用しております。

以上、御報告でございます。

○副議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。大変にありがとうございます。お米は100%ということでもよろしいんですね。今度はお弁当じゃなくて、こういう……。ということで、量的には……。

済みません。同じという考えでもよろしいのでしょうか。残るようなことはないということで。じゃあ、ぜひおいしい献立と、またレシピと、子供さんがね、喜ぶような調理をしていただいて、提供をお願い申し上げます。

以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（柴原成一君） これで10番難波千香子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時45分といたします。

午後 3時34分休憩

午後 3時45分再開

○副議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） それでは、今日最後の質問になりますけれども、一般質問をさせていただきます。みんなの党の海野隆でございます。

前回の議会から3カ月たちまして、年末年始を挟んでですね、多くの町民の皆さんといろいろなお話しをしたり、意見を聞いたり、そういう御意見やね、声を反映して、今日は質問をいたしますので、執行部の皆さんもですね、お疲れではございますでしょうが、町民に説明すると、こういう気持ちでね、丁寧に答弁をお願いしたいと思います。

先日ですね、福島県から宮城県と、岩手県と、被災地を見る機会がございました。今なおですね、やっぱり住宅の再建もままならないということで震災の爪跡は残っておりまして、間もなくですね、震災から2年ということで、これからまだまだ大変な状態にあるなというふうに思いまして、改めてね、犠牲者に哀悼の意を表するとともにですね、被災者が全国に離散しているという状況もありますので、1日でも早く平穏な生活を取り戻す日が来ることを願っております。

それでは、一般質問に入ります。

第1の質問ですけれども、あみ大使、それから観光大使であるまい・あみ・アンバサダーというふうですけれども、このあみ大使及びですね、まい・あみ・アンバサダーというのは、阿見町の魅力をですね、内外に発信し、伝達する重要な仕掛けだというふうに思います。それぞれの利活用の現状と今後の活動について伺いたいと思います。

阿見大使についてはですね、天田町長が誕生して公約に掲げられてですね、あみ大使設置要綱というのが平成22年5月にできました。その第1条にですね、目的が書いてあるんですけれども、阿見町の魅力を全国に紹介するとともに、町への有益な情報の提供、提言及び助言を受けるというふうに書いてあります。全体ではですね、8条までの簡潔なものですけれども、これまでにですね、あみ大使にふさわしい多くの方々がですね、大使に委嘱されて御活躍されているというふうに思います。先日も、昨年でしたか、まい・あみ・まつりのときに紹介がありましたけれども。

そしてもう1つ、観光大使であるですね、まい・あみ・アンバサダーについては、毎年まい・あみ・まつりで多くの町民の皆様の前で、阿見大好き人間と書いてありますけれども、自己アピールをしてですね、面接を——ステージを行って、そこで公開のオーディションで選出されるというふうになっているようですね。ここにも実行委員長経験者がね、いらっしやいますけれども。まい・あみ・まつりにはですね、多くの町民が集まってきます。公開オーディションで行うというのはですね、選定事態で非常に注目をされるということになります。

平成24年度の——昨年度ですね、まい・あみ・まつりでは、初めて男性のアンバサダーが選ばれたということで、広報あみにもですね、町長を表敬訪問をした姿がですね、大きく1面に載っておりました。これからの活動に対する意気込みを語ったと、こう広報あみに掲載をされておりました。

その後私もですね、さわやかフェアであるとかですね、商工まつり、こういうところで多分お会いしたのかなと思っております。一緒に写真撮ったような記憶があります。広報あみにはですね、まい・あみ・アンバサダーのですね、具体的な仕事として、何かシーテックジャパンというのがあるようですけど、それを皮切りにですね、県内外のイベントで阿見町をPRして、観光大使としての活躍が期待されていますと書かれております。

改めて、あみ大使及びですね、まい・あみ・アンバサダーの活動ぶりについて、以下お伺いしたいと思います。

1番目から5番目まであります。

1番はですね、あみ大使及びですね、まい・あみ・アンバサダー、これの選考基準及び選考方法について。先ほどアンバサダーについてはお話申し上げました。多分これで間違いないと思います。

2番目はですね、一体今あみ大使は何人いてですね、どういうメンバーになってるのかと。その現状のメンバーについてお伺いしたいと思います。

それから3番目はですね、この……。常勤ではないと思いますけれども、それぞれ身分的な位置づけというのはあると思うんですね。この身分的位置づけはどうなっているのか。それから、その報酬ですね、報酬についてもお伺いしたいと思います。

それから4番目、先ほどもちょっと、何でしたっけ、シーテックジャパンと書いてありましたか、そういう場ということなんですけども、活躍の場、活動の場ですね。どういう場面で活躍されているのか。今年初めてではありませんので、もう何回か重ねてるわけですから、利活用の現状についてですね、お伺いしたいと思います。

5番目、最後ですけども、今後のあみ大使及びこのまい・あみ・アンバサダーのですね、活動のあり方というんですかね、今後どういうふうに使っていく——使っていくとちょっとね、怒られちゃうんですけども、使っていくのか。そういうことについてお伺いしたいと思います。

残余の質疑は自席で行います。質問席で行います。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） あみ大使及びまい・あみ・アンバサダーの利活用の現状と今後の活

動のあり方について、1点目の選考基準及び選考方法ですが、あみ大使は、あみ大使設置要綱により、町にゆかりがあり、町に対する理解・関心及び愛着を持ち、それぞれの専門分野において活躍する著名な者のうちから、町長が委嘱することとなっております。

アンバサダーは、まい・あみ・アンバサダーに関する規定により、阿見町の広報・宣伝にふさわしい明るく健康な18歳以上の町内居住または通勤通学する者をまい・あみ・まつりにおいて選出することとなっております。

2点目の現状のメンバーですが、あみ大使は、ノブ&フッキー、薬師るり、藤田加奈子、メアリーデイズストーリーの4組、アンバサダーは、現在、安見由香里さんと片岡優季さんの2名です。

続いて、3点目の身分的位置づけ及び報酬ですが、あみ大使、アンバサダーともに正式な身分保証をしておらず、あみ大使は無報酬、アンバサダーは1日1万の謝金を支払うこととなっております。

4点目の利活用の現状ですが、あみ大使では、藤田さんに町のイベントでの司会を依頼し、他の方には歌や物まねでの出演をお願いしております。アンバサダーには、町内外のイベントでの観光PRなどを担っていただいているところです。

最後に、5点目の今後の活動のあり方についてですが、あみ大使は、阿見町の魅力を全国に紹介するとともに、町への有益な情報の提供・提言を受けるために設置しておりますので、大使としてふさわしい方がいれば積極的に委嘱し、町と大使の双方が成長していけるような関係を構築していきたいと考えております。

アンバサダーには、これまでどおり年間15回を超える活動を通じて、町の交流人口の拡大に力添えをいただければと考えております。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） わかりました。現状のメンバーは4組ですね。それとアンバサダーは2名ということで、アンバサダーは年間15回ぐらい活動の場があると。これ後でちょっと具体的にですね、どんな……。さっき私がそちらで質問したようにですね、シーテックジャパンというところがあるようですけれども、その15回の内訳ですね。どんなところで具体的にどういう場面で活躍されてるのかということ、これをお聞きしたいと思います。ちょっと待ってくださいね。

それと、あみ大使というのはですね、今町長もおっしゃいましたけれども、私も先ほど言いましたけれども、町に対してですね、さまざまなですね、提言もいただくと。こういうことになっているようですけれども、先ほどね、お聞きした4組の中ではですね、加奈子さんかな、藤田加奈子さん、この方はさまざまな場面でね、図書館の何か読み聞かせでもお話になってい

るようですけれども、しかしそれ活動であって、あみ大使本来のね、あり方からすると、もう少し町とですね、あみ大使がですね、懇談の場を持ったり、それから阿見の魅力をですね、お伝えしたり、それから発信してもらったりということが必要なのではないかと思います、2点について、現状のメンバーの確認と、それからまい・あみ・アンバサダーのね、年間15回、具体的などという場面で活動してるのか。それから、あみ大使ですね、このあみ大使の具体的に提言などをもらっているのかどうかってことをお聞きしたいと思います。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。それではですね、私のほうからまずまい・あみ・アンバサダーのですね、年間の行事についてざっと大まかに御説明します。

ただいま海野議員からありましたシーテックジャパン等が23年は幕張メッセでありましたが、こういったところにですね、出席していただいと。それから町内ではですね、町民運動会などの赤い羽根募金を社協と共同で行っていただく、それからあみプレミアムアウトレットの場内でやっておりますまいあみマルシェ、こちらのほうに参加していただく、あとは茨城の観光キャンペーンというのがありますが、そちらのほうでも春秋等のキャンペーンに参加していただく。あとはさわやかフェアですとか阿見大好き青空市、あとJAがですね、スイカ等のキャンペーンということで、東京の市場等に一緒に行っていただくというような、そういったのがですね、主に延べ大体15回ぐらいの活動をされているというようなことでございます。

で、提言等につきましては、ちょっと商工観光課長のほうから御説明いたします。

○副議長（柴原成一君） 商工観光課長鹿志村浩行君。

○商工観光課長（鹿志村浩行君） はい、お答えいたします。あみ大使からのですね、提言についてでございますけれども、こちらにつきましてはですね、あみ大使を代表する形で1つはですね、阿見観光協会ですね、役員になってもらいまして、毎年ですね、御提言をいただいとということですね。

それからもう1つですね、今年はですね、総合計画審議会——総合計画のですね、検討をしておりますけれども、そちらのメンバーにも入っていただきまして、非常に貴重な御意見をいただいとというような状況でございます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 多分藤田さんですよ。ほとんど藤田さんしか、実際にはやってないという……。今おっしゃったのは全部藤田さんだと思うんですけども。ちょっとね、平成ね、22年の5月にね、設置して、もう3年になんなんとするんですよ。その中で、私は阿見町からね、本当にいろんな方々がね、全国で活躍しているのではないかというふうに思うんです。

具体的に本当に全国で活躍されてる方をね、よく知っているんですよ。阿見にですね、かか

わりのある方でもっともっとたくさんいるはずなんですよ。それで、昨日今日とね、いろいろ話してみますとね、町をどういうふうに活性化するかとか、それから企業を誘致しようとか、いろんな話が出ています。さっきも控え室でですね、最後は人脈だよななんていう話が出たんですが、やっぱりね、人と人とのつながりを活かしてですね、この町を活性化する。こういうことはとても大事なことだと思います。

で、このね、ふるさと大使というかね、あみ大使をですね、使わない手はないと思うんです。その割にはね、熱心じゃないっていうのかな、3年間で4組っていうか、4名ですけどもね、4組しかあみ大使をね、委嘱できなかったっていうのは、どういう、これ、原因なんですか。もともと適当な人がいないのか、それともあんまりあみ大使について重要だと思っていないのか、どちらですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。平成22年にですね、そういった要綱を設けまして、選考委員会っていうのを内部で——庁内で組織しまして、その中にですね、いろいろな考えられる阿見町にゆかりのある方々をですね、いろいろこう選考してですね、で、そういった方がよろしいだろうっていうことで決まって、内々にちょっとお話等させていただいた中でですね、御快諾いただいた方々について22年度は3名を任命させていただいたというようなことでございます。

で、その後に1組を追加したということでございますので、その中でですね、海野議員がですね、そういった人脈で、例えばほかに活躍されている方がいればですね、ぜひですね、御紹介していただいた中でですね、そういったことで、もっともっとですね、大使を増やしていければと考えております。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そういう言い方はね、まずいんですよ。ね、私はどうして4組——4名しかね、誕生しなかったんですかって聞いているのに、執行部からね、議員にも人脈があるから紹介してくれと、こういう答弁はちょっとやっぱり私はおかしいと思うんですね。私の質問に答えてないってことになります。

まあね、答えがないんでしょうから、もうこの質問はこれで終わりにしますけれども、全国ふるさと大使連絡会議ってのがありますね。で、これは全国のもですね、こういったあみ大使とかですね、多分あみ観光大使——アンバサダーですね、この人たちが個人でも入っているし、それからその自治体でも入っています。その全国大会もやってるようですし、例えばね、第65号っていうのかな、ふるさと大使かわら版っていうのがあってですね、これ2012年の秋の号ですから、昨年のもですね、秋に発行されていますけども、そこにね、全国のふるさと大使の現況

がね、きれいにまとめられています。

それによりますとですよ、全国のふるさと大使っていうのは538団体あるんだと。で、市町村を軸に前年比40団体も増えた。で、2011年10月以降の1年間に制度を創設した自治体や団体は36団体もあると。新たに制度を加えるとですね、538団体606制度に達してるっていうんですね。これはやっぱり全国の自治体ではですね、こういった人脈をですね、いかに全国に広げて、それから情報、それから交流人口を増やそうという努力をね、必死になってやってるんですよ。

特にですね、市町村の取り組みが目立ってるっていうふうに言ってますね。1つの……。ここもですね、言ってみるとふるさと大使みたいな制度が2つあるわけですね。どちらかという町外——阿見町の外に住んでいる人たちにあみ大使というものを委嘱すると。それから町内から発信する人たち、この人たちをアンバサダーというふうに分けている……。分けていてやってるのかどうかわかりませんが、実質的には分かれてるような形だと思うんですね。

で、いろんな先進的な自治体を見るとですね、幾つかの制度を持ってですね、それでもってこれを活用しようと、こういうふうにな、やっているようです。再編したり見直したり、新たな制度を創設したりですね。とにかく利活用に躍起になっているというふうに書いてあります。

いろいろ書いてあるんですけども、今後ですね、やっぱりあみ大使、これは本当に3年間でね、阿見にかかわる人がね、4名しかいないのかと。ちょっとね、これね、やる気を疑ってしまうようなね、やっぱり実績だと思うんですよ。ですから、このあみ大使、それからまい・あみ・アンバサダーね、こうしたふるさと大使というようですけども、今後ですね、道の駅もさっき質問に出ました。とにかく交流人口を増やす、阿見の魅力を発信する、こういうね、人的なネットワークをですね、重厚につくっていくと。そのやっぱり重要なね、仕掛けであることは間違いないんですよ。

私もですね、さっきの観光の話で、観光協会とか観光ボランティアガイドの会なんてのがあって、私も観光ボランティアガイドの会の一員——何人か議員も一緒にいらっしゃいますけども、そういうことも含めてですね、今後職員からですね、さまざまなアイデアを出していただいて、活性化を図っていただきたいと思うんですよ。

で、1つは全国ふるさと大使連絡会議に加入してですね、さまざまな情報を収集するという、あるいはまた新たなね、制度を創設したりしてですね、人脈、人的なネットワークをつくると、こういう気持ちがありますか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。そうですね。そういった連絡協議会っていうのが、ちょっと私も存じておりませんでしたので、そういった中にぜひ加入してですね、情報収集して

ですね、そういった交流人口をですね、拡大に図っていきたいと考えています。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 町内でね、知り合いの人からですね、水戸大使とかね、いばらき大使と
かってね、たくさん名刺もらうんですよね。やっぱり水戸出身の人なんですよね。ですから、
ぜひね、報酬もないっていうことであれば、1年に一遍ぐらいね、阿見の特産物を送って、阿
見のこと忘れないでって、そういうことをやっていただくとか、そういうことも含めてですね、
やっていただきたいと思います。

それで、先ほどですね、まい・あみ・アンバサダーというのはですね、町長2名とおっしゃ
いましたか。これ、3名の間違いじゃありませんか。広報のね、去年の11月号にはですね、写
真入りでですね、3名のまい・あみ・アンバサダーがですね、誕生した……。誕生というか選
任をされてですね、並んで写ってるんですけど、ちょっと確認したいと思います。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。3名の方を任命させていただきましたが、その後です
ね、ちょっと欠格事項がございまして、お1人の方におやめいただいたというような経緯でご
ざいます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 欠格事項があったということなんですけど、先ほどね、一番最初に身分
的位置づけというものをお聞きしました。あみ大使はですね、阿見町のですね、設置要綱とい
うのがあってですね、それに基づいて選ばれてるようなんですけれども、このまい・あみ・ア
ンバサダーというものはですね、どうもさっき言ったっしょ、公開の場でね、大勢の町民が集
まって——何人ぐらいいましたかね、五、六百人、1,000人ぐらいいたかもしれませんね、そ
ういう場で公開のオーディションでね、しかもたった1人が選ぶんじゃなくて、何人もで選任
して選ぶということになってるんですけど、この人たちの何か、まい・あみ・アンバサダーを
ですね、選任するあるいは設置する要綱みたいなものってのは、どこかにあるんですか、これ。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。まい・あみ・アンバサダーに関する規定っていうのが
内規で設けておりまして、その中にですね、アンバサダーにつきましては、実行委員会と契約
を締結。

○5番（海野隆君） 実行委員会。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。まい・あみ実行委員会ですね、と、契約を締結してで
すね、1年間活動していただくということになっております。その内規に——規定にはですね、
規範としまして、行動の基準っていうのが設けてございます。その中でですね、契約期間中に

ですね、次に掲げる行為をしてはならないというようなことで、4項目ほど挙げているんですが、ちょっとその挙げた項目に対しまして該当したものですから、実行委員会とですね、当人と話し合っていた中ですね、おやめいただいたというような経緯でございます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） おやめいただいたというのは、本人がですね、納得して辞職するっていうかな、普通はそういう形をとりますよね、普通はね。やっぱりこの欠格事項に該当するので、そうよね、そうだったねということで、普通は言ってみると自主的にね、辞職をすると。こういう形になると思うんですけど、今回のやめ方はどういうやめ方だったんですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。そういったことが判明しましたのでですね、本人がお越しいただいた中ですね、実行委員長とですね、それから名誉会長である町長と本人と3人で話し合っていた中ですね、それでアンバサダーをですね、おやめいただいたというようなことでございます。

○5番（海野隆君） いやいや、だからおやめいただいたじゃなくてどういう形だったんですか。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） どういう形だったんだって話をしてるんですよ。普通はね、おやめいただく形があるでしょうって。ね、自主的に辞職をするとか、通常はそういう形ですよ。納得すれば。ね。そうじゃなくて、どういう形だったんですかって聞いているの。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。実行委員会ですね、委員長、それから名誉会長のですね、決済を受けまして解任というような形をとらせていただきました。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうなんです。解任してるんですよ。実行委員長の名前と町長の名前で解任通知を本人に渡して。これ、町長にお聞きしますけど、欠格事項でね、解任せざるを得なかったっていうそういう事情ってのはあったんですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。先ほど申し上げました規範の中にですね、してはいけない行為っていうようなことでですね……。

○5番（海野隆君） 具体的に言って。

○生活産業部長（篠崎慎一君） アンバサダーの名を用いてですね、実行委員会の指名する以外の職務に服することとかですね、それから職務の範囲を超えて行動することっていう、そう

いったことがですね、アンバサダーにふさわしくないと、そういったことで認められましたので、そのことをですね、御本人にお話してですね、解任したというようなことでございます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 僕ね、怒ってるんですよ。はっきり言って。ね。23歳ですよ、まだ。若いね、将来のある人。しかもですよ、阿見大好きっていうことでね、あのまい・あみ・まつりの、しかも何百人っていう目の前で選定されてるんですよ。その人たちをどうして解任できるんですか。ねえ。将来にやっぱり……。いや、納得してればいいですよ。納得してないでしょう、これ。こういうね、将来のある人物に対してね、これは解任ってのは首ですからね。しかも欠格事項だ、欠格事項だと言って。これ一体どんな欠格事項があってね、どうしたら解任できるんですか、町長。

○副議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私は当人は納得していたと私は思っております。そして、私も非常に残念なんです。もう何としても男のアンバサダーがいないとまずいなっていう思いでね、本当に期待して期待して非常にその熱っていうか、そういうものもひしひしと伝わってきた人なんで、本当に残念だなと思います。

ただし、そういう状況であったものですから、やはり……。彼は、私は納得したと思いますよ。海野議員にはどう言ったかわかりませんが、私と話してた中では納得してたと、私は感じてます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 納得していないから僕のところに話に来るんじゃないですか。納得していればそんな話来ませんよ、全然。ねえ。それでね、やっぱりずばっと解任ですよ、解任。これはね、要するに解任されるっていうのは、通常会社だって一緒ですよ。これ懲戒免職みたいなものでしょう。免職なんだから。ねえ、23歳でね、阿見大好きって言って、みんなの前で選ばれて。これはね、やっぱり僕は相当性を欠くと思います。この取り扱いは。

だから、私としてはね、今回のね、悲しいような話ですよ、この話はね。悲しい話。それで、町長はですよ、自ら選定委員になって選んでおいて、ねえ、どんなことがあったのか知らないけど、解任の……。これはもう解任しようがないなっていう欠格事項に該当したと私は思いませんね。全く、話し聞いて。ね、だから納得しないんですよ。だから、それをね、町長の名前も入ったやつで解任通知を出す、これはね、こんなひどいことないですよ。私はね、これ、大いに反省を求めたいと思いますが、どう思いますか。

○副議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それは、海野議員がその内容等を本当に知らないっていうことであ

って、ほかの人たちは、ある人間たちは知ってるんでね、あなたは何でも聞いてくれば、それをどんどん問題視するけど、そうではないんですよ。

私も本当に残念なんですよ。彼を本当に買ってたし、今後また農業等でね、また力を与えてもらえんじゃないかなって、そういう期待もしてます。今後本当にまだまだ期待できるすばらしい人間なんで、このぐらいのことでは彼はめげません。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それはわかりました。しかしね、人間ってね、わからないもんです。ね、どんな、どんな状況の中で、どういう対応するかってわかりませんよ、そんなの。めげませんって言ったって。

それでね、はっきり言うと、私はどんなことで解任したんですかって聞いてるんだけど、それは答えられないということになりますよね。今話をやりとりしてると。いや、言っただけが一番いいんですよ。そうすれば私、納得すればそれで、ああ、そりゃあしょうがないねと、こうなるんですから。でも……。言います。

〔「言ったほうがいいよ、はっきり」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） それ、じゃあ言ってください。

○副議長（柴原成一君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） お答えいたします。この議場でですね、その事例を言って、事をちょっとですね、報告するっていうのはですね、将来のこともありますので、手元にペーパーがございますので、それをですね、議員さんのほうにですね、お配りするっていうようなことで、それで御理解をいただきたいと思います。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） わかりました。いずれにしても、本人はね、納得していないようです。はっきり言って。ですからね、何か事情を知ってる人が何人かいて、その間にね、入った何か関係者もいるようですが、その人たちがどういうふうにもね、納得して、解任っていうことをね、認めたのか、これはちょっとね、私としてはちょっと腑に落ちないなと思っております。いずれにしてもこの問題はこれで終わりにします。先ほどね、まいあみ大使……。ごめんなさい、あみ大使ですね。あみ大使。それからまい・あみ・アンバサダーのね、今後の利活用、これをお願いして、まず第1問の質問を終わりにしたいと思います。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それでは次にですね、環境省がですね、平成25年の2月の15日にですね、汚染状況重点調査区域における進捗状況調査の結果というものをですね、発表いたしました。これはですね、新聞報道もされました。幾つかの新聞報道されまして、その新聞報道の中にね、

ちょっとこれ、阿見町はほかの市町村と比べてね、この数字はどうなのと。こういう話をね、たくさんの人からももらいました。

新聞記者からももらいましたけども、同僚議員もね、同じように新聞記者から問い合わせがあつてですね、いやあ、ちょっと私もわからないという話をしたとかしないとかって話をしておりますけれども、環境省のですね、除染サイトというところにですね、アップされております。で、多分報道は、その除染サイトを見ながら記事を書いたのではないかと推察をいたしますが、マスコミが報道することによってですね、そういう町民の中でね、疑問というかな、どうなってるのっていうことで、たくさん問い合わせをいただきました。

私もですね、読売新聞も書いていて昨日見していただきました。それから常陽新聞も見させてもらったんですけど、この報道を見比べてですね、今回質問をさせていただきます。

阿見町のね、放射能対策については、いち早くですね、放射能対策室を新設して専任職員を配置するというのでね、これまで進めてきたっていうことで、町民の中からもですね、一定の評価をね、私は受けてきているのではないかと思います。しかし、言えばですよ、言えば、その放射能対策室にですね、健康に関する疫学的な知見を有する保健師が配置されなかったとか、それから放射能によるですね、健康影響についてはですね、なかなか全員の町民のね、希望を、希望どおりには取り組めない。こういうことがあったとは思いますが。

以下の質問をさせていただきます。

1番目、改めてですね、改めて、これ完結に結構でございます。まあ、そもそも方針も実施計画も薄いものですからね、完結に述べていただいてもいいんですけども、阿見町放射能対策方針及び除染実施計画について概要をお伺いします。

それから2番目、今回発表されたですね、平成24年12月末の阿見町の進捗状況。改めてこれね、新聞の発表とね、比較して、この場をおかりしてっていうわけじゃないけれども、しっかりと町民に説明をするということをお願いしたいと思います。

3番目、私は実は新聞を読んでも除染サイトを見てもですね、阿見町の現時点での進捗状況がよくわかりません。24年3月にはもう除染が終わったみたいなことも書かれてるし。ですから、その進捗状況についてお伺いします。

4番目はですね、これ、今のことと関連するんですが、除染実施計画の目標があったんですけども、それとの達成時期。終わってれば終わったということで教えていただきたいんですが、以上の4点をまず質問したいと思います。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 阿見町の除染進捗状況と目標達成の見込みについてということで、非常に阿見町は前にも文科省で空からのものでも非常に問題視されて、非常に文科省も随分間

違ったってということでやられましたけど、今回もそのような状況です。

阿見町の除染の進捗状況と目標達成の見込みについての御質問で、まず、2月15日に環境省の除染情報サイトに発表された平成24年12月末時点での汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況調査の結果についてであります。一部数値に誤りがあり、環境省から訂正をしたい旨の連絡がありましたので、まず皆さんにお知らせするとともに、お断りしておきたいと思えます。

1点目の阿見町放射能対策方針及び除染実施計画についてであります。町の放射能対策に関しては、阿見町放射能対策方針に基づき実施し、その状況を公表しております。

概要を申し上げますと、放射線については、子供関連施設等の定期測定、一般家庭・事業所を対象とした訪問測定、通学路の走行サーベイ等を行っております。また、放射性物質については、食品放射能測定システムにより給食、農産物等の測定を行っております。

さらに、除染事業については、計画期間を平成23年度から平成25年度までとした阿見町除染実施計画を別途策定のうえ、この計画に基づき実施し、その状況を公表しております。

2点目のこの情報サイトにおける阿見町に関する情報は、住宅については、県営住宅5棟が実施未定であるので予定数は5棟、その他公共・民有施設については、国県の4施設が実施未定であるので予定数は4施設、道路については、県道50,900メートルが実施未定であるので予定数は50,900メートル、農地・牧草地については、対象外であるので予定数はゼロ平方メートルというのが正確な、これが正確な情報になります。

3点目の現時点での進捗状況についてであります。除染事業については、阿見町は県内でもいち早く取り組んでおり、平成23年度中に小中学校等の除染事業を完了させております。ちなみに平成23年度の除染事業に対する国補助金は約1億4,400万円となっており、県内では最大規模の除染事業となっております。

次に、平成24年度においては、引き続き公園や街路樹にある常緑樹の強剪定を行ったり、テニスコートの人工芝を張り替えたり等の除染事業を実施しております。

最終年度の平成25年度においては、前年度までに集中的に実施した除染事業の成果を監視するため、除染実施箇所の放射線量の測定という事後モニタリング事業を行っていきたいと考えております。

4点目の除染実施計画の目標と達成時期についてであります。阿見町除染実施計画の目標は、自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指す」ということでもあります。この目標は、広報あみ3月号において、訪問測定の結果から追加被ばく線量は年間1ミリシーベルトを下回っているとした計算例を載せているとおり、これまでの除染事業、日常の清掃作業、放射性物質の自然減衰、ウエザリング効

果等により、現時点において達成できているものと判断しております。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 先ほどですね、この環境省のほうからね、訂正をしたいと。こういうふうに話をして、これいつ、いつ環境省のほうで訂正したいって言ってるんですか。僕今朝ね、この除染サイトの数字とってきたら全然変わってないですし、それから数字も全く同じになっているようですけども、いつですか、これ。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。それでは、これまでの経過についてですね、御報告申し上げます。

御指摘のように平成25年2月15日の環境省除染情報サイトにですね、関係各県及び茨城県内の市町村の進捗状況が、これは24年12月末時点でございますけども、公表されてございます。その中で阿見町が突出して除染が進んでるように表現になっておりますが、町からの報告では、環境省から承認をいただきました阿見町除染実施計画に基づきまして、区域指定された範囲、これは23年の8月、皆さんも御存じのように、文部科学省の航空モニタリングで阿見町全域の約90%以上が0.23を超えてるといような報道がございました。

それに基づきまして除染実施計画を立てたわけでございますけども、この報告ではですね、対象面積も含めた詳細測定をした後にですね、除染対象施設とそれ以外に分けて報告したものでございます。誤って公表された施設等は、年度内に除染を完了させるなど、一切報告してございませんので、この場をおかりしまして御報告申し上げます。

ところが、環境省の除染情報サイトのフォーマットでは、対象区域外あるいは除染の必要のない延長や面積も表現されてございます。あたかも地域指定区域内の住宅地や農地、放牧地、それから道路の全延長を除染するような表現になっておりますが、この表現に対しまして11月に第1回目の公表がされてございます。このとき、私のほうから指摘をしてございます。

それから、再度ですね、新聞等——2月の20日に常陽新聞、3月3日に読売新聞のほうから報道されたものですから、私のほうから再度環境省水・大気環境局及び関東地方環境事務所に連絡を入れですね、阿見からの報告書どおりに訂正していただくように抗議をしたものでございます。環境省へは除染情報サイトに正確な数字に訂正するように求めて、そのように直すと、作業を進めるということでしたが、現在のところまだ直ってございません。

で、これも今、環境省の関東地方環境事務所ともう既に訂正してほしい数値等は申し込んでありますので、じき直るかと思っております。

私どももこの2年間放射能対策をやってまいりまして、この報道がなされたということは非

常に残念でございます。

以上でございます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 安心しましたよ。私はさっきからね、いろいろホームページをつくりま
すとか何とかたくさんね、やりとりがあつて、ホームページのことはいろいろ載ってましたね。
ただ、これホームページに載ってるんですよ、除染サイトに。で、これをね、町長はもちろ
ん見たことないでしょうけれども、見たことありますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 読売新聞等でね、そういう旨の数量等は見ておりますけど、あと、
もう次長等で報告はいろいろ受けております。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 第1回目、つまりね、24年8月末の数字そのものがおかしいわけですよ。
ね。それでね、これ11月っておっしゃってましたっけ。実際に除染サイトに掲載されたのが。
それからね、12、1、2って3カ月もたってるんですよ。もうその時点で本当は訂正を申し入
れて、しっかりと環境省にアナウンスすべきだったんじゃないですか。これ、このまま結局8
月末も訂正されていない、で、11月末……。あ、12月末だっけ、ごめん。そうだな、12月末も
訂正されていない。その結果がこうやって読売でも常陽でも数字として載ってしまうわけです
よ。

これやっぱりね、そのほかの市町村と比べると明らかにね、全然違うんですよ。だからこれ
は、やっぱりね、まあ、僕はだから大野室長がね、見てて、それで環境省に言ってるんだとい
うことで、回答があつたのでね、それはよかったなと思ってるんですけど、それにしてもね、
環境省の対応も遅いですね。やっぱりこれは、放射能っていうのはね、やっぱり実際の数値と
か、それもあるけれども、やっぱりその風評とかいろんな問題があります。

で、今後この阿見町、それでなくてもね、県内で相当高い数値を文部省の空影で出たわけ
ですから、その風評を必死になって振り払ってるときですよ。だからそれをね、やっぱりきち
んと正しい数字に載せていくということをお願いしたいと思います。

で、続いてね、その放射能対策と計画の話なんですけれども、0.23マイクロシーベルトかな、
年間1ミリシーベルトにするというのが目標だと思うんですね。それで私も改めてね、町内放
射線量マップというものを久しぶりに見てみました。これ24年3月ですね。そこに書いてある
のは、基本的には日常生活を制限するレベルではないと書いてありますね。しかし、そうは言
っても相当0.350まで……。以上もあるかな。相当メッシュでね、書いてあります。

それで、最近のね、小学校施設内放射線量マップ測定記録ってのがあります。第3回はね、

24年の10月になってますよね。なってます。それで、計画ではね、24年の3月に全て大体終わったんだと、完了したって書いてあるんですけど、この数字を見てみるとね、まあ、小学校の名前は言いませんけれども、0.23よりですね、高いところがね、幾つもあるんですよ。場所によっては。0.238とか0.276とかですよ、264とか、たくさんあります。10月の時点ね。24年10月。

それから施設の話ですね。霞ヶ浦……。済みません。施設の放射線量マップでもですね、これはホームページ載ってるからいいでしょうけども、これも0.23を超えたところがね、箇所ですけどね、全体としてどうかわかりませんが、高いところなんかは0.254とかってあるんですね。これいつはかったのかなと思ったら24年12月の6日にはかっているんですね。こうやって、たくさんね、終わったと言っているんだけど、実質的には、そのね、地点地点で0.23を超える場所があると思うんですよ。

そうすると、この場所をどうするかっていうね、やっぱり……。基本的には定期的にはかかって、どういう指導をしてるのかわかりませんが、どうするかっていう問題は出てくると思うんですよ。これについてはどうですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。ホームページに載っているようにですね、24年10月とか、あるいは24年12月という小中学校の放射線マップ、それから公園のほうもですね、今49カ所ほどホームページに載っておりますが、いずれにしても除染は完了はしたんですけども、まだ部分的に、御指摘のように高いところございます。これにつきましては、今臨時職員2人で測定を再度しながら、部分的な除染をしてございます。

1つ例を申し上げますと、例えば阿見中学校の体育館にですね、雨どいの流れてくる升が、集中した升があるんですが、これが詰まってしまって、その部分で高いところがありましたので、2人で除染をしていただきました。それから、運動公園のアスレチック等もですね、子供たちが遊ぶ場所なんで、その下の砂の入れ替えとか、それから遊具を高圧洗浄機で洗浄したりとかいうことを24年度は行ってまいりました。

そのほかにですね、24年度は通学路の中で一部常緑樹がたくさんあるところがございまして、これについてはほとんど強剪定をして測定をして、0.23を下回る値まで下げてきたということでございます。ですから、これも24年度内にはほぼ完了したいなと思ってございます。

それで、先ほど町長が申し上げたとおりですね、25年度につきましては、定期測定あるいは事後測定を行いまして、部分的に高いところがあれば、それはそれでまた除染の対応をしてま

いりたいということでございます。

いずれにしても町除染実施計画は、平成25年度いっぱいでございますので、まだまだあと1年ぐらいは放射能対策をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 阿見町としてみればね、1ミリシーベルトってということで、今積極的にやってるわけですけど、この新聞にも出てるとおり、本当に1ミリシーベルトっていうのは本当に混乱時期にね、やっぱり打ち出された実現困難な数値目標で、努力目標であっても健康被害の有無を示す基準ではないって。特に帰還を阻むってということでね、もう本当にあれですよ、読売新聞でも特に福島県知事は非常に苦慮してるってことを書いてあります。

これはどう受け止めるかは、皆さんわからないけど、余りにも低い見積もりをしたために非常に帰還が困難であると、そういうことも書いてありますし、放射線でがんになって死亡する確率は100ミリシーベルトに達するとわずかに上昇するとされ、科学的な知見を踏まえれば、まずは大人で10ミリシーベルト、子供は5ミリシーベルトを目指すべきだと、こういう形じゃないとなかなか帰還ができないよってというような、そういうこないだ読売新聞の、先ほど海野議員が言った1面にこれは書いてありました。

ああ、やっぱりそういう感じはするなと。余りにも日本人というのは、そのときわ一つとなって、あ、こうやって決めちゃうんだなというものがありますけど、本当に現実的に考えたときにどうなんだっていうことを今から私たちは考えていく時期に来てるんじゃないかなと、そういう感想を持ちました。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今の町長の答弁で大野さんいいんですか。

いやいや、大野さんに聞いてるんだよ。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） 町長のおっしゃるとおりだと思っております。

以上でございます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 法律ってのがないじゃないですか。法律ってのが。

○町長（天田富司男君） 違うじゃないですか。

○5番（海野隆君） ええっ、法律を無視するような……。

○副議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。

○5番（海野隆君） そのね、法律を無視するようなね、年間1ミリシーベルト以下というのはね、これ決まってるものなんですよ。

○町長（天田富司男君） だから言ってるじゃない。

○5番（海野隆君） これをあたかも無視するようなね、答弁。しかもこれ、議会の中でそんな答弁をして、しかも執行部もそれでいいっていう答弁、これはちょっと私としては驚きなんですけど、まあ幾ら言ってもしょうがないからもういらぬ。

○町長（天田富司男君） 言わせてよ。

○5番（海野隆君） 答弁いらぬ。

○町長（天田富司男君） 言わせて下さい。

○5番（海野隆君） はい、いいです。

○町長（天田富司男君） はい、ちょっと。

○副議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○5番（海野隆君） 答弁いらぬって言ったのに。

○町長（天田富司男君） 私は、1ミリシーベルトをきちんと目指しますよって。答弁書ちゃんと聞いてくださいよ。ただし、こういうことがありますよってこと言ってんですよ。阿見町は1ミリシーベルトをきちんとやりますよって最初言ったじゃないですか。だけど、今の状況の中でね、こういう状況の……。福島県っていうのはこういう状況なんだと。だからちょっと見直すべきところは見直さなきゃいけないんじゃないかっていう、そういう話してんですよ。あなた全然聞いてないじゃないですか。1ミリシーベルトを目指すって、私はちゃんと言ってんだから最初に。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、町民はみんなわかってますよ。町民はみんなわかってます。幾らそういうね、強弁をしても、そういう話をしたら町長は1ミリシーベルトじゃなくてもいいって思っていると、こういうふうにはね、思われますね。まあ、いいや。それはもう。そのやりとりは、まあいいです。これは町民がどう判断するかっていう話ですからね。

あんまりね、荒っぽいね、話をすると、やっぱりだめです。特にその放射能ってのはね、非常にセンシティブな問題ですからね、やっぱり余り荒っぽいやりとりをするとまずいと思います。

この問題について、あと1つだけね、お伺いして終わりにしたいと思いますけども、指定放射性廃棄物ですね、これちょっと答弁の通告をしてなかったんですけども、関連でね、お聞かせいただければありがたいんですが、県内では高萩市、栃木県では矢板市ですね、ここに国がで

すね、指定廃棄物の処分場をつくと——中間処分場です、これをつくるということで、それは民主党政権のときにですね、突然指名を受けちゃって、大反対の中でですね、政権が変わった中で、これから全市町村を対象にですね、まもなくこれは説明会をやるってことになってるようです。

橋本知事はね、こんなにみんな反対するんだったら、それぞれ自分のところで処分するほかないのかなんて、こんなことも言ってるんですね。これ、1つの案ですよ。で、このことについて町長はですね、これどう考えてるかっていうことをお聞きしたいんですが、その前に今ね、飛灰それから焼却灰、8,000ベクレルね、以上のものについては保管をしてるはずなんですよね。

で、この保管の状況、これ大分ね、時間もたってきますし、新たなね、飛灰、主灰のもですね、新たな指定廃棄物が発生しているということではないようですけれども、やっばだんだんね、時間が2年もたってくる、あるいは決まらなければ3年も置くようになってしまいます。そうすると、どういう……。今の管理の状態でいいのかどうか。これは大丈夫ですかね。わかりますか。わかんなければ結構ですよ。

○副議長（柴原成一君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。約160トンですか、8,000ベクレル以上の飛灰を今保管しております。それで、屋内ですとか屋外にビニルシートということですね。やはり経年劣化がございますので、このままということではですね、やはり問題があるというふうには考えております。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そういうことで、多分ね、新たな何か、決まらなければですよ、処分場が決まらなければ、新たな何らかのね、対策をして、それでもって発生地っていうかな、そこで保管すると。こういうことにもなるのかなと思いますが、いずれにしても、その処分場を決めなくちゃなりません。そのときに、阿見の町長はですね、市町村長の会議でですね、どんな態度を表明するのかということについて、もし今考えがあればお聞かせください。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あれは3月二十何日でしたっけ。44市町村でやる会議。この問題に対して。どうにしろ、どこにも誰もがこういうもの受け入れたくないっていう、これはどこの市町村でも同じだと思うんです。そうならばやっぱり自分のとこで、どうやって処理するかって、44市町村それぞれが処理する状況をつくる以外ないっていう、知事が言ったのは、そういう話になってくるのかなと……。

まあ、私はどういう流れになるかまだわかりませんが、そういう流れになってくるのかな

なんていう思いは今はね、してますけど、これは、そのときじゃないとわかりません。

○副議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。

ここで、本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりあらかじめ延長いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

○5番（海野隆君） 休憩しないで。やっちゃうよ。あと20分ぐらいで終わるんだから。

○副議長（柴原成一君） 開始時間は4時55分といたします。

午後 4時45分休憩

午後 4時55分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番平岡博君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

引き続き会議を開きます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、そういうことですね、何がそういうことかわからないんですが、除染についてはね、やっぱり改めて高いところもあるということを入れていただきながら対応してもらおうと。それで町長はね、先ほど指定廃棄物については我が町でも引き受ける用意があると、こういうふうにおっしゃっておいりました。

そういう意向もあると。そういう方法もあるかなと、こういうことは言っていると思うんですが、そういうことですね、しかし、あくまでもね、指定廃棄物というのは国のね、責任でつくるものですから、安易にね、安易に阿見町がそういう方法があるかなというね、ことは、言わないほうがいいと私は思います。

以上でこの問題については終わりにしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

来年度予算ね、5日に予算の提示がありましてですね、御説明もありました。3年間続けてきたですね、まい・あみクーポン、これがですね、予算化しないで廃止になるということのようですね。

私はですね、そのほかに阿見のね、商工業の発展につながるようなこういうしっかりとしたね、政策の目玉というものがありませんか、幾つかはありましたね——地場の生産物を使って商品化すると、これ幾つかありましたが、大きな目玉というものはちょっとないのではないかなと受け止めたんですが、やっぱりこのまい・あみクーポンというのはですね、地元商業にですね、購買意欲を増したり、地域経済活性化にね、やっぱり寄与しているのでは

ないかと思えます。したがって、この補助をね、廃止する、この制度をやめてしまうっていうのはね、再考すべきだと考えております。

県内のね、自治体に限らず全国のね、自治体で地域経済をどう活性化するかと、こういう政策の中でですね、近隣の自治体も同様ですけれども、プレミアム付商品券、この発行にですね、工夫を重ねながらですね、地域経済の活性化に何とかつなげようという努力をね、必死になってやっております。新しくこういう制度をですね、つくっているというところもあります。

しかしですね、今回廃止にしてしまうというのはですね、私から言わせれば、十分なですね、波及効果の検証もないままに政策をやめてしまうというのはね、余りにも乱暴なやり方だと言わざるを得ません。私はむしろですね、行政側に地域経済活性化をどうするのか、消費者などを巻き込んでですね、アイデアを募って、それから事業者にもですね、呼びかけながら一大イベントに仕立てるような、そういうね、情熱を求めたいと思います。

そういう観点からですね、幾つか——6点ほどですね、質問をさせていただきたいと思えます。

まず第1の質問ですけれども、今回まい・あみクーポン券——プレミアム付商品券、これをですね、最初にね、導入しようと、まあ、通常するときにはですね、消費刺激効果及びですね、生産誘発効果、こういうものを想定してですね、それで実際の効果はどうだったのかと、こういう検証をいたします。

それから2番目、今回やめるようですけれども、近隣の自治体の実施状況、これについてもですね、お聞きしたいと思えます。

それから3番目、これはとても大事なことですけれども、商工業者自身、参加店舗のですね、自己評価っていいですかね、商工会の評価でも結構でございますけれども、商工会参加店舗の評価はどうだったのかと。

それから4番目、4番目がですね、消費者ですね、実際にまい・あみクーポン券を買ってですね、使っている消費者、参加店舗の人も消費者になるかもしれませんけれども、消費者の評価はどうだったのか。

5番目、今回やめるという決断をしたんですけれども、行政とですね、商工会および消費者との意見交換はどのように行われて、どういう論議が行われてきたのか。

で、6番目ですけれども、どうも商工会のほうにお聞きしますとですね、実施主体は商工会ということですが、ここ3年、さまざまな問題点、課題をですね、整理をして制度改善を行ってきたんだと、そういうことをおっしゃっているようですけれども、廃止に対するですね、商工会の意見、通告じゃないですよ、意見はどのようなものであったのか、これについてお伺いしたいと思います。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） プレミアム付商品券補助について、まず1点目の実際の効果ですが、昨年度に商工会が商品券取扱店に対して実施したアンケート調査の結果によりますと、自己商売にプラスになりましたかという問いに、約51%がプラスになったと回答しております。また、町消費者リーダー連絡会が消費者に実施したアンケートでは、クーポン券の購入により今まで行ったことがなかった地元商店に行くようになったとの分析結果が出されております。

このようなことから、個人消費の喚起には、一定の効果があったと推測できるものの、商業振興については半数がプラスになっているが、プラスになっていない取扱店もあることから取扱店によって効果が分かれていると考えております。

2点目の近隣自治体の実施状況ですが、龍ヶ崎市、牛久市、土浦市など阿見町周辺で同じように10%のプレミアムをつけて商品券事業が実施されているのが現状であります。しかしながら、県内を見渡しますと、県南地方で盛んであるのとは対照的に、その他の地域では余りやられていないことも事実であります。

3点目の参加店舗の評価ですが、商工会アンケートでは、継続して実施してほしいとの回答が約85%にとどまった一方、今後は実施しないで休止するとの回答が約15%もあり、商工会の参加店舗である以上は、やはり100%に近いものが求められるのではないかなど、私はそう感じております。

続いて、4点目の消費者の評価ですが、消費者リーダー連絡会のアンケートでは、クーポン券の便利さやお得感を知った人は何度も購入し、購入しない人は全く無関心であるとの分析結果が出されており、評価が分かれています。購入した人の割合が15%前後に止まっていることからすると、消費者全体には支持されていないのではないかと考えております。

次に、5点目の商工会及び消費者との意見交換ですが、先ほどから言っている消費者リーダー連絡会では、アンケート調査の結果を取りまとめ、商工会に対して提言を行ってきました。商工会はそれを踏まえて、商工業に関する懇談会において町との意見交換を行ってきたところです。

最後に、6点目の商工会の制度改善、廃止に対する意見ですが、商工業に関する懇談会では、アンケート結果などをもとに毎年度、商品券事業の改善を図ってまいりました。そして、先月開催された懇談会において、最終的に商品券事業を廃止することになりました。商工会は、会員の中に事業継続を求める声もあるとしながらも、事業仕分けの結果や現行の形で3年間実施してきたことなどから、事業の廃止に了解しました。

今後は、アウトレットの集客を活かした地域活性化のため、昨日——今日は平岡議員、先ほど帰られましたけど、平岡議員の質問にもあったように、やはり積極的な形で公募をして六次

産業化つなげていくと、そういうものに財源を使っていきたい、そう考えております。

商工会は、既に新商品開発や桜まつりなどの新たな事業に取り組み始めておりますので、町としても積極的に支援してまいります。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） どうもそのアンケートとかですね、消費者リーダーの会ですね、これは私も中央公民館でね、あれは……。ちょっとどのイベントだったか忘れてしまったけれども、何人も消費者リーダーの方がいらっちゃって、このまい・あみクーポン券の話題が出ておりました。昨年まではアンケートをとってただけでも、今年はまだ廃止になる……。あ、来年度からですね、廃止になるようでアンケートとらないんですよ、などというようなことをおっしゃってましたが、アンケート、それからリーダー会の話、それから商工業者の85%継続を求める、近隣自治体の大半——まあ全てでしょう、これだと近隣はね、やっている。

こういうことからするとですね、どうもこの事業を廃止するという決断をしたね、理由がね、よくわからないんですよ。町長だけわかってるようですけども。ですから、もう一度改めてなぜそのように——85%が継続したいと言っている。消費者リーダーの会でもですね、今まで行ったことのないようなところでですね、行ったことでよかったとかね。アンケートでも半数以上はですね、プラス評価をしていると。そういう中でどうしてなのかちょっと、もう一度説明をしていただいていいですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。ちょっとですね、町の評価、それは数字に基づいたものですので、今回いい機会ですのでですね、議員さんにちょっと御説明したいと思います。

まず、この事業はですね、毎年毎年その商工会とですね、が、利用状況ですとか、それから商工会独自のアンケート結果、それから行政としましては消費者リーダーの会等に委託しまして、そういったアンケート——消費者からのアンケートですね、そういったのを持ち寄りましてですね、事業の実効性を確認しながら毎年実施してまいりました。

で、ですね、その利用の実態っていう数値ですけども、商工会が毎年ですね、利用実態結果としまして取扱店を26業種に分類しまして換金額それからその割合を毎回まとめております。で、直近で数値が確定しております平成23年度の数値でちょっと御説明しますと、まず換金額の第1位ですね、が、ガソリン・石油店で、こちらが断トツの換金額が5,500万に対して1,600万、29.8%、登録は4店舗です。続きまして第2位がカスミ等の大型店舗で同じく1,200万円で21.5%、登録が8店舗となっております。この2業種12店舗で総額5,500万円のうちの2,800万円ですね。全体売り上げの51%を占めているっていうような、そういったことでございます。

その他10%以上につきましては、飲食店の660万円、12.1%というようなことで、これがで

すね、これまではですね、確かに一部の業種に売上げが偏るような傾向がありましたが、平成23年度におきましてはわずか7%の店舗がですね、売上げの半数以上を占める結果となったというようなことでございます。

これは、この数値としてはちょっと異常っていいですか、こういうことですので、補助事業として果たしてこれが適正な補助事業かっていうことで、行政としましては23年度の結果を見て、見直さなければならぬというふうには判断をしていたんですが、24年度事業につきましては、商工会としまして、例えば今まで10万円だったものをですね、限度額を5万円にするとかですね、1店舗換金を500万円にするとかっていう上限を設けて改善は図っておられましたが、その結果一部には改善が見られたものですね、やっぱりその分がですね、大型店に流れてしまうというような、そういった結果となりまして、商業全体の振興には貢献できたとはいえないような状況であったということでございます。

それでですね、目的であります消費拡大それから町の商業振興というような、そういった2つの視点で評価しましたのが、今町長のほうから何回も答弁もありましたアンケート結果です。まず、消費拡大という視点からの評価ではですね、こちらがですね、消費者リーダーのアンケートの設問の中に購入率——あなたはこの商品券を購入しましたかっていうような、そういった購入率の回答はですね、21年度、こちらは1億円——定額給付金と合わせて1億円、まあ1万セットでしたので、それは24.8%が購入したと。で、22年、23年につきましては半分に——5,000万円の5,000セットになりましたので、そうなりましてところ15%ぐらいの方が購入したってということで、大変低い数字ということになっております。

で、これはですね、恐らく町内の世帯数が1万8,300ですので、21年度の1万セットとなりますと、大体2世帯に1セット、50%ぐらいの発行率に——単純計算にするとなったかと思えます。で、22年度以降はその半分ですので、4世帯に1セットということで、25%ぐらいの比率っていいですか。ただし、一人当たり1セットではありませんので、数セット買う方もいますので。ですから、その結果ですね、1万セットでは24.8%、5,000セットでは15%っていうのが大体このアンケートからいって、数値は正しいのかなっていう、そういった評価はしております。

そういったことですので、5,000セット、5,000万円っていうのがですね、この消費拡大っていいですか、それにつながる数字ではなかったのかなというふうには思ってます。ただ、これをですね、発行額とか、それを増やせばいいかといいますと、ただ商工会との負担額、それから補助金額も増えますので、これはちょっと無理があるかといいますか、1億円からそういった理由で5,000万まで下げた理由ですので、これは無理と思われるので、町全体に公平に行き渡る発行数ではなく、一部の方々の消費拡大にはなりましたけども、全体にはつながらなかつ

たというふうに考えております。

続いて、商業振興の視点からですが、これは商工会がまとめた利用実績ですね。先ほど申し上げました数値、それと町長の答弁にもありましたように、その取扱店からのアンケートの結果はですね、売上げが増えたという方については、やはり50%ぐらいの方で、残りの半分の50%の方は変わらないというような、そういった回答でした。

それから、今後も続けてほしいというのは、先ほどありましたように85%がそういう回答ですが、ただやはりその15%の方が休止を望むというようなこともあったものですから、こちら商業全体の振興にはつながらなかったということで、行政としましては、こういった数値を受けてですね、それと、去年の事業仕分け、こちらがあったものですから、そのことがあり、廃止という判断をさせてもらったということでございます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いろいろとね、御説明をいただいたんですが、ちょっとやっぱりね、やめるって決めてから理由をつけてるような感じがいたします。これそもそもね、一番最初に私がね、聞きました。当初ですね、プレミアム付商品券をですね、阿見町に導入するに当たって消費刺激効果2つありますね、消費刺激効果ってのは。わかりますよね。

1つは、消費喚起ね。要するにそれを買うことによって、消費が喚起される。もう1つは、消費流失抑制額ってのがあります。本当は外で買うものを阿見町でそれがあったんで買ったと。町内の業者でね。さっきリーダー会のね、今まで行ったことのないところで買ったなんてのは、この消費流失抑制額っていうふうに言ってるようですよ。

それとね、もう1つは生産誘発効果。直売所で買いますね。そしたらやっぱり農家の生産者、あるいは生産加工物をやってるところってのは、それなりにやっぱり誘発効果が出るわけですよ。それについては、一度検証したことはありますかって聞いたんです。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） そういった数字は……。売上げですとかそういった数値——確定申告で使う実際にそういった数値を基づかないとですね、はっきりした数字は出てまいりませんので、その辺については検証はしておりません。あくまでもアンケート結果に基づいたものです。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 同じね、1億円——当初1億円だったようですけども、1億円をね、やっているところで、これ鳥取市だったかな、しっかりね、経済波及効果について検証してるようですよ。まずね。そもそも最初に効果がどのぐらいだっという想定がなくて、やめるときにね、いやあ、実際には費用対効果で、効果がなかったというんだったら、僕はね、やめてもいい

いと思うんですよ。

でもね、さっきからいろいろこう説明を受けてるとね、やって……。つまりその、やらないよりはやったほうがよかったね、やってよかったねっていうようにね、聞こえてしまうんです。ですから、その辺のね、何か結論ありきでやっているのではないかなということちょっと指摘したいと思います。

それとね、事業仕分けの結果についてね、お話しになってます。私はね、事業仕分けの結果をもってですね、そのプレミアム付商品券を廃止するという結論は到底出せない、私は思います。これ、事業仕分けの結果で——それも1つの要因だったんでしょうけれども、廃止するという結論がどうして出たのか教えてください。

○副議長（柴原成一君） ただいま、15番久保谷実君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は13名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。お答えします。先ほど申し上げましたように、数字ですね。事業実態がですね、一部の店舗に偏ってたっていますか、申し上げましたように、わずか7%の店舗が売上げの半分というような、そういった偏ったってことで、これに対して補助事業っていうのが果たして的確かどうかという、そういったことがまず大前提にありまして、その後に事業仕分けが我々の背中を押したっていいですか、そういったことかと思えます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 先ほど部長はね、平成23年度の結果をもっていろいろお話になりました。その後ね、今部長が言われたようなことをですね、商工会、当然町といろいろ協議してですね、やっぱり改善しなくちゃいけないということで、大分改善をされたようですね。私今平成25年2月25日現在の数字を持っていますけど、激変するほど改善されていますね、これ。努力してんじゃないですか、商工会は。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。海野議員が持っているのも私も商工会からいただいてまして、ちょっとその数値を御紹介しますと、2月25日現在で90%強の換金率ですけども、その中でですね、売上げの1位がですね、大型店舗27.5%、で、2位がですね、料理飲食店になりまして14.4%、で、ガソリン・石油が12.2%というようなことでございます。

ただ、やはりこの3業種でですね、半数以上といいますか、店舗数につきますと恐らく30から40店舗ぐらいだと思います。取扱店が168店舗ですか。そのうちの2割強の店舗で半数以上の売上げっていうのがありまして、一部は確かに改善されたかとは思いますが、まだまだそ

ういった一部に偏っているというようなことかと思えます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、ルールを無視しちゃいけませんよ。大型店では何パーセント使ってもいいって決まってるんだから。ね、27%ってこれ堂々としたもんですよ。これをもってね、だめだというんだったらば、大型で使うのをね、ぐっと抑えるほかないんですよ。そんなね、数字のまやかしていうか、そういうことを言って、何かその廃止の理由にするなんていうことは、私としては到底許せないですよ。

それとね、事業仕分けの結果です。事業仕分けでね、このプレミアム付商品券のね、結果。町民判定員はですね、町要改善が13、再検討5、国・県・広域1、町現行どおりが1。それからその判定員でしたね、これは再検討が4、町要改善1。つまり、町民は町要改善——改善して実施したらいいんじゃないのと。それから仕分け人は再検討、廃止とまでは言わないけれども、もうちょっと根本的に再検討したらいいんじゃないのと。こういう結論なんですよ。

それでね、あの事業仕分けでやった中では、廃止っていうのいっぱいあるんですよ。だから、そういうふうに、何か事業仕分けの結果でもってね、背中を押したなんていうのは、ちょっとおかしいと私は思います。ね。今後ね、そうはいつでも、一度予算を載せられちゃったやつですから、まあ、ここで言ったってしょうがないわけですから、今後ね、私はね、やっぱりその税金をね、何に使うとか何に使わないとか、やっぱりそれはね、やっぱり関係者の多くのね、納得とか説得とか、そういうことがとても大事だと思いますよ。

結論ありきでね、話をしてはだめですよ。やっぱり、これ3年——3年でしたっけ、やったの。5年か。4年か。5年は当初やるという予定だったっていうふうに聞きますけれども……。いやいや、そういうふうに言っていましたね。

それでね、そうすると明確にね、廃止をしなければならないという理由がないのに、ね、 bisschen結論だけ出してやってしまうっていうのは、私は今後のね、行政と町民、行政と業者、この関係を余りいいものにはしないなあというふうに思いますので、ぜひともね、今後ね、再検討をしていただいて、どういう形でわかりませんが、私の希望としてそういう気持ちを持っているということだけお伝えして、次の質問に移ります。

最後の質問でございますけれども、みんなの党はですね、行政組織にですね、有能で熱意ある人材をね、登用する、そういう人事評価をね、導入すること。それから公務員の給与や退職金、これをね、民間の水準にするんだということをね、政策として掲げています。そういう意味でもですね、今回任期付職員、一般職員ですね、条例案が提案されて、その人材登用という形でやられることは期待するところがあります。

で、今回ですね、政府は地方公務員の給与削減及び退職金の引き下げについてね、要請をし

て、この問題についてはね、昨日久保谷実議員とですね、町長の間、行政の間でですね、執行部の間で、詳細にね、質疑がありましたので、私からはですね、一応お聞きするにしてもですね、行政組織を運営する人事政策、人事評価という面をね、含めて、町長の考え方をお聞きすることにしたいと思います。

まず6点ほど聞きます。

1番目、阿見町職員給与のラスパイレス指数はどのようになっていますか。

それから2番目、それから退職金の官民比較、これは昨日は比較してないという、つまりこの地域では出ないということのようですけども、2番目は退職金の官民比較。

で、3番目に退職金引き下げ時期がですね、茨城県と市町村、その他の市町村ですね、とで異なることについて、及びその影響について。

4番目は地方交付税、これは退職金ではありませんけれども、給与改定によってですね、地方交付税を削減するというふうに言っておりますけれども、その影響が——実施時期も含めてですね、阿見町の給与改定の実施時期も含めてその影響はどの程度あるのかと。

最後は、職員のモラル——士気です。士気。働く士気、意欲。このモラル向上につながる給与及び退職金制度についてお伺いしたいと思います。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、地方公務員の給与削減及び退職金の引き下げ要請についての町長の見解についての御質問にお答えいたします。

まず始めに阿見町職員給与のラスパイレス指数についてであります。平成24年4月1日現在の指数は国が給与削減を行ったため、107.7となっております。参考に、削減前の例年ベースの参考値で申し上げますと、99.5となっており、昨年度と比べて0.4ポイントの低下となっております。

次に2点目の退職金の官民比較についてであります。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案が提案されるにあたり、国が、共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議において検討を重ねておりますが、それらの検討のなかで、民間と公務員の退職給付の官民較差は平均402万6,000円とされておりまして、御存じのとおり、今回この差を解消するため、国においては退職手当の支給水準の引き下げが行われております。

次に3点目の退職金の引き下げ時期が茨城県と異なること、及びその影響についてであります。

茨城県では平成25年3月からの実施としておりますが、茨城県の市町村職員の退職手当支給事務を所管しております、茨城県市町村総合事務組合では、引き下げ時期を県内統一で平成25

年4月からとしております。市町村総合事務組合では、実施時期を国や県とずらした理由について、国や県に比べて組織が小さく、駆け込み退職が出た場合の影響が大きいことから判断したものと理解しております。時期にずれが生じるものの、最終的な水準は国及び県と同等の水準となっており、官民較差は順次解消されるものと考えております。

次に4点目の地方交付税削減の影響についてであります。

当町の普通交付税への影響額を試算しますと、地方公務員給与費の削減に伴う基準財政需要額の減額が約8,200万円となる一方、緊急課題への対応として新たに追加された地域の元気づくり推進費に伴う基準財政需要額の増額が約2,900万円となり、その差額である約5,300万円が、普通交付税の減として影響してまいります。

地方交付税は本来、地方公共団体の財源不足額を補填し、標準的な行政水準を維持するための基礎的歳入でありますので、このたびの臨時特例による削減が町民生活や行政サービスに影響を及ぼすことのないよう、自主財源である地方税等の状況を十分に把握しながら、対応してまいります。

次に5点目の、国から求められている地方公務員給与の削減に関する給与改定の実施時期についてであります。久保谷実議員の質問にお答えしましたとおり、国が求めている、遅くとも平成25年7月からの実施に向け、検討してまいりたいと考えております。

最後に、職員のモラル向上につながる給与及び退職金制度についてであります。

公務員のモラルを高め、行政運営の効率化を図っていくためには、能力・実績に基づく人事管理を進めて行く必要があります。職員一人ひとりの主体的な能力開発や業務遂行を促し、職員の勤務成績及び業務に関連した適正、能力等を処遇に反映させることで、職員の士気の向上を図り、さらなる住民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ちょっと数字を確認しておきたいんですけども、県内には44の市町村があります。阿見町は、そのうちこのラスパイレス指数は何位ぐらいですか。44番のうち。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○5番（海野隆君） あ、いいです。じゃあ、僕から……。

○副議長（柴原成一君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。お答えいたします。先ほど数字は申し上げましたけれども、国の減額後の比較で107.7、減額前で99.5という数字で、県内では4番目。高い順からで4番目になっております。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 1位はですね、これはそうかなって感じなんですけど、つまり不交付団

体ね、東海村ですね、これ1位。2位は水戸市、3位は大子——これ大子もねって感じなんだけど、で、4番目が阿見なんですよ。まあ、確かにね、阿見の職員は一生懸命働いてますよ。確かにね。だけど、まあ、この数字を見ちゃうと、いや、そんなにいつも財政危機だなんて言ってるね、県内の4番目に給料払ってんじゃないと、こんなふうに言われるかもしれませんね。

その数字は押さえといてですね、私はね、今回……。それは給与なんですけど、退職金に戻って、ね。私はね、こういうふうに思うんです。400万高かったって話ね。約400万。それはね、民間と比べて、ね、今公務員の退職手当がね、400万高いんですよ。我々としては、本来は高いのがね、わかった時点で、全部当該年度に引き下げなければならないと。これが政治が直ちにやるべきことだと思うんです。これについてはどう思いますか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やはり先ほど言ったとおり、事務組合のほうでね、4月1日からということで、まあ、県や国と違って非常に職員が少ないっていう、そういう中で、急にやめられてしまったときにどうするんだっていう話もありますし、十分4月1日から、やはりきちんと年度を越えた中でやったほうがスムーズに行くのかなと、私はそう思います。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私が言ったのは、今私が言ったんですが、言葉ではね、私の声で。これは、茨城県知事が私が言ったことを今お話ししたんですね。県知事は、つまり高いのがわかった時点で、全部当該年度に引き下げるべきなんだと。ね。それが、やっぱり政治に携わる者の役割なんだと。こういうことを申していますね。

で、私は橋本さんの言っていることが正しいというふうに思います。そうはいつてもね、町長もですね、退職金をですね、もらわないということで、総合事務組合ね、一部事務組合のことについては非常に悩まれた経過がありますね。言ってみると、阿見だけでは決めることができないと。考えてみるとね、本当にこれちょっと不合理なのかね、合理的なのか。僕は公務員ということを考えてみるとね、やっぱり同じような仕事をしているにもかかわらずですよ、地域によってね、退職金がね、差があるというのは、また、これまた不合理な部分もあって悩ましいところなんですけど、阿見町ではですね、毎年退職手当負担金としてね、今年度予算で3億7,000万程度負担してるんですね。

今年度ね、減額をしないとどのくらいですかって先ほどお聞きしたんですけども、ちょっと答えがなかったんですけども、10億ぐらいの話だったんでしょうか。ちょっと答えてもらっていいですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ちょっと今の質問，もう1回確認させていただきます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） はい，ごめんなさいね。つまり3月末，つまり今年度ですね，やめる方々に退職金の削減を適用する——県と同じようにですね，その場合と来年度，来年度に適用するということになると，その差額というのはどのぐらい出ますかってことですね。最終的には何かね，ほら，3年間で400万下げるんだけども，それはわかりますよ。うん。でも，今現実には400万の差があるわけですね。公務員と。というふうに人事委員会では言っているということですよ。

○副議長（柴原成一君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今年度末で退職する職員が12名です。それで，茨城県が3月に実施した減額ですけども，これがまた国と違いまして，段階的にやりましたので，減額率として100分の4を100分の100にしたということでございます。それとの比較では800万円。それと国が100分の98でもう実施してますので，その100分の98でやった場合とやらない場合の阿見町の比較では1,200万円の差がございます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） わかりました。なかなかね，公務員には厳しい話もしてるし，厳しい時代だなど。そうはいつでも，しかしやっぱり民がね，かまどが消えてるときには，やっぱり公務員もですね，しっかりそそれに応えるような形でやっていただきたいなど。町長にもこれはお願いしておきたいと思うんですけど。

最後の質問になりますね，阿見町職員給与の中にですね，特別調整額，それから管理職手当，それから勤勉手当というものがあります。で，この3つはですね，職務遂行のね，評価にかかわる，身分っていったら怒られちゃうな，職場ですね，にかかわる手当になってると思うんですね。まずこの手当の性格について，3つ教えてください。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○5番（海野隆君） こっちから言いますか。

じゃあ，議長。こっちから言います。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

あ，総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 御質問のちょっと特別調整額というの……。

○5番（海野隆君） 特別調整額ですね。

○総務部長（坪田匡弘君） ちょっと，これ資料なくて。

○5番（海野隆君） これ第9条。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えできないんですけども。管理職手当は、管理職に管理職の仕事をしてるといふ、仕事に対しての手当でございます。まあ、管理職以外の一般職員は時間外をした場合に時間外手当とか手当がございますけども、管理職の場合ございませんので、そういうものもこの管理職手当に含まれるのかなというふうには考えてございます。

それと期末手当は……。

○5番（海野隆君） 勤勉、勤勉手当。

○総務部長（坪田匡弘君） 勤勉手当ですか。これは一時金でございまして、6月と12月に支給されるもので、期末手当と勤勉手当ということで一時金なんですけども、この中の勤勉手当は職務の遂行状況によって反映される手当というような考え方でございまして、今、実際の実施状況は、勤務日数ですね、決まった勤務日数——休暇以外の勤務日数ですけども、それを一定の基準があつて、その基準を超えて勤務した者には100%と、それ以外の療養休暇とかですね、そういった休暇をしたものに対しては勤勉手当が減額されるというような種類のものでございます。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 給与に関する条例があつて、規則があつてですね、特別調整額はね、阿見町では理学療法士と作業療法士、月額100分の8に相当する額だけつけてる。この2職務ですね、2業種というのかな。それから管理職手当ね、管理職手当は部長級、次長級、課長級でそれぞれね、金額が決まっていると、これにつけてますね。それから、さっき総務部長が言ったのは、管理職特別手当だと思うんですね。日当というか、1日幾らで出してるのはね。

それで、その勤勉手当なんですよ、問題は。僕はね、管理職手当もね、もうちょっとね……。いやあ、大変ですよ、これ。議会でね、こんなに議員のね、質問を受けたり説明責任果たしたり、町民からもきちんと話したりしてね。ですから、その管理職手当ね、もうちょっとつけてもいいんじゃないかと思うぐらいに大変だなつていうふうには、立場をかえればね、思います。

で、ただそれはね、今後検討してもらつてもですね、勤勉手当なんですよ。勤勉手当はね、1から4まであつてですね、1は特に優秀、2は優秀、3は良好、4はね、良好でない職員つていう形になってます。この比率つてのはわかりますか。全職員。これは、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき払うつて書いてありますね。これ単なる皆勤手当なのかどうかつていうことをお聞きしたいんです。どのぐらいの比率になつてるのか。皆勤手当ですか。

○副議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今、ちょっと通告になつたんで、詳しく調べておりませんが、今海野議員が言われたそのSからちょっと劣るですか、4段階という決め事の評価は現段階で

はしてございません。それで先ほど申し上げましたとおり、出勤の日数によってちょっと差が出てくるということでございます。

それと今、人事評価制度で試行的に3年ほどやっておりますけれども、この人事評価の結果によりまして、この勤勉手当に、処遇に反映していこうと、というようなことで今試行で進めるところですけれども、まだまだ評価自体に各部署でちょっとばらつき、差が大きいので、その精度を高めていこうという試みで今やっております、できれば来年から、この人事評価の結果によって、この勤勉手当を反映していこうというふうに考えております。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これ最後ですけれども、今おっしゃられたね、行政評価の中でね、経営型行政運営の推進ということで、22年度から始まったのかな、これ。もっと前から始まったのかわかりませんが、年次計画としては、24年に一部実施試行して……。あ、25年も一部実施試行になってるね。で、これね、労働組合とのね、町長とのやりとり……。まあ、部長なのかね、やりとりをちょっと見たことがあるんですけど、議事録をね。そうすると……。議事録っていうか、組合の機関紙ですね。そうすると評価する人がなれてないんじゃないかかって、いろんな話が出ていたようですね。

なかったらそういうふうに言ってください。私はそういうふうに見た記憶があるんですけども。それでね、やっぱり意欲のある職員、役割をしっかりと果たす職員、実績を残す職員、こういう職員。それから責任の重い職員、この職員の皆さんにはですね、やっぱりしっかりと報酬・給料を保証するというのかな、そういうふうなね、ことをぜひね、やっていただきたいと思うんです。それで、どうもこの職員評価の話もですね、試行の段階で進んでいないというふうにお聞きしてますので、これをぜひ進めていただきたいということをお願いするとともに、お聞きしてですね、私の質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○副議長（柴原成一君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。今、海野議員が言われたようなきちんとした実績、成果を上げた人に、職員に対してきちんと評価してそれなりの処遇をするというようなことはもう、おっしゃられるとおりに考えております。ただ、原資、財源は増やさない、原則増やさないでその処遇をやっていこうということですので、なかなかきちんとした評価に値しない人に対しても、それなりの評価をしなければいけないということがございます。

それで、このかなり大きい組織ですと、客観的に評価をしながらきちんとやってけるということもあるでしょうけれども、これだけ小さい組織ですので、なかなかその部分も管理職が一人ひとり自分の課の職員を評価していくわけですけども、難しい部分があつてなかなかばらつ

きがあるというようなことがありますので、そういったことをちょっときちんと評価できるように取り組みながら、実施していきたいというふうに考えています。

○5番（海野隆君） ちょっと後ろ向きなんで、もう1回ちょっと。

○副議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、300人、400人てのはね、もう中小零細企業ではありません。少なくとも。ね。やっぱりもう大企業ですよ。この界限でね、工場は別ですよ、工場は。事務職っていうか、そういう職員がね、やっぱり300人、400人、500人いると、これは非常に大きく地域にも影響を与える組織ですから、ぜひ町長、総務部長、御検討をお祈りいたしまして、私の質問を終わりにします。

ありがとうございました。

○副議長（柴原成一君） これで5番海野隆君の質問を終わります。

散会の宣告

○副議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 5時43分散会

第 4 号

[3 月 8 日]

平成25年第1回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成25年3月8日（第4日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君

○欠席議員

7番	平岡博君
18番	諏訪原実君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	坪田匡弘君
町民部長	篠原尚彦君
生活産業部長	篠崎慎一君

都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長兼 放射能対策室長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
道路公園整備課長	湯原一博君
都市施設管理課長	柳生典昭君
学校教育課長	黒井寛君
中央公民館長	浅野耕一君
指導室長	根本正君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成25年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成25年3月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成25年第1回定例会

一般質問3日目（平成25年3月8日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 浅野 栄子	1. 男女共同参画宣言都市事業は時期尚早ではないか 2. 学校再編計画策定事業は現地点の問題か 3. 収益を従す「ふるさと納税」 4. 本郷ふれあいセンターを文化的で芸術表現の場として充実を！	町 長 教 育 長 町 長 町 長
2. 紙井 和美	1. 通学路の安全対策と子どもたちの心の健康を守る取り組みについて	町長・教育長
3. 久保谷 充	1. 最近、阿見町では空き巣や車上荒らしなどの犯罪が増えていると聞きます。安全安心なまちをつくるための施策について伺います	町 長
4. 永井 義一	1. 子供の放射能被害による健康調査について 2. 阿見町総合運動公園管理業務委託の問題について	教 育 長 教 育 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、13番浅野栄子君の一般質問を行います。

13番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番浅野栄子君登壇〕

○13番（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

質問の趣旨は、男女共同参画都市宣言を今年行うことに対して、少し早急過ぎないか、時期尚早ではないかという懸念があり、その思いを述べさせていただくに至った次第であります。女性にも男性にも生きやすい社会、阿見町は男女共同参画の町だと町民の方が実感し、認めて、じゃあ宣言をしようというのが筋であると思うからです。

ある会社の新人受付嬢が、貴様は何様でしょうかと応対したとお聞きしましたが、宣言をすと言っているのに何様のつもりだと言われそうではありますが、阿見町男女共同参画社会を進める女性議員の一人として、男女共同参画というこのテーマは、教育に次いで、私のテーマであるという思いがありますので、なぜ尚早であるのかをじっくりとお話したいと思います。

まず、男女共同参画社会とは、男女の人権が尊重される社会の構築が基本です。が、男の方は、今までにだって、男は男、女は女として、人権を尊重しているよと気軽におっしゃいますが、それは男性社会の中での男の発言であって、共同参画社会からの発信としては、余りにも安易でありましょう。

女性が定年まで働き続けることは大変なことでもあります。家庭の環境、職場の環境が大きく変わらない限り進まない課題ではないかと思えます。

男女共同参画の意識の低さは、阿見町第6次総合計画にかかわる町民意向調査の結果を見れば一目瞭然であります。

基本計画54の施策の中の男女共同参画社会の実現について、現在の達成度と今後の重要度は、54施策中48番目であります。これはとりもなおさず、町民の意識が薄い、男女共同参画の意味がわからない、啓発・啓蒙が少しも波及していないということではありませんか。

阿見町は2002年、平成4年に、男女共同参画を推進することを目的として、町長公室企画課に女性行政係を設置したと言いますが、あれから何年たったでしょうか。11年です。昔は十年一昔と言いましたが、今は一年一昔と言われます。世の中が目まぐるしくスピード化している中で、11年は大昔なのです。この11年の中で、町民の意向が54分の48位では、本当にどのような啓蒙・啓発をしてきたのか、町民も庁舎内の職員も、男女共同参画には意欲がない、意識が薄いということが明白ではありませんか。

女性の負担軽減の促進、女性の就労環境改善と、男性の家事・育児参加促進、人材育成や能力向上の支援、企画や方針決定への女性参加などなど、実現したという現実味は全くありません。この点は達成できていると言える項目はありますか。

まだまだ男性優位の組織運営で、女性の参加を意識する人が少ない、家庭や職場などで性差別意識がある、女性の能力開発の機会が不十分、家庭での支援協力がなく、女性の登用率25.4%、幻の女性センターと、この状況が色濃く、この現実をどう変えるかが推進の重要な視点と考えます。

阿見町の第2次男女共同参画プランが、昨年3月に作成され、その内容には、大変理想的施策が盛り込まれております。が、前に申し述べましたように、現実、その項目が本当に実現できたのか、期待できません。実現したその結果をまとめている、実践したその結果をまとめているという中で、見切り発車状態で宣言都市を宣言するわけでありますから、どのような思いがあつて、どのような方向性を示していくのでしょうか。

なお、これまでに宣言した都市は、15年前の青森市、平成8年10月22日、当時全国で8番目と言われております。次が新潟県上越市、平成13年9月26日。神奈川県綾瀬市、平成14年7月7日。東京都昭島市、平成15年1月1日。この昭島市は、平成25年1月20日に、10周年記念のイベントが行われたそうです。南アルプス市、平成18年12月20日。岐阜県大垣市、平成21年9月3日。甲府市、平成24年7月27日。と、このように、大都市で宣言がなされております。

過日、安倍総理が、施政方針演説を行いました。聞いておりましたら、女性が輝く日本という言葉が出てきました。これは施政演説の全面ですけれども、この辺に、女性が輝く日本というのが出ております。

家庭に専念して、子育て、介護に尽くしている方の苦労は、経済指標だけでははかれない、

かけがえのないものである。いつでも仕事に復帰できるよう、再就職支援をする。また、女性の社会での活躍が、日本の新たな活力を生み出すと信じる、と。また、仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、全ての女性が生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進める。女性が輝く日本をともに作り上げていこうではありませんか、と呼びかけました。女性の社会進出、子育て支援、家庭に入った女性の再就職を上げてくださいました。

阿見町の参画プランをもう一度見直すと、この項目は施策の中に掲げられておりました。プランは記述上、すばらしいものであると思われま。このプランが実行・実現できれば、阿見町は有言実行、男女共同参画の町として、堂々と宣言都市として誇れるのではないのでしょうか。

そして、2位ではだめなんですか。だめなんです。安倍総理は世界一を目指すということであります。阿見町も、日本一を目指すという気概が欲しいものです。日本一を目指すものはないんですか。隣の牛久市は、子育て日本一を目指すと言っています。阿見中の生徒たちは、挨拶日本一を目指すと言ってますよ。

阿見町が男女共同参画宣言都市として、男女共同参画社会の実現に向かって進んでいくことになるわけでありま。なぜ宣言をしようと思ったのでしょうか。宣言にはどのようなことを盛り込むのでしょうか。宣言後はどのように男女共同参画を高めていくのでしょうか。どのような男女参画社会を目指すのでしょうか。将来の方向性をあわせて御答弁お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めま。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 浅野議員の男女共同参画宣言都市事業は時期尚早ではないかについて、12月の議会には、男女共同参画社会の実現に向けてということで、浅野議員に2回続けて男女共同参画ということで、非常に関心を持ってる、女性議員としては関心を持ってるんだなという気がします。

今の、現代の社会はどうなんですか。若い夫婦は、本当に、協力して、私たちの時代と違うという状況が生まれていますよね。男の旦那さんも随分、教育でも何でも協力してる。そして、うんじゃあ私たちの世代はどうでしょう。私たちの世代は、もう本当に、自分の妻と一緒に生きなければならない。少しでも自分ができることを、みんな奥さんも旦那さんも、そういう形の中で生きている人が、私は多いような気がします。自分から言うのは何ですけど、私はそう思います。男女共同参画って、そんなに、こうじゃなければならないんじゃないかって、自然にみんなそれぞれが、生きている中で必ず私はやっていると思います。

確かに、女性の問題はあ。しかし、女性の就業率も非常に上がっているというこ

とが、今般の新聞等にも出ておりました。

そういう中で、今回、男女共同参画宣言都市事業は時期尚早ではないかということですが、宣言する市町村が、記念式典を国と共催で開催し、これを契機として男女共同参画推進に関する様々な取り組みを進めているものであります。

当町ではこれまで、平成22年3月に男女共同参画基本条例を制定し、平成24年3月に第2次男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、更に事業を発展させていこうとしているわけであります。平成25年に、男女共同参画宣言都市事業を実施することは、最適なタイミングだと考えております。

この条例等も、コンサルを使わず、長谷川幸介先生を中心にしてですね、皆さんそれぞれの思いの中でつくり上げてきてくれたんですよ。これは非常にすばらしいなど。阿見町でほか、これはできなかったんじゃないかなと、そういう思いをしております。

次に、宣言後どのように意識を高めるかについてですが、当該事業を終了している男女共同参画社会推進会議検討部会と行政協働により、地域、団体、学校、事業所などを対象とした出前講座、講演会、ミニ集会などを継続的に実施してまいりたいと考えております。

続いてどのような参画社会を目指すのかについてであります。町は、基本条例前文にありますように、男女がそれぞれの考え方や意思を尊重し、ともに支えあい、ともに責任を担い、一人ひとりが個性や能力を最大限に発揮して多様な生き方が選択できる、正に男女共同参画の社会を目指してまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、質問をする前にですね、まず初めに、この度行政機構の見直しにおいて、男女共同参画推進室が設置されましたこと、大きな前進でありますので、まず初めにお礼を述べさせていただきます。男女共同参画社会に向けての前進、一歩前進、ありがとうございました。男女共同参画推進室が、これから活躍するような場になりますように、よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 今町長さんの中では、大まかなことで、ちょっと具体的にはわかりませんでした。なぜ、じゃあ宣言をしようとしたのか、この一番の目的は何だったんですか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。

私も、ちょっとお答えする前に一言言いたいと思ひまして、何か、質問の仕方が、どうも対決姿勢を感じるんですけども、決して相反することをしようとしていることではないと思ひます。思いは浅野議員さんも我々も全く同じだと思ひます。そのことをまず前提に、いろいろ

お話をさせていただきたいと思います。

男女共同参画社会の宣言都市事業なんですけども、これは内閣府のほうの奨励事業の位置づけでございます。そういったことで、実施する場合には、内閣府と町の共催の事業ということになります。その目的というのは、男女共同参画社会が実現しましたっていう宣言ではなく、これから男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきますよという決意表明のような性格の宣言でございますので、決して今の状況が、完成された状況でない時期であっても、宣言をするということは、決して趣旨に反するものではありません。

それから、この時期ということなんですけども、男女共同参画プランの1次が23年度で終わりました。24年度から第2次プランに取り組んでいるところです。で、車で言えば、ローでスタートして、セカンドにギアチェンジをしたという段階かと思います。そういったところで、改めてこういう事業に取り組んで、さらに男女共同参画社会を目指していこうという意味では、先ほど町長の答弁にもありましたように、時期としては最適ではないかというふうに考えているところです。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい、わかりました。

プランの中にたくさんのすばらしいプランが書いてあるんですね。でも、やはりそれはプラン上のプランであって、なかなか実現しそうもないんですね。1つといえば、まずその女性センターは今どうなっているのだろうか、もう4年ぐらい前からね、そんなふうに言っております。それから、これは強制的ではありませんが、やはり委員会とかね、2020年には30%をとかって、そう言っている目標があるにもかかわらず、今回の人事はどのようになるかまたわかりませんけれども、そういうこの1つ1つの実現が、確実にこうなって、参画に向かっているなっていう気がするんですが、そこがちょっと見えないんですね。

でも、いろんな調査の中では、本当に、男女共同参画というのに向けた意識が薄いんですね。ですから、各行政区に向けて、リーダー的なね、そういうこの参画リーダーみたいな方をね、養成するという、そういう考えはいかがでしょうかね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） まず、2次の男女共同参画プランの性格ですけれども、目標期間を、平成の24年から28年の5年間の中で、どのように取り組んでいくかというプランです。ですので、現段階で全てが達成されたというものではないので、まだまだ、先ほど浅野議員さんが言われましたように、書いてあることが実現されていないじゃないかということは、そのとおりでして、これから着実に進めていくということが、まず必要なことかと思っています。

それで、その中でも、地域のリーダーの育成ということに関しましては、これはとても大切

なテーマの1つでありまして、これまでも取り組んできているところでございますが、さらに取り組んでいくという考えでございます。浅野議員さんの言うとおりにかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 言うとおりに言ってしまうと、何か、次に言うのも何ですけども、宣言をして、これから広く波及させたいと。その中に、事業啓発、これは大切なんですけども、作文・ポスター・標語募集という、こういうことがあります。そういうのはどのように募集していくつもりなんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。

今の宣言都市事業の中での取り組みの部分です。これに関しましては、宣言都市のイベントをいつごろの時期やるかっていうことから言いますと、大体11月ごろを今想定しております。それに向けて準備をしていくということになります。で、事務レベルでは、募集の仕方等々、たたき台のようなものはつくっておりますが、これから十分検討して、進めていきたいというふうに思っています。

標語・ポスターを募集するということですけども、それは町のほうで今考えているものですけども、そのほかに、男女共同参画の推進歌、ソングですね、作詞作曲を、広く一般から公募をして、その宣言都市のセレモニーのときには、みんなで合唱できるような、そういう歌をつくるのができたらいいなあとということで、今いろいろ考えているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） そのポスターとかね、その対象者ですね。対象者をどこに持っていくのかということ。それから、その宣言をする式典をする実行委員会は、どのような体制で持っていくのか。それをお願いします。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） まず、募集のほうの話なんですけども、これはあらゆる媒体を通じて、広く世間一般に求めていく、公募するという形、あるいは、小学校、中学校と、またこれは先生方には過重な仕事になってしまうんですけども、そういったことも考えさせてもらっています。

それから2つ目、何だったでしたかね。

○13番（浅野栄子君） どのような体制で行っていく。

○町民部長（篠原尚彦君） 実行委員会を組織して、町民の方と町との協働によって進めていきたいというふうに考えています。

実行委員会の選考に関しましては、公募も含めて、これからでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはりこの宣言をするということは、町の職員もですね、そのことについては熟知しなければならないと思うんですが、まず町を挙げて、職員のそのような参画に向けた研修、これはどのように行っていくますか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 町職員、内部的な部分ですけども、これは、この今回の2次プランの中でも、かなりの部署に渡っております。こういったところが、いわゆる横の連携というのが大切かと思っております、そういったところの部署が一堂に会して協議できるような場、担当者連絡会議会みたいなものを組織していこうということで、現在準備を進めているところ です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり、この庁舎内の職員の意識というのが高まらないと、町民への啓蒙というのがなかなか高まらないと思いますので、まず職員のほうから参画意識を持っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

男女共同参画社会では、絶対外せない文言があります。人権を尊重する。それから、性別にとらわれない。この2つですが、この文言についてはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 性別にとらわれないということに関する認識ですかね。基本はこれまでの社会だと、男らしくとか女らしくとか、そういうことというのは、よく言われてきたかなあと、私が子供のころを振り返ってもそうかなあというふうには思っております。

この男女共同参画社会の理念としては、男とか女ではなく、一人の人間として、個性がいろいろありますよと。その個性を尊重しながら、お互いが支え合いながら、幸せな社会をつくっていきましょうということですので、私もそのように理解をしております。

それから、先ほど、実行委員会の委員さんを公募するっていうふうにお話したんですけども、現段階では、男女共同推進会議の下部組織で、検討委員会、検討部会という組織がありますけれども、そういったところの委員さんを中心ということで、今ちょっと町民活動推進課長のほうから訂正するように話がありまして、公募ではなく、そういった方を中心に行行委員会を組織していきたいというふうなことです、ちょっと訂正をさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり、その性別にとらわれないっていうのと、人権を尊重する、これはもう、1番の文言の中にも入れてほしいと思います。この男女共同参画の一番最初の目標である、男は仕事、女は家庭という考え方についてあなたはどう思いますかと、一番大切な

所ですね。それに、男性は賛成というのが60.9%もあるんですね。半分以上はね、女性は家庭だと。これはもう本当にね、性差別的な、やっぱり分担をするというのがね、よりよい男女共同参画ではないかと思うんです。

先ほど町長さんがおっしゃいましたように、若い人は分担をしてやってるよと、そう私も思います。もう60代の方に、男女参画なんていうのは、もう望めません。ですから、私たちが言っているのはですね、これからの若い世代のために、若い世代の女性・男性のために、声を上げて言っているわけですね。

女性が産時休業をね、1年間または3年間いただけるようになったのはですね、当然の権利と思って、若い方はいただいておりますけど、私たちが若いときに、組合としてね、婦人部として闘って、とり得たものです。それが今の若い方に大変喜ばれているわけですよ。ですから、自分たちの年代ではなく、後生に向けて頑張っているわけですので、うるさいとは言わないでですね、これからの若者のために、耳をお貸ししていただきたいと思います。

このように、意識が薄い。薄いというのを本当にね、これ11年間もかかってんですよ、啓蒙・啓発が。どんなふうにしてきたかって、本当に疑問じゃないですか。ね。もっと本当に、スピーディーにしていきたいと思います。

それで、このすばらしいプランなんですけど、昨年の3月に作成し、この1年間、24年1年間ですね、これを実行してきたと。そして今集計をしていますよというお話でしたが、その集計の結果はいつごろ出て、それをどのように知らせていただけるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） まず、今浅野議員さんが言われた、その60代の方たちは無理だというお話がありましたが、それは違うと思いますので、今ですね、実は男女共同参画社会の講演会、講座のテーマとして、老い支度はなぜ必要かというテーマの講座を今検討中です。これは何かと言えば、家庭的に自立していない男性が多いのではないかと。要は仕事一辺倒で走ってきて、現役時代が過ぎて、老後という言い方しちゃっていいんでしょうか、その次の時代を生きていくときに、奥さんがいなくちゃ何にもできないみたいな、そういうことでは、決して幸せな家庭生活は送れないのではないかと、そういったような観点から、そういう講座も力を入れていきたいというふうに考えています。決して無理だとは言わないで、ぜひそういう男女共同参画の理念を、浅野議員さんからも、家庭から広めていっていただきたいというふうに思います。

一人ひとりの人が、そういう身近なところから広げていくことが、ひいては町全体の力になっていくというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それで、ちょっと話しすぎちゃって、質問は何だったか……。

○13番（浅野栄子君） これの実践が。

○町民部長（篠原尚彦君） どうなってるか。

○13番（浅野栄子君） 今ね、集計されてる……。

○町民部長（篠原尚彦君） わかりました。失礼しました。

実は、今月中旬、15日ぐらいから、内部のヒアリングを予定してます。各課の状況をヒアリングして、その結果をまとめるということです。その結果については、公表する方向で考えています。

○13番（浅野栄子君） いつごろ。

○町民部長（篠原尚彦君） 6月くらいまでには公表したいと思います。よろしくお願ひします。

大変失礼しました。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 60代の篠原部長さんでも、やはりおうちでは男女共同参画を行っているということがわかりまして、大変安心いたしました。

男女共同参画宣言を成功させるように頑張りたいと思います。そしてまた、まだまだ道は半ばだと思いますが、やはり啓発・啓蒙が一番大切なのではないかと思われまふ。自分の家は半ばあきらめているところなんです、やはり、でも、何度も何度も何度もこうですね、優しく優しく言っていれば、徐々に波及はしていく。でも黙っていれば、小さな石も投げればさざ波が出るように、やはり波及はしていくわけでございますので、町のほうからですね、行政のほうから、静かな石つぶてをですね、時々はきちんと投げさせていただいて、男女共同参画日本一の町になるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは2問目に移らせていただきます。

学校再編計画策定事業は現時点の問題かについて質問させていただきます。

私の質問は、みんな何か闘争的な感じがしてますけれども、やはり僻地のほうにいますと、いろいろな問題が顕著に現れておりますので、よろしくお願ひいたします。

平成24年度茨城県の小学校の数555校、児童数16万1,554人。平成20年度と比べると、学校数がマイナス19校、児童数がマイナス9,833人。平成24年度現在で、茨城県内の児童数は3,857人減、前年同期に比べると、この3,857人減で16万876人。この減は、阿見町の児童数が2,576人ですから、阿見町の児童が全ていなくなってもまだ足りない、約1.5倍の児童が消滅したということで、本当に驚きが大きく、次に深刻さがひしひしと伝わってきます。この数字は過去最

低となったことが、文科省学校基本調査で発表がありました。児童数は30年連続で減り、減少幅は過去5年で最大になり、県内の少子化の深刻化が浮き彫りになりました。学年別の児童数は1年生が1,336人減で最も大きく減り、次いで4年の717人、2年の656人、3年の526人、25年前の1987年と比較すると35.9%の減少です。

この傾向は、茨城県に限らず全国的な問題です。阿見町内の児童数もちろん減少です。どの学校からも平均して減少してくれるとよいのですが、やはり地域的に偏っての減少傾向があります。阿見町内8小学校の減状況は、平成24年度阿見小523人、阿見第一小565人、阿見第二小223人、実穀小112人、吉原小79人、君原小88人、舟島小370人で、合計2,576人という状況で、我が町でも100人以下の学校が出現いたしました。

しかしながら、今まで複式学級であった学校の近くに団地ができ大規模校になったり、舟島小のように86人になってから南平台団地ができ規模が大きくなったという例はよく聞きます。

しかしながら、その時代の社会情勢により、少人数になったので統廃合するという一方的な行政の対応には納得できない要素が数多くあります。まず、学校の主役は子供です。行政ではありません。そして財政削減という経済条件を子供に押しつけるのはどうなのか。教育は、経済の必要条件とは比べられない必要条件でもあり、絶対条件であります。まちづくりは人づくり、人づくりは教育にあり、です。

少人数学級のよさは文科省も言っています。手が届く、目が届く、心が届く、その子のよさを見きわめ、伸ばすことで、教師と子供の信頼関係が生まれる、そういう教育現場こそ理想であります。そんな環境にはモンスターは存在しません。そんな小規模校のよさを、どうして軽く統廃合という施策が出てくるのか。削減できて、そのお金で施設をすばらしくできるんです。それを大上段に振り下ろすのはどうなのでしょう。

小学校は人生の基本を学ぶ場であります。日常の生活習慣、友達のつくり方、つき合い方、仲よく助け合うこと、そして学問の基礎・基本をしっかりと身につけることなんです。学校の校歌にも、県の教育目標にも、地域・郷土を愛しましょう、地域に根差した教育を地域と一体となって、と言いながら、遠路をバスで通学では、一番大切な児童の時期を、地域のことは何もわからず育ってしまう。これでは地元に戻ってくることはほとんど見込めません。地元のよさも、地元を愛する心も育たないではありませんか。ふるさとの唱歌は学校から消えるでしょう。

そもそもこの小規模校、少人数になった最大の原因は行政であります。調整区域という特別な区域に指定し、人口の増加をとめてしまったことであります。それはそうでしょう。家を建てられない、これでは増えるはずがありません。

こんな学校区にあって、少人数になったら統廃合しますというのでは、余りにも一方的では

ありませんか。少人数なりのよさを活かし、他校との交流を密にするなど創意工夫をすることこそ、行政に課せられた問題であると思うのであります。学校規模を重視する余り、無理な統廃合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。

また、小規模校には、教職員と児童生徒との人間的触れ合いや、個別指導の面で、小規模校としての教育上の利点も考えられるので、統合的に判断した場合、なお小規模校として存在維持し、充実するほうが望ましい場合もあることを留意することと、統廃合についての配慮事項が書いてありました。このようなことも鑑みて、地域住民、保護者、児童の意見を十分に酌み取って、十分な配慮をしていただきたい。この点を十分にとどめて、学校再編成についてのお考えをお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 学校再編計画策定事業は現時点の問題かについてお答えいたします。

現在、本町でも児童数の減少傾向が続いており、平成27年度に複式学級の発生が見込まれる学校もあります。複式学級とは、複数学年を1クラスにする学級編成で、1人の教員が複数の学年を担当することになります。

また一方、住宅が増えるに従い児童数が増加している学校もありますので、同じ町内において学校規模により教育の不均衡が生じることも考えられます。

このようなことから、町では町全体の学校配置を見直し、将来にわたって児童生徒のための良好な教育環境の整備を図るため、早期に再編計画を策定し、町立学校の再編を行っていくことが喫緊の課題であると考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、私の思いは今お話したとおりでございます。

学校再編計画についてだけ、質問させていただきます。

この事業の概要について、アンケートはどのように実施し、その対象と人数、その時期的なものはどのようにするのか。また、この策定委員会はどのような範囲でその委員を選び、いつ開催、またどのぐらいの範囲で何回ぐらい開催するのか。また、学校の説明会はどのように開催するのか。それから、適正配置パターンの検討について、25年度の概要をお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。

1つはですね、策定委員会、この間永井議員にも説明いたしましたけれど、検討委員会の委員のメンバーは24人以内というような、これ規則なんですけど、1つは地域を代表する者。それから保護者を代表する者。それから小中学校校長を代表する者。それから町議会の議員を代表する者、それから学識経験者、それからあとは公募ってというような形で考えております。

それからですね、基本調査のアンケート、それから説明会ちゅう形なんですけど、実際に今の予定では、25年度に住民意向調査アンケート調査の実施、学校再編計画策定委員会の開催、学区の説明会の開催、適正配置のパターンの検討。26年度については、学校再編計画策定委員会の開催、学区説明会の開催、通学方法の検討、再編校準備内容の検討、パブリックコメント、阿見町学校再編計画の策定っち形で、これについては具体的に今からですね、業者っちゅうか、私たちに助けてくれるコンサル、業者なんですけど、それを決めるっち形で今進めてるんで、言われたように、アンケートがどのようなってというのは、今から詰める、お手伝いしてくれるコンサルさんと詰めていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） コンサルを使って計画をするということですけども、やはり阿見町には阿見町の実態に合った計画というのがあると思いますので、全国的に通用するような計画では、大変申し訳ありませんが、いけないと思うんですね。

このアンケートもですね、何人ぐらいにアンケートをとるかわかりませんが、より多く、そしてその地域ですね、市街区域じゃなく調整区域のほうですね、そういう方たちの平均的にとっていただきたいと思います。平均的に選んでいただきたいと思います。

大体アンケートの人数というのは何人ぐらいなんですか。それも、まだコンサルが来ないとわかんないんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。

ええとですね、今計画をして考えているのが、4,800人ちゅうような形で考えております。これは見積もりの段階の部分なんで。予定でございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 4,800人のその年齢、そして地域、それは何人ぐらいと細かくありますか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 予定でございますが、小学校の保護者が約2,500、それから就学前保護者2,300。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 子供から、児童からのアンケートはいかがなのですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ですから、今の見込みはそういう形で考えておるんで、今後、そういう形でまた詰めていくのかなと思います。実際にコンサルさんといろいろ決めてくと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 学校は主体が子供でございます。もちろん保護者もそうですけれどもね。子供の意向もぜひ聞いていただきたい。よろしいでしょうか。

それですね、私、こういう本を持ってきました。別にね、この芸能を見るわけではありません。この中にですね、統廃合をやめて、自殺、小5年男児というね、衝撃的な記事が載っておりましたので、早速それを買ってきて読ませていただきました。

〔「普段は読まないんだけどね」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） それですね、やっぱり今、生徒のね、気持ち、主は子供なんです。財政が悪いから子供が何とか、学校が何とかではないんですよ。教育は必要条件、絶対条件なんです。経済よりも。ね。ですから、それをしっかりと、町長さん、お願いしますよ。

統廃合をやめて、自殺、小5男児、両親、祖母が、あの日の後悔をしている。最愛の息子を失った父は悲しみをこらえながら繰り返しました。ということで、統廃合をしたときですね、子供が自殺をしたと。

やはりですね、保護者、PTA、そういう方よりも、やはり子供同士、子供同士のそういう、今まで一緒に遊んだ、そういう子供たちの気持ちをですね、やはりアンケートにとっていただきたい。これは考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それから、今再編計画はコンサルで、これからということでしたけれども、やはりですね、この策定委員会の中にもですね、先ほどアンケートだけでも言いましたけれども、策定委員会の委員の中にも、市街化区域の人、それから調整区域の方、きちんと入れていただきたいと思います。まんべんなくですね。

やはり、にぎやかなまちに住んでいる方はですね、街灯の1つもないような、そういうところに住んでる人の気持ちがわかりませんよね。そういう気持ちがわかるためにも、隅々からまんべんなく平均的に選んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） その前にですね、ちょっとこの間茨城県ですね、稲敷郡君原国

民学校っちゅうことで、沿革史を見たんですよ。これ明治10年11月1日創立で、今136歳になりますけど、このときには君島小学校っち形で、君島にあったんですね。で、明治25年8月に君島尋常小学校になりまして、それから追原にもですね、蔵福寺つつうのがありますけど、こちらにも君原尋常高等小学校っちゅうのがあったんですね。大正6年11月1日にですね、いろんな議論をしながら、県の協力、やりながら、今の埜の浅間谷津に合併して移ったっちゅう経緯が、これは時代の歴史。

で、ましてや今、国際化、それから情報通信の技術、それから科学技術等の飛躍的な発展により、目覚ましい進展を図ってるわけですよ。

だから、一方少子化、それから高齢化の進行、人間関係の希薄化っていうような関係もありまして、当然、昨日藤井議員さんにいろいろ指摘されておりますが、19ページですね。児童生徒の推移っちゅうのこれ、あるんですよ。19ページに。ほんで、平成元年、これは小学校が3,506人いたんですね。ところが24年度2,576、これ1,000人減っちゃってるんです。それから、中学校、これは平成元年2,007人が、24年度には1,253人ちゅうような、相当の人数があって、この移り変わり、すごい目まぐるしい移り変わりがあるっていう形。んで、やっぱり豊かな人間性、それから健康と体力、バランスのとれた生きる力、これを教育活動に進めることが重要なことでありまして、この生きる力、学校での集団生活を通してお互いに学び合ってますね、高め合うなど、切磋琢磨して、さまざまな考え方や経験を持った仲間と交流をして、社会性を身に付けていくことが、極めてこれ重要なわけなんで、当然子供の環境を最優先にして、財源が安くなるどうのこうのは後からついてくるものでありまして、そういうことを踏まえた中でアンケートを実施したり、ですから、検討委員会についても、そういう識見者を選びたいと考えておりますんで、よろしくをお願いします。

阿見中も、昭和40年に1つになったっていう件。ところが1つは今は3つになってるっちゅう移り変わりがあるっちゅうことを、御理解いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 教育長も私も、行革の中での視点では捉えておりません。もしも統廃合がっていうのはね。あくまでも教育の充実をどうしたらいいかっていうことの視点で捉えていますから。それだけはよく理解していただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 阿見町の教育が日本一となるのを、そういう目指してですね、よろしくお願ひしたいと思います。

でも、やはり、少子化になった。それをまずまずたどっていけばですね、子供が生まれない、

結婚相談所がない、そういう、このいろんな機能が少なくなって、子供が少なくなったんですよ。ですから、例えば町営住宅がですね、1カ月1万円でいいですよ、若い人来てくださいって全国に発信すれば、1万円の家賃なら若い人がどんどん来るんじゃないかと思うんですよ。そういうこの、若者が来る施策というの、やっぱり少子化だけに目を当てないで、なぜ少子化になったかというこの過程をですね、ちゃんとかう、少しかう、見ていただきたいと、そう思いますが、その少子化になる過程をですね。これどうでしょうか、町長さん。

○議長（倉持松雄君） ただいま浅野議員が質問している通告書とは全然方向が違いますので、別の機会をお願いします。

○13番（浅野栄子君） わかりました、はい。

それではですね、少子化問題はこれは、学校の統廃合にこれ関係するわけですから、やっぱりですね、若者を呼び寄せる施策をね、お願いいたします。

次、では2番を終わりにしまして3番目に行きたいと思います。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時13分。

午前11時03分休憩

午前11時13分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野栄子君の質問を続けてください。

○13番（浅野栄子君） はい。

収益を促すふるさと納税について質問させていただきます。

平成20年3月定例会において、阿見町でもふるさと納税を実施していると説明がありましたが、その後の状況はどのようになっていますか。

他市町村では寄付金の案内がホームページに大きく掲載され、寄附者に対してその町の特産品が贈られるそうです。筑西市では平成20年度から平成24年度までの合計が150万3,000円、贈呈品として特産品のスイカ、お米、柿などが、また、牛久市では22年度44件あり、713万2,524円ありました。全国のふるさと納税特産品というのが、コンピューターにポータルガイドで紹介されております。素晴らしい特産品がたくさんありました。そしてそれを目当てに納税する人もいるということです。

阿見はどのような施策を講じているのでしょうか。平成20年度からの進捗状況をあわせてお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。収益を促すふるさと納税についてお答えいたします。

ふるさと納税は、都道府県、市区町村へ寄附することで、個人住民税の一部が控除される制度です。平成20年4月30日に公布され、地方税法等の一部を改正する法律により、個人住民税の寄附金控除が大幅に拡充される形で導入され、現行制度で2,000円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として所得税とあわせて全額が控除されるものです。

阿見町の取り組みですが、寄附される方の意向に沿って、基金への積み立てや事業に役立っているところであります。特に、予科練平和記念館整備管理基金については、記念館整備や運営に対する寄附金として、全国の多くの人から寄附金をいただいているところであり、お礼として、寄附金額に応じ、招待券や阿見と予科練などの書籍をお贈りしております。

その他、震災関連に活用する目的での受け入れや、図書館事業や文化財に関する事業、医療福祉等への活用を希望された方から一般寄附金としていただいておりますが、お礼に町の特産品や施設利用券などをお贈りしているわけではありません。

ふるさと納税は、長引く不況や地域間格差、過疎などによる税収の減収に悩む自治体に対して、寄附金の控除を拡大したのですが、根本的な地域活性化や地方間格差を是正するための対策にはなっていないというのが現状であると思います。また、地方自治体に対するふるさと納税の住民の意識はそれほど高いとは言えないのが実態であり、そのため、各自治体では地域の特産品をお礼として贈る事により、寄附金を促すきっかけづくりと地域のPRを図るための事業として、ふるさと納税制度を活用しているものと考えます。

しかしながら、そもそもふるさと納税は、生まれたふるさとを離れても、その地域に貢献したいということが趣旨であり、特産品等の特典を寄附の見返りとして募ることは、特典が目的となってしまう、本来の趣旨を逸脱しかねないとも限りません。

阿見町では現在、寄附のお礼として特産品などを贈ることは考えてはおりませんが、寄附をしていただいた方の意向を十分に反映できるよう、事業に役立てていきたいと考えております。
○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。ただいま、その寄附金をいろいろなところに使っているというお話がありましたが、この20年間のですね、寄附者の数、そしてその寄附をするという、控除されるということ、そういうことを、役場の職員の方にこういうのあるんだよねつつつても、あ、そういうのあったんだっけかと、知らないですね。啓蒙・啓発をどのようにしているのか。

寄附者の数、それから今までどのぐらいのお金が集まったのか、また啓発・啓蒙をどのようにしていますか、この3点についてお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

まず阿見町の場合は、予科練平和記念館が、そのふるさと納税の税制制度が改正されたと前

後して、予科練平和記念館の整備を考えてまして、そのための寄附を募ったということがありまして、この予科練平和記念館の寄附を、全面的に町の寄附の募集として、PR等をやってきたという経緯がございます。

それで、予科練平和記念館の寄附金を申し上げますと、平成19年11月から寄附をいただいております。24年までで2,254件の件数でいただいております。金額が6,198万円余りになってございます。

そのほかにもございますけれども、主に阿見町の場合はこういった特質があったということでございます。

それでこの予科練平和記念館の寄附の募集につきましては、パンフレットをつくりまして全国にお呼びかけましたし、関係機関とかですね、あらゆる方に、説明を書いたものですね、予科練平和記念館の設立の趣旨とか、それから寄附の工事の内容とかですね、書いたものを、いろんな方にお配りして、協力をお願いをしてきたという経緯がございます。

これはもちろん、町の職員も熟知しているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 今おっしゃった、ふるさと納税は全て予科練記念館のほうに、今移行したということ。

阿見町としてもですね、今町長さんがおっしゃいましたように、特産品をもらいたいから寄附するんだって、これはやっぱり本末転倒ですよ。やはり阿見町のために寄附しますよっていうことですから、やはり少しでも多くのね、方の寄附をいただくために、やはりそんなのあったのかって、職員の方もおっしゃるんですから、啓発・啓蒙が足りないのではないかと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 先ほども申し上げましたとおり、このふるさと納税という制度、まあ税制の改正があって、各市町村で始まったわけですけども、平成20年ぐらいから。

阿見町の特質としまして、その時期に予科練平和記念館を建設しようということで、それで、全国の皆さんから寄附をいただいて、建設資金に役立てる、その以降の事業にも役立てていこうというようなことがありましたので、まずこれがあの、前面に出たものですから、それとあの、ふるさと納税を並行してやるっていう、ほかのものをやるということではなくて、予科練平和記念館に特質してですね、募集を募ったと、応募を募ったということでございまして、阿見町の場合はそういった特別な事情があったということは御理解いただきたいと思います。

これはあの、職員のほうももちろん理解していることですが、まあふるさと納税を知らなかったっていうのは、ちょっと職員の誰から聞いたかわかりませんが、それは勉強不足の点が

あるのかなというふうには考えてます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。やはりですね、少しでもみんなに知ってもらうためにもですね、阿見町にやってみようっていうようなね、そういう意識を高めるためには、やはりやらないではなく、啓蒙したほうがよろしいのではないかと思うんですね。

で、阿見町にも特産品があるんですよね。レンコンそれからヤーコン、スイカ、メロン、予科練クッキー、お米、トマト、こういうのもありますので、やはりあの、それが目的ではありませんけれども、いただいたかたから、ありがとうって、やっぱりこうするとですね、寄附された方もですね、大変喜ぶんじゃないかと思うんですね。

また、寄附された方も、自分が寄附しても何にもなんないっていうのではなく、やはり町のどこかに、ふるさと納税寄附者というようなものがこう、ちょっと何か書いてあると、いかなものかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。納税していただいた方を、ちょっとこう、どこかに記載するという方向。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） あの、お尋ねは、寄附された方を、どっかでお名前とかを表示してくってことですか。

予科練平和記念館に寄附していただいた方は、あれは何だ、あの、ちゃんとお名前をつかって掲示しております。その他につきましては、ですから先ほど申しましたとおり、予科練平和記念館の寄附を前面に出して町が取り組んできたという経緯がございますので、今のところ、そちらの別のことは考えておりませんし、また別な経過があって、まあ、将来のことになるかと思えますけれども、ふるさと納税の別なものに力を入れていこうということになれば、先ほど浅野議員が申されました、他市町村でサイトをつかって、募集して、いろんな説明なんかやっていますよね。そういったことも考えられるかなと思いますけれども、現時点ではそういったことでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。外国では寄附すること、また養子を育てること、これはセレブで、そして何ていうんですか、ステータスが上ると、そういう評価が高くなるんですね。日常的にもう、そういうことが結構あるんですが、この日本では、余り、そういうこの寄附するとかそういう行為っていうのは、余りないんですね。ですからやはり、呼びかけるという方法をですね、とっていただきたいと思います。少しでもやはりね、町の財政を豊かにするためには。それじゃなくても、今おっしゃいましたように、6,198万円。これは本当にありがたいことでございますよね。

ですから、やはりこんなふうに、町のためにとくださる方がいるんですからね、やはりこれからも続けて、啓蒙していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。あの、そういったボランティアといいますか、寄附をするっていう、そういった考え方を、皆さんに広めていくと。それから、子供の人、年少の人に教育していくということは大事かと思えます。

アメリカとかの考え方とはまた違うと思えますけども、聞いたところによると、かなり莫大な収入を得る方とそうじゃない方が、格差が開いて、そういった莫大な収入を得た方は、ほかの人の気持ちを考えて、そういった寄附をしてるというようなことも聞いたことがありますけども、また、日本の場合は事情が違うと思えますけども、そういった啓発していくことは大事かと思えます。

それで、ふるさと納税につきましては、先ほども何度も申し上げましたとおり、阿見町の場合は、特質として予科練平和記念館で、今のところふるさと納税と同じ意向だと思えますけども、予科練平和記念館のほうの寄附を募ってるということですので、将来はまた違った形で、ふるさと納税ということで募る、寄附をいただく場合は、今申されたような形で、いろんな形で啓蒙したりしていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい、ありがとうございました。

では、少しでもですね……。

〔「違うよ。特定目的なあれでやるのと違うんだから、寄附と。寄附と納税は違うんだから」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） あの私が質問してるんです。

では、次に。

〔「議長、ちょっとうるさくてしょうがないからさ、注意してあげてくれる」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） はい。議長の許可を得たもの以外は口を慎んでください。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい、では次に移らせていただきます。

本郷ふれあいセンターを文化的で芸術的表現の場として充実を図っていただきたいという観点からですね、12月定例会において、本郷ふれあいセンターが文化施設の役割を担えないかという質問が、紙井議員からありました。教育長は、駐車場を整備したり、来客の利便性がよくなった、まあホールは音楽や講演会の集会施設として利用も増えている、今後は社会教育法に

とらわれない生涯学習の場として利用拡大に向け、さらに利用しやすくなるよう対応していく。それから町長さんも同じように、町民のために幅広くしてほしいというようなお話がありました。文化の薫り高い町につくり上げていこうと、答弁もいたしました。

この観点を角度を変えて、公演する、舞台のほうから公演する側へ移すと、課題があったのです。1つは演技者専用のトイレがないということですね。それから2つ目、照明が固定されたままで全然動かない。それから音響効果が大変悪いと。悪いというか、声が響かないというようなことですね。こういうことがありまして、やはり公演をする人、舞台に立つ方、そういう方は、自分のそういう演技や歌や芝居を最高のものにしたいと、そういう思いは、これはあると思います。で、この演じる側にしてはそういうことは当然であります。

牛久のエスカードというところをこの間見てきましたけれども、普通の広い多目的な教室でしたが、そこを劇場風に改築いたしました。大変すばらしい。で、同好会をしている人が自由に使え、そして練習にも使え、だから、ダンスをしている人が自分たちの仲間と発表し合ったりと、大変に利用する方が多くなって、市民にも喜ばれているという、こういうことがありました。

で、私もそう、見た限り、このトイレですね。舞台に上がる方がすてきなドレスを着てですね、このトイレが、観衆の目の前を通りながら行くわけですね。そうすると、例えば手品師がですね、手品の種を明かすような感じで困ってしまう。それから、すてきな衣装をつけたときに、やはり舞台の上でさあってこう、驚かせようとしても、ちよろちよろちよろちよろトイレに行っていたんでは、もう見慣れてしまっていて感動が少なくなってしまうと。

こういうことですね、先日紙井議員からのソフト面についての条例の見直しとかそういうことがありましたので、今度はこのハード面ですね。ハード面のほうを少し改善をお願いして、本郷ふれあいセンターが、文化ホールをつかってほしいなどとは言いません。もう文化ホールということで、夢のまた夢でございますので、やはり文化ホールに匹敵するような劇場というのは、本郷ふれあいセンターしかないわけですね。ですから、その本郷ふれあいセンターのところを少し改修していただき、演技者のほう、同好会の方、そういう方たちが、思う存分すばらしい演技ができるようお願いしたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。本郷ふれあいセンターを文化的芸術表現の場として充実をということで、先ほどももう質問者のほうからもお話があったとおり、先般、12月の議会で、紙井議員のほうから、この劇場をなるべく大勢の人に使ってもらったらいんじゃないかっていうことで、教育長が、やっぱり社会教育法にとらわれないような状況で、やっぱり大勢の人に使ってもらってという、そういう答弁をしております。まず最初にですね、このことをやっぱ

りやり遂げないといけないなど。大勢の人に使ってもらうような、そういう本郷ふれあいセンターにしたいっていうのが、私も同感だっという事で答弁をさせていただきました。

そういう中で、私も、歌うでも何でも好きです。劇も好きだし、文化芸能ってのは大好きなんですけど、今の状況の中で、やっぱり演技用の専用のトイレとか、照明を固定から可動へっというようなね、そういう施設を、あそこを改築するっていうことは、今のところはちょっと考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい。そのようにお答えすると思いましたが、あのですね、やはりですね、演技者にとってトイレが一番大変だということなんです。で、やはり改築してトイレをつくるっていうことは、これは大変なことです。でも、簡易トイレっていうのがありますよね。ですから、その公演をするときだけでも、簡易トイレを借りてきて使用できるような、そういう方法はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。浅野議員については、阿見町芸術文化のまちづくり研究会ちゅうことで、日ごろから、これあの歌、それから音楽、郷土芸能、ダンス、絵画、さまざまな部分で町に貢献していただき、ここでありがとうございます。

今の簡易トイレちゅうことなんですけど、町長も言ったように、そういうのもう考えてないわけで、平成13年と14年かけて、6億かけた施設なわけですよ。だからそれを拠点にして、まあ情報の発信基地でもあるし、拠点にして、まあ覚えた言葉で、昔から瓦千年手入れ年々というような形で、定期点検、それから場合によっては補修しながら、町民の方が気軽に今の施設で有効利用するように努力していきますので、御理解のほどお願いします。

ですから、簡易トイレは考えておりません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 町民が、使い勝手がよく、そして演技をするのにすばらしく演技するようにできるようにするには、やっぱりね、トイレは必要じゃないかと思うんですよね。やはりこの、自分たちのマジックやるんだったら、種明かしをするようなもんですよ。そのところ、簡易トイレを借りてくるだけ、できないんですか。

もう一度お伺いします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 去年はですね、ザ・ビートピアとか、過去には小椋佳、それから太田裕美さん、さらには、夏の雲は忘れないっつって長内美那子さんとかね、有名ないろんな

歌手が来てくれて、まあいろいろ御苦労かけますんで、まあんだから、それでは来てもらえない方にはちょっと御遠慮していただくしかないですね。だから、今ある施設で来てくれる方、利用してる方に有効に、町長も言ったように、広く、今までは料金を取ったらだめですよ、社会教育法からはだめですよってんだから、それを取っ払って広くそういう、それでよかったらどうぞ使ってくださいよっちゅう形に持っていきたいんで、よろしくお願いします。はい。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、使うだけの形で文化的ホールではないんじゃないですか。文化的にすばらしい音色、すばらしい音楽を聞かせるという、その趣旨はどうなんですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 建物自体が、そういうものの主体として建ててるわけじゃないでしょう。皆さんもわかってるじゃないですか。大勢の人に、阿見町民の大勢の人に、また外からも来ていただいて使っていただいて、それで喜んでいただける施設だっていうことであって、音楽ホールにしようとしたら、最初からそういうシステムの中でつくってるわけだから、今そういう改築をしたりなんだりすれば、何千万もかかってしまいますよ。そういう金はね、やはり今使えるわけじゃないんだから。

○13番（浅野栄子君） 簡易トイレは10万ぐらいじゃないですか。

○町長（天田富司男君） 無理なことは無理っていう。無理は無理なんです。

だからそれはよく考えてくださいよ。何の、あれはどういう趣旨であのものを建てたかというのを考えてもらえば、これは文化会館形式でね、音楽に一生懸命使うとか劇に使うとか、そういうものばかりじゃないわけだから、そこら辺はね、やっぱり理解していただかないと困ります。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） あのねえ、こう、これは芸術的な違いもあるんでしょうけどね、すてきなケーキを井によそってるようなもんですよね。ケーキを井によそってるようなものですよ。ではおいしくないですよ。おいしいものもおいしくない。そうなっちゃうんじゃないですか。

それではですね、その6億円かけたけど、これから改修するという予定はあるんですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あの、回収するような建物なんですか、浅野議員。これを建てるね、目的って何なんですか。これは営業用に使うって、最初から社会教育施設っていうことで建てたんで、これはね、お金を回収するんじゃないんですよ。町民の福祉やそういうね、やはり音楽とか、そういうまたいろんな講演会とか、そういうものに使ってくださいよ、広く皆さんに

使っていただきたいっていう施設ですよ。6億円をどうやって回収するんだって、回収じゃないじゃないですか。皆さんに大勢に使ってもらったものが、それが町民に……。

〔「改修の意味が違うよ。利便性を増せって言ってるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） ああ、それはんだから、利便性は、んだから増すわけですから、これ。社会教育のね、施設じゃなくするっていうことを言ってるわけだから、利便性を、利便性はどんどんどんどん増してくわけですよ。誰でもが使えるようにすんだから。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

〔「改修の意味が全然違うよ」と呼ぶ者あり〕

○13番（浅野栄子君） それでは、じゃあもう1回何か、町長さんおっしゃいますか。

○議長（倉持松雄君） じゃあ浅野栄子君、1回着席してください。

町長が勘違いしたようですから、もう1回。

○町長（天田富司男君） あっ、私、ごめん。6億円回収って言うから、俺はお金を回収するのかなって。

あそこは、今のままで使いますよって、最初に答弁してます、私は。

○13番（浅野栄子君） 6億円かけたということですか。

○町長（天田富司男君） そうそう、6億円かけたものを回収するって、まあ私が勘違いしたんでしょけど、それはちょっとおかしいんじゃないかっていう視点で捉えて、あそこの改修は今は考えておりませんっていうことを、最初の答弁でも言っております。

○13番（浅野栄子君） はい、わかりました。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい、では確認させていただきます。

あの会場は、町民の方がみんなが使いやすくなると。じゃあどなたでも使える。使用料を払えばどなたでも使えるということに、条例が変わったということですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今実際に使えないのはですね、政治活動、それから特定の宗教関係、それから営利を目的とするものच्छゅうことで、その中でも営利の部分を、今見直しかけてるんです。まだつくってないんです。まことに申し訳ないんですけど。今、近隣の、利根とかいろいろ周りの状況を見ながら。

当然あの、料金も、同じ料金ではちょっとまずいと思うんですよ。そこらも踏まえて料金の設定とか、そういう形で。んだから、政治活動何でもありのものじゃなくて、営利の目的の中の、特に文化活動関係のものを、見直しを今、条例それから規則等を、見直しをかけてるところでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、阿見町の文化薫る町としてですね、その本郷ふれあいセンターが、文化会館と同じように町民の皆さんが気軽に使えるようなホールにしていればと思います。

そのように強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、13番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） 私は、事前に通告いたしました、子供たちの安全・安心の取り組みについてお伺いいたします。

まず初めに、通学路の安全対策に対する町の取り組みについてであります。

昨今、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故など、子供の安全を脅かす事件や事故が発生し、学校における子供の安全の確保が喫緊の課題となっております。

昨年4月、京都府亀岡市の集団登校中の事故で、3名の方が犠牲になるという、悲惨な事故がありましたが、相次ぐ通学途中の事故を受けて、文部科学省、国土交通省、警察庁が合同で通学路の安全総点検を行いました。昨年11月にまとめた調査結果によりますと、公立小学校2万160校、8万161カ所の通学路のうち、9割以上の7万4,483カ所に安全対策が必要との結果が出ました。危険箇所の主な内容は、歩道がない、歩道が狭い、ガードレールがないなどでありました。

国は、学校安全の推進に関する計画を、平成24年4月に閣議決定したところであり、地域ぐるみで子供の安全を守る環境の整備を推進するとともに、子供が自ら安全な行動がとれるようにするための安全教育の支援など、学校安全の取り組みを推進しています。

当町でも、歩道の未整備や信号機の未設置など、危険箇所に対しての早急な対策が望まれるところでもあります。

当町の通学路の安全対策についての現状と課題、今後の取り組みについてお伺いします。

続いて2点目は、子供たちの心の健康を守る取り組みについて伺います。

学校を対象とした近年の調査では、子供が抱える健康問題が多様化、深刻化しており、心の病が子供にまで広がり始め、心の問題が体の問題を上回るという結果が得られています。情報が急速に発達した反面、それがストレスを生むことも1つの要因でしょう。

具体的には、心理的ストレスや悩み、虐待や事件、事故、災害などの環境要因・外的要因による心身の不調、環境とは別に、個人が生まれつき持っている素質と関連する問題など、多岐にわたっております。友人のこと、家庭のこと、学校のこと、成績不振やいじめ問題など、誰にも打ち明けられずに孤立し、あらゆる苦しみを内に抱え込むケースが増えたと考えられます。

当町では、スクールカウンセラーややすらぎの園、あるいは教職員が連携を密にしながら取り組んでおられると思いますが、子供の健全な心を守るために行っている現状と課題、そして今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 通学路の安全対策と子供たちの心の健康を守る取り組みについてお答えします。

私の方からは通学路の安全対策についてお答えします。

子供たちの心の健康を守る取り組みについては教育長より答弁をしていただきます。

当町の緊急合同点検については、昨年8月に警察署、道路管理者——道路管理者は茨城県及び町都市施設管理課であります。町交通防災課、学校、学校教育課の関係機関により、全小学校区において実施しました。結果については、9月議会時にお配りした表のとおりです。17カ所において、歩道がないため危険、見通しが悪く、そういう危険、見通しが悪い危険、信号機がないための危険等、24項目の危険内容を確認しました。

町を含めた関係機関では、これらの箇所のうち、早期に対策可能な13カ所16項目について改善対策を年度内に完了させる予定であります。

今後は、平成25年度に2カ所2項目について改善対策を実施する予定となっております。

また、残りの6カ所6項目にあっては、歩道の設置、信号機の設置等で、設置に伴う用地確保が必要となる事から、早期の実現は難しい状況ですが、今後も引き続き関係機関と連携しながら通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 子供たちの心の健康を守る取り組みについてお答えします。

学校では、普段から教員が児童生徒の様子をよく見て、目につけ・気につけ・声をかけ、の合い言葉のもとに、児童生徒との関わりを深め、相談しやすい雰囲気や環境をつくるように努めています。また、児童生徒が心配ごとや悩みごとなどを相談する機会として、学校生活に関するアンケートを行ったり、教育相談を行ったりしています。その際に、必要に応じて、スク

ールカウンセラーや、やすらぎの園と連携を図るようにしています。さらに、いじめ解消サポートセンターなどの各種の相談窓口の周知にも努めています。

今後、さらに児童生徒が本音を言いやすい環境をつくっていくために、教員には、現在もやっている傾聴——耳を傾けて心を聞く傾聴など、教育相談の研修を続けてまいります。

しかし、何といたっても児童生徒を育てる基本は家庭生活です。保護者にも、小中学校の入学説明会や家庭教育座談会などを利用して、子供の心に寄り添う手立て等について学ぶ機会をつくっていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番紙井和美君の質問を続けます。11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） では、先ほどに引き続き質問させていただきます。お昼を挟ませていただいたので、数の確認をすることができて助かりました。

町の緊急点検の結果、先ほど町長から答弁がありましたけれども、昨年9月議会に調査票をいただきました。これは12月議会の終わりに藤井議員からも同じような通学路に関する質問がありまして、そのときにも答えていただいておりますけれども。

先ほどまあ、関係機関によって、全小学校区で行ったというふうに答弁をいただきまして、保護者の意見とか、その中に子供の意見とか入っていたのかどうかというのと、あと、1カ所1カ所徒歩で歩いて点検して回ったのかというの、まあ調査の様子を教えてくださいですね。

あともう1点。先ほどの答弁の中でいただいた箇所数、対策箇所数と項目数に対しての、9月の議会のときにいただいた内容のもので私が数を調べて出した数よりも、少し少なくなっていましたものですから、聞き間違いではないかと確認しに行くと、やはりその後進んでいたと。半年たっていますから。で、その部分で、どの部分が改善したのかという。とくにあの、時期未定となっているところ、これが6カ所8項目ありまして、で、対策内容の調整中、これは非常に難しいと言われていたところ、これが6カ所6項目あるんですけども、この部分、改善したのかどうかという、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

合同点検のときですね、町長の答弁にありましたように、警察、それからそれぞれの道路管理者、まあ県道であれば県、それから町は都市施設管理課、それから交通防災課、それと学校と学校教育課が、歩いて危険箇所について点検したものでございます。

それと、時期未定ということで、前回お知らせした部分で進捗したものということでございますが、これあの、郵便局からガソリンスタンドのところ。ここは予定としましては来年度、まあ道路幅員はブロック等で拡幅がちょっと難しいっていう部分がございますので、センターラインを多少ずらして、それから片側のほうにポール等を立てて、歩行者が歩けるような、まあカラー舗装等を今考えているところでございます。それは来年度実施していきたいと。

また、これはあの、地元の区長さんと調整した中で実施していくということになろうかと思えます。予算は来年度ということで予定しております。

それから、どこですか、吉原小学校、このバス停の部分なんですが、これあの、バス停を移動していただきました。そういうことで、時期未定が、これはもう完了ということになります。

それから、君島のほうなんですが、県道稲敷阿見線の歩道が壊れて段差が生じていると。これにつきましては、今年度中には県のほうが直していただけると。また、直したかどうかまだ確認は行ってないんですが、まあ今年度中にはやるというような話を聞いておりますので、時期未定の中でこの3点が進捗したと。1点は来年度に工事予定しているということで、3点が進捗中という状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

県のほうから、安心安全な生活道路整備事業ということで、38億1,100万円補助金があるんですけども、この防災安全交付金というものですが、これを使って修繕するところはあるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。先ほどお答えしました、その郵便局からスタンドのこれを、一応補助予定しております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひいろんな交付金を利用しながら進めていっていただきたいというふうに思っています。

地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備の推進と、自分自身の命を守るための安全教育への支援ということで、子供の安心プロジェクトの充実ということに対して、25年度概算請求額5億2,575万5,000円が計上されたんですけども、要求内容では、学校安全推進事業2億943万

4,000円のうちに、新規事業として、通学道路安全推進事業として1億5,025万8,000円が計上されました。これは通学路の安全を確保するために、特に必要な市町村に対して計上されるということで、道路行政や交通規制に詳しくって、改善策を助言できる専門家である、例えば警察官のOBですとか、交通計画の都市計画を専攻する大学の教授ですとか、また、これあの、非常に日本でも数少ないですから、ほんの一握りですけれども、交通工学の研究者とか、そういう方々による通学道路安全対策アドバイザーっていうのを、これ予算で、全国で280人、国から派遣されるというふうになっております。

で、これによりまして、アドバイザーの専門的指導とか助言とか、その助言のもとで学校教育委員会、また関係機関等の連携によって、通学路の合同点検や、あと安全対策に関する情報の共有を図って、改善を進めていくわけなんですけれども、これあの、手挙げ方式によるものだと思います。当町でもぜひ派遣を望みたいというふうに思うんですけれども、これについて、教育委員会ですね、お答えいただければと思います。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。

おっしゃるとおりですね、これは国の文部科学省の所管でありまして、県事業になります。

それですね、茨城県では、この通学路安全対策アドバイザーを7人見つけましてですね、これについては新年度に入ってから、44市町村で、これあの、手を挙げてやるようかと思えますけど、町としても積極的に申し込みをいたしまして、先ほど町長が答弁いたしました、今残っている6路線、これについてアドバイスをいただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） よかったです。ぜひ、取り合いになると思うので、必ず手を挙げていただきたいというふうに思っています。

で、続きまして、次に、当町の子供の交通事故の発生データがわかれば教えていただきたいんですけれども。

子供の事故の特徴といたしまして、警察庁では4つを主に挙げております。1つは道路の横断中。これが一番多く、2つ目、午後2時から6時、これは下校中の時間帯なんですけれども。あと、自宅から500メートル以内の場所。これはやはり自宅の近くということで、気も少し緩んでしまう部分で、そういった事故に遭ってしまうのではないかなって考えております。あと、女の子よりも男の子のほうが多いということ。この4つを警察庁のほうでは挙げています。

で、2010年の小学生の交通事故を分析しましたら、登下校中の事故が3分の1を占めているんですね。また、事故の起こる場所ってのが、半分が交差点に集中しています。

そこで当町はどのような傾向性があるのか、わかる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。

まず23年度を言います。これは小学校で3件、それから中学校で10件、計13件あります。それから24年度で本年1月まででは、小学校で5件、中学校で3件、計8件。結果的には24年度は今のところ減っているというような状況であります。

それで傾向ですが、中学校ではやっぱり自転車っちゅうことですね、接触事故ちゅうような軽い形のものが多いというような形。またあの、その数字の中にはですね、登校、下校ばかりじゃなくて、違う場合も含まれております。

それから23年度の実績を今言ってますけど、小学校ではやっぱりあの、接触が3件ちゅうような形ですか。あとはちょっと。あとは放課後ちゅうような形になります。

それから、24年度、今までの実績では、やっぱり接触っていうような形が多い。まあ大きいところでは、前に全協で説明しましたが、三区のですね、バス停からおりて帰ってるときに、車が飛び出して、2カ月ぐらいのこれ重症っていうようななんかのことが大きいので、あとは、もう今元気で通っているんですが。そういうちょことした接触っていうような形があるかと思えます。

以上でございます、はい。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。これからも大きな事故につながらぬよう、また事故ゼロになるように努めて、我々もいきたいと思っております。

さて、先ほどの、今の交差点の事故の話ですけれども、町内でも、もう何年もの間要望し続けている場所というのがやはりありまして、例えば、県道荒川沖阿見線の中郷東内の交差点。これはちょっと警察の話では、交差点というにはちょっと、きちんとした十字路としてカウントされないということが一番ネックだったんですけれども、こういった、ここはスーパータイヨーの前の交差点から、水戸信金横の霞台の交差点、そこに抜ける途中なんですけれども、死亡事故も発生……、これはあれかな、あったような気がしたんですけど、平成、事故が結構、大小いろんな事故が多発してる場所なんです。

で、平成15年にまず1回目要望しまして、平成17年に当時の環境課長と土浦警察にも要望し、また平成19年に町長と牛久警察署長に行政区から署名を提出して、平成20年には町長に再度要望して、で、平成22年に行政区の区長と建設課長ほか数名の方と、牛久警察に要望書を提出してまいりました。平成23年と24年には県に要望し、県警のほうにも要望をいたしましたけれど

も、このような感じで、何度も何度も繰り返しているんですね。

で、直線コースに見えるんですが、歩いてみるとわかるように、すごくなだらかなところで、軽いカーブになってますから、自分の視野に入らないんですね、両方から来る車が。でも、車で走っていると直線コースに見えるので、思い切り、先の交差点まですごいスピードを出していく、とっても危ないところなんです。ここは小中学生の通学路にもなっていて、高齢者もとにかく多く利用するところなんですね。

で、この、先ほどの危険箇所の中には入っていませんでしたが、恐らく学校で出した危険箇所のところには、保護者からの意見として入っていると思います。

角には今度、新しく、中郷東公会堂というのができまして、中郷東ふれあい公園も完成して、また人の往来が格段にこう増えたんですね。そして、もうすぐその角に、コンビニエンスストアが開業する運びなんですけれども、そういったことで本当に人の行き来が多くなり、車の行き来も多くなります。

スピードが出るなだらかなカーブのために、本当に、非常に危ないところだと、大小さまざまな事故が、本当に頻繁に起こっておりますので、死亡事故につながる前に、早急に信号機を取りつける必要があると思うんですけれども、その件に関して見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

今の紙井議員のお話の件は、信号の要望ということで、こちらも要望を受け付けてまして、現地の調査も行いまして、それで、ほかにも数多くの信号の要望があるんですけども、それをまとめまして、県警のほうに要望はしてございます。

で、県のほうも、現地を見たりですね、町のほうとも協議をして、県のほうで、県内全体の要望の中で、限られた予算の中で優先順位をつけて設置をしていると思うんですけども、町で30カ所近くの要望を出してまして、それで24年度は2カ所の信号機の設置があったんですけども、この箇所についてはまだ、要望はしてるんですけども、実現に至ってないということでございます。

それで、先ほどお話に出ましたけども、現状として、交差点としては、十字路の交差の形になっておりませんで、ちょっと一部北側のほうですけど、道路が鋭角に入っているというようなことで、こちらの交差の仕方もですね、形状も、改良をしなければいけないのかなというような、協議の中でもありますので、そういったことも、今あのコンビニエンスストアが建設されるというようなお話がありますので、そういった状況を見ながら、改善できるものは改善できる方向で町で調整をしまして、また警察のほうとも協議していきたいと、要望を出していきたい

というように考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひ、本当に事故が起こる前に対応していただければと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

千葉県の鎌ヶ谷市で、小学校や幼稚園が点在する付近、ヒヤリ・ハット交差点なんですけれども、ひやっとしたりはっとしたりする危険な場所ということですが、ヒヤリ・ハット交差点などを対象にして、16カ所で交差点ランプ、これは速度を抑制するための凹凸のある、段差のあるものなんですけれども、また交差点カラー舗装化、あと歩道の整備、道路を少し狭くして大きな車が通りにくくする狭窄ですとかね、そういった対策を講じたところに、年平均事故件数が、整備前は26.2件だったんですけれども、整備した後で6.6件ということで、75%も減少したんですね。非常に大きな効果を上げています。

どうか、今後とも事故ゼロを目指して、専門家とか関係各部署とともに、子供の目線と保護者の視点を、どうか取り込んでいただきたいと思っております。

そこで、綿密なデータと、あとは教育をしっかりしていただいて、危険箇所の点検を継続して、登下校のみならず、生活道路の安全整備と、あと快適に移動できる阿見町の構築というのを目指していただきたいと思っておりますので、その部分、町長、お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。学校だけではなくてね、生活道路と、まあ先ほど言われた、私もよく場所は知っておりますし、非常に緩やかなね、カーブになってんですよね。それで、実際にほら四つ角じゃなくて、あれは中華料理屋さんのほうのやつはこう鋭角にね、立ノ越のほうに入っていくっていうね、道路なんで。そしてまた今回、コンビニエンスストアができたっていう場所でね、非常に今後また、ますます人が立ち寄るっていう、人が通るっていう、そういう状況になってくると思いますんで、どういう、警察署は優先順位をつけるかわかりませんけど、やはり強力で押して行って、やっぱりどこが一番優先順位で重要とこなんだっていうことを私たちがずっと決められないですけど、警察署のほうで、やっぱり30件なら30件の中でどうやって優先順位をつけてくるかっていうものを、私たち自身もね、精査しながら話し合っていきたいなど。

また、生活道路等もね、もう少し危険箇所はどういう箇所があるかと。そういう面で、危険箇所の改善ということも阿見町ではやっておりますんで、そういうことも踏まえながらやらさせていただきますなどと思います。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひともよろしく願い申し上げます。

続きまして、子供の心の健康を守る取り組みということで再質問させていただきます。

本年度、学校すこやかプランの充実ということで、25年度予算10億9,439万3,000円の概算要求額が計上されたんですけれども、心のケア対策推進事業も新規計上されています。いじめ対策などの総合支援事業に、前年度比8億円増額しまして48億円が盛り込まれております。県でもいじめ解消サポートセンターの運営等、先ほど答弁にもありましたけれども、そこに1,700万円の予算が計上されて、心の専門相談員のスクールカウンセラー、この事業には2億4,900万円を計上しまして、児童生徒の問題行動の未然防止と、あと早期発見のための専門家の配置を、国でも推進しております。

スクールカウンセラーの当町での活躍というのは、私も何度も質問させていただく中で、以前にもしっかりとお聞きしておりますけれども、非常に頑張ってお仕事していただいていると感謝しています。

国でもその効果から、本年は小中学校で7割の学校に配置を拡充するというようになっております。しかしながら、スクールカウンセラーというのは、臨床心理等の専門家であるために、費用もかなりかかってしまうと。すぐに全校配置というのは、やはり難しいかなというふうに考えております。

そこで、ほとんど問題のない軽い悩みの生徒さんたち、そういう方には、医療大学の学生ボランティアの方に来ていただくのはどうかというふうに考えたりします。次に、少し複雑な悩みを持ったお子さんには教員OBからなる有償ボランティア、そして専門性を持って今度は対応しなければいけない症状の場合にはスクールカウンセラーが対応すると、段階に応じて対応する配置ができないかなというふうに考えております。

学校という、特別安全安心を重視する場所であるということ、また心理的でデリケートな部分を扱うという意味合いから、入っていただく方には慎重に選ぶ必要があるかと思っています。

先生が研修をして、先ほどの傾聴をしっかりと研修していると、それはすばらしいことだと思います。生徒さんは、先生は多くの生徒の中で、自分のことは見てるかなってというのは、常にこう、それとなしにやっぱり心にとめているんですね。そういったことから、そういった研修をしていただくのは非常にありがたいことだと思っています。

そのような中で、先生が研修をして子供たちに対応していただくほかに、そのようなシステムをあわせ持つてはいかがかというふうに考えておりますが、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。

先ほど教育長もですね、説明しましたけれど、毎回言いますが、スクールカウンセラー、これ臨床心理士ですよ。当然これ、先生を含めた児童生徒に対応してる。それから、スクールライフサポーターの配置っちゅう形で、こちらも、1名なんですけど配置してると。んで、今の御提案がありましたですね、有償でしょうかね、一応うちのほうで把握してんのが、土浦市のほうのですね、ちょこっとゼロ教室っちゅうのがちょっと聞いたことあるんです。悩みをゼロにするんだよってというような形。で、これについては、心の相談員として、退職した校長先生とかですね、そういう専門、そういうわかってる方を、私が聞いたのはボランティアでっていうようなことで聞いておるんですが。有償じゃなくボランティアでやってるとい。

そういう、一応紙井議員さんの貴重なそういう御提案をいただきまして、今後の研究課題としたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。はい。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 実は、私もそこのお話を聞きまして、そこに携わってる人にお聞きしたんですけども、土浦のある中学校ということで、ゼロ教室っていうふうになってます。悩みをゼロにする教室ということで、で、週に1回、教員OBもしくは教員免許を持って登録した有償ボランティアの方、教員免許を持った方からのお話だったので、有償ボランティアと私はちょっとお聞きしたようだったんですけども。

その中の、相談する中で、真剣にあるいは和やかに相談に乗ってもらったり話を聞いてもらったりと、それが非常に好評だということでありました。クラスメートの人、また行き交う人に、あ、あいつ相談受けてるんだな、あそこの教室入ったから、っていうふうには知られないようにするために、シェルターのような感じなんですけれども、教室を特定して、ここがそうですよとしない。結構不登校のお子さんは保健室に行ったりするんですけども、そうじゃなくって、本当に悩んで相談を聞いてもらいたい人は、人目につきたくないということがありますので。そういったことで、教室は特定されておらず、保健室のようにいろんな生徒が出入りするともない、非常に落ち着いた空間だと。

そのような取り組みが町ではできないかなというふうに思ったんですが、今お答えいただいたので、これからの研究課題にさせていただいて、それを実行しているところに、もう少しどういうふうな状況で、どういう経緯をたどっていったのか、どういう結果を生んでるのかっていうことも聞きながらね、参考にさせていただくとありがたいなというふうに思っています。

ちなみに、そこに派遣に行った有償ボランティアの人は阿見町の人なので、阿見であるといひねということだったんですね。そういうこともあります。

じゃあ次に、質問変わります、中学生の心の安定ということで、中1ギャップについてお伺ひします。

いわゆる中1ギャップっていうのは、小学校から中学校に進学したときに、学習内容とか生活リズムの変化になじむことができないで、いじめが増加したり不登校になったりする現象のことですけれども、これは、小学校までに築いた人間関係が、大勢の小学校から集まる中で失われてしまうこと、また、今までリーダー的な立場にあった子供が、先輩後輩という上下関係の中で自分の居場所を確認できなくなってしまうこととか、あと学習内容のレベルが上がるということが要因ではないかということが考えられております。不登校の数だけ見ても、6年生の不登校数から中学1年には、一気に、これ一般的な数字ですけれども、3倍にはね上がるというふうになっているようであります。

当町もそのような中1ギャップのような状況のことはあるのか、またどういった対応をするのか、あるとしたら。それについてお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） お答えします。

当町でも、全く中1ギャップがないということは、言うことは難しいかと思えます。ただそうならないように、極力努力をしております。

例えば、以前にもちょっと御説明したんですが、各中学校区ごとに教育推進委員会という組織をつくっております。これは、例えば阿見中学区ですと阿見中学校、阿見小、吉原小、そして阿見第二小と、この4つの学校で連携しまして、授業を見る会なんていうのをまずやっています。これは、学校それぞれ、計画訪問とかいろんな催し物があるときに、先生方に招待状を出しまして、都合のつく先生が授業を見に行くと。そのときに、例えば小学校の先生が中学校に行くと、自分の教えた子どもたちがどんな姿で学習をしているかなと、そういったものを見たり、あるいは逆に中学校の先生が、来年自分の学校に入ってくる子供たちはどんな感じのかな、そういったことを、子供たちの児童生徒理解というようなことでやっております。

あと、もちろん授業力向上ということにもつながるのかなというふうに考えてます。

それから、生活面とか学習面で、それぞれ学校で決まりがあるかと思うんですが、そういったものを中学校区で統一しておく、例えば阿見小では授業中こんな約束事があったよと、吉原小ではこうだったよっていうことで、阿見中に進学したときにそれぞれが違う形でやっていると、非常に子供たちが戸惑って、そういったところからも中1ギャップが生まれてくるのかなと。そういったものを解消するために、小学校である程度のきまりを統一しておく、そういったことも行っております。

それから、子供たちが小学校から中学校に上がるときに引き継ぎ会というのをやるんですけれども、そういったところで小中連携シートなんていうものを作成しまして、子供たちの学習や生活の様子などをある程度記したものをもとに引き継ぎ会を行ったりしています。

それと、学級編成なんですけど、茨城県の場合は、中学校の場合ですと40人で1クラスというような学級編成が法律で決められてますけれども、中1に限っては、40人なくても1クラスにしていいと。例えばの話で言いますと、108名の場合、40人と法律で決めた学級で言いますと、3で割りますので36人ずつのクラスになるんですが、それを4クラスにしていいと。ですからそれを4で割ると27になるんですね。36から27に減ればより目が届くと。そういった学級編成をもとっています。

そういったことで、先生方が本当に子供たちの様子を常に見られる、そして子供たちからも相談を受ける、そういった形で進めております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 中1ギャップに関しては、悩んでる自治体、非常に多いんですけども、今初めてお話聞きましたけど、すごくそれに対応していらっしゃるなということを実感いたしました。

全国でも小中一貫指導とか小中一貫校というのを進めているようですけども、私個人としては、小中一貫9年間をこう、全部一括して一貫するというのは、ちょっとかなり課題が大きくなるのかなっていうふうに、個人的に考えてるんですね。

で、五、六年生の人たちから、だんだん中学に移行するときに、その小中一貫のような形できれいにスライドしていくといいかなというふうに考えています。小中五、六年生連携という形でしょうか。

先ほど、小中連携シートというのをつくっているとおっしゃってましたので、これをどうかしっかり活用して、先生に引き継いで、子供たちが不安な気持ちにならないように、大事な大事な中学1年の時期をうまく乗り越えていただきたいというふうに思うんですね。

非常に安心しました。そのまま進めていっていただきたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、少子化が進む中で、未来を担う子供たちが、どんな状況でも乗り越えられる負けない心で生き生きと明るく育てほしいと、本当に心から願うところなんですけれども、それにはどうしても温かい人間関係の中でしか生まれたいものがありまして、少し前の時代から、組織を、そして人間を、数字で優劣をつけてしまう癖が、もう何年も前からありました。そのひずみが、今この世の中の、理解できない行動をしてしまう人を増やしてしまったんじゃないのかなという懸念を感じているところなんですけれども。

数字のマジックにこう、クローズアップされるのではなく、ここの学校は不登校は何人ですよ、ゼロですよって、そういうことだけで判断するのではなくて、ゼロでも数が多くて、本当にその中身をしっかりと見ていっていただきたいということを感じます。

そういったことを修正しながら、心の教育というのを進めていっていただきたいなど実感することと同時に、今各家庭に、もちろん心の教育というのは家庭が一番重要であると私も思いますけれども、この世の中、今核家族、高齢者も一人で住んでいる高齢者が多いような状況の中で、本当の核家族で、ましてや両方の親御さんが働いていたりなんかすると、なかなか思ったように心の教育っていうのができない。

そうなったときに、これ、新潟県の教育庁の義務教育課っていうところが発行している「教育」っていうものなんですけれども、中1ギャップの解消に向けてっていう冊子をつくっているんですね。これ4年間かけてずっと研修し続けた結果を、こうやって小冊子にまとめたようなんですけれども、この中で、さっきおっしゃったような、複数の目で子供を捉えていくということ。で、対応するための情報収集と、それを活用していくということ。例えば小学校とスクールカウンセラーとスクールサポーターと、あと適応指導の教室なんか、あと保護者、民生委員さん、児童相談所と医療機関、さまざまところが目を光らせていくことが大事であるということを示されています。

そういったことで、阿見町にも、ぜひ心の教育ということを進めていっていただきたいと思うんですけれども、その部分に関して、教育長、最後に方針を言っていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。今紙井議員がおっしゃったようなことは、当町でもずっと以前から取り組んでおりますので、途切れなく継続して、できるだけ紙井議員さんがおっしゃった方向で前進していけるように、少しでも発展できるような方向で継続してまいりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひよろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、11番紙井和美君の質問を終わります。

次に、8番久保谷充君の一般質問を行います。

8番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。後何日かで、三・一一東日本大震災まで2年がたちますが、3月2日3日と、商工会役員研修に、佐藤議員、野口議員と参加して、石巻商店街等の視察で、石巻立町復興ふれあい商店街、石巻まちなか復興マルシェで、役員の皆さんと

たくさんの買い物をしておりましたが、両方の商店街とも、買い物客は一人もおりませんでした。

3月4日の読売新聞にも、東日本大震災から2年を迎えるのを前に全国世論調査を実施したところ、年月の経過とともに、寄附やボランティアなど積極的に復興支援に携わろうという意識が薄らいでいる。被災地の復興支援のために今後も継続的に取り組みたいと聞くと、寄附をする、被災地の特産品を購入する等が10ポイント以上減少しているということです。

東北は、温泉、また、これから暖かくなり、弘前城の桜等の名所がたくさんありますので、旅行等に出かけていきたいと私は思います。

平成23年12月の一般質問で、2019年の茨城国体開催に向けて、セーリング競技の誘致をお願いしましたが、国体開催に対する、そのときまでの阿見町の状況を考えると、町長、担当課の努力が相当あったのかなというふうに思います。結果、選定通知書が、平成25年2月20日付で、茨城県セーリング連盟会長宛てに届きました。第74回国民体育大会茨城県準備委員会会長橋本知事名で届きました。会場地市町村——阿見町、会場予定施設——霞ヶ浦湖畔特設会場、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地武器学校使用の内容です。

町長も、道の駅を平成31年茨城国体までにオープンしたいということなので、国体開催に向けて、執行部・議会・町民が一致協力して、阿見町を活性化させ全国にアピールしていきたいと思います。

さて、昨年12月に私が一般質問したピロリ菌の公費助成の件ですが、厚生省は平成25年2月21日、胃がんの大きな原因とされるピロリ菌の感染による慢性胃炎について、除菌事業に用いる複数の薬剤を保険診療の対象に拡大することを承認いたしました。呼気検査など、ピロリ菌感染を調べ、内視鏡で胃炎と確認されれば、除菌事業治療を保険適用とするということです。

除菌は、胃酸を抑える薬と抗生物質を組み合わせで行いますが、患者は1週間程度薬を服用することで除菌でき、除菌できれば再感染の恐れは低いと言われています。これまでは、胃潰瘍などに進行するまで、慢性胃炎の除菌治療は保険対象外でしたが、保険が適用されることで、胃がんの予防と患者数の減少が期待されています。

何より、ピロリ菌を除菌するということが胃がんの予防になり、医療費の削減も期待できるということです。予防に勝る治療はありません。

それでは、通告により一般質問をさせていただきます。

〔「何だよ、急に切れたか」「予防に勝るあれはなし」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君） 最近阿見町では、空き巣や車上荒らしなど、犯罪が増えていると聞きます。

〔「前置きが長えなあ」と呼ぶ者あり〕

○8番(久保谷充君) 私は、皆さんご存知のとおり、住宅販売会社を営んでおりますが、仕事でガラスの修理を依頼されますが、その修理のうち、空き巣狙いにガラスを破られたというお宅があります。そうすると、近所で数件のお宅が空き巣に入られたと聞きます。ある意味、犯罪に対する専門家の立場から、侵入の手口等を少し話したいというふうに思います。ひとつ皆さんも参考にしてください。

〔「質問じゃねえよ」と呼ぶ者あり〕

○8番(久保谷充君) まあ、留守はどうやって見抜かれるか。侵入犯は、まず目的の家が留守かどうか確認をします。最も多い方法が、インターホンで呼んでみる。次に人の動きがないかしばらく見張ると合わせると、全体の6割以上。また、カーテンの閉まり具合や、たまった郵便物など、外から見える家の様子も、留守確認の大きな方法です。

どんなときを狙っているか。犯罪時刻のピークは、家事に時間をとられる、玄関や窓に鍵をかけていないことが多い朝8時から10時。ごみ出しなどのちょっとした隙間を狙われます。次に多いのが、夕方18時から20時と、20時から24時。暗くて動きやすく、また、部屋に明かりがついていないので、留守確認がしやすいのです。

入ってくる場所はどこ。戸建て住宅の被害例を見ると、6割以上が窓から侵入されています。その中で最も多いのが、直接庭に出入りできる1階の居間の窓です。侵入口は、次に表の出入り口、その他の出入り口の順で多く、2階建て以上の戸建ての住宅の9割が、1階からの侵入という報告がされております。

侵入方法はどんな手口が多いのか。

〔「もう質問したほうがいいんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○8番(久保谷充君) ああそうか。

戸建て住宅の場合は、手口としてガラス破りが最も多いです。全体の4割以上。ガラス破りはクレセントを外し、窓をあけて侵入する手口がほとんどです。続いて多いのが、鍵がかかっていないドアや窓からの侵入。この2つで8割を占めております。

侵入を諦める時間はどのくらいですか。侵入に時間がかかるほど、用心深い侵入盗犯は犯行を諦めます。侵入を諦める時間で最も多いのが2分から5分。つまり5分以上を要すると、侵入を諦める確率が高いのです。侵入によって、5分で7割、さらに10分要すると9割以上が諦めるようです。防犯ガラスを取りかえれば一番いいです。

侵入を諦めるのはどんな場合かという、警察に捕まった侵入盗犯から得られたデータによると、彼らが最も恐れるのは、人の目。犯行を諦める理由の、近所の人に見られたり声をかけられたが、全体の6割を占めています。大切なのは住民相互の連帯感が大事であります。心がけ次第ということですよ。

また、同僚議員からも、船の船外機が盗難に遭ったとか、運動公園の自動販売機が荒らされたとか、工事現場からはダンプカーやユニック車等が盗難に遭ったとか、農業をされている方からはトラクター等農業用機械が持ち去られたとか、たびたび聞かれるようになりました。

人々が感覚的、主観的に感じている治安の情勢を体感治安というそうですが、治安が悪化しているのではないかと思います。

そこで、阿見町の治安状況、犯罪状況をお聞きしながら、安心安全なまちを、阿見町をつくるための施策について、幾つか質問したいと思います。

ピロリ菌の除菌も同様ですが、犯罪も、予防に勝る対策はありません。阿見町として対策を打っていくことが重要なのは言うまでもありません。

それでは、具体的に、阿見町の犯罪の状況についてお聞かせください。過去5年程度、地区別、種類別の特徴及びアウトレット開業、圏央道の開通等の影響についてもお聞かせください。

2番目に、阿見町における防犯組織等の現状について、人数や課題等も含めて伺います。

3に、町と警察との連携についてお聞かせください。

先日町民の方から通報があり、同僚議員と無許可の土盛りの現場を視察し、クリーンセンターで対策について実情を伺ってきましたが、人的な交流も含め、定期的な情報交換や犯罪防止対策の会合等についてもお聞かせください。

4番目に、予防効果があるとされる防犯カメラの設置の現状と、今後の設置計画及びこれまでの抑止効果についてもお聞かせください。

5に、子供たちの安全対策について。これは紙井議員にね、今やっただきまして。交通安全、不審者の現状と対策についてお聞かせください。

最後に、ほかの自治体で作成されて効果を上げていると言われるキッズセーフティマップの作成について、ぜひとも実現できるようにお願いしたいと思います。その件についてもお願いします。

ちょっと長かったかな。

〔「前置きが長い」「宣伝と前置きが長かった」「宣伝が多かった」「うまくつながったからいいんじゃない」「予防は最高なんだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、安心安全なまちづくりをつくるための施策について、阿見町の犯罪の現状について、まずはお答えいたします。

随分、空き巣の件は、ああこういうことが原因なんだと、こういうところはだめなんだな

というのが、よくもう今、皆さんわかりましたね。非常に。

また、本当に31年のね、ヨットセーリングの国体誘致に対しては、久保谷充議員にもいろいろお世話になりました。ありがとうございました。

阿見町の犯罪の現状について、まずはお答えいたします。

警察から発表される刑法犯認知件数により申し上げますと、平成19年では789件だったものが、平成24年には616件と、過去5年間において減少傾向にあります。また、犯罪の種別では、阿見町の特徴として、空き巣や自動車の盗難、車上狙いなどの窃盗犯が増加傾向にあり、地域別に見ても、うずら野地区や荒川本郷地区において、車上狙いが増えており、曙、竹来、掛馬、追原、香澄の里の各地区では、自動車盗難が増えている状況にあります。

また、平成19年の圏央道開通や平成21年のあみプレミアムアウトレットの開業に伴う犯罪の影響ですが、牛久警察署に確認したところ、犯罪は増えていないということでした。しかし、今後、開発が進む吉原地域においては、周辺地域も含めて安全で安心なまちづくりに寄与するため、警察施設は必要不可欠であると認識しておりますので、引き続き、警察施設の誘致について、県や県警本部に対し、要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の、地域の防犯組織の現状についてですが、平成16年度より地域住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を推進することを目的に、地域防犯活動支援事業を開始し、行政区等で自主的な防犯活動を行っている組織の支援を行ってまいりました。現在、登録されている自主防犯組織は、35団体で年々増加傾向にあります。町としましても、地域における犯罪等の抑止には、自警団などの自主防犯組織による防犯ボランティア活動が大いに役立つと考えております。支援の見直しや啓発等を行い、自主防犯組織の拡充を図ってまいりたいと考えております。

昨日、防犯組織ね、自主防犯組織、本当にボランティアでやっていただいて、非常に、町としては感謝しているところです。

次に、3点目の、防犯に関する町と警察の連携についてですが、犯罪を抑止して安全で安心して暮らせる地域社会を確立するためには、警察はもとより町民や行政、関係機関、団体の方々が連携し、一体となり活動していくことが重要であります。

具体的には、春・秋・年末と年3回行う防犯キャンペーンや、保育所・児童館の幼児や小学生に対する防犯教室等の啓発活動を行うとともに、関係機関による情報の共有化を図り、防犯対策に努めております。

今後とも、牛久警察署や防犯ボランティア団体等との連携をさらに強化し、犯罪のない住みよいまちづくりを推進していきたいと考えております。

4点目の、防犯カメラの設置状況と抑止効果についてですが、当町では、小中学校11校で43

台、役場庁舎・公民館・ふれあいセンター・保育所など15施設で32台、合計26施設で、75台の防犯カメラを設置しています。

防犯カメラの抑止効果に関しては、児童や園児のための学校や保育所などの施設では、防犯カメラを外部から認識しやすい校門や入口に設置することで、不審者による侵入を防ぐこと、その他の不特定多数の人が出入りする役場庁舎や公民館等の施設では、建物の出入り口付近に防犯カメラを設置することで、施設内での犯罪の防止に役立てております。

次に、5点目の、子供たちの安全対策についてですが、まず、交通安全対策についてお答えします。

小学校では、交通安全教室を実施し、正しい自転車の乗り方を指導しています。また、月1回、登校班会議を開き、児童に登下校時の状況を振り返らせ、安全な登下校の仕方について指導しています。さらに、保護者や教職員による登校指導を毎日、行っています。

中学校では、特に下校指導に重点を置き、教職員による巡回指導を定期的に行っています。状況に応じ、全校集会や学年集会を開き、自転車の乗り方などについて指導しています。

次に不審者対策についてお答えいたします。

学校では、警察署職員からも指導をいただき、不審者を想定した避難訓練を行っています。さらに、小学校では、引き渡し訓練を実施しております。

また、学校内において不審者が出た場合については、すぐに警察に連絡すること、その情報を近隣の小中学校や教育委員会へ連絡すること、さらに、メール配信するなどして保護者に伝えることなどによって、注意を喚起するようにしています。

6点目の、キッズセーフティマップ作成についてですが、各小学校では、保護者と教員とで通学路や学区内の危険箇所を点検し、安全マップを作成しています。その安全マップには、危険箇所だけでなく、こどもを守る110番の家——こだまの家も記載してあります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時10分からとします。

午後 2時00分休憩

午後 2時10分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久保谷充君の質問を継続します。

8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、町と牛久警察との定期的な情報交換や犯罪防止等の

会合等なんかは、これ開いているのかどうか伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

牛久署に防犯協会というのがございまして、町のほうもそこに入っているわけですが、それと、まあ牛久警察署と阿見と、阿見町と牛久市の防犯の組織で定期的な会合を行っております。

また、阿見町には防犯連絡員協議会という組織があるんですけども、その組織の中で、総会とかですね、定期的な会合の中で、牛久署の方も来ていただきまして、そこでも会議——連絡会議等を実施してございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） まあ犯罪は、いろいろね、本当にね、減少傾向だったんだっけ。そうだよ。という話なんですけど、何か周りでね、ちょっと、いろいろな体感ちゅうかね、うちのそういう形からすれば、何か増えてるのかなっていうふうな気もするんですけど、そのような情報ってというのは、これ町民の皆様に情報を伝えるようなことってというのはやっていないんですか。お聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。あの、防犯等、犯罪の防止とかですね、町民の方に気をつけていただきたいことに関しましては、定期的に町の広報紙で掲載はしておりますし、それから防犯連絡員協議会の方を中心に、防犯パトロール、キャンペーン等をやって、町民の方には呼びかけているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 私がなぜ聞くっていうのはですね、空き巣等とかね、車とか、そういうやつを盗まれたとかどうのこうのっていうふうには、周りから後から聞くわけですよ。だからそういうのを、やっぱりこう、何ですか、即ね、やっぱり町民の皆様に伝えるような方向で行かないと、後からも、例えばうわさで聞くっていうような状態のほうが多いというふうには思うんでね。

それをあの、何か伝える方法とか今のところ考えてるかどうか、ちょっと聞きます。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） あの、スピード性っていうんですか、すぐに情報伝達ということでは、警察署から配信されます、ひばりくん防犯メール。これが一番早くてですね、すぐ直接町民の方に伝える手段かなというふうに思います。

これは、ことあるごとに加入をしてくださいというふうに呼びかけておりますので、皆さん

も加入していただいて、すぐ警察からの直接の情報ですので、犯罪がありましたらそうやってすぐわかるというようなことで、現在のところはそれが一番早いのかなというふうに考えてます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 本当はね、防災無線でもあればね、そういう形で、どこであったとかかっていうふうな情報を入れられるというふうに思いますが、例えばね、各区長さんのほうに、町のほうから、そういうのずっと一斉に、ここでこういうふうなのあったよ、とか、というような方法とかをとってね、いち早く、やっぱり町民の皆様には、やっぱり連絡っていうか、わかるような方向、情報を入れてね、防犯の対策をとったほうがいいのかなあというふうに思いますのでね、その辺も含め、ちょっと、また検討をしていただきたいなというふうに思います。

あと、不法投棄なんかの現場を見た場合に、どこにこれ通報したらいいのか、ちょっとお聞きします。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） あのう、いろいろ内容にもよるかと思うんですけども、牛久の警察署と、それと町の廃棄物対策課、両方連絡とっていただければ、一番早い対応ができるかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） まあ、産廃っちゅうかね、そういうやつも、まあ私はいつかな、去年の何カ月か前に連絡して、即ちちょっと対応してもらったところがありますが、結局、例えば道路で車走っててね、あ、ここにこういうようなの捨ててるなあとかそういうやつを、やっぱり町民の皆さんは、どこにね、連絡していいかわからないっていうような、わからない人もね、たくさんいると思うんだよね。やっぱりそういうことも、やっぱりきちんと何かの方法でね、連絡を、何ですか、情報を入れられるようなところを、やっぱり町民の皆さんにはきちっと連絡しとかなないと。

例えば、捨てて、今本当にね、もうどっかの細い道に捨ててぱつと行っちゃうときだってあるわけですから、そういうときに、やっぱりあのね、見ている人もいるかもわかんないんでね、そういうやつも、やっぱりどこに連絡してもいいかわからないで、そのまましちゃったなあとかというような人もたくさんいるというふうに思いますんでね、そういうこともやっぱり思いますのでね、何かの、やっぱりきちんと町民にお話したんでわかるようにね、廃棄物対策課なら課に連絡するやうにと、いちいち警察に連絡する人もいないかもわかんないんでね、そういうことをやっぱりきちっと、連絡先を知らせるというような方法にしてもらいたいというふうに思います。

あと、いろいろ前後しますが、さっき紙井議員のやつで、何だ、あそこの郵便局のところか

ら、ガソリンスタンドまでね、今年度、交通安全というか、危ないので、改良っていうか、するっていうことなんです、フタムラ化学の正門のところからファミリーマート、ファミリーマートから小学校。これ、本当に何というか、車の通りの台数、またいろいろなね、それからしたら、確かに歩道はあることはあるよね。こんな細いの。人間1人通るか、細いところでは通れるか通れないかわかんないようなところね。そのやつが、そういう形でね、今度は自転車がこう、歩道を出て走るような、子供たちもね、やってるわけですから、やっぱり何人も、10人とか20人ぐらいで登校すると、やっぱりはみ出てる人もいるしね。

そういう部分からすると、あそこの道路は、どういうふうに町のほうで考えてるのか、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

あそこの部分につきましては、歩道は本当に、現在段差があつたりして危ない状況であります。

今、道路公園整備課のほうで検討しているところでございます。

地権者の対応等もございますので、まともれば早く発注したいなどは思っていますが、今調整しているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それはファミリーマートから小学校までだよ。

○都市整備部長（横田充新君） はい。

○8番（久保谷充君） じゃなくて、フタムラ化学からあそこまでの部分のやつは、町のほうの対応はどういうふうで考えてるのか、ひとつその件なんですよね。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） これはですね、前にもお答えしたかと思いますが、都市計画道路、廻戸・若栗線という都市計画道路に指定されているところでございます。そういった中で、その幅員等も含めた中で、都市計画マスタープラン、そういう中で、現在の都市計画道路のあり方等を整理した中で、一緒に考えていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あのですね、あそこの通り、本当に朝晩ものすごく車の交通量も多いしね、で、雪印等ね、工業団地等もたくさんね、これからも社員の方それぞれね、通勤してくるというふうに思いますのでね、今のところは確かに事故はね、ないんですが、起きてからでは間に合わないわけですから、なるべくね、いろんな形でできるような方向で、今後は考えていただきたいというふうに思います。

あと、セーフティマップの件なんですけど、これは町のほうではどういうふう考えてんのか、ひとつお願いします。

あの、セーフティマップっていうか、キッズセーフティマップの件です、はい。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。先ほど町長が答弁したとおりですね。

これひとつ、阿見小学校の、前にも見せたと思うんですが、これが阿見小PTA生活安全委員会がつくってまして、各小学校で、こういう安全マップをつくっているというのが状況です。

今後も引き続き、これでやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そういうマップは作り方がたくさんいろいろあるというふうに思いますが、それに例えば、指定避難場所とか車が危ないとか、何ですか、ええと、さっき言いました、阿見町では名前が違うと思うんですが、子供緊急通報避難設置場所かな。等々が入っているのかどうか伺います。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。当然ですが、不審者が多いつつこともないんですけど、不審者とか、子供110番の家とか。ここは車が来ないかよく見ろよとか、そういうことで書いてあります、はい。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） ええと、何つったっけ、子供110番。それは阿見町に何カ所ぐらいあるんですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。ええとですね、110番の家。小学校8校で484件になります。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） はい、わかりました。

あと、防犯カメラの件なんですけど、皆さんもよくご存知だというふうに思いますが、最近も吉祥寺で——今一番住んでみたいまちですか、ところで、殺傷事件とかがありましたけど、あれもやっぱりいろいろなテレビ等で見ると、やっぱり防犯カメラの設置が大事かなというふうに私も思いました。

それで、また今防犯カメラもね、ご存知というふうに思いますが、歩き方とか3Dカメラとかなんとかつつて、歩き方ね、あと変装してても顔の形とかいろいろで何かわかるようなやつもあるみたいなんですけど、阿見町には75台っていうことなんですけど、実際に何ですか、まあ

犯罪があつて、検挙の人数をちょっとさっき忘れましたが、とりあえず検挙の率っちゅうか、それをちょっと1回お知らせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今の御質問は、防犯カメラを使って検挙ができたとかそういうことじゃないですか。

○8番（久保谷充君） いやいや違う。違う。犯罪の検挙率。

○総務部長（坪田匡弘君） あのう、犯罪の現状で申し上げたのは、刑法犯罪の認知件数です。それでいいですか。検挙じゃなくて認知ですから、もう犯罪があつたというふうに警察……。

○8番（久保谷充君） いや、警察に逮捕された人。

○総務部長（坪田匡弘君） 逮捕された件数。

○8番（久保谷充君） うん。空き巣。

○総務部長（坪田匡弘君） 恐らくこれがですね、犯罪と警察で認めた件数ですので、それなりの警察で犯罪と認めてるんですから処理はしてるかと思うんですけども、それが認知件数というわけです。

〔「検挙率」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） 検挙率。

ちょっと待って。そこまで資料を用意してございませんので。

じゃああとで、済みません、資料がありましたらお届けします。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 検挙の件数をちょっと聞いたかったんですが。

要はですね、私が感じているところは、何かあのね、いろいろ車ね、また空き巣の件数とかね、いろいろあちこちであります、検挙が何かあまりされた様子が余りないようなんでね、ちょっと聞いたんですが。

それもやっぱりね、車のダンプカーの盗難に遭った人なんかを聞いたやつなんかは、やっぱりあの、コンビニなんかはついてますよね。だから、そういうところを避けて、いろいろこうね、相手もこう、いろいろこう、あれして、捕まんないようにしてんのかなというふうに思いますんでね。

で、阿見町で、やっぱり主要なところっていうか、に、そういうものを設置したり、また例えば筑見団地なんかだとね、本当に1カ所2カ所3カ所設置すれば、3台設置すればね、出入りが全部わかるような形になるのではないかというふうに思いますよね。

あとまた、そういう場所が結構あるのかなというふうに思いますのでね、これ、地区からのね、要望等を聞きながらね、補助金じゃないけどそういう形でこう、出して、もうちょっと町

なかに設置してね、そういう抑止効果を高めたらいいのかなというふうに思いますんで。

それはどういうふうに思いますか。ちょっと質問。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 先ほど久保谷議員がお話していただいたとおり、吉祥寺での犯罪が、街頭の防犯と、それから各住宅、個人の住宅の方がつけた防犯カメラを使って検挙に至ったという話を伺いました。今、その防犯カメラ、大変そういった犯罪防止とか検挙に役立っているということですので、町のほうでも施設には設置をしておりますけれども、そのほか、繁華街とかそういったところにつけるんですかね。あと、個人のお宅は個人の事情があるかと思えますけれども、そういった、できるだけいろんな組織にですね、呼びかけをしまして、抑止効果を高めて、もし犯罪があった場合はその検挙に至るような、ということで、防犯に起用できるように進めてはいきたいと考えてます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） これ、ちょっと違うかもわかりませんが、経済産業省の中でね、少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業とかなんとかっていう中に、これ、防犯カメラ等々の補助の話がちょっと出ているんですが、こういうやつをいろいろあれしながらね、幾らかでもそういう形で町の中に設置して、また、極端な話ね、ダミーのやつでもいいと思うんでね、数の中にね、そういうものを組み合わせしながらいけば、やっぱりこう、抑止効果が高まってくんのかなというふうに思いますんでね。そういう形で、今後とも町のほうでも、そういう補助事業等とかいろいろ利用してね。

昨日も飯野議員の話にもありましたが、エコの町とかいろいろな話をしておりますが、やっぱりそういう形では、阿見町は、防犯、そういう形のやつでは、もうあそこは安心だというふうにね、いろいろなところからそういう話が出れば、阿見町は安心だから、じゃあ住んでみよかなというふうな人もね、増えてくるというふうに思いますのでね、本当に、防犯で町をやっぱね、そういうふうな形にしてもらいたいなというふうに思います。

で、またね、やっぱり住民というかね、さっきわたしも話ししましたが、皆さんのいろいろな横のつながりっていうか、そういうものがやっぱり大事だというふうに思いますんでね。そういうものをやっぱり、みんなでこう、不審者がいたらやっぱりみんなで協力しながら、そういう形で未然に防ぐような方法でやってければいいなというふうに思いますんで、今後ともひとつよろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（倉持松雄君） これで、8番久保谷充君の質問を終わります。

次に、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。今、充議員の話で、実は私のうちも、去年の暮れですか、去年の冬の年初ですね、空き巣に入られまして、そのときやられちゃったんですけども、実際そのときにね、充議員の話聞いておけば、少しは勉強になったのかなと思ったりしました。

今お配りしたやつは資料ですので、目を通していただきたいと思います。

じゃあ早速始めたいと思います。

子供の放射能被害による健康調査について。

昨年12月の新聞報道で、取手市の小中学校の学校健診で、心電図に異常が見られる児童生徒の数が昨年度から増加していることが、市内の3団体の調査でわかりました、という記事が出ていました。

この記事から、県南地域の共産党の議員の協力を得て、平成20年度から24年度にかけて、各自治体ごとに子供の心臓検査の検査結果を調べてもらい、結果、阿見町でも、平成23年度、24年度の検査で、心臓に何らかの異常が見られる子供の割合が増えていました。

1986年4月に起きたチェルノブイリ原発事故では、放射能汚染が北半球のほぼ全域で観測されました。原発事故から5年後、1991年5月にIAEA国際原子力機関がまとめた事故影響調査報告書では、住民の健康被害は認められないと結論を出しました。また、5年後の1996年4月、IAEA国際原子力機関などが主催した、事故後10年の総括会議では、甲状腺がんの増加を除き、事故による被曝の影響は認められないとの結論も出しました。

一方、ベラルーシ科学アカデミーの報告によると、汚染地域では、内分泌系や血液・造血系疾患といった慢性疾患や、新生児の先天性疾患の発生率が、ヨーロッパの平均を大きく上回っているという報告もされています。

そのような中、事故から15年が経過したときにベラルーシで小児甲状腺がんが急増しました。通常、甲状腺は、ワカメや昆布に多く含まれるヨウ素をもとにして甲状腺ホルモンをつくり出す作用をします。この甲状腺ホルモンは、体の発達や成長、新陳代謝などに欠かせない働きをします。成長期にある子供たちの甲状腺は特にヨウ素を吸収しやすいと言われています。このベラルーシでの小児甲状腺がんの急増は、事故の際に放出されたヨウ素131が子供たちの甲状腺に取り込まれたことに起因するのだと考えられています。

また、1957年、ベラルーシで生まれたバンダジェフスキー博士は、ゴメリ医学大学長だった1999年に、セシウム137の人体への影響を明らかにするために、チェルノブイリ原発事故の被曝で亡くなった患者の病理解剖や、臓器別の放射能測定、汚染地域住民の大規模な健康調査に

取り組み、博士の論文では、ベラルーシのミンスク市に住む18.8%の子供の心電図に変化が生じたと言っています。

当時ベラルーシで医療活動を行っていた長野県松本市の市長——当時ですね、菅谷昭氏は、ベラルーシにいるときに、心臓血管系の病気が増えていることを不思議に思っていたが、このバンダジェフスキー博士の論文を読んで納得しました。がんもさることながら、今後は福島の子供たちの心臓が心配です、と述べています。

1月25日に甲状腺の学習会が水戸であり、参加してきたのですが、ここでは福島県での甲状腺エコー検査の、平成23年度と24年度の検査結果の比較が出ていました。検査数は23年度が3万8,114人、24年度が9万4,975人と、母数は違いますが、5.1ミリ以上の結節を認めた者が0.48%から0.58%に、20.1ミリ以上の嚢胞を認めた者が0.003%から0.006%にそれぞれ増えています。

それに、先月福島県で、原発事故当時18歳以下だった2人が、新たに甲状腺がんと診断され、これで合計3人となりました。

結局、平成23年度の受診者数3万8,114人のうち186人が二次検査を行い、そのうち10人が、がんの疑いがあると判定されたわけです。ですから、単純計算すると、3万8,114人のうち10人が何らかの疑いがあるということは、3,811人に1人という、非常にチェルノブイリよりも高い割合になってます。

チェルノブイリでは、四、五年後に子供の甲状腺がんが急増し、1991年以降は、世界平均の100倍を超える発生率が観察されています。

後でグラフをお見せいたします。

それと、先日私は牛久市で行われた内部被曝検査——ホールボディカウンターの最終報告会に行っただけです。7,468人の人がホールボディカウンターの検査を行ったのですが、全員が検出限界未満、要するに検出されなかったというわけですね。という報告がありました。

市民アンケートでは、検査前に約8割の人が不安があると答えていましたが、検査後には9割の人が解消したと答えています。

そこで、池辺市長の挨拶では、市民の健康を守っていくためには現状の把握をしなければならぬ、原因がわからなくても現状を認識する、放射能の問題はこれからも長く続いていく、というものでした。また、甲状腺検査でも、ヨウ素の濃度が高かった日はある。これは池辺市長の話ですね。ヨウ素の濃度が高かった日はある、市が考えればやるにこしたことはない、とも言っていました。

昨年9月の定例議会での一般質問で、私は子供の健康調査について質問をしましたが、そのときの町長の答弁では、町が実施すべきであるというほどの必要性が低いので、町としての実

施の予定はありませんと言っていました。

この町長の答弁と先の市長の発言を比較しただけでも、阿見町の対応がわかるというものではないでしょうか。

これら、今回の心臓検査の異常の増加や甲状腺の異常の増加は、これからも長く続くものと考えられます。昨年7月の全国知事会での橋本知事の発言にもあるように、小さい子供のいるお母さんは、食品に含まれる放射性物質や低線量被曝の健康への影響を心配している。チェルノブイリ事故の際も、疫学的な調査を行っている。条件を設定して、相当な母数でやっていく必要があるのではないかと。県はもちろん協力するが、国に対しても調査するよう提案してほしいと、全国知事会でも述べています。まさにこのことが大事なことではないでしょうか。

この問題は、今日明日でどうなる問題でもありません。毎年毎年の検査の積み重ねがあつてこそ、実態がわかってくるものです。

そのためにも、町に対して、下記の3点を要望いたします。

1番、学校保健安全法に基づく町の小中学校の健康診断に甲状腺エコー検査を取り入れること。

2番、学校保健安全法に基づく心電図検査を小中の全学年で行うこと。

3番、これらのことを行うと同時に、国・県に対して子供たちの健康調査の早期実現を求めること。

以上です。

で、私自身、この間、4回目の一般質問で、ずっと放射能関係の質問をやってまいりました。ぜひとも前向きな答弁をよろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

〔「教育長、しっかり答弁して」と呼ぶ者あり〕

○教育長（青山壽々子君） 子供の放射能被害による健康調査についてのうち、1、学校保健法に基づく町の健康診断に甲状腺エコー検査を取り入れることについてお答えいたします。

平成24年9月議会で佐藤議員、海野議員、永井議員の質問に、町長からお答えしたような理由により、甲状腺エコー検査を取り入れることは必要ないと考えております。

次に、2番目、学校保健法に基づく心電図検査を小中全学年で行うことについてお答えいたします。

心電図検査は、学校保健安全法施行規則の改正により、平成7年度から小学校1年生と中学校1年生について実施しております。小学1年生では、先天性心疾患の発見と、既に発見され

ている心疾患と川崎病既往児が適切に管理されているかのチェックが主な目的です。中学1年生では、突然死と密接な関係にある心筋疾患や危険な不整脈の発見が主な目的です。

小学2年生から6年生，中学2年生，3年生については，内科検診により心臓病検診を実施していますので，全学年で心電図検査を実施する予定はございません。

3番目に，これらのことを行うと同時に，国・県に対して子供達の健康調査の早期実現をもとめることについてお答えします。

教育委員会では，国・県に対して放射能被害による健康調査の実現を要望する予定はありませんが，現在，県市長会，県町村長会から，原発事故子ども・被災者支援法の地域指定を求める要望書が，国に提出されている状況にあります。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この間の私の質問に対する，同じようにゼロ回答というんですかね，そういった形で，やる必要はない，考えていない，大いに，非常に残念です。

まず1つ認識してほしいのは，町ではね，そういう言い方はしてないのかもしれないけど，茨城県内の中で，阿見町は放射能は高いんですよ。これは私もう，去年から，もう6月議会，9月，12月，今回3月，毎回言ってますけれども。前の一般質問の中では，いろんなのを出しながら説明したかと思うんですけども，やはりその認識が，町のほうで捉えてない，落ちていないっていうんですかね。

ほんで，今その，1番のエコー検査の問題にしましても，今日の，これは茨城新聞ですか。甲状腺検査を実施。北茨城健康調査委員会が市長へ答申と。で，北茨城市も，はっきり言って高いんですよ。

今日は持ってきてませんけれども，前地図を示しまして，原発の爆発で，その流れがどういう流れで来たかっていうのを御説明したかと思うんですね。その中で，北茨城もかぶってますし，あとは阿見からずっと，常磐線沿線っていうんですかね，守谷ですとか取手ですとか，柏からずっと，今度は東京のほうに入ってくと。そういった柏ルートと言われてるのがあるんですけれども，そういうルートがあるんですよ，実際。これはもう，発表されてますから。

その中で，私が言ったように，3月22日の雨によって，空中の放射線量が阿見町に降り注いでしまった。これが実態なんですよ。ですからやっぱり，北茨城の中でね，やはりその北茨城の市長に私自身会ったことはもちろんありませんけれども，やはりこういったことを受け入れる，で，市としてはね，既に検査費として1,456万円を予算に計上して書いてありますけれども，やはりそういった対応が違うことによって，これはもう長の関係だとは思いますが，そういった対応がされてることこそ，こういった記事になるわけですね。

ですからやはり，阿見町がどんだけその放射線量が高いんだと，これも，町長が言うと比較

的低いどうのこうのっていう回答をよく聞きましたけども、やはり現状としてしっかり見ていただきたいということをまず思うんですよ。

それで、先ほど私がそこで質問した文章の中で、牛久市の話が出ました。やはりその牛久の市長も、再度言いますと、市民の健康を守っていくためには現状の把握をしなければならない。この現状の把握をするってことは、今回そのホールボディカウンターをやったわけですよ。その原因がわからなくても現状をしっかり認識すると。やはりその現状をしっかり認識する中で、今回検査の中で、まあ全員が未検出だった。

それで、先ほど言ったように、調査の前で8割の人が不安があったけども、検査後にはね、9割の人がその不安を解消した。これが大きいんですよ。

やはり、いつも心配だ心配だと思ってるお母さん方、たくさんおります。で、食べ物の問題、この、やっぱりホールボディカウンターは、内部被曝の問題が大きいですから、やはり食べ物の問題が一番大きい問題ですね。やっぱりそれで、うちの子供はどうなのかということで連れて行って、で、検査して。それはもちろんね、市の公費でやったわけですけども。この中で、何も出ませんでしたよ、安全でしたよ、というわけですよ。ですから、そういったことが、牛久でいうと市民、ここでいうと町民の安心安全につながるんじゃないかと思うんですよ。

そのことについて、町長、どうお考えですか。お願いします。

〔「町長の考え聞いているのに……」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 町長。

この間町長とやりとり多かったですから。ぜひとも。

〔「何度も言ってるんだ、現状なんか」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答えします。

何回か議会の中で、私のほうから何とか御回答申し上げますけども、先ほど牛久市のお話が出てございましたが、私どももそのデータについては、検査結果についてはおっしゃってございます。

それでですね、龍ヶ崎市なんですけれども、龍ヶ崎市もホールボディカウンターの助成事業あるいは甲状腺エコー検査の助成事業をしてございます。で、24年10月1日から25年2月18日までの間で、龍ヶ崎市の人口が7万9,649人いるんですけれども、そのうちホールボディカウンターの検査の助成を受けた方が12名、それから甲状腺エコー検査を受けた方が37名でございます。人口比率にすれば随分低いと思われまして。

で、検査結果についてはほとんど不検出という結果になってございます。

それからですね、千葉県の我孫子市でもですね、同じホールボディカウンターをやっているん

ですけれども、これについても、何人かは多少出たみたいですが、ほとんど問題ない数字だったというふうに聞いてございます。

それから、先ほど線量の話もあったかと思うんですが、通学路をですね、最近のホームページにも載せましたけども、9月にやった走行サーベイメーターの結果も載せてございますけども、約半年で約17%ぐらい下がって、0.126マイクロシーベルトぐらいだったと思います。

そのように、大分下がってございますし、それから、これも茨城新聞なんですけれども、先ほどおっしゃった、新たに2人の甲状腺がんが見つかってますよという記事に対してですね、福島県の県民健康管理調査検討委員会が13日に行われまして、2人が新たに甲状腺がんと確定したと報告してございます。で、福島県立医科大学の鈴木眞一教授によりますと、甲状腺がんは最短で4年から5年で発見というのが、チェルノブイリの知見でございます。今回の調査はもともとあった甲状腺がんだと把握していると言っております。福島第一原発の事故による放射線の影響を否定してございます。

ただ、一方ではですね、断定はできないと言っておりますので、これからきっちり検討していくということでございました。

それから、政府はですね、やはり福島県の甲状腺検査あるいはホールボディカウンターの結果に基づいて、福島県以外の県のほうでも検査を実施してございます。これは3県ほどでございまして。これについても3月中にはですね、報告を出したいということで、政府のほうで発表してございます。近々発表がなされると思いますけれども、そういう比較がなされて、事故による放射線の影響なのかが明らかになってくると思います。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 龍ヶ崎市、我孫子市、やってるんですね。検査ね。検査やってんですよ、ね。やはりそれは何で検査をやったかという、やっぱりそういった安心、市民に対して安心してもらうということでやったわけですよ。先ほど私が冒頭に述べた牛久市もそう。

それに対して阿見町はどうなんですかという質問を、町長にしたわけですよ。ですから、町長のほうにお伺いします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。今大野次長が言われたとおり、ほとんど心配ないっていうのが、私のもう、最初からこの話をずっとしてるわけですよ。これあの、牛久市長と阿見町長は人が違うわけだから、その姿勢はね、これは自分の姿勢でこういうことですよっていうことでやってるわけですから、これはね、幾ら永井議員さんがね、これはどうしてもやるべきだって言っても、私は必要ないって思ってるわけですから。

〔「考えはだめだっつうことだよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） うん。これはやっぱりそこはもう平行線になってしまうんじゃないですか。

決して心配するだけの線量ではないっていうことを私は言いました。

昨日も、ちょっとうるさい海野議員がいますけど、昨日海野議員にもちょっとお話ししたつもりです。やはり……。

〔「議長、とめてくださいよ。こんなの失礼な話だよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） そういうね、やっぱりこれを見ててもね、やっぱり十分阿見町としてはね、線量が高くないということはよくわかるわけですから、その点は御理解いただきたいなと思います。

〔「議長、言ってくださいよ。注意してください」「取り消しだよ、取り消し」「あんな失礼な発言、とんでもない話だ」「まったくそのとおりでよ」「議長お願いします」「うるさくてしょうがないよ、わきにいて、議長、席を変えてもらいたいという要望を……」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 町長、ちょっとこの間、飯野議員の、訂正してください。飯野議員の口がうるさいっていうの。

○4番（永井義一君） どうすんのどうすんの。今俺の一般質問中なんだけど。

○議長（倉持松雄君） じゃあ最後にします。いや、一番最後でいいです。

○4番（永井義一君） いいの。じゃ、はい。どうすんの。

○議長（倉持松雄君） 今飯野議員が、口のうるさい飯野議員つったのが、ちょっと、これは答弁ではないですから。

〔「海野だっぺよ、海野」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 海野議員か、海野議員。むこうもうるさかったみたいだな。やっぱり町長一言言ってください。

○町長（天田富司男君） はい。海野議員は、やっぱりちょっと、口が私のところにも出てきますけど、やはりちょっとこれはうるさいなあと思うんですよね。私のほうもうるさいかわかんないけど、やはりそれはどっちも控えないといけないのかなと。

〔「だったら人の話……」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 私も控えないといけないなと。

〔「何を言ってんだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 永井議員の答弁でなくて、余計なことだから言ったんです。

○町長（天田富司男君） ああそう。んじゃ、余計なことを言いまして申しわけございません。

済みません、永井議員。

○4番（永井義一君） じゃあ、いいの。

○議長（倉持松雄君） はい。じゃあ、永井議員の質問を続けてください。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと、タイミングが非常にね。

〔「悪いな」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 悪い。氣勢をそがれるっていうのはこのことなだけで。

それで今、町長の答弁、ね、忘れちゃっちゃないのということはないんですけども、まあ実際、町長の所信表明演説、この前議会の初日にやられましたけれども、その中でも、環境を守り育むまちづくりですとか、安全安心に暮らせるまちづくりっていうような項目がありましたよね。やはりその中で、読んで、当日聞いて、特に環境を守るまちづくりの中では、放射能の部分ほとんどというか一切出てこない。で、安全安心に暮らせるまちづくりの中で、放射能対策室の問題がちらっと出てきますけども、やはり環境の問題、あと安全安心では子供たちの食の問題、これが大きいかと思うんですけども、その中でやはり、先ほど言ったように、安心できるなっていう親、やはりそういった検査をすることによって安心できる親が、たくさんやっぱりいるわけですよ。ですから、この町長の所信表明の中でも、やはりそれが抜けてるというのは、町長の頭の中でも、やっぱりそれが、放射能の問題っていうのがしっかり抜けているのかなと。

ただ、これに関してはまだまだ続きます。で、ヨウ素の場合には、ヨウ素自体は半減期は少なく8日間ですけれども、取り込まれることによって、子供の成長とともにがんになってくることが多いわけですよ。

それで、先ほどベラルーシの話をしましたけれども、ちょっとこれ、この端っこですね。この端っこが、チェルノブイリ事故が起きたとき。これ15歳、みんなですけど、15歳未満の子供に対してなんですけども、やはりこの5年後、ここが、トップのところは9年後、出てるわけですね。先ほど大野室長の中で、四、五年がどうのこうのつつたけど、それ以降が圧倒的に多くなってるんですよ。

なおかつ、先ほど私が言ったように、子供の甲状腺がん、普通考えれば100万人に1人とか言われてます。それが今回の福島検査の中で、言ってしまうと3,800分の1ぐらいが何かあるんじゃないかってことが言われてるわけですよ。

ですから、そういう、今回の福島の事故というのは、チェルノブイリよりも、もしかしたら大事故になるんじゃないかっていうのは専門家も言ってるわけですよ。そういった段階、これはチェルノブイリの話ですけども、福島県でも統計をとってみれば、多分これ以上になって

しまうかもしれません。ね。それをしっかり認識してほしいんですよ。

で、なおかつ、阿見町の中では福島原発事故での放射能が飛んできた、降ってきたつうんですかね、そういった状況までしっかり認識してほしいんですよ。

ですから、これはもうはっきり言って、やるやらないっていう話になっちゃうとは思いますが、甲状腺エコー検査、これはこの前、先ほど言ったように、水戸に行ってちょっと学習会に参加してきたんですけれども、県内では、というか全国的だと思うんですけれども、なかなかそれをやる施設だとか医師が少ないって話は聞きました。だから、なかなかこれは難しいんじゃないかとは思いますが、やはり町として、そういったことをやる気持ち、そういったところが、この③番の国とか県に対してしっかり要望を出してくださいと。

で、この阿見町の、役場の中ではどうかわかりませんが、阿見町とか県南地域の中では、阿見町は放射線量が高いんだって意識はみんな持ってますよ。この役場の中だけです。今町長が答えたような、または室長が答えたような認識があるのは。ですから、この役場の中の感覚が阿見町全部の感覚だと思ったら、これは大間違いです。ね。

ですから、私は、そういったところで、まず役場のというか、執行部のというか、町長のつていうのかな、その考え、頭をね、切りかえてもらわない限りは、この問題は町としてはどうしようもないんじゃないかと思うんですよ。やはりなんすか、町長の頭を切りかえてもらわないとね。

ですから、私はこの意見に関しては、できれば切りかえてもらって、その3番の中で、国とか県に対する要望ですとかそういったのも、しっかり、安全安心ないい環境をつくる阿見町つていう感覚で、ぜひともお願いしたいんですよ。

それで、2つ目の、心臓の心電図の話にちょっと移りたいと思うんですけれども、皆さんに先ほどお配りした資料をごらんになっていただきたいんですけれども、これはここに書いてあるとおり、11市町村。そのうち10は県南地域。それで、あと東海村からも。東海村はね、御承知のとおり原発があるっていうこともあって、東海村からも出していただいて、この数字をつくったんですけれども。

これは先ほど言ったように、もともとは取手からの話が進んできた話ですけれども。今皆さんのお手元に取手市はちょっとなくてあれなんですけれども。取手の資料ですと、これは20年から24年まであるんですけれども。

これは取手の話ですよ。一次検査の中の要精密検査のパーセンテージ、これ平成20年度が1.42、21年度が0.82、22年度が1.79、それで23年度が2.38、24年度が5.26と。こんなにやっぱり上がってるわけです。これで取手は、あれっ、いうことで、どうなんだろうというところで、そういった連絡がありまして、各市町村調べて。

それで阿見町も、この前情報公開条例で情報提供をお願いしたんですけれども、やはり20年度から見たら、24年度が5.90。上がってるわけですね。で、これも、それまではね、3.12, 2.28, 4.34で、急に5.35, 5.90と、パーセンテージが上がっていると。

それでやはり、下の、これは合計の数なんで、分母がかなり大きくなってから、ある程度正確な数字になってるかと思うんですけども、やはりパーセンテージとしては、23年度がね、2.91, 24年度が3.61と上がってるわけですね。

なおかつ、その下の精密検査のほうを見ていただくと、これ検査受験者数というのが、24年度の合計で言いますと、367となっておりますが、未受験者、要するに検査を受けなかった人が77人もいるわけですよ。ですから、この77人の子はわからないんですけれども、それを引いたとしてもやっぱり、0.86%。これも上がってますね、ずうっと。年度から見て。ですから、この77人が、もしかしたらこのAからDまたはEになる可能性もあるわけですよ。この計算でいうと、この77というのは異常なしというところに入るような計算になっちゃいますんで。

ですから、そういったことも考えれば、この、先ほど私も冒頭述べたように、チェルノブイリの中のね、心臓病を心配してるというような方がやっぱりいるわけなんで、ぜひともこの心臓病に関しては、心電図ですか、を全学年でやっていただきたいんですけれども。

ええと、つくば市だったかな。これ4年生もやってるっていうことを聞いたんですけれども、それについては、先ほど教育長の答弁の中ではまるっきりやりませんっていうような感じだったんですけれども、そういった、ほかの行政区を見てやってるところもあります。

それに関してどうですか。お答えをお願いします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ええっとですね、基本的には先ほど教育長が言ったとおりです、ええ。

それで、この表をちょっと見せていただきましたけど、表と、これは年度ですよ。

○4番（永井義一君） はいはい。

○教育次長（竿留一美君） 表側は一次検査、それから精密検査。その中で、要管理AからD、20年度ゼロ、21年度ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ。で、24年度で小学校が1人。それから中学校で1人。で、下の要管理E、これが9, 8, 3, 13, 21。まあ若干数字上がってるような、まちまちなんですよ。まちまちでしょう。

○4番（永井義一君） 上がってますよ、はっきり。

○教育次長（竿留一美君） んで、この上、上ですね、上のAからD、どこだと思いませんか。これはあれなんだけど、AからDのどこだと思いませんか。この一一つづうのは。

○4番（永井義一君） いや、そこまで私はわかりません。

○教育次長（筈留一美君） ああそう。んじゃ、説明します。

結果的に、全ての阿見町はEなんですよね。

同年齢の平均的児童生徒にとっての強い運動も、参加は可ですよっちゅうのがE。

だから、一時検査で要精密出ましたよと。でも、要精密やったらほとんどが健康の人と一緒にですよと。

んで、AからDはどこなのかって、Aっちゅうのはですね、在宅医療・入院が必要。Bは登校はできる・運動は不可。Cは同年齢の平均的児童生徒にとっての軽い運動ができる。

これ、いないんですよ、阿見町。このDなんです。Dは同年齢の平均児童にとって中程度の運動の参加可、っちゅうことなんで、御理解を願います。

以上です。

〔「重度の人が出た……」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） あのね、違うんですよ、感覚が。その重度な人、軽度に一緒に運動ができるとか、そういう問題じゃなくて、こういった検査で異常が出たっていうことを私は言ってるんですよ。ですから、運動が、本当、極端に言えば、AからDがたくさん出たらもっと大変な話になりますよ、それは。ね。

私が言ってるのは、その、放射能によるかどうかはもちろんまだわかりませんが、県南地域全体でこういった高くなってるってことは、やはり、特にタイミング的に23年度からっていうことで。

ですから運動ができる子がどうのこうの、できない……。

〔「それは言ってないですよ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） いや、そういう関係じゃなくって。

だから、その感覚は捨ててください。そういう感覚じゃなくて、異常があったっていうのをまず見てほしいんですよ。ね。

だから、これで異常がなければね、こんな話はしませんよ。

やはり県南地域全体見ても、やはり23年度から高くなっていると、数字が。ですからこそ、これはまず調べなきゃならないんじゃないかと。

で、先ほど私が冒頭述べたとおり、これ、去年の知事会議の中でね、橋本知事が疫学的なっ話をしてました。やはりこれは、1回こっきり検査して大丈夫ですよっていうんじゃ、データとしては出ないんですよ。こういったデータっていうのは、毎年毎年しっかりね、分母数を大きくしてやることに意義があるわけですよ。

それで、変な話ですけども、もうこの原発事故が起きないって保証はどこにもないわけです

よ。特に日本は……。

[「……だよな」と呼ぶ者あり]

○議長（倉持松雄君） 静粛にお願いします。静粛に。

○4番（永井義一君） えっ。ああ、後ろか。

日本は今地震がかなり多くなってる。それで、活断層の上に原発が建ってるところがたくさんあって、いろいろまあ原発事故調査委員会でももめています。ですから、いつどこで原発事故が起きるかどうかわからない。

その中で、やはり起きたときにどう対応するのかっていうことも含めて、こういった調査っていうのはしっかりしてかなきゃならないんじゃないかということ言ってるわけですよ。

ですから、これ国会では国に対して物事を言うでしょうけれども、この阿見町の議会の中で、やはり阿見町として、そういうことをしっかりやっていただきたいと。これ将来的な問題も含むわけですよ。

ですから、現状、運動がどうのこうのじゃなくて、これは甲状腺のエコー検査も同じですけども、いかにその検査をしっかりやってって、それで五年、十年のサイクルでデータを調べれば、ということでこういった要求を出してるんですけども。

そういった観点で、もう1回、回答をお願いします。長年やるってことに対してですよ。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。先ほどはそういう形なんだけど、この心電図の1年生と、どちらも1年生です、これ。法律でやることは決まってる。だからそれでやっていきますよってことで。原発には関係なく、これは当然やってきますよっつうことです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の私の質問の中で、多分もう原発のどこしか頭に残ってなかったかもしれないけれども、つくば市の話もしましたよね。4年生でやってるって話を。だから、進んでるとこもあんですよ。要は。

学校保健安全法に対して、小学校1年生、中学校1年生で、これずうっとやってくのは、これは知っています、もちろん。だから、さっき言ったように、母数を大きくするっていうことが、ひとつ必要なんじゃないかなと思うわけですよ。

ですから、そういった観点でどうなんですかって聞きたいですよ。もう1回お願いします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的には、だから、先ほど教育長が答弁したように、つくば市は4年生もやってるでしょうが、町としては法律に基づいて1年生を例年やってきますよっつ

ゆうことです。

以上です。

〔「やらないっつうことだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 最初の答弁から、残念ながら一歩も出られないっていうんですかね、前に一歩も進めない答弁なわけですね。

法律にのっとしてやるのは、もちろんそれは当たり前で、いいことなんですけども、やはり①も同じですけども、やはりその阿見町に住んでいて、それで、変な話、住んでいてこの問題が起きて、阿見町の対応が余りにもひどいから県外に引っ越した方もおられます。ね。それはもちろん、いろんな人がいるから、いろんな人がいていいわけなんですけれども。

その中で、町として少しでもね、町の住民が安心安全を得られるような形での施策をとっていただきたいと思うわけですよ。

ですから、町長のこの施政方針演説でもね、いろいろこう書いておられますけれども、やはりいろんな、安全でもいろんな形の安全があると思うんですよ。ですから、そういったところをね、ぜひとも。

放射能で不安になってるんだっていう人がたくさんいるという認識に立っていただきたいんですよ。それで、そういった認識に立って、国とか県に対して、やっぱり積極的に町としてもね、動いてほしいんですよ。

で、前回、私は霞ヶ浦の放射能の問題、お話させていただきましたけれども、町長がその副会長でしたっけ、やられてるってことで、そういった中で、県とかそういったところにもね、働きかけていっていただきたいんですよけれども。

こういった、健康診断の問題でもね、ぜひとも積極的に、頭を切りかえて。

本当、さっき言ったように、冗談じゃなく、本当、あれですよ、この中だけですよ。もしかしたらここだけかもしれない、感覚が違うのは。阿見町の町民の感覚と、役所の執行部の感覚の違い、これはぜひともね、払拭していただきたいと思います。

ですから、再度ね、甲状腺エコー検査とこの心電図の検査、これは先ほど言ったように、放射能の問題は長い問題になります。折々お話させていただきたいと思います。それで、なおかつ執行部の人も、ぜひとも頭を切りかえる中で、県とか国にね、しっかり要望書を出していただきたいと思います。

ちょっと時間もなくなるので、次の質問に移ります。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時30分といたします。

午後 3時19分休憩

午後 3時30分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、私、議長として大変不手際がございました。議会の調整を行うことができませんで、申しわけございませんでした。それによって、町長が不適切なことを発言してしまいましたので、町長に発言を求めます。

○町長（天田富司男君） 先ほど、永井議員の質問に答えたときに、「うるさい、海野議員」という言葉を発してしまいましたことに対して、大変失礼を申し上げます。本当に申しわけございません。

○議長（倉持松雄君） それでは、4番永井義一君の質問を続けます。

○4番（永井義一君） それじゃあ2つ目の質問に入ります。

阿見町総合運動公園管理業務委託の問題について。

平成24年度の阿見町総合運動公園管理業務委託が、一般競争入札により、長年行っていたT社からS社に変わりました。今回この新しい業者が運動公園の管理を直接行った下請け業者L社に対し、労賃の未払いが起り、運動公園が休園するという事態が起りました。

一応、名前がTとかSとかL、一応ここに書いておきましたんで。こういう業者がこれですよということで、よろしくお願いします。

これちょっと、議事録、外に載るということで、一応こういった形でやりました。

んで、これに関して、当該の生涯学習課の佐藤課長を含め、3人の方と2回お話をさせていただいて、ちょっと今日佐藤課長はお休みだということなんで、ちょっと事実経過、経過のほうをちょっと説明します。

その経過を説明しますと、昨年3月の入札で、運動公園管理業務委託がS社に落札されました。ちなみに、S社の落札した金額は、984万9,000円。それまでやっていた、前年までやっていたT社ですね。T社が、前年度落札した金額は、1,209万6,000円。ですから、S社が前年のT社の81%で落札したことになります。

落札金額が安いことはいいことなのですが、20%弱の違いがあったことに対して、まず町としてどういうふうに考えたのでしょうかっていう、これは私の疑問が湧いたわけですね。

管理業務は前年まで行っていたT社からS社、実際は下請けのL社の作業員になりますが、業者のみで引き継ぎが行われ、4月よりS社が業務を開始しました。仕事は滞りなく行われ、S社は4月分から毎月9月分まで役場に請求書を提出し、支払いを受けていました。

しかし、S社からL社に作業代金が支払われたのは、4月分の1回だけで、以降は支払いが

滞りました。L社は作業員に対して自腹を切って9月分まで支払しましたが、それ以上は続かなくなりました。

L社は、9月下旬に役場に行き、S社からの入金がなく、来月は作業員に対して支払いができない旨を伝え、どのようにしたらいいかの相談を持ちかけました。10月になっても、S社からL社に対して支払いがないので、L社が再度役場に相談に行き、S社と阿見町の契約を解除して、今の作業員を町として臨時に雇用することはできないか、などと相談をしました。町の返答は、そのようなことはできないというものでした。

にっちもさっちもいなくなったL社は、役場との話し合いの中で、12月2日のマラソン大会の後に業務をとめるしかない、というような話になりました。このとき、L社としても、業務に支障のないよう、運動公園が休園にならないようにですね、業務に支障の出ないようにする旨を話していました。また、町としても、町長から、休園にならないようにとの話がありました。

その後、11月の15日、作業員の1人が役場に行き、今月の給料も出そうもないので、現場をとめるしかないと話して、マラソン大会までは続けますと言いました。翌16日には、S社の人に来て、L社を解雇した旨を役場に告げました。

その後、L社から20日にS社から入金がなかったら、早ければ21日に業務をとめるという話がありました。そして20日に入金がなかったため、L社は21日にとめたいと、町の管財課に電話をしました。生涯学習課でも、作業員の人から、20日に同様の電話がありました。

この日、作業員の方は、21日、要するに翌日ですね。21日の、とめた日の利用者に対するトラブルがないように、生涯学習課の人に鍵の開け閉めを教え、鍵を1組渡しました。そのとき生涯学習課の方は、とめるようなことがあれば、朝の8時に連絡をくださいと言っていました。

生涯学習課でも、半信半疑なところがあったようですが、最悪の事態を考えて、鍵を預かりました。結果、21日にとめるという連絡がありました。

生涯学習課では、作業員からの連絡を受け、課長ともう1人の人が運動公園に駆けつけ、対応をしましたが、翌日の会議の準備や、次の業者を探さなければならないということで、休園という対応を行いました。

生涯学習課は22日、S社に対し、契約解除の内容証明を管財課から郵送し、その時点で町とS社との契約は解除になりました。

その後、生涯学習課はT社に対し、特命で運動公園の業務を委託しました。

事件の概要はこのようなことかと思えます。

そこで、この問題に関して、下記の2点についてお尋ねします。

1番、町として、委託業者に対して管理指導責任はどのようになっているのか。

2番、町として、直接作業をした下請けの作業員に対して、その労賃を支払うことはできないのか。

以上2点について、よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 阿見町総合運動公園管理業務委託の問題についてお答えいたします。

1つ目の、町として、委託業者に対しての管理指導責任はどのようになっているのかについてであります。業務履行の管理については、契約書及び約款並びに仕様書等に基づき、適正に履行されているか、担当者等が現場及び提出された書類等により確認し、委託業者に対し適時指導管理をしております。

2つ目の、町として、直接作業をした下請け作業員に対して、その労賃を支払うことはできるのかについてであります。総合運動公園管理業務は、町と委託業者による契約ですので、業務履行に対する支払いも委託業者への支払いになります。従いまして、町と作業員との個人契約ではありませんので、作業員個人への支払いはできません。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まず1番のほうというよりもですね、まずこのT社、これは生涯学習課の人から聞いたんですけれども、運動公園ができてから、ずうっとやってんじゃないか。ですから、もう何年になりますかね、20年以上になるかと思うんですけれども。やはりその、長年やっていたT社って言い方しましたけども、そこからS社に変わった。これは今年の3月の入札ですけれども。

その中で、先ほども言ったように、前年度の81%の落札金額。議会でも入札に関しては、長い間やられると、やっぱりその業者との関係がよくないよというのは、お話ね、私はまだ新米議員であれですけども、先輩議員の中でお話出たかとも思うんですけども、やはりまずそれが1つ問題があると思うんですね。

で、なおかつ、2つ目には20%弱の安い金額で落ちた。だから、安かろう悪かろうでいいのか。

ですから、それは当該の部署で、やはりそれは調べるべきじゃないか。それがその、監督指導責任に当たるんじゃないかと思うんですよ。

その2つにしてお答えください。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。これ去年ですね、指名入札をご存知ですよ。一応、実績がある業者、当然資格も持っているっっちゃう形で、これ8者、8者による競争入札をして、ま

あ結果的に8割ですか、っちゅうことで落ちたという形で、当然、みんなどこをとっても、要するに実績、他市町村であるし、町でも実績のある会社、そのS社についても、町でやってたっていう実績もありますんで、8割で落ちた時点も何ら問題ないと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 2つ私は質問しましたけど。長い間やってんのと、20%のこと。

ですから、今2番目のやつはあったけど、1番目お願いします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ともかく、20年とかやっぱりあの、やってたっちゅうこと、ちょっと確認はとれないんですけど、やっぱり新たな業者、実績のある業者を入れて、競争させて、いい仕事を低価格でやるっちゅうのが方針でございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ100歩譲って、ここは、20年は質問はこれ以上しませんけれども、そのS社が龍ヶ崎のほうでも仕事をやられていたっていうのはご存知かと思うんですけども。

その中で、龍ヶ崎の、これは生涯学習課の人から聞いたんですけども、龍ヶ崎のたつのアリーナで、やっぱり同じような問題を起こしたっていうことは、まずご存知ですかっていうのと、そういうことがあったっていうことに対して、町は事前に、町として知っていたのかどうか、まずそれを聞きましょう。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的に、こういうことで、経営不振になったっちゅうことで、近隣は調べたっていうことで、私は耳に入っております。この結果を受けて。

その前からやってたっちゅう、入れるときには当然、そういう実績を入れて指名に入れたわけでございます、はい。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） いや、私が聞いたのは、その前の段階で、入札前。そのたつのアリーナの問題があったっていう話を聞いたんですけど、これはどうですか。

いや、わかんなかったらいいですよ。わかるかわかんないか。

〔「わかんないですよ、それは」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） わかんない。わかんないね、はい。

ちょっと今日、担当の部長さん、あれなんで、しょうがないのかもしれませんが。

まあ、そういった問題があったと。そういった問題があることも、変な話、町としてもわからないで、こういった、今回いろいろな問題が起きてしまった。それに対しての管理監督責任はどうなんですか。

〔「難しいぞ、それは」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） まあ、結果的にですね、こういう厳しい状況ですから、経営不振っちゅうのになつたっちゅうことは、これはだって、これは町の責任とかそういう部分じゃなくて、と思いますけど。

こういう事例は、想定外のものが起きたということで考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、ちょっと角度を変えて質問しますと、前年度のやつよりも、20%引いた金額で落札したっていうことに対して、どう考えて、そういった、そういうことに対して、不安とかそういうのありましたか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。1つは、1点目、低コストでできる。これは企業努力でやってくれるっちゅうことで、これは何ら問題ない。

で、もう1つ、不安ちゅう部分、先ほど長くその前にT社がやってたっちゅうことで、不安は、不安というよりも実績があるから、当然、引き継ぎが済めばスムーズに行くということで考えております、はい。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 入札のときの、非常にそれが、検査が甘かったんじゃないかなと。今思えば言えると思うんですけども。

それは今、次長がその引き継ぎのときにつて話だったんですけども、これも聞いた話なんですけども、その引き継ぎに関して、業者だけで引き継ぎを行っていたと。要するにT社とS社というかL社ですね。で、町のほうは、その引き継ぎに関して、ほとんどというか、全然顔も出さなかったっていうこともあるんですけど、これに関してどうですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、これについてはですね、3月中から、研修的に現場担当者が入って、それまでの業者、指導を受けながら引き継ぎをしたっちゅうことで、もう何ら問題ないっちゅうことで、まあうちらほうは出なかったということで聞いております、はい。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) その引き継ぎでも、その1カ月ぐらいオーバーラップしたってのは私も聞いてます。

なおかつ、その鍵の引き継ぎも、町のほうで誰も立ち合わなかった。これに関して、町として管理責任ないんじゃないですか、これじゃあ。鍵の引き継ぎ……。

〔「これは、なあ」と呼ぶ者あり〕

○4番(永井義一君) わかりますか、言ってること。もう1回言おうか。もう1回言いましょうか。いや、わかんなければもう1回言うけど。

〔「答えようがないんだ」「今俺しゃべってないからね、カウントしないでね」「契約した業者に頼んだのがよかったのかな」と呼ぶ者あり〕

○4番(永井義一君) 議長、どうする。議長、どうします。どうします、議長。

○議長(倉持松雄君) 教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) ちょっと、そちらのほう、確認しないとちょっと、まことに申しわけないんですけど、わかんない状況で。ここで受けてましたとは言えないんで、ちょっとそこ確認したいと思います、はい。

○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) まあ、確認していただきたいんですけども、私の聞いている範囲内では、業者同士での鍵のやりとりがやられたと。ですから、そこで町は一切関与してないんですよ。これが事実です。

ですから、この中でね、1番の中で、その委託業者に対しての管理監督責任、これははっきり言って、今まで鍵のやりとりはなかったわけですよ。同じ業者がずうっとやったから。

だから、そのままずうっと、悪なれしちゃっていたか、町のほうで悪なれした形で、今回変わったにしても、町ではそれに参加しなかった。ね。だから、町で管理監督やってんですかっていうのを聞いたのはそこなんですよ。ね。ですから、ぜひともそれは、まあ、これからの話になるかもしれませんが、しっかり反省してください、町としては。

で、そのやりとりの問題、鍵のやりとりは、これは3月の問題でいいんですけども、今回の肝心な部分になるわけですけども、まず、当日ですね、11月21日、こういった事件が起きたわけですけども、それに関して、9月10月と相談に行ってるわけですよ、町のほうに。その中で、町としては賃金が支払われてないってことはわかってるわけですよ。要は、S社には対して支払ったけれども、S社からL社に落ちてないと。で、言ったように、L社は1カ月しかもらってないと。ですから、そのことを相談に行ってるわけですから、9月の段階で町としてはわかってるわけですね。

で、1つ聞きたいんですけども、町の中で、その、阿見町入札契約制度改善検討委員会って

いうのがあるのはご存知だと思うんですね。で、この中に書いてあるんですけども、阿見町の発注する全ての業務の適切な執行を確保するため。書いてあるわけですよ。ですから、そういった問題が起きた、阿見町の業務で運動公園の管理業務をやられている、それで、業者からお金は渡ってっけど下請けには行ってないっていうことを阿見町は相談受けてる。そういったことに対して、こういった会議は開かれたんですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的にですね、議員さん、これはあの、親会社と下請けの問題であって、うちらほうに相談するような問題じゃないんです。それをうちらが首突っ込む問題じゃないんですけど。

あの、何で下請けさんがこっちに相談して、金くれよ、どうなんだっちゅう部分じゃなくて、その作業員ですから。同じS社の作業員ですから。名刺もそういう形で、作業員が何で役場のほうに相談に来んで……。自分で、会社の中でやってもらいたいんです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） それは契約の段階で、最初の段階で、S社の名刺を持っていったってのは私も聞いてます。

ただそれで、相談行ってるわけです、L社の人。で、相談してるわけですよ。

で、9月も行ってる、10月も行ってるわけですよ。ですから、町は知ってるわけですよ、そういった問題が起きてると。ですから、現実的に、公園の管理業務をやっている中で、そういった問題が起きてるよってのは、町は知ってるわけですよ。だから、それが適切な執行ね、適切な執行はされてんだけど、その背景としては働いている人が全然賃金払われてないって事態がある。それは町として知ってるわけですから、町として対応するのは当たり前ですよ。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） あの、あくまでも会社の内部の問題なんで、相談あった、どうのこのじゃないかと思えます。

相談は、確かにそういうことがあったんでしょうけど、会社の中の内部の問題であって、そこに町が相談を受けて、こうしろああしろは言いませんから。うん。ということです、はい。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あのう、ちゃんと商取引のことをよく考えてもらえばわかると思うんですね。

あくまでも、町と契約したのは何社ですか。その人と、請け負った人と契約したのは誰なん

ですかっていうことになれば、もうおのずから商取引の中で決まってくるわけですよ。そうでしょう。

永井さんが私のところで請け負って、ね、自分がおかしくなって、んで下の人にやらせてたど。その下の人を、今度は1番のもとの人が給料払ったらおかしいでしょう。あなたに払って、あなたが下の人に払うわけだから。商取引はそういうもんじゃないですか。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 町としては相談受けてるわけですよ、ね。だから、そういった対応がね、実際やられてる人は、もちろんそれは契約された人じゃないですよ。それはわかってます。相談するほうも。ただ、やはり自腹を切って、9月までそのL社ってのは払っていたわけですよ。それで、もうにっちもさっちもいかないから相談したというわけですよ。

それで、なおかつS社から入金されないんで、L社としては、もう、これはもうとめるしかないっていう話をしてるわけですよ。んで、実際、結果的にとまってしまったのが21日なんですけれども、その前の日に、さっき言ったように、とめるんだったら電話くださいね。これも、役場のほうはわかってるわけですよ。ですから、役場は九分九厘ね、わかってるわけですよ、明日とめるってのは。ですから、当該の人なんかもう、儀礼的な話なのかなあと。で、一応念のため電話入れたよと。ですから、L社の人も、管財のほうに電話入れたし、作業員の人も生涯学習課のほうに電話入れてるわけですよ。ですから、結果的にそれで、休園になっちゃったわけでしょう。

で、町長、9月か10月かちょっと日程はわかりませんが、やっぱり町長のほうもね、なるべく休園しないようにっていう話をしたっていう話は伺いました。私はね、生涯学習課のほうから。ですから、町としても休園してほしくない。

で、先ほど言ったように、働いてる人たちも休園したくない、なるべく利用者に迷惑をかけるないようにっていうことで、前の日にわざわざ、鍵はこうあけるんですよ、こう閉めるんですよと開け閉めを教えて、その鍵を町の人に渡して、生涯学習の人ですよ、渡して帰ったわけですよ。ですから、もうその段階で、町として対応してなきゃだめですよ。最悪のことを考えないと。町としては。明日もしかしたら、作業員の人が入らなくて休園になっちゃうから、もう事前に準備しておくべきだと思うんですよ。

それに対してどうです、答えは。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） まあこれ、9月21日ですよ、これ。21日のことを言ってますよね。

○4番（永井義一君） 11月、11月。

○教育次長（筈留一美君） ああ、11月だよ。これ、11月21日。ほんで、11月22日に解約という措置をとったかと思うんですけど。

○4番（永井義一君） 22も休みになってますよ。まあ、午前中はやったみたいだけど。

○教育次長（筈留一美君） ああ、そうですか。

で、ともかく、町に相談して、本当に気の毒だなんていうのも思うんだけど、基本的には、今町長も言われたように、言うところが間違っと思ってますよね。会社のほうへ言ってもらわないと、うちらほうに相談来たって、ああんじゃわかった、んじゃうちらが払うよっていうことはできないんで。

まあ確かに、町民の方々、まあ町外の方もいらっしゃったみたいですけど、御迷惑かけたことを、ここでお詫び申し上げますけど、そういうことで、業者の内部の問題で、町に相談来てもらっても、うちらは気の毒だなあぐらいで、うちはまあ、本当に冷たいようですけど、それ以上のことはできなかつたと思うんですけど。

〔「……に言わないの」「そういう指導しないからだめなんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 第三者は口を慎んでください。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 実際、このT社とS社、今裁判やってます。また、裁判も始まったばかりなんで、まだ、これはもう裁判長いんでね。

〔「ちょっといいですか。T社とS社じゃないんじゃないですか。」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） あ、ごめん、Tじゃない、S社とL社ですね。ごめんなさい。S社とL社です。が、裁判やってるんですけど、まだこれから長引くんですけども。

まあ、その中で、実際9月までは、支払いが、町からS社に対して支払いがあった。これはもう、事実事実なんで。ですから、今回の問題に関して言ってるのは、この2番のどこにもかかるんですけども、要は10月と11月20日までか。20日までの賃金を、まあどうにかなりませんかっていう、2つ目のね、やつなんですけれども。

まあ、実際のところ、町としては、運動公園はその間、ちゃんと平常どおり動いてて、ちゃんと管理もされてるわけですよ。ね。で、S社には9月までしか払ってなくて、で、請求書が来てないから払わないんだ、凍結してるんだって話を聞きましたけれども、その、請求書が、S社請求書があつて、今S社がどういう状態になってるかわかりませんが、実際のところ、働いたって事実は、10月20日まではありますので。ね。それに対して、町としてはどうにかできないんですか。

○議長（倉持松雄君） 永井議員、ちょっと質問を中止してください。

○4番（永井義一君） はいはい。

○議長（倉持松雄君） 席についてください。

○4番（永井義一君） はい。

○議長（倉持松雄君） 改めまして申し上げますが、第三者は口を慎んでください。

永井議員の質問を続けます。

○4番（永井義一君） いや、だから今質問したから、答えを。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） まあ、うちらほうは出来高で支払いをしたわけでございまして、だから、その裁判の動向がどのような、その結果だと思うんですけど。どういう裁判だかわかんないんですけど。

○4番（永井義一君） いや、裁判じゃなくって。

○教育次長（竿留一美君） あ、うちのほうはそれは払わないですよ。それは。竣工検査やってないんで。はい。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ要は、10月と11月20日までの間は、町としては払えないということ、回答でいいわけですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） こちらも顧問弁護士のほうと相談して、その結果でやっておりますので、内部だけの問題じゃありません。これは担当弁護士に相談してあるんです。はい。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まあ、法律的には払えないのはわかります。私も弁護士先生から聞きました。ね。

ただ、言ってしまうと、ですから、超法規的につて言い方、私おかしいですけども、町だからどういう対応とれるのかわかりませんが、そういうところ。

はっきり言ってね、相談者からも話しがありましたけれども、町は非常に冷たいと。ね。言ってしまうと、相談受けたときも門前払い的な対応になって、ね。

だから、一生懸命、形としては10月、11月が、町からもお金が出ていない、作業員もお金をもらっていない。で、その間仕事をしているわけですよ。ね。その間、だからせめてその間でもどうにかならぬかということなんですけれども。

実際その間の未払い賃金がね、6人いるんですけども、116万1,342円なんですけれども。

しっかり考えて、払う方法ないかどうか、再度お願いします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） まあ、それは払えないっていう、先ほどと同じなんですけど。払

う方法もないっていうことで。はい。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、ちょっと観点をまた変えて質問しますけれども、11月23日から、新しい業者が特命で入りましたよね。その契約金額は幾らですか。

こっちで答えましょうか。

〔「知ってた」「永井さん、もったいないからさ」「時間の無駄」「書いてあるから」「違うかもしんない」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 火曜もらったやつだ。火曜もらったやつに書いてあんだから。

〔「間違ってるかも知んねえ。この前だって間違ってたもん」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。

T社とですね、614万2,500でございます、はい。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 先ほどT社のほうで、平成23年度で1,209万6,000円ですよ。で、今回4カ月と10日余り。614万。それに関してどうですか。その金額に対してどう思いましたか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） まあ、基本的にあの、設計を組んで、見積もり合わせっっちゃうかやったんで。

○4番（永井義一君） 特命だよ、特命。

○教育次長（竿留一美君） 一者特命だと思うんですけど、別に、何とも思いませんでしたけど、はい。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ改めて聞きますけども、その運動公園の管理業務、どういふのがありますか。季節的に教えてください。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 運動公園の管理業務。これも結果的に3名の人で、うち、常時2名。そういうことでよろしいんでしょうか。

○4番（永井義一君） 要するに、季節ごとにどういった仕事があるのか。

○教育次長（竿留一美君） ああ、内容的にはですね、運動公園全体の日常点検業務、設備の保守点検業務、それから体育施設の維持管理。これはテニスコート、フットサルコート、それから陸上競技場、それから多目的広場、町民野球場ですか、B・C球場、キャンプ場、それから駐車場等の維持管理。それから管理棟がありまして、そのテニスコート競技場。それから、

ほかの日常的な管理と清掃業務。それから公園内ですね、駐車場等のごみ、空き缶の処理。それから運動公園の備品の管理、それから貸出業務というような、主なものでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、季節ごとに、ちょっともしわかれば。春はどういうことをやるのかな、夏はどういうことをやるのかなっていうの。

〔「春夏秋冬、ここでなんでその契約なのか」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） はい、じゃあいいですよ。答えないんだったら。じゃあ行きます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まあ、担当課長がいないということで、100歩譲って許します。

で、実際のところ、春から夏に欠けては、草むしりだとか芝刈りだとか、そういった管理業務、または、土日に、朝5時半だったかな、から始まる早朝テニスとか野球。ですから、土日は4時半に来る。その夏時間ですね。そういった作業があります。それは確認できますよね。どうですか。

〔「これはちょっとわかんないな」「質問してよ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） わかんないか。時間がないから延ばしてんだけど。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 春夏秋冬と、357日ちゅうことでありますけど、まあ確かに芝とかそういうのがありまして、だからそこはわかりません。

○4番（永井義一君） はい、わかりました。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） はい。今言ったように、春夏秋冬は、相当仕事が繁忙期なんですけれども、冬に関してはほとんど仕事がない。

それで、あそこにテニスコート、フットサルコート、あと野球場、多目的広場ありますね。これ、冬に保守点検なりなんなりで、閉園したことはありますか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ただいまも芝の張りかえやって、今の時期は閉園つつうのやりますけど、通常は冬でもやってるってことでございます。

以上です。

〔「特命ケースの内容を言えればいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 実際のところ、今テニスコート、フットサルコートはだめですよ。

で、野球場，多目的広場，陸上競技場，これ，2月の10日から，翌年2月末まで使用禁止ですよ。ですから……。ちょっと待って，今何かしゃべってる。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 要するに，永井議員が言ってるのは，随契みたくやって，六百幾らってというのが高いんじゃないかって話をしたいわけでしょう。

○4番（永井義一君） そうですよ。

○町長（天田富司男君） 今のことをね。

だけど，やはり急にやめて，また新しくやってくれっていうときにはね，やっぱりそれなりのお金を出さなければできないですよ。みんな，ほかのものでもなかなかね，そうはいかないと思いますよ。急なんです。そういう，人でも何でもね，やっぱり，大体そういう状況になってるんじゃないですかね。

だからそこはやっぱりある程度理解していかないとまずいんじゃないですか。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 要はですね，事前に幾らでもT社に話はできるわけですよ。前の日，その前の日あたり，相談行ってるんだから。

それでもう，もちろんそれで，1週間とか10日は時間はなかったですよ。その中で，その614万ですか，なって，はっきり言ってその614万の中で，今言ったように11月23日から3月末までの間の中で，陸上競技場，野球場，多目的広場，これは12月10日から2月4日まで使えない，管理する必要ない。で，テニスコート，フットサルコート，これ1月から3月まで使えない。その中で，仕事の量はがたと減るわけでしょう。その中で芝刈りやるわけでもなく，ね。

その中で，その614万っていうのは，これ高いんじゃないですか，どう考えても。単純に4カ月ちょっとでも，最初の1,200万からいけば半分。だから100歩譲って，そこで，急だからその金額だよ，でも日常的にそういった仕事があるよっつんだったらまだ話はわかります。

その仕事がないにもかかわらずこの金額っていうのは，それは特命でやったにしても，それはしっかり業者に対する管理がなってないんじゃないんですか，町で。どうです。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） あのう，今ですけど，614万ですよ。んで，5カ月ですよ。割ると，1カ月3人ですから。

○4番（永井義一君） 3，2，1。

〔「4カ月ちょっとだよ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 3，2，1，12。4カ月10日。

○教育次長（竿留一美君） でもう，あの……やってるでしょう。そうなんですけど。4カ月

と10日っちゅうことで、当然やることはいろいろあるわけなんで。

○4番（永井義一君） 回答になってないんだよな。

〔「前もって……しちゃだめだ、それしかないんだよね」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 今の回答。

〔「内容言えればいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 聞こえなかったですか。

○4番（永井義一君） 今の回答ですか。

○議長（倉持松雄君） 回答として聞こえなかった。

○4番（永井義一君） 聞こえない。

○議長（倉持松雄君） じゃあ、永井義一君。

○4番（永井義一君） はい。今の回答として聞こえないし、回答になってないと思うんですよ。その金額じゃ、じゃあ単純に言いますよ。その金額で町は何だこの金額はって思わなかったんですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） あのう、設計を組んでですね、その上じゃなくて、設計を組んで、まあほとんど人件費とかでしようけど、設計のうちで入ってるわけですから。別に高いと思いませんでしたけど。はい。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まあ、今はないでしょうけれども、その見積書をもし見られるんだったら見してください。どういう形で人件費がなってんのか。どうです、それは。

〔「特命とはいえ、この設計内容を、まあちょっと言えればいいんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） まあ、じゃあもうちょっと言うと、見積書の中にいろいろ書いてあるでしょう、人件費が幾らと何が幾らとか。そのことです。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） あのう、金額は見せらんないんですけど。設計額を教えるようなもんなんで。項目はわかりますけど。金抜き。情報公開してもらえば見せますけど。

○4番（永井義一君） 情報公開すると、項目だけ見られるんですか。

○教育次長（竿留一美君） ああ、見えんのか。つくるしかねえな、これ。

〔「いや、入札のとき出して……」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） ああそうか、入札るとき。大丈夫ですね。

○4番（永井義一君） 要は、情報公開すると、金額は見られないけど……、もう1回ちょっと細かく説明。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 金抜設計書を公開してあるみたいなんで、それは見せる。お金の入ってないやつ、あの項目だけです。金額はわかりませんが、項目、人件費とか諸経費とか消費税とかというような、項目だけはわかるということです。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、実際その金額を確かめる、確認するっていうことはできるんですか。

〔「しよがないから臨時会で教えてもらったら。……やって」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） じゃあ再度お答えいたします。

契約金額、総額は先ほどお示しました。あとは項目だけしか見せらんないですよということです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まあ、実際、町のほうはもちろん金額見てるわけですよ。町のほうの担当の人は。見てない。担当は見てるわけでしょう。担当の人は見てるわけですよ。

〔「見積書のことですか」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） うん、そうそうそう。今その話をしてるわけ。

いや、だから、質問ですよ。まだまだ、まだ続きます。

ですから、担当の人、一応確認なんですけど、担当の人はもちろん見てるわけですよ。ね。はい。で、見て、長年その仕事をやってる人は、そのさっき言った、この季節、いろんなところが使えなくなってるというようなことに関して、それを、自分のもちろん頭でわかってるわけですよ。11月、12月、1月、2月どうなるか。それに対して、その金額を見て、担当の人はどう思いましたか。

〔「答えないよ。答えられないことを聞いている」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 当然、担当者は、ひとつ見積もりを見ました。それから緊急特命、さらに町民に御迷惑をかけないっていうことで、早急に設計を組んで、1者特命随契ってやったことですから、当然高いとは感じなかったと思います。町民に迷惑をかけちゃいますから。

はい、以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まあ、金額のほうはね、今話しても、どっちにしろわかんないでしょ

うから。

今次長のほうで町民に迷惑をかけないようにってお話ありましたよね。で、先ほど、ちょっと戻るようですけども、先ほどの休園に対して、町民に迷惑をかけちゃってるわけですよね。休園ですよ。休園に関して。町民に迷惑をかけちゃってるんですよ。それを認識してますか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 認識しております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） でしたら、私が冒頭言った中で、一応生涯学習課の人も話した中で、この最悪の事態ってことをね、事前にもう、九割九分わかっていたわけですから。ですから、やるかもしれないっていう話も、もちろん会話の中でありました。ただ、2人の人から事前に電話があって、で、もう、九割九分これやるんだなっていう感覚で、町民に迷惑をかけないっていう立場だったら、事前に対応策をやったらどうなんですか。

それについて質問します。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） あのう、結果的に、これ、想定外の、こういう事態が起きてですね、職員が、まあマラソン大会の準備とか、もろもろの仕事ですね、どうしても、これ2日だけ、休んだの。2日目の午前中はやりましたけど、結果的に1日ぐらいは町民に御迷惑をかけたっちゃうことで、総出でみんなで電話をかけて、お断りしたっていうような経緯があります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） わかんない部分がまだあるんで。まあ、金額的な分は、これしようがないんでね。

ですからまあ、感覚のほうの問題としましても、やはり、まずは、お金に関しては、なかなかそれは厳しいって話、次長のほうからありました。ね。ただ、やはり私のほうとしてはね、もう時間ないんであれですけども、まずは、言ってしまえば、ただで、町の仕事をしてお金をもらえないっていうのはどういうことなんだっていうのが、相談に来たしょっぱなの話なんですけどね。

ですから、やはりそういったことをね、直接業者じゃないけれども、間に入るけれどもね、結果的には。だから、そういった中で、その町の対応が余りにも冷たいということが言われているわけですね。ですから、一遍通りの対応しか、まあ町のほうの対応としてできなかった。何回か相談受けたけど、やっぱりそういった形の対応でしかなかったってのは、聞くわけですよ。

ですから、この問題に対してね、要は、これから町として、まずは考えなきゃならないのは、ちゃんとした業者、たくさんいろんな業者がいますよね。その業者の中で、まず期間の問題、あと業者との癒着とは言いませんけども、そういった感じで、ちゃんと業者を監督すること。これをしっかりやっていただきたいんですよ。今みたいなこういった事例があるわけですよ。次長もね、次長は直接わかんないんかもしれませんけれども、こういった事例がやっぱりあるわけですから。

やっぱり、町としては、その入札制度に関して、長くなっちゃいけないっていうのはあって、それでなおかつ安く。でも、安かろう悪かろうじゃしようがないんですよ。結果的に今回の事件っていうのは、安かろう悪かろうになっちゃったわけですよ。

ですから、それをしっかり、ぜひともね、町としても、この問題、総括していただいて、今後こういうことのないように、ぜひともよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（倉持松雄君） これで、4番永井義一君の質問を終わります。

休会の件

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月9日から3月20日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 4時24分散会

第 5 号

[3 月 21 日]

平成25年第1回阿見町議会定例会会議録（第5号）

平成25年3月21日（第5日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君

○欠席議員

18番	諏訪原実君
-----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	坪田匡弘君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	横田健一君

生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
児童福祉課長	岡田 稔君
障害福祉課長	柴山義一君
健康づくり課長	篠山勝弘君
農業振興課長	村松利一君
環境政策課長	岡野 栄君
廃棄物対策課長	櫛田友治君
都市施設管理課長	柳生典昭君
下水道課長	菊池 彰君
水道課長	坪田 博君
学校教育課長	黒井 寛君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹 久

平成25年第1回阿見町議会定例会

議事日程第5号

平成25年3月21日 午前10時開議

- 日程第1 議案第1号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 阿見町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について
- 議案第6号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 議案第7号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 阿見町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第6 議案第9号 阿見町ふれあいの森条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 議案第12号 阿見町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 議案第13号 阿見町移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準に関する条例の制定について
- 議案第14号 阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について
- 議案第15号 阿見町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第16号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部改正について

- 議案第19号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 議案第21号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第23号 阿見町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第24号 阿見町都市公園条例の一部改正について
- 議案第25号 阿見町下水道条例の一部改正について
- 議案第26号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第27号 阿見町地域振興基金条例の廃止について
- 議案第28号 阿見町農山漁村ふるさと事業基金条例の廃止について
- 日程第10 議案第30号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第31号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第33号 平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第34号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第36号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第37号 平成25年度阿見町一般会計予算
- 日程第12 議案第38号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計予算
- 議案第39号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第40号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第41号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第42号 平成25年度阿見町介護保険特別会計予算
- 議案第43号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第44号 平成25年度阿見町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第45号 町の区域の設定について
- 日程第14 議案第46号 町道路線の認定について

- 日程第15 請願第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願
- 日程第16 請願第2号 阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願
- 日程第17 意見書案第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(案)
- 日程第18 阿見町農業委員会委員の推薦について
- 日程第19 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第1号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 日程第1，議案第1号，阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） どうも皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月11日午前10時に開会し、午後1時9分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員17名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第1号，阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、平成23年第3回の定例議会において議案第58号に提案され、否決された議案ですが、当時の議案と修正されているところはございますかとの質疑があり、議案の中身については変更してある点はございませんとの答弁がありました。

次に、任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を上げたと認める職員には、町規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特別手当としてやることができるとありますが、どれくらいなんですかとの質疑があり、基本的には、12月1日現在に在籍する特定

任期付職員の中で、業績に関して、期末手当の支給日に支給をします。額は、その職員を決定したときに号給を決めますが、その号給と同じになりますとの答弁がありました。

次に、一回否決されたものが中身を変えないでまた出てくるという点について、どのように考えているかとの質疑があり、今後、必要になってくる事案が出てくるのではないかと思ひ、やっています。防災関係や道の駅構想においても必要になってくるものと思ひています。中身的にはほとんど変わっていませんが、町のほうの状況が必要になってきたと、状況が変わってきたということですとの答弁がありました。また、人材派遣会社から派遣してもらうよりも、金銭的には安くつくとの説明がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、一度否決された議案を何も変えずに上程をしてくる。我々としての情勢は何も変わっていません。よって反対しますとの討論がありました。

次に、この条例をつくることによって、大幅な税金の無駄遣いといひますか、経費の削減、質的にはきちんと守られる内容であるならば通すべきだと思ひ、賛成しますとの討論がありました。

次に、人材は有効に使う。弁護士だって、今現在、町でお願いしている弁護士にもきちんと仕事をしてもらっていますし、県からの出向制度もあることなので、わざわざこの制度を使わなくても、今までのようにお願いをしたいと思ひますので、反対をしますとの討論がありました。

討論を終結、採決に入り、議案第1号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定については、賛成少数により、否決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私も総務常任委員会の採決のとおりにですね、議案第1号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についての制定は反対をいたします。

その反対の理由はですね、大まかに言えばですね、議会との信頼関係が非常に薄い町政でございますので、何をされるかわからないという不安が非常にあります。特に、人事に関する案件はですね、この不信感を払拭することができないんです。

以下、なぜ信頼関係が薄いかという理由を述べさせていただきますが、議員の方々も知らな

い方もおられますので、その経過を、少し時間を、議長、いただきまして、お話をさせていただきたいと思います。

まず初めにですね、町長就任間もなく、参与という職を設けて、そして、強引に専決をいたしました。議会というのは、前の日に呼ぶこともできるんで、その時間がないという緊急性は全くなかったんですが、そういう専決処分を人事に関してやりました。それで、議会は否決をしまして、参与になられた方は非常に嫌な思いをしたであろうと推察いたします。まあ、こういう人事案件がございました。

2番目にですね、給食センターの建設ですが、これは、2年もかけてですね、給食センター、前町長がお金をかけて、そして建設方式を決めて、議会も全員賛同しておりました。それが、天田町長が就任なって間もなく、議会にも何も相談もせず、自分の求める建設方式を提案しました。そのとき、町議のときに、天田町長は、天田町議は、全然反対をしてなかったわけです。そういうわけですね、そしてまして、その給食センターの入札、1回目は不発——不発というのか不調。2回目で1者辞退——2者応札して1者辞退で、1者のみの入札。こういうのは競争入札のうちには入りません、と私は思っております。

3つ目はですね、公約をしました町長の退職金の廃止ですね。これは、退職金の廃止は、制度上できなかつたということがわかったわけですね。制度上できなかつた。それで、できなかつたから何をしたかといいますと、自分の月額報酬から、4年分の1,600万を満てるような額を減額をして、そして、毎月払うと……。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員に申し上げます。

○14番（藤井孝幸君） はい。

○議長（倉持松雄君） ただいま、委員長報告についての……。

〔「違う、違う、違う。議案に対しての……」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 反対。

○議長（倉持松雄君） 議案に対しての討論をしてください。

○14番（藤井孝幸君） 反対の理由を言っているんですよ。理由。

○議長（倉持松雄君） 理由ね。

○14番（藤井孝幸君） 反対は理由を言わんといかんでしょ。ただ反対では。

○議長（倉持松雄君） ああ、理由は結構ですが、その議案、この議案第1号について、このことについて、簡略に明確に討論をしてください。

○14番（藤井孝幸君） 続けます。その退職金もですね、制度上できなくなつて、月々の給料を減額をして支払うと、こういうことをしたんですが、その減額をする基本的な月給、報酬ちゅうんですか、それが前町長の報酬で、今、自分がもらっている報酬じゃなくてですね、計

算の基礎がおかしいんじゃないかということで、議会でつかれまして、じゃあ、それであれば、退職してから支払います。こういう二転三転をして、退職してもですね、これは払えないんですよ。なぜならば、看板を掲げて政治活動をやっている間は、払えないんです。だから、これは退職しても払うと言っても、なかなかこれが、信じてくれと言っても、これもまたできないと、まあいうことですね、また、入札に関する疑惑も——疑惑というのか疑念もあります。

小中学校のパソコンの入札ですね、これも、議会で私も……。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員。再三言ってますが……。

○14番（藤井孝幸君） いや、反対の理由を言ってるんだよ、俺は。なぜ、なぜ反対するかって。こういうことがあるから、信頼関係がないと。だから反対ですと言ってるんです。それ、事態言わないとわからないでしょ、もう。

○議長（倉持松雄君） いや、議案の内容からは逸脱してます。

○14番（藤井孝幸君） 何で、逸脱してない。反対の理由を言ってるんだもん。反対の理由を。ね、まあそういうことで、いろんな意味で……。

○議長（倉持松雄君） 逸脱、逸脱して……。

○14番（藤井孝幸君） 小学校のパソコンのこと。それから、第一小学校の耐震工事の設計の面、事務所のないところにね、入札、応札したりとかですね、そして、職員採用についても、公民館、それから予科練記念館、これはどういう採用の仕方をしたかは知りませんが、町長の……。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員、逸脱してるかしてないかは、私が判断します。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。終わります。町長の同級生というわけで、公にある人はですね、そういう疑念を持たれるような行為は、私は許すわけにはいきません。

そういうことですね、いろいろ議会との信頼関係がないということで、この案件自体は、私は必要なことだとは思いますが、天田町政が執行する条例については、私は反対します。よって、第1号議案は、以上の理由から反対をいたします。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はございませんか。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 私は、この議案第1号について、委員会でも賛成いたしました。賛成討論をさせていただきます。

これは、2年前に、天田町政がスタートしたときに出された案件でもあります。で、実はですね、平成23年から平成27年までの間、霞クリーンセンターの維持管理費というのがあります。この条例を通すことによって、どれぐらいの経費削減ができるか、ちょっと計算してみました。今、施設管理委託料というのが年間で1,239万円支払われております。常勤1名、これが5年

間です。これが5年間、もし2年前にこの条例が通っていますと、この1号から3号、どの等級を使ったとしても、大幅な経費の削減になります。まず、1号ですと37万5,000円。これ5年間で2,250万円なんです、約。で、2号給で、年間で508万円。これが5年間で2,544万円。3号給、これが一番高いんですが、これは年間で572万円、約。これが5年間で2,862万円。その差額は、1号給で約4,000万、2号給で3,650万、3号給で3,333万円。これだけの税金が無駄に支払われることなく、これは削減ができ、ほかに使われる。まさに、この6,195万、これ5年間、この委託料かかるわけなんです、これが約64%から54%の経費の削減になる。この条例を通すだけで、これだけの経費の削減になる。これからまたいろんな形で専門的な人を雇うと思うと、人材派遣会社、そういうところを通してやるとなると、同じように、専門的な技術を持った人に関しては、大幅な経費をかけなくてはいけない。これが1号給から3号給で賄われるということであれば、非常にこれは町にとっても有益であると思いますので、私は、この条例に対して賛成をいたします。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はございますか。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、この条例は、平成23年第3回の定例議会においての議案第58号でした。人事案件についての問題があり、あどきに審議を深めて、採決の結果、15分の10の反対多数で否決された議案であります。財政はほとんど変わっていないと思われるのに、このたびも一言一句変えずに議案を提出することは考えられないことです。議会には一事不再理ということはないのでしょうか。

私がこの案件について、なぜ納得できないのかを述べさせていただきます。

1つ、任期を定めた採用、これは短時間勤務職員を含めて、採用任期を決めて採用したにもかかわらず、任期を延長することができるとあります。理由には、期限内に終わらないときと言いましたが、終わらすのが義務であり、任期を定めるという意味が薄く、適当な期間になってしまうのではというおそれがあります。また、道の駅事業、そのほか企画に長期間をかけて任用する必要があるのでしょうか。

2番目は、給与に関しても、1カ月37万5,000円から47万7,000円と、学識経験者、特別な技術を持った人だからとありますが、1カ月約50万円はどのようなのでしょうか。職員、部長さんが、二十何年間懸命に働き、経験年数を数えた50万円なんです。民間の正社員が朝から夕方の方の時間内、一生懸命1カ月働いても、今は20万から30万という現実です。50万はいただけない世の中に、短時間勤務職の人に払うのはいかがなのでしょう。

また、任用した者が業績を上げたら給料月額に相当する業績手当を支給する。その仕事をす

るのに業績を上げるのに任用したのですから、当然なことであります。その業績手当を支給するというのは、その仕事をするために業績を上げるわけですから、業績を上げるというのは当然なことなんです。ですから、町民の——そこに業績を上げるということはですね、手当をあげるといことは、町民の税金の使い方としては疑問が残ります。

学識経験者、技術を持つ方は、町にも数多くいらっしゃいますし、県からの出向や他市町村で成功した例を実例に、実際に研修したり、その主任からノウハウを聞く、企業の中の光っている人材を活用するという、職員自ら他方面への調査を図り、確保すれば、こんな高額を支払う必要はありませんし、天下りを生む構造そのものではありませんか。行政は常に……。

○議長（倉持松雄君） 浅野議員に申し上げます。

○13番（浅野栄子君） はい。

○議長（倉持松雄君） 高額だからだめとか、これだからだめといった、簡単に明瞭にお願いします。

○13番（浅野栄子君） はい。高額を支払う必要はないという。行政は常に、大学、企業、他県、他市町村と全国に目を光らせ、有能な人材、活性化した事業、成功した事例を職員が見聞し取り入れる積極性を持ち、町へ取り入れる姿勢が、今こそ必要なではありませんか。

議会でも、改革を行うため、その先進地を訪れ、研修をすることになっていますし、講師を呼んで講座を受けたこともあります。

また、退職金に関しても、現状では減俸の方向にあり、物議を醸しているにもかかわらず、この任期付職員の退職金は数年前と変わらず、100分の144または100分の150という、現実とかけ離れた割合が示されています。金銭的な感覚、町民の税金を扱っているという意識が薄く、財政削減といいながら、この数字は矛盾していると感じます。

以上、任期付職員の人選、採用に関しては、不必要。財政を考えると、給与、特別手当、退職金の金銭面の矛盾。この条例について賛成を唱えることはできません。あのとき否定された議案を一言一句変えず、再び提出されたわけですから、あのときと同じように反対させていただきます。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はございませんか。

6番飯野良治君。簡単明瞭にお願いします。

○6番（飯野良治君） 私は、2つの点から、この1号議案について賛成をしたいと思います。

1つは、今、2人の方から反対討論がありましたけども、議会との信頼関係が築けていないということが大きな理由でした。でも、私は、多分、誰が町長をやっても、客観的な人事案件というのは、なかなか、1つは築けないのではないかなど。誰がやっても、自分の主観を当然その中に入れて人選をしていくということは、これは誰がやってもね、あることだと思います。

我々は、その選ばれた人を見て判断をしていかなくちやいけないという立場にあると思うんですね。そういう意味で、今の、町から出されているものは、やっぱり、私は、2年前と今、浅野議員が言われましたけど、私は今回初めてなんで、今回のことについて、それを1つ1つね、これから検証していくという立場にあるんで、賛成をしたいというふうに思います。

もう1つはですね、先ほど具体的な事例を述べられて、反対の理由をなされた議員もおりますけども、実際に給食センターについては、前町長、今回の天田町政が行った方式の切り替えについても、前回の議会で全員一致で賛成をしているという事例があるわけですから、そういう経過を見ても、この事案については、やっぱり我々はこれから確かめていかなくちやならないという立場で、賛成したいと思います。

○議長（倉持松雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号についての委員長報告は否決であります。本案については、起立により採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 賛成多数です。

よって議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第2号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、議案第2号、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第2号、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、

討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第2号、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第4号 阿見町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、議案第4号、阿見町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第4号、阿見町空き家等の適正管理に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、勧告の中で、指導に従わない者については期限を定めてとありますが、大体どれくらいの期限を想定していますか、また、どのような手段ですかとの質疑があり、期限につきましては、事案によっても異なりますが、2週間から1カ月を想定いたします。手段につきましては、指導、勧告、命令、最終的には公表です。町内の中での公報となります。詳細を添付した形で勧告、命令書ということで送らせていただき、それと同じものが

公表されますとの答弁でした。

また、公表は、町にいる人には効果があると思うが、町外の地主に対してほとんど意味がないと思われるので、そのような人たちに対して何ができるかを考えてほしいとの話がありました。

次に、現在、対象にしている空き家は何件ありますかとの質疑があり、総数は把握しておりません。現在は把握していませんが、条例が7月1日施行ですので、その間に、区長さんに了解をいただき、地域の空き家の状況を把握したいと考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第4号、阿見町空き家等の適正管理に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第5号 阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について

議案第6号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について

議案第7号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、議案第5号、阿見町指定地域密着型介護老人福祉施

設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について、議案第6号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について、議案第7号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会副委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会副委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会副委員長（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。

委員長が欠席のため、私のほうから報告させていただきます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月13日午前10時に開会し、午後2時31分まで慎重審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第5号、阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第5号、阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第6号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第7号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号から議案第7号までの3件についての委員長報告は原案可決であります。本案3件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第5号から議案第7号までの3件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第8号 阿見町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、議案第8号、阿見町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会副委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会副委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会副委員長（紙井和美君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第8号、阿見町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第8号、阿見町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第9号 阿見町ふれあいの森条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、議案第9号、阿見町ふれあいの森条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月14日午前10時に開会し、午後1時41分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第9号、阿見町ふれあいの森条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

ふれあいの森の面積、筆数と所有者の人数、年間支払い賃の総額は幾らなのかという質問があり、面積は約12ヘクタール、筆数は49筆、26人の地権者と借地契約を結び、借地料は約693万円ですとの答弁がありました。

続いて、有名なトトロの森と姉妹提携して知名度を上げてはどうかという提案がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、

議案第9号、阿見町ふれあいの森条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第9号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第10号 阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議案第10号、阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして御報告申し上げます。議案第10号、阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第10号、阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第10号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第11号 阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について

議案第12号 阿見町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について

議案第13号 阿見町移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準に関する条例の制定について

議案第14号 阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について

議案第15号 阿見町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第8、議案第11号阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について、議案第12号、阿見町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について、議案第13号、阿見町移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準に関する条例の制定について、議案第14号、阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について、議案第15号、阿見町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして御報告申し上げます。

議案第11号阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、第23条に、道路の勾配が5%を超える車道には登り坂車線を設けるとあるが、阿見町にはあるのかとの質問に対して、ありませんとの答弁がありました。

続いて、狭い道路に関して、舗装や側溝は何メートルと関係なく、住民が困らないようにやってほしいとの提案がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第11号阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第12号、阿見町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第12号、阿見町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第13号、阿見町移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第13号、阿見町移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第14号、阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第14号、阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第15号、阿見町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第15号、阿見町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号から議案第15号までの5件についての委員長報告は原案可決であります。本案5件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第11号から議案第15号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第16号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第17号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第18号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第19号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第20号 阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について

議案第21号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

議案第22号 阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第23号 阿見町営住宅管理条例の一部改正について

議案第24号 阿見町都市公園条例の一部改正について

議案第25号 阿見町下水道条例の一部改正について

議案第26号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について

議案第27号 阿見町地域振興基金条例の廃止について

議案第28号 阿見町農山漁村ふるさと事業基金条例の廃止について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、議案第16号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第17号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第18号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第19号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第20号、阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、議案第21号、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、議案第22号、阿

見町道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第23号、阿見町営住宅管理条例の一部改正について、議案第24号、阿見町都市公園条例の一部改正について、議案第25号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第26号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、議案第27号、阿見町地域振興基金条例の廃止について、議案第28号、阿見町農山漁村ふるさと事業基金条例の廃止について、以上13件を一括議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第16号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、条例の中身がよくわからないので、簡単明瞭に説明をお願いしますとの質疑があり、この条例は、非常にわかりづらい条例になっています。わかりやすく言うと、今まで育児休業ができない職員と規定された非常勤職員のうち、再任用、短時間勤務職員ですとか、任期付短時間勤務職員などにつきましては、在職期間の取得条件に該当する場合には、育児休業または部分休業をすることができるという内容です。基本的には、幅が広がったと解釈していただければと思いますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第16号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、阿見町協働まちづくり運営委員会は、以前にあった指針検討委員会から移ったものなんですか。委員は同じ委員なんですか。かわるとすれば何名で、どのように選ぶのですかと質疑があり、指針の検討委員会につきましては、一回解散ということになります。委員につきましても、選考し直しという形で進めていきます。今回は、もう少し公募委員を増やしていこうかなと考えもあります。公募の時期については5月を考えており、5月半ばには、1回目の運営委員会を始めたいと考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第17号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、交通安全教化員ですが、現在、町には交通安全指導員が16人、防犯協会連絡員が200人以上いて、役員が40人。この人たちが、保育園や小学校などで指導しています。教化員は週5日制の通常勤務でなくてもできるように思うのですが、どのような考えでこの事業を企画したのかお聞きしますとの質疑があり、就業の規定がありました、1日5.5時間という勤務体制になっています。防犯連絡協議会もしくは交通指導隊の場合は、立哨活動を中心に現場活動をしていただいています、教化員につきましては指導教化をメインとさせていただきます。茨城県の交通事故は高齢者の事故が50%以上を占めるということがありますので、当然、シルバークラブにも働きかけをしまして、指導教化をしていきたいと考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決することにいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会副委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会副委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会副委員長（紙井和美君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第17号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会の所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第17号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会の所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会の所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、これはなぜこういうふうに改めるようになったのか。その理由と内容について質問があり、平成25年4月から、障害者自立支援法の改正により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法という名称になりまして、その中での文言が変わることにより、今回の改正ということになりました。内容としましては、介護給付費を支給する際に、障害者の程度区分というのがありまして、その審査を行います。町内・町外の病院の先生、社会福祉・作業療法士等の先生方がメンバーで、月に1回から2回、

夕方開催しまして、平均的なケース検討は8件から10件で、おおむね2時間程度審査している事業ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会の所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第19号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第20号、阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第20号、阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、第27号、阿見町地域振興基金条例の廃止について申し上げます。

質疑を許しましたところ、この条例は、そもそも何かの受け皿としてつくっていたのかどうか、積立額の推移と運用については、どのようになっていたのかとの質問がありました。

それに対し、こちらの基金のスタートは、平成元年に、国の交付税措置を受けまして、地域の福祉における地域福祉活動の促進とか快適な生活環境の形成のために使う目的で、その交付税を財源といたしまして基金を設置いたしました。当初、元年のときには、4,286万円が積み立てスタートです。その後、追加の交付税措置があり、基金の金額のピークは、平成14年度、年度当初、5,610万円になっております。その後、平成14年から、基金から必要に応じた各方面の補助金として使わせていただき、4,800万円ほど基金から出しております。また、平成15年には800万、16年以降は、15年度の繰り出しで、その時点で基金の残高が20万円ほどになっております。16年以降、充当事業がないということで現在に来ており、今年度、その残金を、補正予算において、町の一般会計の関連事業に繰入金として計上し、基金を廃止するという流れですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第27号、阿見町地域振興基金条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして御報告申し上げます。

議案第17号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、環境基本計画推進委員会と今までの環境審議委員会との関係と、今期新設の委員会はどんな内容かとの質問に対し、環境審議委員会は、環境計画基本計画をつくるときに、町長の諮問に応じて意見を述べるという委員会で、環境計画ができ上がったときに終わり、その後、自然環境調査を2年間行い、今後、基本計画を推進する観点から、今回の推進委員会を立ち上げ、10名程度のメンバーを考えていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第17号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第18号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、環境基本計画推進委員会の費用弁償は副町長に相当するとあるが、その理由と、副町長はこれから必要になってくるのではないかとの問いに対して、メンバーとしての大学の先生、議会の代表する議員等は、副町長に相当する費用弁償ということです。

また、今期は副町長は置きませんが、今後、任期付職員等、選択肢が出てくると、考えられますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第21号、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第22号、阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第22号、阿見町道路占用料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、

原案どおり可決しました。

次に、議案第23号、阿見町営住宅管理条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第23号、阿見町営住宅管理条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第24号、阿見町都市公園条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、第2条のエに該当する公園の敷地面積はどのぐらいかとの問いに対して、都市計画法で制定されており、阿見町では、運動公園、総合公園、大規模公園で、10ヘクタール程度、それ以上の大きい公園が該当しますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第24号、阿見町都市公園条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第25号、阿見町下水道条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第25号、阿見町下水道条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第26号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第26号、阿見町水道事業給水条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第28号、阿見町農山漁村ふるさと事業基金条例の廃止について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第28号、阿見町農山漁村ふるさと事業基金条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第16号から議案第28号までの13件についての委員長報告は原案可決であります。本案13

件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第16号から議案第28号までの13件は、原案どおり可決することに決しました。
それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時20分といたします。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号）

議案第31号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第33号 平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第36号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第10、議案第30号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第31号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第32号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第33号、平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第34号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第35号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第36号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第30号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

す。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第30号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会副委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会副委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会副委員長（紙井和美君） それでは、議案第30号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、30ページ、総合保健福祉会館費の減額補正の要因について質問があり、それに対し、総合福祉会館の維持管理費の減額は、主に入札差金です。それと1点、大きな清掃委託料の減額の79万3,000円につきましては、用務員、シルバー人材センターに委託している用務員、館内の清掃の用務員、就労時間を、朝8時から夕方3時まで——今まで4時ということだったのが1時間短縮し、内容を濃く業務を行っていただくというような形で、その分大きく79万3,000円減額できたということでの全体的な減額補正ですとの答弁でした。

次に、52ページ、学校施設整備事業の減額1,157万3,000円の内容についての質問があり、それに対し、この工事の内容は、朝日中学校の体育館の屋根の塗装工事です。これは、平成24年度予算ですが、23年度繰り越しで朝日中学校の耐震工事を実施いたしました。そのときに、23年度繰り越し予算の中で体育館の塗装ができましたので、二重計上のような形になっておりますが、予算は執行しないで、今回減額させていただいておりますとの答弁でした。

次に、49ページ、学校費の学校施設整備事業で、1122の13の委託料と15の工事請負費について、測量設計監理委託料は減額、耐震補強工事は2億6,800万円ということで、年度内にやるということなのかなと思いますが、まず13の委託料の減額の要因と、それから15の2億6,800万円についての質疑に対し、49ページ委託料のことですが、調査委託料というのは耐震診断のことで、3小学校分の契約差金です。それと、測量設計監理委託料に関しましては、君原小学校と第一小学校の設計をしておりますので、そのやはり契約差金です。耐震補強工事は、今回、国の補正がありまして、先取りできるということで、手を挙げましたら採択されました。内容は、今年度設計いたしました君原小学校の校舎、第一小学校の校舎——これは3棟に分かれておりまして、3棟分と体育館、これの耐震補強工事ですとの答弁がありました。

続きまして、58ページ、総合運動公園維持管理費1,169万1,000円の減について、一番多いのが業務委託料、総合運動公園施設運営委託料715万円が大きいですが、この理由と、町民プール維持管理の減額理由についての質問がありました。

それに対し、総合運動公園の業務委託料715万については契約差金です。それと、町民プール維持管理、こちらも業務委託については契約差金です。維持管理の委託料等も、それぞれ浄化槽とか電気とか施設管理がありますが、それぞれに入札を執行し、落札業者を決めて、全て契約差金ということになりますとの答弁でした。

次に、58ページから59ページ、運動公園の清掃の件について、23年度の契約の状況を見てみると、23年度の4月1日から3月31日ということで、管理については1,209万6,000円、清掃として81万9,000円で契約をしている。24年度は、別な会社になり、12月10日から3月31日の契約が、なぜ85万500円になるのかとの問いに対し、運動公園の清掃の件については、平成24年には除染のための清掃業務を強化しようということで、町民球場スタンドを月2回8カ月間行っていたものを12カ月に増加いたしました。それと、陸上競技場のスタンドを月3回を毎月にし12カ月分に追加したものによる増となっております。これは、当初予算のときの見積もりの内容ということで、途中からということではなく、年度当初から予定ということでありますとの答弁でありました。

次に、31ページ、保育所運営費の中の賃金で一般労務賃金について、マイナスになった理由について質問があり、それに対し、賃金の減額は、一般労務賃金では、中郷保育所のパート1名がどうしても確保できず、減額補正となりました。また、保育所賃金については、0歳児担当2名とパート1名が、やはり確保できませんでしたので不用額となり、減額いたしました。また、看護師賃金についても、募集しておりました南平台保育所の看護師が、やはり確保できなかったために不用額となり、減額補正となりましたとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第30号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第31号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第31号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第35号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第35号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第36号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第36号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 続きまして、議案第30号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、38ページ、農地流動化補助金130万7,000円について質問がありました。

当初、見込みが56件の新規の方を見込んでいたが、107件あり、増額して計上したものですとの答弁がありました。

次に、41ページ、道路維持費2億7,230万円。国・県の支出金は1億9,300万円あつての維持補修工事ができるのだが、今年度中に終わるのか、また、どこの場所かとの質問があり、25年度中に終わらせる予定です。15カ所の場所で、約7,600メートルほど舗装の打ち替え工事をやる予定ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第30号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第32号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第32号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第33号、平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、5ページ、補償、補填及び賠償金として、補償金3,284万9,000円とは、どういう内容かとの質問があり、当初、町分の交付清算金は、事業最終年度の平成29年度に徴収清算金により、一括の支払いを予定していたが、分割納付の希望者が当初より少なく、

分割納付を除く徴収清算金が完納されたことから、今年度補償金ということで交付するために増額しましたとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第33号、平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第34号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、4ページ、雑入の中の消費税還付金と損害賠償金161万8,000円の内容についての質問があり、集落排水の使用料の消費税を上回る支出があった場合、委託料、電気料、修繕料の工事費の支出が多いときに還付になるというものです。

損害賠償金は、農集落の施設から発生する汚泥の処分をするときに、放射性物質が一部基準を超えていたので、仮置きをしたところがあり、その処分費用について、東京電力に賠償金を支払ってもらおう請求した額になりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第34号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号から議案第36号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第30号から議案第36号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第37号 平成25年度阿見町一般会計予算

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第11、議案第37号、平成25年度阿見町一般会計予算を議題

といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第37号、平成25年度阿見町一般会計予算、うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、土浦市外15ヶ町村土地改良区総代総選挙事業とありますが、15ヶ町村土地改良区についての説明をしてくださいとの質疑があり、事業内容は、管外施設の管理、排水施設の新設改修、農業基盤の整備事業などです。総代選挙につきましては、任期が4年でありまして、平成25年12月12日で任期満了になるということで、そのための経費です。これについては、土地改良区からの委託ですから、全額負担されるということになりますとの答弁でした。

次に、植栽管理について、シルバー人材センターに管理委託となっておりますが、今年度は直営でやると聞いていたのですが、町で直接やるということは失敗だったわけですかとの質疑があり、昨年度までは業者委託でやっていたのですが、今年度は町直営で草刈りや芝刈りをやってきましたが、6名を臨時職員として採用しようと考えましたが、採用できなかったということです。町直営はうまくいかなかったということです。それで、実績のあるシルバー人材センターに委託するというのです。町では、昨年、軽トラックとかバロネスとか専門の機械を購入しました。それを別途に賃貸契約を結びまして、シルバー人材センターに使っていただくということですとの答弁がありました。

次に、事業仕分けについて、今年度はどのようにやっていくのか。昨年の感想はどうでしたか。町民からの仕分け人はどのようにして選んでいくのか。また、他人を頼まずに、自分たちでできないのかとの質疑があり、時期については7月ぐらいを考えております。事業の内容は、昨年同様に十六、七事業になるのではと考えています。

感想につきましては、外部評価と考えていますので、一からその事業を捉えられたのは大きな収穫だったと考えています。25年度に反映できなかったものは、26年度以降に考え方を整理していくと考えています。

町民判定員については、無作為抽出の中で選んでいきます。

事業仕分けは、24年度と25年度でとりあえず終了する予定でありまして、26年度以降は、外部評価委員会を立ち上げて、事務事業の評価をしていこうと考えています。

1つの町の中で、職員として、10年、20年とやり続けていくと、マンネリ化と申しますか、通常どおり同じやり方でやっていく方向になりやすい。それを是正するのが外部評価であり、職員もある程度研修ができたのではないかと考えていますとの答弁でした。

次に、防災リーダー研修について質疑があり、今年度、モデル地区として2地区で訓練をしています。来年度から3カ年をかけまして、中心的になっていただく方を直接育成しようとなりまして、中学校単位でおおむね60名ほど、地区単位で2名ぐらいを想定しまして、60名ほどの地区の方を募りまして、年に3回の山でガイダンスを持って実施したいと考えていますとの答弁でした。

次に、国民保護協議会委員について質疑があり、危機管理ということで、例えばテロ対策であるとか、防災会議と並ぶ大きな危機管理対策の会議という位置づけです。委員はおおむね20名ですが、ここ五、六年、会議が開かれていません。今年の3月後半に開催予定ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第37号、平成25年度阿見町一般会計予算、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。
○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会副委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会副委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会副委員長（紙井和美君） それでは、議案第37号、平成25年度阿見町一般会計予算、うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、65ページ、阿見町戦没者追悼式事業の内容について質問があり、阿見町戦没者追悼式事業は、阿見町の場合、3年に1度開催しておりまして、来年度が開催予定時期になっています。そのことから計上ですとの答弁でした。

次に、82ページ、家庭的保育事業について、4月から始まると思うが、申し込み状況についてはどうなのかとの質疑に対し、家庭的保育事業は、4月から始まる予定ですが、現在1名の方が確定。これからまた申し込みもありますが、今のところ、一般のさくら保育園などの新しい保育園や公立保育園への希望が多く、家庭的保育事業の申し込みが今のところ1名にとどまっているという状況です。今後、転入等もありますので、そういった申し込みのときにPRし、4月から、できれば3名程度のスタートを目指したいと思っておりますとの答弁でありました。

続いて、先ほどの話で出たさくら保育園も開園するというところで、1名ということだが、まだ待機児童は結局出てしまうということなのかとの問いに対し、昨年11月30日と12月1日に一次募集を行い、200名以上の方が応募があり、その方々につきましては、全員4月から入所で

きるようになるのですが、その後、若干の申し込み者については、当事者が希望するところとマッチしないケースがあります。待機児童は、場合によっては、1桁ぐらいいは出てしまうのではないかと、その点について、いろいろ調整しているところですが、ゼロにはならない可能性があります。そのような方々にも、この事業のPRをしています。場所が、家庭的保育事業はレイクサイドということで、例えば二区等の荒川沖の方面からでは、場所的な問題があります。今後、メリットも強調しながら、家庭的保育事業にも移行していただけるようPRしたいと思えますとの答弁でありました。

次に、90ページ、放課後子ども教室事業について、来年度から、全部の小学校に広げて行うということだと思いが、申し込み状況についてはとの質疑があり、子ども教室の申し込み状況については、現在の時点で、8校全校合わせて470名が登録となっています。学校別では、阿見小学校が110名、本郷小学校50名、舟島小学校70名、第一小学校100名、第二小学校50名、実穀小学校40名、君原小学校25名、吉原小学校25名です。

次に、158ページ、工事請負費の中の太陽光発電設備整備事業の内容についての質疑に対し、本工事は、今現在、設計もそろそろ完了で、3中学校の太陽光発電装置を設けます。と同時に、体育館にLED照明をつけまして、蓄電池を設け、非常事態、主要電源がないときでも、体育館で照明がとれるというシステムで設計しております。太陽光発電の設備容量は、バッテリーと組み合わせまして、1個当たり約10キロワットになります。屋根の3分の1程度の面積になろうかと思いますが、あと、校舎だけでなく、体育館では屋根に乗せるということになります。

ちなみに、この財源は、グリーンニューディール基金を使いまして、100%の県の基金から充当になります。その金額の範囲内ということになり、校舎内の全部を使うものではありませんとの答弁でありました。

次に、73ページ、難病居宅生活支援事業、障害者介護給付事業ともに、昨年度より減額になっていますが、対象者が減っているのか、それとも、給付額そのものを減らしたのかとの質疑に対し、難病の居宅生活支援については、広報等ではPRしておりますが、難病の患者でのホームヘルパーなど、日常生活用具等の給付のニーズがなかったということで減らしております。

ただ、次年度、法改正がありまして、この難病患者等の方々については、今後、生活介護給付事業に入った形で、ヘルパー等の利用ができるようになりますとの答弁がありました。

次に、150ページ、工事請負費の中で、維持補修工事、建築土木工事、あと上下水道工事、プレハブ校舎建設工事、井戸工事も入っていますが、これはどこにどのような工事を行ったのか、あと、維持補修工事3,839万8,000円というのは、どういうことかとの質疑に対し、まず、上下水道工事は、本郷小学校に上水道が来ましたので、井戸から上水道に切りかえるための工事です。プレハブ校舎建設工事、これは同じく本郷小学校で、児童増に対応するために、4教

室のプレハブ教室をつくります。井戸については、小学校にもありますが、全ての学校に防災の手動の井戸を構築する予定であります。

あと、維持補修工事3,839万8,000円については、細々とした工事の積み上げで、例えばプールの露材の交換や、今、何カ所か漏水しているところの直し、あとは、8校のいろいろな修繕工事を積み上げたものです。

次に、プレハブ校舎建設工事ということで、4教室ということだが、1億からのもので、耐用年数はどのぐらいか。通常のRCだと40年、50年だが、どうなのかとの質疑に対し、このプレハブ校舎工法は、プレハブというだけで、以前の緊急避難の仮設校舎ではございません。ですから、耐用年数は通常の20年から25年あると思っております。学校再編も話題になっておりますが、今の施設規模では、先行き児童の収容ができなくなってしまいます。その間のつなぎということで本教室は考えておりました。仮設ではなく、工法がプレハブ、軽量鉄骨を使った構造になっておりまして、ある程度本格的な校舎を設計しておりますとの答弁でありました。

次に、90ページ、放課後子ども教室事業、今年度はプランコーディネーター報酬とか、プラン学習アドバイザー報酬という項目があったが、25年度ではどのようになっているのかとの問いに対し、こちらにつきましては、検討の結果、業務委託したことによる委託料となっております。

続いて、業務委託した場合と直接お願いした場合の金額の差はどうなのかとの問いに対し、児童クラブのほうが阿見放課後ネットワーク、放課後子ども教室に関しては今現在やっているNPO法人ユアアイ阿見が、来年度委託することになっております。委託料については、その中には、人件費と消耗品についての予算を計上しておりますので、ほとんど同じ状況です。というのも、現在4校で週2回実施しておりますが、25年度は8校で週1回、人件費と消耗品ということで、24年度と同額程度ということになります。

次に、139ページ、教育総務費で、その事務局事務費、特別支援教育支援員賃金について、1,500万にアップしているということは、当然、1.5倍くらいに人数が増えたのかと思えるが、その内容についての質疑があり、特別支援教育支援員賃金、24年度は11名でしたが、支援を必要とする子供が増えておりますので、5名追加いたしまして、25年度は6名体制となり、その関係で増えますとの答弁がありました。

同じく、13番の委託料について、これは、学校再編計画策定業務委託料ということで、コンサルにということだと思うが、現時点で決まっているのかとの問いに対し、学校再編計画については、まだ業者等、決まっておりません。これから入札等で決まていきますとの答弁でありました。

次に、142ページ、社会人TT——チームティーチングの配置事業について、実証研究によ

りますと、少人数クラスというものをつくるということよりは、このTTのほうが効果があるとの実証の検証結果が出ているようだが、現状について何うとの質疑があり、それに対し、TT、チームティーチングですが、現在少人数加配というのを、定員の教員数プラス加配をいただいております。平成24年度は、小学校に5人、中学校に5人、計10人の加配教員をいただいております。小学校への5名に関しては、規模の大きな学校、阿見小、本郷小、第一小、舟島小、第二小に配置しております。残りの単学級の吉原小、君原小、実穀小には加配がないため、県費で1名分補助、あと残りが町——2名分を持ち出しということで、TTという形で配置しております。先ほど、TTのほうが研究結果では効果があるというなお話でしたが、これもケース・バイ・ケースで、TTだと、先生は確かに2人入って、きめ細やかな指導ができますが、40人ほどいる中では、恥ずかしくて手が挙げられないという子供も、少人数に分けると、意外と発表しやすい。ま、いいところと悪いところ、それぞれあるかなというふうに考えております。

続いて、185ページ、町民プールの維持管理について、プール一般開放委託料の、今年度と次年度との差額についての質疑に対しまして、こちらの内容は、今年度まで監視員が7名で見積もりをとっておりました。来年は、今、事故とかも多くなっていることから、9名へと増えたことによる増となりますとの答弁でありました。

次に、143ページ、学校管理費の中で、職員が4人から、今年8人になっている内容についての質疑があり、これは、給食センターが3月いっぱい、4月から調理委託になることによる調理員たちの現業です。その方たちを学校の用務員としてお迎えいたしますので、それで増になっておりますとありました。

続きまして、95ページ、健康づくり推進事業について、昨年はウォーキング入門教室事業委託費があったが、今年度は、182ページにウォーキング教室委託料という項目がある。同じようなものか。また、金額について、機能訓練事業、この中では、昨年は作業療法士が入っていた。その内容についての質疑があり、健康推進事業ではウォーキング事業は行わないということで、かすみ公民館のウォーキングの教室と一緒に健康づくり課が連携事業として行っていくということで、予算の組み替えでございます。ウォーキングに関しては変わりありません。

作業療法士も、事業の組み替えをさせていただき、違う型の事業に配置をし、事業の内容は変わりませんとの答弁でありました。

次に、186ページ、給食センターの運営費の業務委託料の中で、給食運搬委託料、これは、どこにどのように委託するのか。あと、給食センターは、どういう形で人員配置をするのかとの問いに対し、運搬委託料は、現在は業者に当初より業務委託をしております。このたび、新センター稼働後は、学校に配送するコンテナが現在のものよりも大きくなるために、必然的に

車を取り替える必要があります。この係る理由により、来年度は、町で配送車をリース契約で導入し、運転業務を外部委託する予定となっております。

あと、運搬面の対象車は現行どおり3台で予定をしており、運転する委託先は、8月19日から保育所の給食が始まりますが、それが新センター稼働日ですが、シルバー人材センターに委託する予定で、現在協議を進めております。人材配置については、現在の職員は、事務職員が2名、栄養士が1名、あと、町のアルバイトの栄養士の体制、現行どおりの人員配置ですとの答弁でありました。

あと、食材は、今までどおりと思うが、米飯についてはとの質問に対し、現在、米飯については、県の学校給食会に委託しております。学校給食会が委託した阿見の場合ですと、吉田ベーカーさんに業務委託して、そこから直接納めてもらっております。今後、新センター稼働後は、米飯ラインが稼働しますので、町で、JAから年間契約をし、JAの倉庫で保管。米の購入、あと、当然、脱穀等の作業や、低温倉庫で保管をしていただき、1週間に1回程度配送して新鮮な米を持ってきていただけます。その一連の作業をJAに委託して運営する予定となっておりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第37号、平成25年度阿見町一般会計予算、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後 1時01分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 続きまして、議案第37号、平成25年度阿見町一般会計予算、うち産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、24年度では予算になっていたプレミアム商品券が、25年度は消えているが、どうしてかとの問いに対して、事業仕分けの結果と、定額給付金で事業が始まったわけだが、途中、震災もあって、震災復興という側面もあったが、3年間実施し、初期の目的

は達したのではないかということで計上しなかった理由ですとの答弁がありました。

また、今年の結果はどう思っているのかとの問いに対して、商工会と毎年協議を重ね、改善して実施してきたが、今年度は大きく3点改善しました。1つに、1件の購入限度額を5万円。2点目に、プリペイドカード等の換金性の高いものは対象外。3点目に、1事業所500万円と限定とした。23年度よりも多くの町民の方に利用していただいたと思っていますとの答弁がありました。

また、3年間、役場の主導でやってきたような感覚があって、今回の事業仕分けの中で注意され、それで改革をしているわけですが、まだ足りないだろうと思っています。できれば、商工会と商工観光課が協力し合って、話し合う委員会をつくり、新しい進化した事業を起こし、結果、できれば6月か9月の補正はどうなのかとの問いに対して、行政としては事業を廃止するが、プレミアム付き商品券は、新しい事業につきましては、どんどん提案していただきたい。その事業について、一緒に協議し、地元との商業活性化をやらせていただきたい。商品開発とか全面的に推進に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、プレミアムの方式をどうやっていくのか、どう変えていくのか。今から勉強ですが、一緒に新しいものをつくり上げていきたいと思しますので、協力をお願いする要望がありました。

続いて、商工費24.5%減になったのはなぜかとの質問に対して、商工観光課の予算は、阿見東部工業団地の奨励金のウエートが高いが、来年度は大きくダウンしてきているのが1つと、さらに、昨年のアウトレット内のアンテナショップの予算が当初予算には入っていません。国の補正予算が大分つき、県は予算化の手続をしているので、今後、補正予算を積極的に要求してまいりたいとの答弁がありました。

続きまして、105ページ、放射能対策事業の金額がダウンしているが、清掃とか植栽の部分で必要ではないかとの質問に対して、放射能対策費ではなく、一般管理費で23年のとおりやっていくということです。施設に対して、施設全体の詳細測定で0.23マイクロシーベルトを下回ってれば、部分的に0.23を超えていても除染が必要はないとの見解を環境省が出していますので、定期測定等は続け、必要であれば所属管理部署での予算執行になりますとの答弁がありました。

続きまして、119ページ、橋梁長寿命化計画策定委託料の中の385万4,000円と、工事請負費の中の建築土木工事2,560万円の内容について質問があり、長寿命化計画については、町内で71ほど橋がありますが、今までその台帳の整備を行ってこなかったということで、今回補正しました。

また、建築土木工事の中の交通安全施設工事ですが、阿見小学校の郵便局から中の通りの白

線等の安全施設の工事ですとの答弁がありました。

続きまして、122ページ、区域指定集落实態調査委託料の内容について質問があり、市街化調整区域で、既存集落のうち一定の基準を満たした土地の区域を、建築物の用途を制限して開発を許可するというので、詳細な調査、基礎データの整理を業務委託を行っていくものですとの答弁がありました。

また、対象地区は何カ所あるのかとの質問に対して、14地区ほどありますとの答弁がありました。

続きまして、110ページ、平地林保全整備事業691万2,000円が計上されているが、どのくらいの面積を対象にしているのか。これからやりたいという人は、まだやれる範囲があるのかとの質問に対して、10分の10の補助事業ですが、10ヘクタールを1つの目安としていますが、24年度は補正して、約13ヘクタールくらいを整備しています。要望地区があれば、随時できる状態になっています。多くなってきましたと、優先順位を考えていきますとの答弁がありました。

続きまして、103ページ、地球温暖化対策事業で、太陽光の屋根貸しの事業を進めていく時期ではないか。また、住宅の発電システムに900万円計上しているが、今後の計画はどうかとの質問に対して、1キロワット当たり3万円で、9万円を100件分を当初予算で見込んでいます。1件の発電量は、今年度平均4.3キロワットあたりになっていますが、100件で435キロワットの太陽光の電力を賄えるということです。来年度からは、37円80銭ということで、売電企業を町がやれるような状況をつくっていくことが大事と考えていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第37号、平成25年度阿見町一般会計予算、うち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 佐藤幸明君の動議を許します。

○17番（佐藤幸明君） 動議の提出をいたします。ただいま、委員長の報告に、難波委員長から報告がございましたが、プレミアム付き商品券の件で、委員長がかいつまんで報告をしていただきました。そういう中で、6月の補正で事業化すると、町長と約束したんだというような話さえあります。そういうことが事実なのかどうなのか。委員会のやりとりの内容をですね、細かく精査して、そして、町民に聞かれた場合、商工業者に聞かれた場合にも、我々としてきちんとした報告をしたいと思いますので、暫時休憩を求め、そして、全員協議会を開いていただきたく、提出する次第でございます。

○議長（倉持松雄君） ただいま、佐藤幸明君より動議が提出されました。

しばらく暫時休憩をして全協を開くとの動議が提出されました。この動議に対して賛成者はございますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 賛成者がございますので、動議は成立しました。

それでは、早速この動議を議題として採決いたします。

採決は起立によって行います。

この動議を提出されたとおりの賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 賛成者多数であります。

よって休憩して全協を開くことの動議は可決されました。

早速全協室に御移動願います。

午後 1時12分休憩

午後 2時06分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論に入ります。

討論を許します。

17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 平成25年度阿見町の一般会計予算に反対の討論をいたします。

ただいま、時間を割いていただいて、大変申しわけございませんでした。そういう中で、委員会の中のやりとりを細かく分析することができました。そういう中で、6月の補正で組むというような話も全くないですし、9月にはどうなんだというような問いに対して、部長は、私の権限で今答えることはできないというような返事をしております。そういう中でですね、まあ、自民党が政権をとり、アベノミクスがということですね、株価が上がり、円安が進み、そしてまた、大手自動車メーカーは労組との満額回答というようなこともありますけども、そういう恩恵をこうむった人は、阿見町に何人もいないんですよ。そういう中で、多くの町民が期待しておりますプレミアム付きの商品券の発行に、何ら協力をしていただけないということは大変残念であり、町商工会の理事としても、理事の一人としても、反対せざるを得ない。大変、ね、この予算書をそっくり反対するような形になってしまいましたけれども、執行部の方々におかれましては、以前にもこういうこともあったでしょうから、ひとつですね、改めて、まあ、ここでお願いするのも、こういう最終日ですからね、できないことですが、述べたよう

なことで、私は反対をします。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はございますか。

3 番野口雅弘君。

○3 番（野口雅弘君） これ、プレミアムの件ですんで、私が話さないといけないと思いますんで。私、この間、委員会で、部長といろいろ話し合いました。その中には、結局、最終的には、商工会と意見が、いい意見があればとり上げるという意見をもらいました。これは、執行部が言ったことは町長が言ったことだと、私は理解しています。ですから、私は、委員会での部長の意見を尊重して賛成に回ります。賛成答弁させていただきます。

○議長（倉持松雄君） 4 番永井義一君。

○4 番（永井義一君） 今、全協の中で、プレミアム商品券の件、ありました。私も産業建設常任委員会の委員として、その場に参加していたんですけども、やはり、あの状況の中で、今、思い出しますと、今、野口議員が言ったように、やはり6月、9月の中で、やはりいい案を出せば町がやってくれるなっていう認識がとれたかと、私もそういう形で、当時聞いていたわけなんですけども、その後、先輩議員の中からはいろんな話がありまして、やはり、そういったところでの形で、今予算を審議している中で補正だとかそういう感覚、それ自体が、やっぱりおかしいんじゃないかと、私もなるほどなあと、それを聞きました。ですから、私はその商品券の問題が1つ、今言ったような形であるんですけども、それ以外、今、一般会計予算ですので、それ以外のところで、私はちょっと反対討論をしたいと思います。

まず、国民健康保険が高いっていうのは、町民の方々がたくさん思っていることなんですけども、やはり私は、この国保税を引き下げするために、一般会計の繰り入れが、やっぱり必要じゃないかというようなことを考えております。この間、私自身も、いろんな方から聞いても、やはり国保の値下げっていうのは必要じゃないかということで、国保税を引き下げたためにも、その繰り入れをもっと増やしたほうがいいんじゃないかというのが1つと。

次に、これは私の一般質問とも絡む部分なんですけれども、平成25年度の阿見町の運動公園の維持管理費の件なんですけれども、この前、管財のほうにちょっとお伺いしたらですね、来年度のやつで、運動公園の維持管理費が、7者が入札に参加されたということなんですけれども、1,470万円で落札されていると。で、私が一般質問で言ったときに、一昨年と同じ業者が、今回とったわけなんですけども、その同じ業者が一昨年出した金額が1,209万6,000円。ですから、来年度同じ業者が同じことをやるのに260万円アップしていると。これはちょっとおかしいんじゃないかと。一般質問の中で、私は長い間、業者との関係っていうのもおかしいんじゃないかっていう話もしましたけども、やはり、結果的には同じ業者がとって、なおかつ260万円のアップ。これは完全にやっぱりおかしい事態じゃないかと、これとも絡みまして、今回の

一般会計予算には反対します。

○議長（倉持松雄君） それでは、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第37号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第37号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 賛否同数でございます。

大変長らくお待たせをいたしました。皆様方に、なかなか議長の出番がございませんでしたが、議長の出番をつくっていただきました議員各位に感謝を申し上げます。

議案第37号を、原案どおり可決いたします。

議案第38号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第39号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第40号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第41号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第42号 平成25年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第43号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第44号 平成25年度阿見町水道事業会計予算

○議長（倉持松雄君） 次に日程第12、議案第38号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第39号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第40号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第41号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第42号、平成25年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第43号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第44号、平成25年度阿見町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

本案につきましては、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会副委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会副委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会副委員長（紙井和美君） それでは、議案第38号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第38号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

それでは、議案第42号、平成25年度阿見町介護保険特別会計予算について申し上げます。

質疑を許しましたところ、305ページ、認知症高齢者見守り事業について、これは社協で行っているオレンジリングのことなのかとの問いに対し、これは、町から社会福祉協議会に委託している事業で、認知症サポーターの育成ということで、オレンジリングの推進ということで、24年度は4回ほど講座を実施しています。ちなみに、100名が参加されましたとの答弁がありました。

続いて、認知症はこれからも増えてくると思うが、年4回は少ないのではないか。もっと増やしていく予定はないのかとの問いに対し、予算は例年ベースで組ませていただいています。その他、中学生を中心に夏休みにかけて講座の一般募集と同時に、今年から各小中学校の生徒や先生も含め、こういった認知症サポーターの広がりということで、御協力の依頼をしております。今後とも、校長先生方にも協力を働きかけていくところでございます。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第42号、平成25年度阿見町介護保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第43号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第43号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 続きまして、議案第39号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、242ページ、下水道使用料徴収事務委託料、約1,000万円強増えているが、どうしてかとの質問に対して、平成19年から、下水道料金は、水道課で料金一本化で料金徴収を行っていますが、平成22年に、水道課の事務窓口の受付、収納事務等を民間に委託

して、職員を減らし、1,000万円程度の徴収等も含めて効果があったので、今回、下水道課でもやるということです。また、農業集落排水の料金徴収も一本化して計上してありますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第39号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第40号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第40号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第41号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第41号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算について、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第44号、平成25年度阿見町水道事業会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、346ページ、配水管新設工事3億1,200万円、老朽管布設替工事9,700万円について、新設件数と布設替工事は、どこを予定しているのかとの質問に対して、新設工事は約15キロメートル、布設替えは約5キロメートル。上郷地内と一部白鷺団地地内を予定していますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論あり。

水道事業に関しては利益が出ているのに、水道料金を値下げして——町民の皆さんの多くが望んでいることだと思いますので、町民に還元すべきと考えまして、反対いたしますと、反対討論がありました。

次に、討論を許しましたところ、阿見町には水道が入っていない、なおかつ井戸水も危ないということで、入っていない地区周辺のためにも、水道インフラ整備を最重点でやっていただき、水道料金値下げは、その後だと思いますので、賛成いたしますと賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第44号、平成25年度阿見町水道事業会計予算は、賛成多数により、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、議案第38号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計予算、42号、阿見町介護保険特別会計予算、43号、阿見町後期高齢者医療特別会計予算、44号、阿見町水道事業会計予算に反対をいたします。

まず、国民健康保険の件なんですけど、これは先ほど、一般会計予算の中でもお話ししましたけれども、やはり、国保税の引き下げっていうことを求めて、まず反対します。

次に、介護保険ですけども、この介護保険に関しては、その保険料の値上げにつながるということなので、これも反対いたします。

次に、後期高齢者医療制度なんですけれども、この制度に関しましては、共産党としましては、高齢者に対する差別医療を助長するものだということで、その制度自体に反対をしております。よって、この制度の撤廃を求めて、反対します。

最後に、水道事業なんですけども、これに関しましては、産業建設常任委員会の中でも、私は反対いたしましたが、阿見町の水道会計は、長年黒字が出ていると。それで、町の水道普及率を上げるためにという意見も、その当時出たわけなんですけれども、現在、本管が通っていてもですね、井戸水のままで、水道の引き込み工事を行わない家庭なんかもあります。水道普及率が低い原因はですね、やっぱりその水道料金の高さ、またその水道料金の体系にあるのではないかと、私は思っています。町民がどのように考えているのかをですね、町としてもはっきり把握して、それに沿った形での料金や体系というのを改めるべきではないかと思えます。

よく北風と太陽という話がありますけれども、高い水道料金なんだけど、それを早く水道を全町に普及したいなっていうことはありますけども、やはり、暖かいね、太陽のぬくもりのような形で、料金の引き下げまたは料金体系の変更などを行うことによって、その普及率も進むのではないかと思えます。そのような観点が抜けているこの予算に対して、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

なお、反対がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第38号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第38号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第38号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第39号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第39号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第39号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第40号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第40号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第40号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第41号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第41号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第41号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第42号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第42号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第42号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第43号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第43号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第43号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第44号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第44号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第44号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第45号 町の区域の設定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第13、議案第45号、町の区域の設定についてを議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第45号、町の区域の設定について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第45号、町の区域の設定については、全委員が賛成し、

原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第45号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第45号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第46号 町道路線の認定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第14、議案第46号、町道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、議案第46号、町道路線の認定について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第46号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第46号は、原案どおり可決することに決しました。

請願第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第15、請願第1号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願を議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、請願第1号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願について御報告申し上げます。

紹介議員が出席できないため、趣旨説明及び質疑を省略し、意見等を許したところ、意見なし。採決に入り、請願第1号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願については、全委員が賛成し、本請願を採択いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 突然の地震で、皆さん、驚かれたと思うんですけども、ちょうど……。

じゃあ、改めて言います。「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願に対して、反対の討論を行います。

まず最初に、基本的に、大規模自然災害、それと外交上の問題は、緊急事態として一括に処

理することは矛盾しています。請願文の中に、世界の多数の国々は、今回のような大規模災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているとありますが、我が国には、災害対策基本法があります。今回の大震災、特に福島第一原発の事故では、初動体制のおくれによって、周辺住民の方々に甚大な放射能を浴びせさせることになってしまったのです。スピーディの放射能拡散予測を政府が隠していたことによって、南相馬市では、放射能線量が比較的良かった海側の学校から放射線量が高い飯館村に近い学校に避難させてしまったこともありました。初動態勢の問題で、政府の統治能力、危機管理の欠如が問題であり、つまり、災害対策基本法の課題なのです。

災害対策基本法では、第1条で、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予測、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とするとしています。

この法に基づき、災害緊急事態布告や、警察法に基づく緊急事態の布告があり、それにより、緊急事態に対応することになっているのです。

請願文では、尖閣諸島の問題や北方領土、北朝鮮の核ミサイルの問題も書かれておりますが、これらは外交上の問題で解決できることです。大規模自然災害とこれら武力攻撃やテロなどの有事一般を同列視することはできません。よって、この請願には反対をいたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

御異議がございますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数でございます。

よって請願第1号は、原案どおり採択することに決しました。

請願第2号 阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第16、請願第2号、阿見の子ども達を放射能被曝から守る

ための調査ならびに対策に関する請願を議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会副委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会副委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会副委員長（紙井和美君） 続きまして、請願付託事項の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

それでは、請願第2号、阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願について申し上げます。

本請願の紹介議員である永井義一議員より説明を求めた後、質疑を許しました。

質疑の内容は、子供を思う親の気持ちは理解できるが、少し過剰過ぎるのではないかというのが正直な感想だ。まず、今、町の中でも、地産地消を一生懸命進めようとしている農家も、これまで風評被害でいろいろ大変な思いをしている。ちゃんとした基準の中でやっている検査を、さらにここまでやる必要があるのかどうかという点。子供たちに外に出るなというような形の文言。今、0.23、年間1ミリで、この年間1ミリシーベルトで、逆に危険だと言うのは、なぜそれが危険だという見解をお持ちなのか。国の基準がある中で、それ以上にあおり立てることにより、パニックを引き起こしかねないのではないかとこの質問に対し、紹介議員自身も、私自身請願紹介議員なんですけれども、まあ、私も同じ、この人とは感覚としては同感はできるんですけれども、かなり厳しいかなってというのは、正直、正直な私の気持ちとして若干ありますとの答弁がありました。

数件の質疑があり、質疑終了後、討論に入り、一部採択を提案する声も意見もありましたが、本請願は、住民生活に大変影響がある重要な内容であり、慎重に審議をすべきことであることから、当委員会といたしましては、請願者と紹介議員とでよく検討をしていただくという結論に立ち、継続審査との意見が出されました。

討論を終結し、採決に入り、請願第2号、阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願については、継続審査をすることに全委員が賛成し、継続審査することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

委員長報告は、継続審査であります。継続審査についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第2号についての委員長報告は、継続審査であります。本案は、委員長報告どおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって請願第2号は、委員長報告どおり継続審査とすることに決しました。

意見書案第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書（案）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第17、意見書案第1号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書（案）を議題といたします。

本案についての趣旨説明を求めます。

15番久保谷実君、登壇願います。

〔15番久保谷実君登壇〕

○15番（久保谷実君） それでは、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の趣旨説明をいたします。

意見書の案の文面を朗読して、趣旨説明とさせていただきます。

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書（案）。

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大するのである。

また、原発事故への初動対応のおくれは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法は、その前文に代表されるように、平時を想定した文面になっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月には、その不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」制

定で合意をしたが、今日まで置き去りにされている。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

よって、国会及び政府におかれては「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日。茨城県阿見町議会。

提出者は、阿見町議会議員久保谷実、同じく吉田憲市、倉持松雄、藤井孝幸、浅野栄子、川畑秀慈であります。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、防衛大臣、外務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、内閣官房庁長官、警視庁長官。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） これより討論を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 先ほど述べたとおりですね、やはり自然災害と、こういったテロ、一般有事は別だということを、私は言って、反対します。

○議長（倉持松雄君） これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより採決いたします。

意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって意見書案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字を削除願います。

阿見町農業委員会委員の推薦について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第18、阿見町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員会委員は、お手元に配付してあります参考資料のとおり、藤平清子さんを推薦したいと思います。

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員に藤平清子さんを推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議会推薦の農業委員会委員に藤平清子さんを推薦することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第19、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

閉会の宣告

○議長（倉持松雄君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。これをもちまして、平成25年第1回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 持 松 雄

副 議 長 柴 原 成 一

署 名 員 野 口 雅 弘

署 名 員 永 井 義 一

参 考 资 料

平成25年第1回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第1号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
	議案第2号	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第4号	阿見町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
	議案第16号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項
	議案第18号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項
	議案第30号	平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 総務常任委員会所管事項
	議案第37号	平成25年度阿見町一般会計予算 内 総務常任委員会所管事項
	議案第45号 請願第1号	町の区域の設定について 「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願
民生教育 常任委員会	議案第5号	阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について
	議案第6号	阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
	議案第7号	阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
	議案第8号	阿見町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
	議案第17号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項

<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第27号 議案第30号 議案第31号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第42号 議案第43号 請願第2号</p>	<p>阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について</p> <p>阿見町地域振興基金条例の廃止について</p> <p>平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）</p> <p>平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）</p> <p>平成25年度阿見町一般会計予算 内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>平成25年度阿見町国民健康保険特別会計予算</p> <p>平成25年度阿見町介護保険特別会計予算</p> <p>平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号</p>	<p>阿見町ふれあいの森条例の制定について</p> <p>阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について</p> <p>阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について</p> <p>阿見町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について</p> <p>阿見町移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準</p>

産 業 建 設 常 任 委 員 会		に関する条例の制定について
	議案第14号	阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について
	議案第15号	阿見町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
	議案第17号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第18号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第21号	町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
	議案第22号	阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について
	議案第23号	阿見町営住宅管理条例の一部改正について
	議案第24号	阿見町都市公園条例の一部改正について
	議案第25号	阿見町下水道条例の一部改正について
	議案第26号	阿見町水道事業給水条例の一部改正について
	議案第28号	阿見町農山漁村ふるさと事業基金条例の廃止について
	議案第30号	平成24年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第32号	平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第33号	平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第34号	平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第37号	平成25年度阿見町一般会計予算 内 産業建設常任委員会所管事項	
議案第39号	平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計予算	
議案第40号	平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算	
議案第41号	平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算	

産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第44号 議案第46号	平成25年度阿見町水道事業会計予算 町道路線の認定について
----------------------	------------------	----------------------------------

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成24年12月～平成25年3月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	2月26日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定例会会期日程について ・その他
総務 常任委員会	1月25日	ひたちなか・ 東海広域事務 組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組織の広域化について
民生教育 常任委員会	1月28日 ～ 1月29日	大阪府箕面市	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援制度について
議会だより 編集委員会	12月26日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第135号の発行について ・その他
	1月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第135号の発行について ・その他
全員協議会	2月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度阿見町予算内示について ・阿見町農業委員会委員の推薦について ・その他
	2月25日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町政治倫理審査会委員の委嘱について ・人権擁護委員の推薦について ・町の区域の設定について ・阿見町の一般職の任期付職員の採用及

全 員 協 議 会	2月25日	全員協議会室	<p>び給与の特例に関する条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阿見町新型インフルエンザ等対策本部条例について ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について ・ 阿見町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例について ・ 平成25年度行政組織機構の見直しについて ・ 平成24年度阿見町事業仕分けの結果に対する町の方針について ・ 阿見町地域防災計画の見直しについて ・ 阿見町空き家等の適正管理に関する条例について ・ 地域主権改革一括法の施行に伴う社旗福祉課所管条例の新規制定について ・ 阿見町ふれあいの森条例について ・ 阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例について ・ 地域主権改革一括法の施行に伴う都市施設管理課所管条例の新規制定について ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について ・ 阿見町農業委員会委員の推薦について ・ その他
-----------	-------	--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月13日	第1回全員協議会 ・平成25年第1回組合議会定例会提出予定案件について		藤井孝幸 平岡 博
	2月21日	第1回定例会 ・龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ・龍ヶ崎地方衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ・平成24年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号） ・平成25年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	藤井孝幸 平岡 博
牛久市・阿見町斎場組合	2月1日	第1回全員協議会 ・平成25年第1回組合議会定例会提出予定案件について		佐藤幸明 吉田憲市 川畑秀慈
	2月1日	第1回定例会 ・牛久市・阿見町斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ・平成24年度牛久市・阿見町斎	原案可決 原案可決	佐藤幸明 吉田憲市 川畑秀慈

牛久市・阿見町 斎場組合	2月1日	場組合一般会計補正予算（第 2号） ・平成25年度牛久市・阿見町斎 場組合一般会計予算	原案可決	佐藤幸明 吉田憲市 川畑秀慈
茨城県後期高齢 者医療広域連合 会	2月15日	第1回定例会 ・茨城県後期高齢者医療広域連 合特別職の職員等の報酬及び 費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例の制定につ いて ・平成24年度茨城県後期高齢者 医療広域連合一般会計補正予 算（第1号） ・平成24年度茨城県後期高齢者 医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算（第2号） ・平成25年度茨城県後期高齢者 医療広域連合一般会計予算 ・平成25年度茨城県後期高齢者 医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	諏訪原実

請 願 文 書 表

平成25年第1回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 所出 者氏 名	紹氏 介議 員名	議決 結果
1	平成 25年 2月 21日	<p>1. 件 名 「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願</p> <p>2. 主 旨 今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。</p> <p>我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大するのである。</p> <p>また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面になっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。</p> <p>平成16年5月にはその不備を捕捉すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今まで置き去りされている。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。</p> <p>よって、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府において「緊急事態基本法」を早急に制定するよう要望する「意見書」を、提出していただきたい。</p> <p>(請願事項) 国会及び政府において「緊急事態基本法」を早急に制定するよう要望する「意見書」を提出していただきたい。</p>	茨城 県取 手市 481 4-38 椎名 清	諏訪 原 実	

請 願 文 書 表

平成25年第1回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 所出 者氏 者名	紹氏 介議 員名	議決 結果
2	平成 25 年 2 月 26 日	<p>1. 件 名 阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願</p> <p>2. 主 旨 東京電力福島第一原子力発電所過酷事故により阿見町は、残念ながら、関東地方では最も高濃度に放射性物質がまき散らされた自治体の一つになりました。阿見町の将来を担う子ども達の放射能被曝による健康被害を最小限に食い止める事は我々阿見町に住む大人達の責務であると考えます。福島県の子どもたちに健康異常が伝えられ、阿見町周辺自治体の子ども達の健康に不安が増す中、阿見町の子ども達を被曝から守るため、我々大人達ができる限りの手を尽くし、結果として何事もなければ、「あーよかったね」と言えるような未来にするために、下記の事項を請願いたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1 阿見町独自の判断で実行していただきたい事項ー給食が一番安全な食べ物であり学校が一番安全な場所にするために</p> <p>(1) 給食用の食材の検査の検出下限をセシウム134と137合計で3 bq/kg程度まで下げる事(阿見町が所有するヨウ化ナトリウムシンチレーションカウンターの検出器を鉛の板で囲う等して遮蔽高めた上で1時間程度測定することにより可能です)。</p> <p>(2) 通学路に点在する放射性物質が付着した土壌などの吹きだまりを定期的に除染する事。</p> <p>(3) 通学時のマスクの着用の指導をする事(少なくとも強風の時)。</p> <p>(4) 放射性物質のたまっていそうな場所には近づかない事を教える事。</p> <p>(5) 校庭の土埃を吸い込むことを防ぐための措置(例えば、散水栓の設置や芝生化など)。</p>	茨城 県 稲敷 郡 阿見 町 阿見 5 1 6 0 17 美 都 里 藤 徳	永井 義 一	

2		<p>(6) 放射性物質を吸入する可能性のある、屋外活動・課外活動の見合わせ、及び学校教諭による子ども達の被曝低減策検討会の設置。(対象：強風時の屋外活動、稲や芋などの栽培や花壇の手入れ、落ち葉の清掃などの放射性物質に触れる可能性のある課外活動。ただし、稲や芋などの栽培や花壇の手入れに関しては、対象となる土壌を放射能汚染されていない土壌と入れ替えた場合、継続できると考えます。)</p> <p>2 政府および茨城県に対する予算措置を含めた積極的な被曝調査と対策を求める事項－安全神話を振りまいた責任は政府にある</p> <p>(1) 給食に含まれる放射性物質濃度の全国一律の基準(例えば、原発事故前の10倍の値である1 bq/kg以下など)の制定とこれを満たすための財政支援。</p> <p>(2) 阿見の子ども達を対象とした定期的な甲状腺検査。</p> <p>(3) 阿見の子ども達を対象とした尿の放射性物質濃度の定期的な検査。</p> <p>(4) 小中学校の一年生を対象とした心電図検査の全学年への拡大。</p>			
---	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--